

令和3年11月定例会

長崎県議会会議録

長崎県議会

令和3年11月定例会日程表（結果）

月	日	曜日	内 容 等	備 考
11/26	金		本会議（議案上程） （開会、会期決定、会議録署名議員指名、議長報告、予算決算委員長報告、質疑・討論、採決、新型コロナウイルス感染症・経済対策特別委員会委員長報告、意見書上程、質疑・討論、採決、議案一括上程（第126号議案乃至第143号議案並びに報告第24号及び報告第25号）、知事議案説明、第143号議案、質疑・討論、採決、第126号議案、委員会付託、散会） 予算決算委員会（分科会）〔文教厚生〕 常任委員会（総務、文教厚生、観光生活建設、農水経済）	質問通告締切
27	土			
28	日			
29	月		予算決算委員会（分科会長報告・採決） 議会運営委員会 本会議 （開議、委員長審査結果報告、質疑・討論、採決、散会）	
30	火		（議案調査）	質問通告内容事前調整期限
12/1	水		（議案調査）	請願受付締切
2	木		本会議 （開議、一般質問、散会）	
3	金		本会議 （開議、一般質問、散会） 議会運営委員会	陳情受付締切
4	土			
5	日			
6	月		本会議 （開議、一般質問、第127号議案乃至第142号議案及び報告24号、報告25号上程、知事議案説明、議案・請願委員会付託、散会）	会派・議員提出決議案等締切
7	火		（議案調査）	
8	水		（議案調査）	
9	木		議会運営委員会 本会議 （開議、議席の指定及び一部変更、常任委員会委員の選任の件、特別委員会委員の選任の件、散会） 常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務、文教厚生、観光生活建設、農水経済〕	
10	金		常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務、観光生活建設、農水経済〕 常任委員会（総務、文教厚生、観光生活建設、農水経済）	
11	土			
12	日			
13	月		常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務、文教厚生、観光生活建設、農水経済〕	
14	火		常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務〕 常任委員会〔総務、文教厚生、観光生活建設〕	
15	水			

16	木	観光・I R・新幹線対策特別委員会	
17	金	予算決算委員会(分科会長報告・採決) 議会運営委員会 県議会議員定数等調査特別委員会	
18	土		
19	日		
20	月	(議事整理)	
21	火	議会運営委員会 予算決算委員会(分科会)[総務、文教厚生] 議会運営委員会 議会運営委員会 会議(議案採決) (開議、第144号議案上程、知事議案説明、委員長審査結果報告、質疑・討論、採決、意見書上程、質疑・討論、採決、議員派遣第87号上程、採決、議会閉会中委員会付託事件の採決、知事あいさつ、議長あいさつ、閉会)	本
			(会期 26日間)

目 次

第1日目（11月26日）本会議（議案上程）

一、議事日程	1
一、出席議員	2
一、説明のため出席した者	2
一、開 議	3
一、会期の決定	3
一、会議録署名議員指名	3
一、議員辞職について(山田博司議員・衆議院議員選挙に立候補)	3
一、議長報告(全国都道府県議会議長会より、永年勤続功労者表彰、並びに知事専決事項報告)	3
一、予算決算委員長・審査結果報告(認定第1号「令和2年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について」、認定第2号「令和2年度長崎県港湾整備事業会計決算の認定について」及び認定第3号「令和2年度長崎県交通事業会計決算の認定について」、並びに「令和2年度長崎県流域下水道事業会計決算の認定」)	4
一、上記・認定第1号について、質疑・討論	6
一、堀江ひとみ議員、上記・認定第1号について、反対討論	6
一、北村貴寿議員、上記・認定第1号について、賛成討論	6
一、上記・認定第1号・認定	8
一、上記・認定第2号乃至認定第4号・認定	8
一、新型コロナウイルス感染症・経済対策特別委員会委員長報告	
一、新型コロナウイルス感染症・経済対策特別委員会より、「新型コロナウイルス感染症・経済対策について」・動議提出	10
一、上記・動議・原案可決	10
一、議案一括上程(第126号議案乃至第143号議案及び報告第24号、報告第25号)	10
一、上記・知事議案説明	10
一、上記・第143号議案「長崎県公安委員会の委員の任命について議会の同意を求めることについて」・原案同意	16
一、上記・第126号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算(第15号)」・予算決算委員会に付託	16
一、散 会	16

予算決算委員会(分科会)[文教厚生]

常任委員会(総務、文教厚生、観光生活建設、農水経済)

第2日目（11月27日）

第3日目（11月28日）

第4日目（11月29日）予算決算委員会（分科会長報告・採決）

議会運営委員会

本会議

一、議事日程	17
一、出席議員	18
一、説明のため出席した者	18
一、開 議	18
委員長報告	
一、予算決算委員長報告	19
一、第126号議案・原案可決	19
一、散 会	19
第5日目(11月30日)(議案調査)	
第6日目(12月1日)(議案調査)	
第7日目(12月2日)本会議	
一、議事日程	21
一、出席議員	22
一、説明のため出席した者	22
一、開 議	23
県政一般に対する質問	
一、八江利春議員質問	23
・知事の政治姿勢について	23
(知事に対し、4選を目指しての決意表明を求めたい)	23
・新型コロナウイルス感染症対策について	23
(第6波の到来に備えた検査体制の充実やワクチン接種への取組について)	24
・九州新幹線西九州ルートについて	24
(佐賀県に対して、どう働きかけていくのか、全線フル規格に向けて、どのように対応していくのか)	24
・特定複合観光施設(I R)について	24
(今回のカジノ オーストリアの投資規模をどのように評価しているのか)	24
(東彼杵道路の早期事業化に向けた取組、並びに浦頭港を拠点とするクルーズとの連携について)	24
・国民文化祭について	25
(県として、どのような国民文化祭を目指していくのか)	25
・農林業振興について(諫早平野における園芸作物の新たな産地づくりについて	25
(諫早平野などの水田地帯への園芸作物導入について、どのように取り組むのか)	25
・ながさき森林環境税の継続について	25
(県は、令和4年度以降のながさき森林環境税の継続について、どのように考えているのか)	25
・ミカンコミバエと鳥インフルエンザの防疫対策について	25

(県では、ミカンコミバエ、鳥インフルエンザの発生対策をどのように行っているのか)	25
・諫早西部台団地の計画見直しと西諫早団地再整備について(長崎住宅供給公社が施工する諫早西部団地[グリーンヒルズ]の現状と今後について)	26
(諫早西部台団地の未処分地の用途の見直しについて、現在までの実施状況と今後の進め方について)	26
・西諫早ニュータウン(県営西諫早団地)の整備について	26
(西諫早団地の再整備の方向性と西諫早ニュータウンの課題解決に向け、県はどのように取り組んでいるのか)	26
・スポーツの振興について	26
(本明川ボート競技場の整備に関する県の取組と、ボートの大会誘致は学生の大会から取り組んでみてはどうか)	26
・県南振興局について	27
(現在の進捗状況について)	27
(県南振興局の組織体制に対する県の考え方について)	27
・ドローン行政について(ドローン産業の育成について)	27
(県内の様々な分野において、ドローンの活用を拡げ、ドローン産業として振興することに対する県の見解は)	27
・林業におけるドローン技術の活用について	27
(県は、林業におけるドローン技術の活用について、どのように考えているか)	27
知事答弁	28
福祉保健部長答弁	29
企画部長答弁	30
農林部長答弁	31
土木部長答弁	32
文化観光国際部長答弁	32
総務部長答弁	33
八江利春議員質問	33
・4選出馬について	33
知事答弁	34
八江利春議員質問	34
・長崎大学が現在取り組んでいる新薬やワクチンの開発などに県として何らかの支援を図るべきと考えるが、県の見解を	34
福祉保健部長答弁	34
八江利春議員質問	34
・新型コロナウイルス感染症の新たな変異株であるオミクロン株について	34
福祉保健部長答弁	35
八江利春議員質問	35
・着工には、早期に環境影響評価を実施し、北陸新幹線と一体的に財源を議論していただく必要がある。アセスルートは、過去に調査を行った経過もあることから、早期の	

着工につながるのではないかと思うが、どう考えているのか	35
地域振興部長答弁	36
八江利春議員質問	36
・西諫早団地のニュータウンについて	36
・農業分野について	36
一、休 憩	36
一、再 開	36
一、宅島寿一議員質問	36
・知事の政治姿勢について	36
(これまでの3期12年の取組について)	37
(来年2月20日に施行される長崎県知事選挙への対応について)	37
・九州新幹線西九州ルート of 整備促進について	37
(平成22年の中村知事就任以降、この新幹線プロジェクトを振り返って、全線フル規格に向けた知事の思いについて)	37
・特定複合観光施設(I R) 区域整備の推進について	37
(九州・長崎 I R の実現に向けて、九州が一体となった取組は、本県の最大の強みであり、政府へ積極的にアピールすべきものと考え、県の見解を)	38
・石木ダム整備について	38
(現在の工事の進捗状況と今後どのように事業を推進していくのか)	38
・新型コロナウイルス感染症対策について(第6波への対応について)	38
(本県では、第6波に向けて、どの程度の感染者数を推測し、その感染拡大に向けた対策を講じようとしているのか)	38
・3回目のワクチン接種について	38
・産業労働行政について(基幹産業の育成について)	39
(基幹産業の育成に向け、努力されてきた中村県政3期目の4年間を具体的な事例を交え総括して、これらに加え、今後どのような分野に期待しているのか)	39
・若者定着対策について	39
(昨年度、新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、県内大学生の県内就職率が上昇に転じた要因と現在や今後の取組について)	39
・土木行政について(幹線道路ネットワークについて)	39
(現在、県内の幹線道路ネットワークの整備について、どのように取り組んでいるのか)	39
・農林水産行政について(農業振興について)	39
(国の「みどりの食料システム戦略」に掲げる農林業の生産性向上と持続性の両立に向けた県の考えについて)	39
(実現に向けた具体的な取組について)	40
・水産業振興について	40
(漁村地域自らが漁業の魅力や漁村のライフスタイル等を広く情報発信し、多様な人材を県内の漁村へ受け入れることで、各地の漁村を活性化させ、生活の場として暮らしを続けることができる漁村づくりを行う必要があると考えるが、県としての考えを)	

.....	40
(漁業を安定的に継続していくには、所得を向上させ、いわゆるもうかる漁業が必要であると考えるが、県としての取組を)	40
・観光行政について	40
(コロナ後の観光振興対策について)	40
・離島振興対策について(離島振興法の改正延長について)	40
(新たな離島振興法について、長崎県の実情を踏まえ、どのような改正が必要と考えているのか)	40
・教育行政について(学力向上対策について)	40
(本年度の全国学力学習状況調査の成果と課題をどのように分析しているのか、また、今後の学力向上対策をどのように進めていこうとしているのか)	41
・災害救助活動について	41
(警察本部長、危機管理監にそれぞれが関係する部隊について、救助活動への従事期間、延べ従事者数、活動状況について)	41
知事答弁	41
企画部長答弁	44
福祉保健部長答弁	44
産業労働部政策監答弁	44
土木部長答弁	45
農林部長答弁	45
水産部長答弁	45
文化観光国際部長答弁	46
地域振興部政策監答弁	46
教育委員会教育長答弁	46
警察本部長答弁	46
危機管理監答弁	46
宅島寿一議員質問	47
・カジノの粗収益、いわゆる G G R の15%に当たる認定都道府県等納付金について	47
企画部長答弁	47
宅島寿一議員質問	48
・若者定着対策について	48
(県として、どのような対策をとっていくのか)	48
産業労働部政策監答弁	48
宅島寿一議員質問	48
・島原半島における有機農業、特別栽培の取組状況と今後どのような取組状況を進めていくのか	48
農林部長答弁	48
宅島寿一議員質問	49
・雲仙の観光振興対策について	49
(温泉街の復興は、県の観光客の誘客上も重要であると考えているが、復興に向けた県の考	

えを	49
文化観光国際部長答弁	49
宅島寿一議員質問	49
・離島振興対策について	49
(新たな離島振興法の実現に向け、知事の決意を)	49
知事答弁	49
宅島寿一議員発言	50
一、休憩	50
一、再開	50
一、小林克敏議員質問	50
・知事の4選出馬について	50
(知事就任以来の実績をどのように評価しているのか)	51
知事答弁	51
小林克敏議員質問	52
知事答弁	52
小林克敏議員質問	52
知事答弁	53
小林克敏議員質問	53
知事答弁	53
小林克敏議員質問	53
・コロナ対策の総括と第6波対策について(新型コロナウイルス感染症の第5波までの対応と効果について)	53
(各部局の対策と効果について)	53
福祉保健部長答弁	54
産業労働部政策監答弁	54
文化観光国際部長答弁	55
小林克敏議員質問	55
・知事の見解について	55
(これまでの取組をどのように統括され、今後の基本的な対策について見解を)	55
知事答弁	55
小林克敏議員質問	56
・第6波への対応について(予防・拡大防止対策等について)	56
(12歳から17歳までの接種対象者は何名ぐらいで、現時点での接種率はどのようになっているのか)	56
福祉保健部長答弁	56
小林克敏議員質問	56
・3回目の接種について	57
福祉保健部長答弁	57
小林克敏議員質問	57
・3回目のワクチン確保はどうなっているのか、必要本数と確保の見込みについて	57

福祉保健部長答弁	57
小林克敏議員質問	57
・ 3回目の接種は、選択することができるのか	58
小林克敏議員質問	58
・ 5歳から11歳を対象としたワクチン接種について、対象者は何人ぐらいで、小児用ワ クチン確保と開始時期はいつからか	58
福祉保健部長答弁	58
小林克敏議員質問	58
・ 大村のダムから長崎市への飲料水の送水について	59
(水利権の再配分について)	59
土木部長答弁	59
小林克敏議員質問	59
・ 緊急時の湧水調整について	60
県民生活環境部長答弁	60
小林克敏議員質問	61
・ 工業用水の確保について	61
産業労働部長答弁	61
小林克敏議員質問	61
・ 知事の見解について	61
知事答弁	62
小林克敏議員質問	62
・ 水陸機動団の大村市への誘致について	62
(竹松駐屯地の現況について)	62
危機管理監答弁	62
小林克敏議員質問	62
危機管理監答弁	62
小林克敏議員質問	62
・ 水陸機動団誘致に対する知事の認識について	63
知事答弁	63
小林克敏議員質問	63
・ 長崎空港リモート化による24時間化の取組みについて	63
地域振興部長答弁	63
小林克敏議員発言	64
一、休 憩	64
一、再 開	64
一、深堀ひろし議員質問	64
・ 知事の主要政策の進捗状況について (任期4年間の総括について)	64
(総括的に現状に対する知事の率直な所感について)	64
知事答弁	64
深堀ひろし議員質問	65

・ 県民所得向上対策について	65
(第1～2期の成果確認と今後の見通しについて)	65
企画部長答弁	65
深堀ひろし議員質問	66
企画部長答弁	66
深堀ひろし議員質問	66
・ 新設法人の状況	66
産業労働部長答弁	67
深堀ひろし議員質問	67
・ 人口減少対策について	67
(令和3年度の目標は2000人であるが、現在の見通しは)	67
地域振興部長答弁	67
深堀ひろし議員質問	68
・ 移住者対策としての空き家活用策	68
地域振興部長答弁	68
深堀ひろし議員質問	68
・ 空き家の活用について	68
土木部長答弁	69
深堀ひろし議員質問	69
・ ナガサキ S T A R T ハウスプロジェクトの取り組み	69
産業労働部政策監答弁	69
深堀ひろし議員質問	69
・ 労働法令違反事業所の実態	70
産業労働部政策監答弁	70
深堀ひろし議員質問	70
・ 九州新幹線西九州ルート開業に向けた機運醸成について	70
(今後の機運醸成の取組について)	71
地域振興部長答弁	71
深堀ひろし議員質問	71
・ 健康長寿日本一について	71
(取組状況と見通し)	71
福祉保健部長答弁	71
深堀ひろし議員質問	72
福祉保健部長答弁	72
深堀ひろし議員質問	72
・ コロナ対策について(ワクチン接種体制[3回目])	73
(交接種について)	73
福祉保健部長答弁	73
深堀ひろし議員質問	73
福祉保健部長答弁	74

深堀ひろし議員質問	74
・中和抗体薬の効果と課題	74
福祉保健部長答弁	74
深堀ひろし議員質問	74
・災害に強い行政体制について(ハザードマップにある県有施設の防災体制)	74
(警察施設の不備について)	74
警察本部長答弁	75
深堀ひろし議員質問	75
・警察施設以外の県の施設での不備について	75
危機管理監答弁	75
深堀ひろし議員質問	75
・長崎南北幹線道路の進捗状況	75
(長崎南北幹線道路の整備に伴う公園施設の影響について)	76
土木部長答弁	76
深堀ひろし議員質問	76
・仮称松山インターチェンジについて	76
土木部長答弁	76
深堀ひろし議員質問	76
・警報発令時の早めの安全対策	76
土木部長答弁	77
深堀ひろし議員質問	77
土木部長答弁	77
深堀ひろし議員質問	78
・道路街路樹の必要性	78
土木部長答弁	78
深堀ひろし議員質問	78
土木部長答弁	78
深堀ひろし議員質問	78
・教育行政について(学力調査の状況)	78
(読解力について)	78
教育委員会教育長答弁	78
深堀ひろし議員質問	79
・ふるさと教育	79
(小中学校、高校におけるふるさと教育の実績と課題について)	79
教育委員会教育長答弁	79
深堀ひろし議員質問	79
・教育施設の青少年育成団体への貸し出し	79
教育委員会教育長答弁	80
深堀ひろし議員質問	80
教育委員会教育長答弁	80

一、散 会	80
第8日目(12月3日)	
一、議事日程	81
一、出席議員	82
一、説明のため出席した者	82
一、開 議	83
県政一般に対する質問	
一、松本洋介議員質問	83
・ コロナ禍における経済対策について(倒産状況と経営支援について)	83
(県内における倒産件数とその業種について、また倒産しなくても、資金繰りが厳しい企業への支援状況について)	83
産業労働部長答弁	83
松本洋介議員質問	84
・ 今後、コロナ禍においても持続可能な具体的な経営支援策について	84
産業労働部長答弁	84
松本洋介議員質問	84
・ 国の補助対象にならないような取組に対して、どのような支援を行っているのか ...	84
産業労働部長答弁	84
松本洋介議員質問	84
・ 失業者対策について	84
(コロナ禍における失業者への対応について)	84
産業労働部長答弁	84
松本洋介議員質問	85
・ 一日でも早く再就職できるような支援が必要だと思うが、具体的な対策とその対策 で実際に何社で、何名採用されたのか、現状における実績について	85
産業労働部長答弁	85
松本洋介議員質問	85
・ 県内の半導体関連産業について	85
産業労働部長答弁	85
松本洋介議員質問	85
・ 農業行政について(後継者育成支援について)	85
(後継者育成支援の現状と課題について)	86
農林部長答弁	86
松本洋介議員質問	86
農林部長答弁	86
松本洋介議員質問	86
・ 経営支援の現状と課題について	86
(米価下落の状況に対しての見解を)	87

農林部長答弁	87
松本洋介議員質問	87
・園芸作物導入促進について	87
農林部長答弁	87
松本洋介議員質問	87
・小規模農家の方々には、今後、農業所得増加に向けて、どう取り組んでいくのか	87
農林部長答弁	87
松本洋介議員質問	88
・子育て支援について(コロナ禍における出産について)	88
(母性健康管理措置について)	88
こども政策局長答弁	88
松本洋介議員質問	88
・産後ケア事業について	88
こども政策局長答弁	88
松本洋介議員質問	89
・保育士確保対策について	89
(保育士の現状と課題について)	89
こども政策局長答弁	89
松本洋介議員質問	89
・離職率が高い要因について	89
こども政策局長答弁	89
松本洋介議員質問	89
・教育行政について(不登校の現状と課題について)	90
(コロナ禍における対応状況について)	90
教育委員会教育長答弁	90
松本洋介議員質問	90
・タブレット端末を活用して、遠隔で不登校生徒とコミュニケーションを取り、不登校対策に対応してはどうか	91
教育委員会教育長答弁	91
松本洋介議員質問	91
・タブレットを活用したオンライン学習支援について、本県でモデル校を選定し、前向きに検討していただきたい	91
教育委員会教育長答弁	91
松本洋介議員質問	91
・キャリア教育について	91
(キャリア教育の成果について)	91
教育委員会教育長答弁	92
松本洋介議員質問	92
・地域と連携した取組について	92
教育委員会教育長答弁	92

松本洋介議員質問	92
・今後のキャリア教育に対する考えを	92
教育委員会教育長答弁	93
松本洋介議員質問	93
・防災行政について（土砂災害の対応について）	93
（土砂災害の発生状況について）	93
土木部長答弁	93
松本洋介議員質問	93
・避難に対応する取組と県民への周知について	93
土木部長答弁	93
松本洋介議員質問	94
・土砂災害の警戒区域は、県内で何か所あり、ハード対策が必要なところは何か所あるのか	94
土木部長答弁	94
松本洋介議員質問	94
・今後、災害を防ぐため、県民の安全確保のために、どうするのか	94
土木部長答弁	94
松本洋介議員質問	94
・消防団員確保対策について	95
（消防団員は、なぜ減少するのか、その要因について）	95
危機管理監答弁	95
松本洋介議員質問	95
・消防団員の処遇改善について	95
危機管理監答弁	95
松本洋介議員質問	95
危機管理監答弁	96
松本洋介議員質問	96
・警察行政について（特殊詐欺の現状と対策について）	97
（被害状況と今後の対応策について）	97
警察本部長答弁	97
松本洋介議員質問	97
・抜本的に抑え込むには、もっと踏み込んだ対応が必要だと思うが、どのように考えているのか	97
警察本部長答弁	97
松本洋介議員発言	98
一、休憩	98
一、再開	98
一、浅田ますみ議員質問	98
・フェムテックと女性活躍社会について（フェムテックに関する県の考え方について）	98

(本県におけるフェムテックの考え方、そして女性活躍促進における現状について) ...	98
県民生活環境部長答弁	99
浅田ますみ議員質問	99
県民生活環境部長答弁	100
浅田ますみ議員質問	100
知事答弁	100
浅田ますみ議員質問	100
・ I R の現状と今後について	101
(区域整備計画の素案について)	101
企画部長答弁	101
浅田ますみ議員質問	101
企画部長答弁	102
浅田ますみ議員質問	102
企画部長答弁	102
浅田ますみ議員質問	102
企画部長答弁	103
浅田ますみ議員質問	103
企画部長答弁	103
浅田ますみ議員質問	103
企画部長答弁	104
浅田ますみ議員質問	104
企画部長答弁	104
浅田ますみ議員質問	104
企画部長答弁	104
浅田ますみ議員質問	104
企画部長答弁	104
浅田ますみ議員質問	104
企画部長答弁	104
浅田ますみ議員質問	105
企画部長答弁	105
浅田ますみ議員質問	105
企画部長答弁	105
浅田ますみ議員質問	105
企画部長答弁	106
浅田ますみ議員質問	106
企画部長答弁	106
浅田ますみ議員質問	107
企画部長答弁	107
浅田ますみ議員質問	107
知事答弁	107
浅田ますみ議員質問	107
・ e スポーツへの取り組みと今後について	107

(産業、教育、スポーツ様々な角度からの関わりのあり方)	108
文化観光国際部長答弁	108
浅田ますみ議員質問	108
・福祉分野におけるeスポーツ活用について	108
福祉保健部長答弁	109
浅田ますみ議員質問	109
福祉保健部長答弁	109
浅田ますみ議員質問	109
・I Rを契機として、ギャンブル依存症対策や青少年健全育成について	109
企画部長答弁	110
浅田ますみ議員質問	110
・長崎だからこそ、もっともっとeスポーツを打ち出して支援を	110
知事答弁	110
浅田ますみ議員質問	110
・今後の長崎の移住政策の中でのC C R Cについて	111
(現状認識と分析)	111
地域振興部長答弁	111
浅田ますみ議員質問	111
・C C R C構想の現在について	111
地域振興部長答弁	112
浅田ますみ議員質問	112
・県庁跡地活用について	112
(パブリックコメントの状況と受け止め方)	112
地域振興部長答弁	112
浅田ますみ議員質問	113
・今後の利活用について	113
地域振興部長答弁	113
浅田ますみ議員質問	114
・旧第3別館について	114
地域振興部長答弁	114
浅田ますみ議員質問	114
・投票率向上の取り組みについて	114
(現状の分析と今後の向上を目指しての政策)	114
選挙管理委員会委員長答弁	114
浅田ますみ議員質問	115
・投票率の問題について	115
知事答弁	115
浅田ますみ議員発言	115
一、休 憩	116
一、再 開	116

一、久保田将誠議員質問	116
・ G7サミット関係閣僚会合（2023）の誘致について	116
（ G7サミット関係閣僚会合の誘致について、長崎市と共同で誘致に取り組む考えはな いか）	116
・ 新型コロナウイルス感染症について（情報発信）	116
（感染拡大防止対策の発信に際しての留意点や課題認識について）	116
・ 第5波収束の要因	116
（第5波が収束に向かった要因について、どのように考えているのか）	116
・ コロナ即応病床に係る本県の状況	116
（本県のコロナ病床確保に係る補助金の実績及びコロナ病床として登録しながら患者 受入をしない見せかけの病床がなかったか）	117
・ ながさきコロナ対策飲食店認証制度について（認証制度の進捗状況とその状況に対す る県の評価、認証後の飲食店の取組状況）	117
（飲食店認証制度の進捗状況とそれに対する県の評価は）	117
（認証後の飲食店の取組状況について）	117
・ 高校生の県内就職率の全国順位と上昇の要因等について	117
（直近2年の高校生の県内就職率の全国や九州における順位、対前年度の伸び幅の順位 について）	117
（令和元年度、令和2年度の県内就職率が上昇している要因について）	118
・ 食品開発支援センターによる支援について	118
（センターの支援により商品化に至ったケースなどは、どのようなものがあるのか）	118
・ 長崎市におけるオフィス系の企業誘致について	118
（長崎市におけるオフィス系企業の立地状況と今後はどのように考えているのか）	118
・ 行政のデジタル化について（押印の見直し）	118
（その後の進捗状況）	119
・ 収入証紙の見直し	119
（他県では、廃止や見直しの検討を行っているところがあるが、本県ではどのように考 えているのか）	119
・ デジタル格差の解消について	119
（高齢者に向けたデジタルディバイド対策をどのように進めていくのか）	119
・ 水産行政について（燃油高騰への対応）	119
（今後の燃油高騰に対する県の対応）	119
・ 地球温暖化の水産業への影響と対策	119
（本県沿岸の海水温上昇がみられる中で、県では、どのような藻場回復対策を考えてい るのか）	120
・ 農業における燃油高騰への対応について	120
（燃油価格の高騰は、生産者の農業経営に大きく影響すると考えるが、燃油高騰への対 応について、県はどのように考えているのか）	120
・ 管理者不明橋について	120
（県が管理する河川において、管理者が不明な橋の実態をどのように把握してい	

るのか)	120
・小学校教員の採用選考試験の結果について	120
(小学校教員の採用試験について改善策を講じた結果、令和3年度の実施結果はどうであったのか)	120
知事答弁	121
総務部長答弁	122
福祉保健部長答弁	122
県民生活環境部長答弁	122
産業労働部政策監答弁	123
産業労働部長答弁	124
会計管理者答弁	124
企画部長答弁	124
水産部長答弁	125
農林部長答弁	125
土木部長答弁	126
教育委員会教育長答弁	126
久保田将誠議員質問	126
・G7サミット関係閣僚会合(2023)の誘致について	126
知事答弁	127
久保田将誠議員質問	127
・今後のスケジュール感について	127
文化観光国際部長答弁	127
久保田将誠議員質問	127
・県庁の感染防止対策として、これまで出勤者の半減に取り組み、6月定例会において、令和3年1月の削減率が約33%、5月が約40%との答弁があった。第5波では、本県はまん延防止等重点措置の対象となったが、同様に出勤者の削減に取り組んだのか、取り組んだのであれば、その結果をお尋ねしたい	128
総務部長答弁	129
久保田将誠議員質問	129
・県内企業がテレワークをできるようになれば、新型コロナウイルスによる休業の回避や感染拡大防止の両面からの対策となり、テレワークは推進すべきものとする。企業のテレワーク導入促進に向けた県の取組について	129
産業労働部長答弁	129
久保田将誠議員質問	129
・上昇してきている高校生の県内就職率について、今後どのように維持、向上を図っていくのか	129
産業労働部長答弁	129
久保田将誠議員質問	130
・現状として、本県のオンライン手続に使われている電子申請システムについては、キャッシュレス決済に対応できておらず、改善すべきと考えるが、この点についてどの	

ように考えているのか	130
総務部長答弁	130
久保田将誠議員質問	130
・マイナンバーカードの交付率の現状と、県として、どのようにして取得を促進しているのか	130
地域振興部長答弁	130
久保田将誠議員質問	130
・県民がサイバー犯罪の被害に遭わないために、警察としてどのようなことに取り組んでいるのか	130
警察本部長答弁	131
一、休 憩	131
一、再 開	131
一、山本由夫議員質問	131
・島原半島に関する重要なインフラ整備の状況について(島原道路について)	131
(島原道路の今後の整備に対する県の取組について)	131
・農地の基盤整備事業について	131
(島原半島における農地の基盤整備事業の実施状況及び今後の新規地区の予定はどうなっているのか)	132
(令和4年度の国の農業農村整備事業の概算要求の状況と予算確保に向けた県の取組はどうなっているのか)	132
・長崎県のブランド化について(地域ブランド調査について)	132
(地域ブランド調査2021における観光意欲度や食品想起率の結果について、どのように評価しているか)	132
・長崎県の食のブランド化について	132
(県は、食によるブランド化にどのように取り組み、どのような成果が上がっているのか)	132
(長崎俵物の県内・県外における認知度や売上げ実績等の成果と、現状を踏まえた今後の取組について)	132
(長崎四季畑の県内・県外における認知度や売上げ実績、今後の取組について)	132
・日本橋 長崎館について	132
(オープンからもうすぐ6年が経過する「日本橋 長崎館」の来館客数、売上げ、取組はどうか)	132
・ウィズコロナ・アフターコロナにおける観光振興策について(隣県、九州内での観光周遊に向けた取り組みと各県との連携について)	132
(隣県、九州内からの誘客に向けた本県の今後の取組は)	133
・第4次食育推進計画について(持続可能な食を支える食育と「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進について)	133
(持続可能な食を支える食育と「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進について、県ではどのように取り組んでいるのか)	133
・地域との連携による食育の推進について	133

(市町における食育推進の取組の現状と、地域との連携による食育の推進について、県としてどのように取り組んでいるのか)	133
・食育推進全国大会の開催について	133
(食育推進全国大会を本県で開催してはどうか)	133
・地域包括ケアシステムについて(各圏域の構築状況と課題、対応について)	133
(令和2年度の各圏域の構築状況はどうだったのか。また、今回の評価における課題をどのように分析し、改善に向けてどう取り組もうとしているのか)	134
・2025年度に向けた今後の取り組みについて	134
(構築がなされた市町における地域包括ケアシステムの質の向上のため、今後どのように取り組もうとしているのか)	134
・ファミリーホームについて(長崎県社会的養育推進計画の進捗状況について)	134
(里親及びファミリーホームの委託率の進捗状況と課題、今後どのように取り組まれていくのか)	134
・県内のファミリーホームの現状と今後の取り組みについて	134
(ファミリーホームの現状と、今後どのように取り組まれていくのか)	134
・島原半島の県立高校について(島原半島の県立高校の現状について)	134
(島原半島の県立高校の定員充足状況と私立高校進学者が増加した要因に対する県の見解は)	135
・今後の対策について	135
(県立高校の定員割れの状況を改善するために、今後どのような対策を考えているのか)	135
知事答弁	135
農林部長答弁	135
文化観光国際部長答弁	136
水産部長答弁	137
県民生活環境部長答弁	137
福祉保健部長答弁	138
こども政策局長答弁	139
教育委員会教育長答弁	139
山本由夫議員質問	140
・食のブランド化について、部局横断的な取組が弱いと感じている。そこで、食を統一したホームページやポータルサイトを立ち上げて、情報を一本化することで県内への誘客や売上の向上につなげてはどうか	140
文化観光国際部長答弁	140
山本由夫議員質問	141
・アンテナショップの売上げや来館者数以外に効果を測定する取組はどうか。また、店舗の機能強化に向けた今後の取組はどのようなことがあるか	141
文化観光国際部長答弁	141
山本由夫議員質問	142
・有明海沿岸地域への観光客をいかに宿泊、周遊につなげるかが課題であるため、4県	

が新たな組織を設置して連携・強化する取組が必要ではないか	142
文化観光国際部長答弁	142
山本由夫議員質問	142
・県と市町が活発な意見交換を行い、先進事例等の情報を共有することで、県内各地域での食育推進がより良いものとなっていくのではないかと	143
県民生活環境部長答弁	143
山本由夫議員質問	143
・国の計画では、子ども食堂等を含むNPO等に対して支援を行うことが盛り込まれているが、県の考え方を聞きたい	143
県民生活環境部長答弁	143
山本由夫議員質問	143
・地域包括ケアシステムが機能するためには、サービスの受け手側への情報発信と理解が重要と考えており、認知度の現状と、現在介護等を必要としている高齢者や、今後サービスを利用することになる世代に対する理解促進のための取組について	144
地域振興部長答弁	144
山本由夫議員質問	144
・ファミリーホームについて	144
・各高校では、オープンスクールや地域別説明会を行っているが、中学校別の学校説明会による生徒・保護者に直接訴えかける機会の設定や、中学2年生を対象とした早い段階での説明会等を開催する必要があるのではないかと	145
教育委員会教育長答弁	145
山本由夫議員質問	145
・島原市内の4校については、近距離で巡回できる場所にあるため、民間や島原市と協力して、共通のスクールバスを導入し、現行の県の補助と同水準で生徒や保護者の負担軽減を図るなど、検討の余地はないかと	145
教育委員会教育長答弁	145
山本由夫議員質問	146
・募集定員充足のための対策として、再募集を実施する考えはないか。また、県外から生徒を募集する考えはないかと	146
教育委員会教育長答弁	146
山本由夫議員発言	146
一、散 会	147
第9日目(12月4日)	
第10日目(12月5日)	
第11日目(12月6日)本会議	
一、議事日程	149
一、出席議員	150
一、説明のため出席した者	150
一、開 議	151

県政一般に対する質問

一、堤 典子議員質問	151
・被爆体験者問題の解決に向けた取り組みについて（8月、11月の厚生労働省への要請 内容と回答）	151
（国に提出された要請書の内容と厚生労働省の回答について）	151
福祉保健部長答弁	151
堤 典子議員質問	152
・一刻も早い救済に向けての知事の決意	152
知事答弁	152
堤 典子議員質問	153
・ひきこもりへの支援策の充実について（県内のひきこもり者の状況と8050問題につ いて）	153
（県内にどれくらいのひきこもり者がいるのか）	153
福祉保健部長答弁	153
堤 典子議員質問	153
・8050問題について、県はその生活状況などを把握しているのか、特に親亡き後の単 身者の支援も含めてどうか	153
福祉保健部長答弁	153
堤 典子議員質問	153
・不登校から抜け出すための支援	154
（不登校からひきこもりになる方はどれくらいいるのか）	154
福祉保健部長答弁	154
堤 典子議員質問	154
・不登校の子どもたちへの対応について、県はどのように取り組んでいるのか	154
教育委員会教育長答弁	154
堤 典子議員質問	154
・教育機会確保法の理念に基づく取り組みの現状と課題	155
教育委員会教育長答弁	155
堤 典子議員質問	155
・不登校やひきこもりの当事者、家族の居場所づくり	155
（地域の中での不登校やひきこもりの当事者、家族への相談対応や居場所づくりの県 の支援はどうか）	155
（社会的資源の少ない地域への働きかけはどうか）	155
福祉保健部長答弁	156
堤 典子議員質問	156
・県北地域への思春期対応の精神科医療機関の拡大について	156
（県北地域は、児童思春期精神科外来が少ないが、県はこのことをどのように考え、ど んな対策をしているのか）	156
福祉保健部長答弁	156

堤 典子議員質問	157
・教員の確保と自主研修の充実について（県内出身者の教員採用状況）	157
（県内の高校出身者の教員採用状況はどうか）	157
教育委員会教育長答弁	157
堤 典子議員質問	157
・代替者の確保と定年延長後の新卒者の確保	157
（産休・育休代替者、病休代替者の確保はどうなっているのか。2023年度末から定年延長が実施されるが、新卒者の確保について、どう考えているのか）	157
教育委員会教育長答弁	157
堤 典子議員質問	158
教育委員会教育長答弁	158
堤 典子議員質問	158
・定年前退職の実態	158
（定年退職者と定年前退職者の割合はどうなっているのか）	158
教育委員会教育長答弁	158
堤 典子議員質問	158
・教育現場を離れた人、介護離職者などに教育現場で働いてもらうよう働きかけが必要ではないか	158
教育委員会教育長答弁	158
堤 典子議員質問	159
・教員の精神疾患の現状と要因	159
教育委員会教育長答弁	159
堤 典子議員質問	159
・長期休業中の承認研修の充実	159
（教育公務員特例法に基づく自主研修の充実に向けた取り組み）	159
教育委員会教育長答弁	160
堤 典子議員質問	160
・生物多様性の保全について（公共工事等における生物多様性への配慮）	161
（県の公共工事、河川改修や道路整備などは、長崎県生物多様性保全戦略の行動計画に基づいて取り組まれているのか）	161
県民生活環境部長答弁	161
堤 典子議員質問	161
・希少種の保全などが十分に取り組まれていないケースがあるのではないかと	161
県民生活環境部長答弁	161
堤 典子議員質問	161
・ハラスメントのない職場環境づくりについて	162
（パワハラ事案への対応）	162
総務部長答弁	162
堤 典子議員質問	162
・ハラスメントの再発防止に向けた取り組み	162

総務部長答弁	162
堤典子議員質問	163
・ジェンダーの視点に立つ県政について（教育現場のジェンダー平等の推進）	163
（県立学校のジェンダー平等にどう取り組んでいるのか）	163
教育委員会教育長答弁	163
堤典子議員質問	163
・性別で分けない名簿が進んでいない小中学校に、どう働きかけているのか	163
教育委員会教育長答弁	164
堤典子議員質問	164
教育委員会教育長答弁	164
堤典子議員質問	164
・ジェンダー平等の推進のために、性教育にどう取り組むのか	164
教育委員会教育長答弁	165
堤典子議員質問	165
・ジェンダーに配慮したイメージキャラクターについて	165
（がんば君・らんばちゃん、びわ太郎・こびわちゃんなど、キャラクター設定の際、ジェンダーへの配慮が必要だったと思われる。県は、ジェンダーの視点を持った取り組みをどう進めるのか）	165
県民生活環境部長答弁	166
堤典子議員発言	166
一、休憩	167
一、再開	167
一、宮本法広議員質問	167
・福祉保健行政について（健康長寿日本一の長崎県づくりについて）	167
（本事業における取組状況と今後の展開について）	167
知事答弁	167
宮本法広議員質問	168
・健康経営について	168
福祉保健部長答弁	168
宮本法広議員質問	168
福祉保健部長答弁	168
宮本法広議員質問	169
福祉保健部長答弁	169
宮本法広議員質問	169
・サポートメンバーの進捗状況と今後の具体的活動について	169
福祉保健部長答弁	169
宮本法広議員質問	170
・今年度の食生活改善推進員の活動及び今後の展開について	170
福祉保健部長答弁	170
宮本法広議員質問	170

・がん対策について	170
(本県における子宮頸がん罹患者数の推移について)	170
福祉保健部長答弁	170
宮本法広議員質問	170
・子宮頸がんワクチンについて	171
知事答弁	171
宮本法広議員質問	171
・HPVワクチン接種の今後の対応について	171
福祉保健部長答弁	171
宮本法広議員質問	172
・次期長崎県がん対策推進計画の中に、HPVワクチン接種勧奨について盛り込むべきであると考え、見解を	172
福祉保健部長答弁	172
宮本法広議員質問	172
・てんかん地域診療連携体制整備事業について	172
(現在までの進捗状況について)	172
福祉保健部長答弁	172
宮本法広議員質問	173
・てんかん医療連携について、今後、どのように取り組んでいくのか	173
福祉保健部長答弁	173
宮本法広議員質問	173
・教育行政について(夜間中学について)	173
(今後の具体的な取組について)	173
教育委員会教育長答弁	173
宮本法広議員質問	173
・設置地域及び設置年度について	174
教育委員会教育長答弁	174
宮本法広議員質問	174
・今後のスケジュールについて	174
教育委員会教育長答弁	174
宮本法広議員質問	175
・夜間中学への不登校生徒の受け入れについて	175
教育委員会教育長答弁	175
宮本法広議員質問	175
・道路行政について(都市計画道路佐世保縦貫線について)	175
(現在、決定権者として、どのような取組をされているのか)	175
土木部長答弁	176
宮本法広議員質問	176
・産業振興対策について(造船産業への支援について)	176
(S S K の希望退職者における再就職状況と協力会社に対する本県の支援状況につ	

いて)	176
知事答弁	176
宮本法広議員質問	177
・住環境整備対策について(県営住宅について)	177
(直近の県全体の空き家率と空き家率2割を超えている県北地域における県営住宅に ついて)	177
土木部長答弁	177
宮本法広議員質問	177
・若い世代の入居の促進、特に、大学生などの入居が可能とならないか	178
土木部長答弁	178
宮本法広議員質問	178
・住教育の推進について	178
(今後、古民家の再生、空き家対策、防災の観点から、「長崎県住生活基本計画」の中 に住教育を盛り込んで、県民に広く推進すべきと考えるが、見解を)	178
土木部長答弁	178
宮本法広議員質問	179
・文化・スポーツの振興について(剣道について)	179
(本県が誇るべき日本固有の伝統技術と、この栄誉をどう評価されているのか)	179
産業労働部長答弁	179
宮本法広議員質問	179
・剣道及び剣道防具に対して、文化財として保護すべきと考えるが、見解を	179
教育委員会教育長答弁	180
宮本法広議員質問	180
・本県においても、県警職員が最高峰である世界選手権を目指すことへの後押しをす べきと考えるが、見解を	180
警察本部長答弁	180
宮本法広議員質問	181
・剣道に取り組むジュニア選手への支援を強化すべきと考えるが、見解を	181
教育委員会教育長答弁	181
宮本法広議員質問	181
・伝統競技等のさらなる普及と発展の必要性があると考え、知事の思いを	181
知事答弁	181
宮本法広議員質問	182
・スケートボード(スケボー)について	182
(小江スケートパークにおける老朽化対策について)	182
土木部長答弁	182
宮本法広議員質問	182
土木部長答弁	182
宮本法広議員質問	182
・今後、交流人口の増加に寄与し、スポーツ振興に資するようなスケボーに親しむ機	

・長崎県農業振興公社の借入金償還計画、執行状況を、毎年議会に示す考えはないか ...	190
農林部長答弁	191
堀江ひとみ議員質問	191
農林部長答弁	192
堀江ひとみ議員質問	192
農林部長答弁	192
堀江ひとみ議員質問	192
・「リースではなく財産に」との営農者の思いを、どう受け止めるか	193
知事答弁	193
堀江ひとみ議員質問	193
・乳幼児医療費助成事業について	193
(県の補助対象年齢を拡大する考えはないか)	194
こども政策局長答弁	194
堀江ひとみ議員質問	194
・中村知事が就任時、厳しい財政でも償還払いから現物給付へ財政負担を承知のうえで 英断した思いは、ないのか	194
知事答弁	194
堀江ひとみ議員質問	195
知事答弁	195
堀江ひとみ議員質問	195
知事答弁	195
堀江ひとみ議員質問	195
・気候非常事態宣言の発出について	196
(日本が2回連続「化石賞」を受賞したことへの見解)	196
県民生活環境部長答弁	196
堀江ひとみ議員質問	196
県民生活環境部長答弁	196
堀江ひとみ議員質問	197
県民生活環境部長答弁	197
堀江ひとみ議員質問	197
・気候非常事態宣言を発出する考えはないか	197
県民生活環境部長答弁	197
堀江ひとみ議員質問	198
県民生活環境部長答弁	198
堀江ひとみ議員質問	198
県民生活環境部長答弁	198
堀江ひとみ議員質問	198
県民生活環境部長答弁	198
堀江ひとみ議員発言	199
一、休 憩	199

一、再 開	199
一、宮島大典議員質問	199
・新型コロナ感染症関連対策について	199
(本県の経済状況、特に県内事業者の現状について、どのように認識しているのか) ...	199
知事答弁	200
宮島大典議員質問	200
・県として、今後どのように販売促進を図っていくのか	200
産業労働部長答弁	200
宮島大典議員質問	201
・ワクチン接種について	201
(これまでのように大規模接種も準備する必要があるかと考えるが、どうか)	201
福祉保健部長答弁	201
宮島大典議員質問	201
・1回目、2回目の接種をまだまだ進めていくことが必要であると考え、その接種体 制について	202
福祉保健部長答弁	202
宮島大典議員質問	202
・中和抗体薬による治療の普及促進を図る必要があると思うが、在庫管理体制はどのよ うになっているのか	202
福祉保健部長答弁	202
宮島大典議員質問	202
・今後、医療機関での中和抗体薬の投与について、外来での投与体制を構築していく必 要があると考え、県の取組について	203
福祉保健部長答弁	203
宮島大典議員質問	203
・企業振興について	203
(スタートアップの集積を目指した取組が必要だと考えるが、佐世保市での取組につ いて)	203
産業労働部長答弁	203
宮島大典議員質問	204
・オフィス系企業の誘致について	204
(佐世保市におけるオフィス系企業の立地状況と、今後どのように誘致を進めていくの か、県の考えを)	204
産業労働部長答弁	204
宮島大典議員質問	204
・製造業の誘致に対してはどのような方針で取り組まれているのか	204
産業労働部長答弁	205
宮島大典議員質問	205
・I R整備推進と観光振興について	205
(カジノ オーストリアから提出された事業基本計画に関して、出資や協力企業の状況	

がどのようになっているのか)	205
企画部長答弁	205
宮島大典議員質問	205
・佐世保市が行う交通インフラ整備等に伴う経費について	206
企画部長答弁	206
宮島大典議員質問	206
・佐世保市に十分に配慮したGGR等の配分方法が検討できないか	206
企画部長答弁	207
宮島大典議員質問	207
・本県のIR推進体制が他地域と比較して十分なのか	207
企画部長答弁	207
宮島大典議員質問	207
・IRからの周遊を促進するため、県内観光地の魅力をいかに高めていくのか、県の方針を	208
文化観光国際部長答弁	208
宮島大典議員質問	208
・一般県道俵ヶ浦日野線の赤崎町から船越町間の整備について	208
土木部長答弁	209
宮島大典議員質問	209
・環境政策の推進について	209
(「食品ロス削減推進計画」の進捗について)	209
県民生活環境部長答弁	209
宮島大典議員質問	209
・賞味期限と消費期限について、消費者等にどのように対応しているのか	210
県民生活環境部長答弁	210
宮島大典議員質問	210
・フードバンク活動の支援をどのようにされているのか	210
県民生活環境部長答弁	210
宮島大典議員質問	211
・教育行政について	211
(教育委員会として、大学進学指導のあり方をどのように考えていくのか)	211
教育委員会教育長答弁	211
宮島大典議員質問	211
・現時点で合同点検の結果、対策が必要とされた通学路について、各部局が講じている安全対策とその進捗状況について	211
教育委員会教育長答弁	212
土木部長答弁	212
警察本部長答弁	212
宮島大典議員質問	212
・知事の政治姿勢について	213

知事答弁	213
宮島大典議員質問	213
・一政治家として4年間を振り返って、率直な感想を	213
知事答弁	213
宮島大典議員発言	214
一、議案（第127号議案乃至第142号議案及び報告第24号、報告第25号）・委員会付託	214
一、第2号請願(ゆきとどいた教育を求める請願)ほか1件・文教厚生委員会及び総務委員 会に付託	214
一、散 会	214
第12日目（12月7日）	
第13日目（12月8日）	
第14日目（12月9日）議会運営委員会 本会議	
一、議事日程	215
一、出席議員	216
一、欠席議員	216
一、説明のため出席した者	216
一、開 議	217
一、清川久義議員・紹介（県議会議員補欠選挙・五島市選挙区）	217
一、議席の指定及び一部変更・決定	217
一、清川久義議員を観光生活建設委員会委員に選任・決定	217
一、清川久義議員を予算決算委員会委員に選任・決定	217
一、清川久義議員を新型コロナウイルス感染症・経済対策特別委員会委員に選任・決定 ...	217
一、散 会	217
常任委員会・予算決算委員会(分科会)（総務、文教厚生、 観光生活建設、農水経済）	
第15日目（12月10日）常任委員会・予算決算委員会(分科会)（総務、文教厚生、 観光生活建設、農水経済）	
第16日目（12月11日）	
第17日目（12月12日）	
第18日目（12月13日）常任委員会・予算決算委員会(分科会)（総務、文教厚生、 観光生活建設、農水経済）	
第19日目（12月14日）常任委員会・予算決算委員会(分科会)（総務） 常任委員会(総務、文教厚生、観光生活建設)	
第20日目（12月15日）	
第21日目（12月16日）観光・I R・新幹線対策特別委員会	
第22日目（12月17日）予算決算委員会（分科会長報告、採決） 議会運営委員会 県議会議員定数等調査特別委員会	
第23日目（12月18日）	
第24日目（12月19日）	

第25日目(12月20日)(議事整理)

第26日目(12月21日)議会運営委員会

本会議(追加議案上程・議案採決)

一、出席議員	220
一、説明のため出席した者	220
一、開議	221
一、追加議案上程(第144号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算(第17号)」、予算 決算委員会に付託	
一、休憩	
	予算決算委員会(分科会)[総務、文教厚生] 予算決算委員会 議会運営委員会
一、再開	221

委員長報告

一、総務委員会委員長報告	221
一、第3号請願「長崎県へのIR誘致と区域認定申請の中止を求める請願」について、質疑・ 討論	223
一、堀江ひとみ議員・上記・第3号請願について、賛成討論	223
一、山下博史議員・上記・第3号請願について、反対討論	224
一、上記・第3号請願・不採択	225
一、第132号議案・原案可決	226
一、その他の議案・原案可決	226
一、文教厚生委員会委員長報告	226
一、第2号請願「ゆきとどいた教育を求める請願」・不採択	227
一、第139号議案・原案可決	227
一、観光生活建設委員会委員長報告	227
一、各議案・原案可決	229
一、農水経済委員会委員長報告	229
一、各議案・原案可決	231
一、予算決算委員会委員長報告	231
一、各議案・原案可決	232
一、各委員会から、政府・国会あて、意見書提出の動議・提出	232
一、上記・農水経済委員会より、「国営諫早湾干拓事業潮受堤防排水門を開門しないとの 方針を堅持した上で真の有明海再生を目指すことについて」、質疑・討論	232
一、堀江ひとみ議員・上記・動議について、反対討論	232
一、千住良治議員・上記・動議について、賛成討論	233
一、上記・動議・可決	235
一、上記・その他の各動議・可決	235

一、議員派遣第87号・決定	235
一、各委員会から議会閉会中の付託事件の申し出・決定	235
一、知事あいさつ	235
一、議長あいさつ	239
一、閉 会	239

議 事 日 程

第 1 日 目

-
- 1 開 会
 - 2 開 議
 - 3 会 期 決 定
 - 4 会 議 録 署 名 議 員 指 名
 - 5 議 長 報 告
 - 6 予 算 決 算 委 員 長 報 告、質 疑 ・ 討 論、採 決
 - 7 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 ・ 経 済 対 策 特 別 委 員 長 報 告
 - 8 意 見 書 上 程、質 疑 ・ 討 論、採 決
 - 9 第 1 2 6 号 議 案 乃 至 第 1 4 3 号 議 案 並 び に 報 告 第 2 4 号 及 び 報 告 第 2 5 号 一 括 上 程
 - 1 0 知 事 議 案 説 明
 - 1 1 第 1 4 3 号 議 案 質 疑 ・ 討 論、採 決
 - 1 2 第 1 2 6 号 議 案 委 員 会 付 託
 - 1 3 散 会

令和3年11月26日（金曜日）

出席議員（45名）

1番 宮島大典君
 2番 宮本法広君
 3番 赤木幸仁君
 4番 中村泰輔君
 5番 饗庭敦子君
 6番 堤典子君
 7番 下条博文君
 8番 山下博史君
 9番 北村貴寿君
 10番 浦川基継君
 11番 久保田将誠君
 12番 坂口慎一君
 13番 千住良治君
 14番 石本政弘君
 15番 中村一三君
 16番 麻生隆君
 17番 川崎祥司君
 18番 坂本浩君
 19番 深堀ひろし君
 20番 山口初實君
 21番 近藤智昭君
 22番 宅島寿一君
 23番 松本洋介君
 24番 ごうまなみ君
 25番 山本啓介君
 26番 前田哲也君
 27番 大場博文君
 28番 山口経正君
 29番 山本由夫君
 30番 吉村洋君
 31番 中島浩介君
 欠番
 33番 堀江ひとみ君

34番 山田朋子君
 35番 西川克己君
 36番 外間雅広君
 37番 瀬川光之君
 38番 坂本智徳君
 39番 浅田ますみ君
 40番 徳永達也君
 41番 中島義君
 42番 溝口芙美雄君
 43番 中山功君
 44番 小林克敏君
 45番 田中愛国君
 46番 八江利春君

 説明のため出席した者

知事 中村法道君
 副知事 上田裕司君
 副知事 平田研君
 統括監 柿本敏晶君
 危機管理監 多田浩之君
 企画部長 浦真樹君
 総務部長 大田圭君
 地域振興部長 早稲田智仁君
 文化観光国際部長 中崎謙司君
 県民生活環境部長 貞方学君
 福祉保健部長 寺原朋裕君
 こども政策局長 田中紀久美君
 産業労働部長 廣田義美君
 水産部長 斎藤晃君
 農林部長 綾香直芳君
 土木部長 奥田秀樹君
 会計管理者 吉野ゆき子君
 交通局長 太田彰幸君
 地域振興部政策監 村山弘司君
 文化観光国際部政策監 前川謙介君

産業労働部政策監	村 田 誠 君
教育委員会教育長	平 田 修 三 君
選挙管理委員会委員長	蒼 本 昭 晴 君
代表監査委員	濱 本 磨 毅 穂 君
人事委員会委員長	水 上 正 博 君
公安委員会委員長	山 中 勝 義 君
警察本部長	中 村 亮 君
監査事務局長	下 田 芳 之 君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	大 崎 義 郎 君
教育次長	林 田 和 喜 君
財政課長	小 林 純 君
秘書課長	石 田 智 久 君
選挙管理委員会書記長	大 塚 英 樹 君
警察本部総務課長	車 康 之 君

議会事務局職員出席者

局 長	松 尾 誠 司 君
次長兼総務課長	藤 田 昌 三 君
議事課長	川 原 孝 行 君
政務調査課長	濱 口 孝 君
議事課長補佐	永 田 貴 紀 君
議事課係長	山 脇 卓 君
議事課特別会計任用職員	天 雨 千 代 子 君

午前10時 0分 開会

○議長（坂本智徳君）皆様、おはようございます。

ただいまから、令和3年11月定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

まず、会期の決定をいたします。

本定例会の会期は、本日より12月21日までの26日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本智徳君）ご異議なしと認めます。

よって、会期は、26日間と決定されました。

次に、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員につきましては、中山 功議員及び宮本法広議員を指名いたします。

次に、議員辞職について、ご報告いたします。

山田博司議員は、10月19日、衆議院議員選挙に立候補されたことにより、公職選挙法第90条の規定に基づき、同日付をもって、本県議会議員を辞職されたことになりましたので、ご報告いたします。

この際、ご報告いたします。

先般、全国都道府県議会議長会より、次の各議員が、永年勤続功労者として表彰されましたので、ご報告申し上げます。

議員在職30年以上、八江利春議員、同じく在職15年以上、徳永達也議員、同じく在職10年以上、山口初實議員、前田哲也議員、深堀ひろし議員、中島浩介議員、山本啓介議員、以上でございます。

また、長崎県議会議員表彰規程により、長崎県議会議員特別功労者として、議員在職30年以上を迎えられた八江利春議員を、また、長崎県議会議員表彰規程により、長崎県議会議員永年勤続者として、議員在職15年を迎えられた徳永達也議員を表彰することとなりました。

心からお祝い申し上げます。

誠におめでとうございます。

次に、知事より、知事専決事項報告書が、さきに配付いたしましたとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、予算決算委員会に付託いたしました認定第1号「令和2年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について」、認定第2号「令和2年度長崎県港湾整備事業会計決算の

認定について」、認定第3号「令和2年度長崎県交通事業会計決算の認定について」、並びに認定第4号「令和2年度長崎県流域下水道事業会計決算の認定」については、既に審査を終了されておりますので、この際、委員長の報告を求めることにいたします。

山本由夫委員長 - 29番。

○予算決算委員長（山本由夫君）（拍手）〔登壇〕おはようございます。

予算決算委員会の審査結果について、ご報告いたします。

令和3年9月定例会において、本委員会に付託されました、認定第1号「令和2年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について」ほか3件の議案について、去る10月15日から10月26日までの期間中、6日間にわたり審査を行いました。

審査の結果、認定第1号につきましては、起立採決により、認定すべきものと決定されました。

また、その他の議案につきましては、いずれも異議なく、認定すべきものと決定されました。

決算審査に当たっては、予算が議決の趣旨及び目的に沿って適正かつ効率的に執行されたか、また、事業の実施効果が十分であったかを検証するとともに、今後の財政運営及び事業の実施に当たって改善すべき事項に着目し、監査委員の監査結果及び決算関係資料を基に、理事者からの説明を受け、慎重に審査を実施いたしました。

まず、決算の状況であります。令和2年度の一般会計決算額は、歳入が約8,275億4,000万円、歳出が約8,102億6,000万円となっており、差引収支では約172億8,000万円の剰余金が生じております。

なお、翌年度へ繰り越すべき財源、約163億円を控除した実質収支は、約9億7,000万円の黒字となっております。

また、一般会計における歳入決算額及び歳出決算額は、前年度に比べ、それぞれ16.3%、16.4%の増となっており、新型コロナウイルス感染症対策の実施等のため、歳入、歳出ともに、決算額は大幅に増加しております。

次に、本県の財政状況であります。本県は、県税などの自主財源に乏しく、歳入の多くを地方交付税や国庫支出金に依存せざるを得ない財政構造となっております。

このため、持続可能かつ安定的な財政運営を目指して、平成28年度から令和2年度まで、長崎県行財政改革推進プラン等に基づいて、徹底した経費の節減と効率的な事業執行に努め、総額約516億円の収支改善を図ったところでありますが、令和2年度の決算では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響等により、財源調整のための基金は約11億円減少しており、依然として厳しい状況となっております。

一方、さきに公表されました「中期財政見通し」においては、令和3年度から令和6年度までの間は、国の地方財政措置や公債費の減少等により、財源不足は発生せず、基金を取り崩さないことが見込まれております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症に係る本県財政への影響は不透明であり、予断を許さない状況であること、また、社会保障関係経費の増加に加え、令和7年度以降は、公債費の増加もあり、再び、財源不足に陥ることが見込まれるなど、厳しい財政状況が続くことから、引き続き、効率的な事業の執行、事業の重点化及び徹底した経費の節減に取り組んでいく必要があります。

このような情勢を踏まえ、本委員会における主な論議のうち、特に重要な指摘事項について、ご報告いたします。

まず、収入未済の縮減についてであります。

一般会計及び特別会計を合わせた収入未済の総額は約29億7,700万円と、前年度と比較して約5,200万円減少しておりますが、いまだ多額の債権が回収されていない状況にあります。

この債権のうち税外の未収金につきましては、債権放棄分も含め約1億1,800万円減少しておりますが、県税につきましては約6,500万円増加しております。

県税では、個人県民税は約7,600万円減少いたしました。新型コロナウイルス感染症対策に伴います徴収猶予の特例の適用などによりまして、法人事業税、不動産取得税、法人県民税などで収入未済額が増加し、収入未済の残高は約13億9,800万円と、収入未済額全体の約47%を占めております。

今後も、新型コロナウイルス感染症の影響により、納付が困難な場合は、徴収緩和策の適用などの対応を行うことが必要であります。引き続き、長崎県地方税回収機構の活用による市町と連携・協働した取組等により、収入未済の縮減に努めるようにとの指摘がありました。

また、税外の未収金につきましては、関係部局で構成する「未収金対策検討会議」において、現状分析や課題整理、情報共有等を行うとともに、債権管理室と関係部局が連携し、債務者の個々の状況に配慮した、きめ細かい対応を行うことにより、一層の縮減に努めるようにとの指摘がありました。

次に、予算繰越の縮減についてであります。

令和2年度の繰越額は約1,061億7,000万円と、経済対策補正予算及び新型コロナウイルス感染

症対策予算に係る繰越もあり、前年度と比較して約427億4,000万円増加しております。

繰越発生主な理由は、「国の計画決定が遅れたもの」、「地元との調整等に不測の日時を要したもの」であり、県では、本庁及び地方機関に繰越縮減のための推進員を配置するとともに、ゼロ県債などの活用により早期の事業執行に取り組んでいるところでありますが、繰越が常態化することがないように、より一層、計画的、効率的な事業執行を行い、繰越の縮減に努めるようにとの指摘がありました。

次に、未利用地の有効活用についてであります。

未利用地につきましては、部局横断的組織である「県有財産管理運用本部会議」において、有効活用策や処分方針等を決定しているところでありますが、引き続き、市町とも連携のうえ、有効活用の促進を図るようにとの指摘がありました。

また、売却可能な未利用地については、県のホームページや新聞広告における情報発信等により、売却を進めているところでありますが、さらなる収支改善のため、積極的な売却に努めるようにとの指摘がありました。

次に、内部統制についてであります。

内部統制制度につきましては、行政が事務上のリスクを評価・コントロールし、適正な執行を確保する体制を整備・運用するものであり、令和2年度から新たに導入された制度ですが、令和2年度の評価報告におきまして、運用上の重大な不備が確認されております。このため、再発防止等に十分な対策を講じるようにとの指摘がありました。

以上、今回指摘を行いましたそれぞれの事項については、知事をはじめ、理事者において、

格段の努力と改善を図るよう強く求めるものであります。

以上をもちまして、令和2年度決算審査における予算決算委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。（拍手）

○議長（坂本智徳君）これより、認定第1号について、質疑・討論に入ります。

堀江議員 33番。

○33番（堀江ひとみ君）〔登壇〕日本共産党の堀江ひとみです。

ただいま議題となりました認定第1号「令和2年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について」は、以下の理由で、認定できないことを申し上げます。

1、石木ダム事業関連決算額7億1,585万円。

私は、決算総括質疑で、知事に、「地元の合意が大事との考えはお持ちですか」と質問しました。知事は、「地元の皆さんのお考えが大事、既に8割を超える地権者の方々が大切な土地をお譲りいただいて、今日に至っているわけであり、円滑に事業を推進していくことが極めて大切」と答弁しました。

平たく言えば、「地元は、既に事業の推進で合意しており、いまだ協力が得られない反対住民の方は、ご協力願う以外にない。事業は進める」との答弁でした。しかし、知事のこの考えは、通用しません。

10月21日、福岡高裁において、石木ダム工事差止め控訴審の判決が言い渡されました。結果は、石木ダム建設工事の差止めを求めた訴えは棄却されましたが、裁判所が指摘した次の内容は、広く県民に知ってほしいと思います。

1972年、今から49年前、住民が、知事や川棚町長と交わした覚書、「ダム建設の必要が生じ

た時には、改めて協議のうえ、書面による同意を受けた後、着手する」等、4項目あります。

覚書について、裁判所は、このように言及しています。

「住民は、長崎県知事を信頼し、川棚町長の協力を確信して、覚書を取り交わしたことは事実である。そうであるにも関わらず、いまだ本件事業につき、地元関係者の理解が得られるには至っていないのであって、県は今後も地元関係者の理解を得る努力することが求められる」と指摘しました。

つまり、第三者である裁判所は、「覚書から半世紀たった今でも、地元関係者の理解は得られていない。長崎県が地元関係者の理解を得る努力をすること」と指摘しているわけです。

地元関係者とは、既に土地をお譲りいただいた方は含まれません。今、地元イコール川原で暮らしている住民のことを指しているのは明らかです。

先日の衆議院議員選挙では、市民団体が石木ダムについて、各候補者にアンケートをいたしました。その中で、石木ダム建設を強行し、住民を実力で排除することに「賛成」と答えた候補者は、一人もおりません。「反対」は、自由民主党、国民民主党、立憲民主党、共産党の7人に上り、その合計得票は37万3,000票上回り、有効得票の60.3%にもなります。失礼ですが、知事選での中村知事の得票31万票を大きく上回っています。

さらに、昨日は、川原に200名を超える方々が集い、「石木ダムは要らない」と声を挙げました。

地元住民の合意がないままの石木ダム事業推進は、認められません。

そのほか、長崎新幹線事業関連143億4,507万

円、特定複合観光施設（IR）導入推進事業1億5,714万円等々です。新幹線や石木ダムより暮らしと福祉の充実を求めます。

新幹線に頼らない交通網の整備を、県内どこに住んでも確保される地域交通体系のさらなる充実を、高過ぎる国保税を引き下げのための長崎県独自の支援を、乳幼児医療費助成事業は、長崎県の補助対象年齢を引き上げることなどを来年度の予算編成に求め、認定反対討論といたします。

○議長（坂本智徳君）北村議員 9番。

○9番（北村貴寿君）（拍手）〔登壇〕自由民主党の北村貴寿でございます。

会派を代表いたしまして、認定第1号「令和2年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について」、賛成の立場で意見を申し述べ、議員の皆様のご賛同を得たいと存じます。

令和2年度決算については、各分科会で慎重に審査された結果、いずれも原案のとおり認定すべきものと決定し、10月26日に分科会長報告がなされ、本日、委員長報告が行われたところであります。

まず、前回審査である令和元年度予算決算委員会決算審査報告書における3つの指摘事項に対する県の対応であります。1点目の収入未済の縮減については、前年度と比較して約5,200万円縮減しております。

そのうち、収入未済額の中で多くを占める県税は6,500万円増加しておりますが、これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、法人事業税の特例的な徴収猶予などの影響が大きいものであり、個人県民税は、長崎県地方税回収機構等の活用により着実に縮減しております。

一方、県税以外については、昨年4月に新設された債権管理室を中心に、未収金対策検討会

議等も活用しながら、貸付時の審査の徹底や消滅時効更新措置の確実な実施など、適切な債権管理が図られ、収入未済額は約1億1,800万円縮減しております。

2点目の予算繰越の縮減について、令和2年度の一般会計における繰越額は、国の経済対策や災害復旧事業における工期の確保等により、前年度と比べ約176億円増加しておりますが、県としては、今後も、計画的、効率的な事業執行を行い、一層の縮減に努めていくこととされております。

3点目の未利用地の有効活用については、県有財産管理運用本部会議において、有効活用策や処分方針等の決定を行うとともに、売却可能な未利用地に係る情報をホームページ等で広く提供するなど、積極的な対策を進められているところであります。

以上のように、いずれの指摘に対しても是正及び改善に取り組まれておりますが、この3つの項目は、例年の指摘でもあり、引き続き、しっかりと対応を求めていきます。

次に、令和2年度の実施事業については、新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用しながら、感染予防・感染拡大防止と社会経済維持回復の両立を目指して、切れ目なく様々な事業を実施されるとともに、地方創生や人口減少対策など、各種施策が推進されております。

今後とも、新型コロナウイルス感染症の影響を注視しながら、長崎県勢の発展を目指し、施策の一層の強化を図ることが重要であると考えます。

また、本県財政は、直近の「中期財政見通し」によると、今後、公債費や社会保障関係費の増

加が見込まれるなど非常に厳しい状況が続くことから、継続して、収支改善対策に取り組むとともに、施策の重点化・集中化を図るなど、効率的な事業の執行と経費の縮減に努めることとされております。

県におかれましては、市・町や民間団体等とも一層の連携を図りながら、国の施策や有利な財源措置も積極的に活用しつつ、総合計画の基本理念である「人、産業、地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」の実現に向けて、総力を挙げて取り組まれることを強く望むものであります。

以上、賛成意見を申し述べ、各議員のご賛同を賜りますようお願いいたしまして、賛成の討論とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（坂本智徳君） 質疑・討論をとどめて、採決いたします。

認定第1号は、委員長報告のとおり決することの賛否について、表決ボタンをお押し願います。

間もなく、表決を終了いたします。

これにて、表決を終了いたします。

賛成多数。

よって、認定第1号は、委員長報告のとおり認定されました。

お諮りいたします。

認定第2号乃至認定第4号は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本智徳君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

認定第2号乃至認定第4号は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本智徳君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号乃至認定第4号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、新型コロナウイルス感染症・経済対策特別委員会の付議事件の調査に関する経過等について、報告を求めることにいたします。

深堀委員長 - 19番。

○新型コロナウイルス感染症・経済対策特別委員長（深堀ひろし君）（拍手）〔登壇〕新型コロナウイルス感染症・経済対策特別委員会の活動経過について、ご報告いたします。

本委員会の付議事件は、「感染防止対策」、「医療体制維持対策」、「経済活性化対策」及び「生活安全対策」でございます。

これまでに、委員会を6回、それから、コロナ禍を踏まえまして、本県議会として初の試みであるオンラインによる意見交換会を1回実施いたしました。

オンラインによる意見交換会については、県下の経済状況等を的確に把握し、「経済活性化対策」の審査の充実を目的として開催したところ、13もの関係団体の皆様のご協力をいただき、大変有意義な意見交換を行うことができ、以後の委員会審査をより実りあるものにできたものと考えております。

それでは、各付議事件に対しての調査結果及び主な論議事項について、ご報告いたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、県民や事業者の方々に対しては、不要不急の外出自粛や飲食店等に対する営業時間の短縮等を幾度となく要請し、その協力をいただけてきましたが、一方で、新型コロナの拡大による影響を受け、本県の経済・雇用情勢は依然として厳しい状況が続いております。

こうした中、県におかれては、本県経済の回復・拡大を図るとともに、新型コロナの収束後を見据えた経済構造の転換と地域経済の好循環を実現するため、各種施策を講じているところでありますが、新型コロナの拡大を契機として、世界は大きく急激なスピードで変化していることから、その潮流に乗り遅れることがないように、社会環境の変化や事業者等のニーズを的確に捉えた施策を適時適切に講じていくことが極めて重要であります。

また、県議会においては、「新型コロナウイルス感染症感染者等に対する人権配慮等に関する決議」を全会一致で可決し、新型コロナへの感染に係る誹謗中傷、差別及び偏見等の防止を県に対して求めており、これらの対策をはじめとして、事業継続や生活に支障を来している方々への支援など、県民生活の安全・安心を確保するための施策を講じていくことも当然に求められております。

なお、これらの施策の立案等に当たっては、庁内における連携体制を構築し、部局間の情報共有を綿密に行うなど、全庁一丸となって取り組むことが肝要であることは言うまでもありません。

はじめに、「経済活性化対策」について、ご報告いたします。

新型コロナの拡大に伴う影響は、産業や事業形態等によって多種多様であることから、それぞれの影響度合いについて、適切な調査等により把握するとともに、当該情報をしっかりと勘案したうえで、県民の納得感と公平性が確保された適切できめ細かな支援が、くまなく県下全域の事業者に行き届く支援策の立案に努めることとの意見がありました。

また、新型コロナの影響による解雇が発生し

ていることに鑑み、失業者対策については、既存の支援策のさらなる活用促進をはじめとして、そのフォローアップに注力することとの意見がありました。

次に、「生活安全対策について」、ご報告いたします。

営業時間の短縮要請に際しては、要請範囲及び要請業種にとどまらず、広範囲で影響が生じている実情に鑑み、売上げ等への影響把握に努めるとともに、その影響を可能な限り軽減するため、支援制度の構築に当たっては、柔軟な制度設計を行うなど必要な工夫を図ることとの意見がありました。

次に、「感染防止対策及び医療体制維持対策」について、ご報告いたします。

新型コロナに係る感染予防・拡大防止対策及び医療提供体制については、これまでも、感染状況やワクチン開発等の環境変化に応じて様々な対策を講じてきた結果、県民一人ひとりの協力等もあり、本県の感染者数は全国的にも低い水準で推移している。引き続き、適時適切な対策を講じることとの意見がありました。

このほか、種々活発な論議がございましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

これまでご報告した事項については、本委員会から、別途、「新型コロナウイルス感染症・経済対策について」の意見書提出方の動議を提出しておりますので、議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、特別委員会による意見書提出方の動議については、おおよそ1年間の論議を踏まえて、2月定例会において提出することが通例となっておりますが、本委員会で論議した新型コロナ対策等については、可能な限り、直近の当初予

算に反映されることが肝要であるとの考えのもと、本定例会における動議の提出に至っておりますことを念のため申し添えます。

以上、新型コロナウイルス感染症・経済対策特別委員会のご報告といたします。

ご清聴誠にありがとうございました。（拍手）
○議長（坂本智徳君）次に、お手元に配付いたしております「動議件名一覧表」のとおり、特別委員会から、知事あて、意見書提出の動議が提出されております。

新型コロナウイルス感染症・経済対策特別委員会から提出されております「新型コロナウイルス感染症・経済対策について」、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本動議は、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本智徳君）ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決いたします。

本動議は、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本智徳君）ご異議なしと認めます。よって、本動議は、可決されました。

次に、知事より、第126号議案乃至第143号議案及び報告第24号、報告第25号の送付がありましたので、これを一括上程いたします。

ただいま上程いたしました議案について、知事の説明を求めます - 知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕本日、ここに令和3年11月定例県議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご健勝にてご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

説明に入ります前に、去る10月26日、眞子内

親王殿下と小室 圭様がご結婚されました。お二人の末永いご健勝と前途ますますのご多幸をお祈り申し上げます。

また、さきの衆議院議員総選挙において、ご当選されました西岡秀子議員、加藤竜祥議員、谷川弥一議員、北村誠吾議員、末次精一議員、山田勝彦議員に対し、心からお慶びを申し上げますとともに、今後とも、国政の場において一層のご活躍をいただき、本県の発展のためにお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

一方、新型コロナウイルス感染症について、本県では、これまでに6,000名を超える新規感染者が確認されており、このうち70名を超える方がお亡くなりになりました。

お亡くなりになられた方々並びにご遺族の皆様、深く哀悼の意を表しますとともに、感染された方々に対し、心からお見舞いを申し上げます

それでは、開会に当たり、当面する諸課題について所信を申し述べますとともに、前定例会以降、今日までの県政の重要事項について、ご報告を申し上げたいと存じます。

（新型コロナウイルス感染症にかかる本県の対策）

本県における新型コロナウイルス感染症の発生状況については、10月以降、散発的なクラスター等は発生したものの、県民の皆様や事業者の方々のご理解、ご協力に加え、医療機関等のご尽力により、新規感染者は少数にとどまっていることから、概ね落ち着きを保っているものと考えております。

そのため、県では、県独自の感染段階は県下全域でステージ1を維持したうえで、感染の再拡大を招かないよう、県民の皆様に対して、県外との往来の際は、移動先の感染状況を確認し、

慎重にご判断いただくことや、飲食の際は大人数を避け、コロナ対策認証店をご利用いただくことのほか、基本的な感染防止対策の徹底を継続してお願いしているところであります。

こうした中、国においては、去る11月12日に、「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」を発表され、医療提供体制の強化やワクチン接種の促進、治療薬の確保のほか、今後は、感染拡大を防止しながら、日常生活や経済社会活動を継続するため、行動制限の緩和を進めていくこと等の方針が示されております。

一方、県においても、感染予防・拡大防止対策に力を注いでまいりましたが、これからは感染力の強い変異株による感染拡大が、中長期的には反復して発生する可能性を考慮のうえ、季節性インフルエンザとの同時流行にも備えながら、各種対策の充実・強化を図る必要があるものと考えております。

具体的には、昨年度から、地域のかかりつけ医を「診療・検査医療機関」として指定し、離島地域を含む全ての医療圏において、感染症の診療や検査が実施できる体制を整備しているところではありますが、これから冬にかけて、例年、多数の発熱患者が発生する時期を迎えるにあたり、さらに幅広い医療機関での対応が可能となるよう、感染防止のための設備整備や新規入院患者へのPCR検査等に対する支援を行ってまいります。

また、医療提供体制については、国から、第5波における感染状況等を踏まえて、これまでの病床や宿泊療養施設の確保を中心とした体制に加え、保健所等による療養調整も含めた総合的な体制の構築に係る要請がなされております。

そのため、県では、従前の「病床・宿泊療養施設確保計画」について、新たに「保健・医療

提供体制確保計画」として見直しのうえ、取りまとめることとしており、新型コロナウイルス感染症の予防段階から回復・療養解除後まで切れ目ない対応が可能で、地域住民の方々が安心できる保健・医療提供体制の整備に取り組んでいるところであります。

さらに、新型コロナウイルスワクチンについては、本年2月に医療従事者への先行接種が開始されて以降、市町を中心に、県が設置した「長崎県新型コロナウイルスワクチン接種センター」等も活用しながら、接種促進に努めた結果、11月中には希望する県民の皆様への接種が概ね完了する見通しとなっております。

引き続き、ワクチン接種の効果等をお示しつつ、若い世代を含めた未接種者への接種の働きかけを継続するとともに、3回目の追加接種に向け、必要な調整等に力を注いでまいります。

このほか、11月19日には、国の基本的対処方針において、具体的な行動制限緩和の取組内容や感染状況を評価する新たな基準が示されたことから、県でも、独自に策定した「新型コロナウイルス感染段階と、その対応の目安」の改定等について、検討作業を進めているところであります。

県としては、今後とも、感染状況等をしっかりと見極めながら、県医師会・長崎大学等の関係機関や市町とも連携を図り、検査体制や医療提供体制等のさらなる充実・強化のほか、ワクチン接種の推進に全力で取り組み、県民生活の安全・安心確保対策に万全を期してまいりたいと考えております。

（特定複合観光施設（IR）区域整備の推進）

IR区域の整備については、来年4月が期限となっている区域認定申請に向け、有識者会議のご意見等をお聞きしながら、設置運営事業予

定者と共同で区域整備計画素案を作成したところであります。

計画素案においては、設置運営事業予定者から提案された事業基本計画を踏まえて、I R区域に整備する各施設の機能・規模に加え、I Rを拠点とした広域周遊観光の促進やギャンブル依存症対策などの施策を盛り込んだところであり、今後、県議会のほか、パブリックコメントや公聴会による県民の皆様のご意見等を伺いながら、検討を重ね、本年度内の計画作成を目指してまいります。

また、去る10月21日に開催された九州地方知事会議並びに翌22日に開催された九州地域戦略会議において、本県から、設置運営事業予定者の提案概要を説明するとともに、九州I R推進協議会や九州地方依存症対策ネットワーク協議会など、「オール九州」としての活動状況の報告を行いました。

引き続き、九州各県や経済界との連携を深めながら、本県のみならず、九州の観光並びに地域経済の活性化に寄与し、我が国の発展にも貢献する九州・長崎I Rの実現に向けて、力を注いでまいりたいと考えております。

（九州新幹線西九州ルート of 整備促進）

九州新幹線西九州ルート（新鳥栖～武雄温泉間）の整備のあり方については、去る11月22日に、国土交通省と佐賀県との第5回目の幅広い協議が行われ、国土交通省から、佐賀県が求めておりました3つのルートの比較・検証結果が示され、議論が行われたところでもあります。

本県としては、引き続き、与党での議論や国土交通省と関係者との協議等、様々な枠組みを活かして、議論を積み重ねるなど、フル規格による整備の早期実現を目指してまいります。

一方、長崎～武雄温泉間については、令和4

年秋の開業まで1年となってきたことから、開業効果を県内各地域へ波及・拡大させるため、関係団体や市町等と一丸となって、アクションプランの推進に取り組んでいるところであります。

去る10月9日には、諫早市において、県民の皆様向けに、「西九州新幹線開業シンポジウム」を開催し、北陸新幹線の開業時、金沢市で民間主導により国内外からの来訪者の増加に取り組まれた事例の講演や、「新幹線開業による長崎県の変化を地域活性化にどう活かすか」をテーマにしたパネルディスカッションの中で、様々な視点からのご提言やご意見をいただきました。

また、11月2日には、福岡市において、「長崎が近づく、西九州に新幹線がやってくる」をテーマにしたシンポジウムを開催するとともに、11月7日にも、諫早駅で、新幹線駅舎やホーム、軌道上を歩行するルールウォークを実施し、参加者に整備中の施設を体感していただくなど、県内外の方々に向けて西九州新幹線の開業に係る周知や情報発信を行ったところでもあります。

さらに、来県された方々をしっかりとお迎えできるように、県内経済団体の青年部を中心に設立された実行委員会や沿線自治体等において、心温まる「おもてなし」の実践や県内各地域を周遊するための対策が検討されているほか、J R九州においても、新幹線の開業に合わせた新しい観光列車の運行開始が発表されるなど、様々な準備が進められております。

今後とも、関係団体や市町等とさらに連携を図りながら、官民一体となって、新幹線の開業効果を最大限に高められるよう、県民の皆様 の機運醸成や来県者の受入体制の構築に力を注いでまいります。

（長崎空港の活性化）

長崎空港の24時間化については、海上空港という特性を活かし、県内経済の活性化や、海外からの観光誘客を含めた交流人口の拡大につなげるため、官民一体となって、国に要望を重ねるなど、その早期実現に全力で取り組んでいるところであります。

こうした中、国では、本県からの要望も踏まえ、早朝・夜間の時間帯における航空管制業務のリモート化に向けた整備が進められておりましたが、来年3月には整備が完了し、運用開始される見通しとなりました。

県としては、リモート化の実現により、現在の運用時間外の時間帯において、航空路線の受入れが可能となることから、今後における運用時間延長の可能性が大きく高まるものと期待しているところであります。

引き続き、チャーター便並びに臨時便の発着等による運用時間の段階的な延長や、定期航空路線の拡充に向けて、積極的な誘致活動を展開するなど、長崎空港の24時間化の実現を目指して、力を注いでまいります。

（離島航空路線の維持・確保）

本土と離島を結ぶ離島航空路線については、住民の日常生活の確保や経済活動の活性化、交流人口の拡大等に不可欠な高速交通手段として重要な役割を担っており、現在、本路線は、オリエンタルエアブリッジ社（ORC）が保有する39人乗りの中型機2機により運航されているところであります。

こうした中、同社においては、平成13年度の当初の機材導入後20年が経過し、構造的な寿命を迎えるとともに、現行機材は既に製造中止となっているため、地元自治体や経済団体等で構成される長崎県離島航空路線再生協議会の意見も聴取しつつ、後継機の検討が重ねられました。

その結果、令和4年度以降、同等の機能を有するATR社の48人乗りの機材2機を順次導入し、パイロット等の養成を行いながら、令和5年度後半からの運航を目指すこととされたところであります。

県としては、ORCが新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、さらに厳しい経営環境にある中、新たな機材の導入には多額の経費を要するため、再生協議会の意見等も踏まえ、国庫補助の活用と併せて、地元市町と連携しながら支援を実施することとしており、離島航空路線の安定的な運航をしっかりと支えてまいりたいと考えております。

（県政150周年記念事業の展開）

今年は、1871年に長崎県が誕生してから150周年の節目の年に当たるため、県では、これを記念した様々な事業を展開しているところであります。

まず、若い世代の方々が本県の明るい未来について考えていただくきっかけとなるよう、県内の小・中・高校生による絵画・作文コンクールを実施するとともに、本県の概ね10年後の未来像と、それを実現するための政策提言を広く募集し、優れた作品や提言に対して、11月14日に県庁舎で開催した記念イベントの中で、表彰を行ったところであります。

また、11月以降、長崎歴史文化博物館において、「本県の150年の歴史を振り返る」をテーマに、現在の長崎県に至る道程を回顧する講演会や、本県の近代を代表する人物にスポットを当てた企画展を開催するとともに、離島を含め県内5地域の会場を巡回しながら、県政150年間の主な出来事や今後の未来像に係るパネル展を実施しております。

県としては、こうした事業の推進を通して、

県民の皆様が改めて本県の歴史を再認識し、これから変化していく「まち」の姿や明るい未来を共有できる契機となるよう、引き続き、力を注いでまいりたいと考えております。

（諫早湾干拓事業の排水門開門問題）

去る11月20日、金子農林水産大臣が来県され、諫早湾干拓事業の現地視察及び本県関係者との意見交換が行われました。

意見交換においては、私から開門問題の早期解決と併せ、真の有明海再生にご尽力いただきたいこと、また、調整池の水質保全対策に取り組んでいただきたいことなどを要望いたしました。

このほか、農業・漁業の現状等を説明するとともに、大雨時において防災効果が発揮されていることや、調整池・干陸地など諫早湾干拓事業により創出された新たな地域資源の積極的な利活用が進められていることについても、ご報告申し上げたところであります。

また、地元関係者の方々からも、国の開門しない方針に対する感謝の言葉が述べられ、開門問題の早期解決が図られることを強く望む意見が出されました。

金子農林水産大臣からは、干拓事業が地域の皆様にとって大変重要な役割を果たしていること改めて認識したことや、開門しない方針のもと、開門によらない基金による解決が最良であること、有明海再生の取組について進めていく考えであること等のお話がありました。

県としては、引き続き、今後の推移を見極めながら、県議会や関係者の皆様とともに適切に対処してまいります。

（石木ダムの推進）

石木ダムについては、地域の皆様の安全・安心の確保を図るうえで必要不可欠な事業であり、

現在、現場の安全性に配慮しながら、ダム本体工事並びに付替道路工事を実施しているところであります。

こうした中、事業に反対される方々が、長崎県及び佐世保市に対して、工事の差止めを求められていた裁判の控訴審については、去る10月21日、福岡高等裁判所において、控訴を棄却する旨の判決が示されたところであり、一審に続き、県の主張が認められたものと受け止めております。

その後、控訴人は、最高裁判所へ上告されたとお聞きしておりますが、県としては、引き続き、佐世保市と連携を図りながら、適切に対処してまいりたいと考えております。

今後とも、本事業を取り巻く状況等を見極めながら、石木ダムの早期完成を目指し、佐世保市及び川棚町と一体となって事業の推進に努めてまいります。

（幹線道路の整備）

県においては、産業の振興や地域の活性化を支える高規格道路の重点的な整備に努めるとともに、安全・安心や快適な暮らしの確保を図るため、県民生活に密着した道路整備を計画的に促進しているところであります。

このうち、西彼杵道路においては、時津工区3.4キロメートルの来年度の完成を目指して整備を推進するとともに、西海市西彼町大串郷から白似田郷までの区間について、来年度の新規事業化に向け、国との協議を進めているところであります。

また、長崎南北幹線道路については、長崎市茂里町から西彼杵郡時津町までの区間において、都市計画審議会における審議を経て、去る11月5日に都市計画決定を行っており、同様に、来年度の新規事業化を目指してまいります。

一方、西日本高速道路株式会社により整備が進められている九州横断自動車道の長崎芒塚インターチェンジから長崎インターチェンジ間の4車線化については、工事進捗に伴う走行車線の切替えにより、10月15日から対面通行が解消されたところであり、本年度末の4車線化工事の完成によって、さらなる安全性・走行性の向上が図られるものと期待しております。

今後とも、地域の活性化や県民生活の基盤となる道路ネットワークの整備の推進に、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

（企業誘致の推進）

去る10月18日、長野県に本社を置くサクラ精機株式会社が、長崎市への立地を決定され、10月25日に立地協定を締結いたしました。

同社は、医療機関向けの洗浄・滅菌装置を製造されており、5年間で10人を雇用して、洗浄・滅菌装置の研究開発を行うこととされております。

また、11月10日には、東京都に本社を置くSCSKニアショアシステムズ株式会社が、長崎市への立地を決定されました。

同社は、大手自動車メーカー等のシステムを開発されており、3年間で100人を雇用して、車載システムの開発などを行うこととされております。

今後とも、雇用の拡大と地域経済の活性化を目指して、地元自治体や関係機関と連携しながら、企業誘致の推進に力を注いでまいります。

次に、議案関係について、ご説明いたします。

まず、補正予算であります。今回は、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費、災害復旧・関連等に要する経費、国庫補助事業の内示等に伴う事業費の追加、職員給与費の既定予算の過不足の調整に要する経費、その他緊急を

要する経費について編成いたしました。

一般会計53億8,449万円の増額、特別会計1,318万6,000円の減額、企業会計22万8,000円の増額補正をしております。

この結果、現計予算と合算した本年度の一般会計の歳入歳出予算額は、8,172億7,837万2,000円となり、前年同期の予算に比べ450億4,052万3,000円の減となっております。

次に、予算以外の議案のうち、主なものについて、ご説明いたします。

第131号議案「長崎県税条例の一部を改正する条例」は、法人県民税の法人税割の超過課税に係る適用期間の延長等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第136号議案「長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の一部を改正する条例」は、長崎県地方卸売市場長崎魚市場に新たな施設が整備されることに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第140号議案「契約の締結について」は、主要地方道長崎南環状線道路改良工事（3号橋上部工）の請負契約を締結しようとするものであります。

第143号議案は、長崎県公安委員会の委員の任命について議会の同意を得ようとするものであります。

委員といたしまして、安部恵美子君を任命しようとするものであります。

適任と存じますので、ご決定を賜りますよう、よろしく願いいたします。

なお、公安委員会委員を退任されます川口博樹君には、在任中、多大のご尽力をいただきました。この機会に厚くお礼申し上げます。

その他の案件については、説明を省略させていただきますので、ご了承を賜りたいと存じま

す。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明を終わります。

何とぞ、慎重にご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂本智徳君） お諮りいたします。

ただいま上程いたしました議案のうち、第143号議案「長崎県公安委員会の委員の任命について議会の同意を求めることについて」は、委員会付託及び質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本智徳君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

第143号議案は、原案のとおり、委員として、安部恵美子君に同意を与えることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本智徳君） ご異議なしと認めます。

よって、第143号議案は、原案のとおり、同意を与えることに決定されました。

次に、ただいま上程いたしました第126号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第15号）」につきましては、お手元の議案付託表のとおり予算決算委員会に付託いたします。

本日の会議は、これにて終了いたします。

11月29日は、午後1時30分より、本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時0分 散会

令和3年11月定例会

令和3年11月29日

議 事 日 程

第 4 日 目

1 開 議

2 委員長審査結果報告、質疑・討論、採決

3 散 会

令和3年11月29日（月曜日）

出席議員（45名）

1番 宮島大典君
 2番 宮本法広君
 3番 赤木幸仁君
 4番 中村泰輔君
 5番 饗庭敦子君
 6番 堤典子君
 7番 下条博文君
 8番 山下博史君
 9番 北村貴寿君
 10番 浦川基継君
 11番 久保田将誠君
 12番 坂口慎一君
 13番 千住良治君
 14番 石本政弘君
 15番 中村一三君
 16番 麻生隆君
 17番 川崎祥司君
 18番 坂本浩君
 19番 深堀ひろし君
 20番 山口初實君
 21番 近藤智昭君
 22番 宅島寿一君
 23番 松本洋介君
 24番 ごうまなみ君
 25番 山本啓介君
 26番 前田哲也君
 27番 大場博文君
 28番 山口経正君
 29番 山本由夫君
 30番 吉村洋君
 31番 中島浩介君
 欠番
 33番 堀江ひとみ君

34番 山田朋子君
 35番 西川克己君
 36番 外間雅広君
 37番 瀬川光之君
 38番 坂本智徳君
 39番 浅田ますみ君
 40番 徳永達也君
 41番 中島義君
 42番 溝口芙美雄君
 43番 中山功君
 44番 小林克敏君
 45番 田中愛国君
 46番 八江利春君

 説明のため出席した者

知事 中村法道君
 副知事 上田裕司君
 副知事 平田研君
 統括監 柿本敏晶君
 総務部長 大田圭君
 福祉保健部長 寺原朋裕君
 財政課長 小林純君
 秘書課長 石田智久君

 議会事務局職員出席者

局長 松尾誠司君
 次長兼総務課長 藤田昌三君
 議事課長 川原孝行君
 政務調査課長 濱口孝君
 議事課長補佐 永田貴紀君
 議事課係長 山脇卓君
 議事課特別会計任用職員 天雨千代子君

 午後 1時30分 開議

○議長（坂本智徳君）ただいまから、本日の会

議を開きます。

これより、さきに、予算決算委員会に付託して審査をお願いいたしておりました議案について、審議することにいたします。

予算決算委員長の報告を求めます。

山本由夫委員長 - 29番。

○予算決算委員長（山本由夫君）（拍手）〔登壇〕 予算決算委員会の審査の結果について、ご報告いたします。

本委員会で審査いたしました案件は、第126号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第15号）」でございます。

本議案につきましては、文教厚生分科会において審査を行い、本日、本委員会において、分科会の審査経過の報告を受け、採決の結果、異議なく、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

分科会では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費に関して、「県コロナワクチンコールセンター」におけるこれまでの相談件数や相談内容はどのようになっているのかとの質問に対して、3月15日の開設以来、11月23日までの実績で8,178件の相談を受けている。

相談の内容としては、接種後の副反応に関する相談、接種の予約や接種券の発行に関する相談、接種前の不安に関する相談などとなっているとの答弁がありました。

以上のほか、補正予算に関し、熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、予算決算委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。（拍手）

○議長（坂本智徳君） お諮りいたします。

第126号議案「令和3年度長崎県一般会計補正

予算（第15号）」については、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本智徳君） ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本智徳君） ご異議なしと認めます。よって、第126号議案は、原案のとおり、可決されました。

本日の会議は、これにて終了いたします。

明日から12月1日までは、議案調査等のため本会議は休会、12月2日は、定刻より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 1時33分 散会

令和3年11月定例会

令和3年12月2日

議 事 日 程

第 7 日 目

1 開 議

2 県政一般に対する質問

3 散 会

令和3年12月2日（木曜日）

出席議員（45名）

1番 宮島大典君
 2番 宮本法広君
 3番 赤木幸仁君
 4番 中村泰輔君
 5番 饗庭敦子君
 6番 堤典子君
 7番 下条博文君
 8番 山下博史君
 9番 北村貴寿君
 10番 浦川基継君
 11番 久保田将誠君
 12番 坂口慎一君
 13番 千住良治君
 14番 石本政弘君
 15番 中村一三君
 16番 麻生隆君
 17番 川崎祥司君
 18番 坂本浩君
 19番 深堀ひろし君
 20番 山口初實君
 21番 近藤智昭君
 22番 宅島寿一君
 23番 松本洋介君
 24番 ごうまなみ君
 25番 山本啓介君
 26番 前田哲也君
 27番 大場博文君
 28番 山口経正君
 29番 山本由夫君
 30番 吉村洋君
 31番 中島浩介君
 欠番
 33番 堀江ひとみ君

34番 山田朋子君
 35番 西川克己君
 36番 外間雅広君
 37番 瀬川光之君
 38番 坂本智徳君
 39番 浅田ますみ君
 40番 徳永達也君
 41番 中島義君
 42番 溝口芙美雄君
 43番 中山功君
 44番 小林克敏君
 45番 田中愛国君
 46番 八江利春君

 説明のため出席した者

知事 中村法道君
 副知事 上田裕司君
 副知事 平田研君
 統括監 柿本敏晶君
 危機管理監 多田浩之君
 企画部長 浦真樹君
 総務部長 大田圭君
 地域振興部長 早稲田智仁君
 文化観光国際部長 中崎謙司君
 県民生活環境部長 貞方学君
 福祉保健部長 寺原朋裕君
 こども政策局長 田中紀久美君
 産業労働部長 廣田義美君
 水産部長 斎藤晃君
 農林部長 綾香直芳君
 土木部長 奥田秀樹君
 会計管理者 吉野ゆき子君
 交通局長 太田彰幸君
 地域振興部政策監 村山弘司君
 文化観光国際部政策監 前川謙介君

産業労働部政策監	村 田 誠 君
教育委員会教育長	平 田 修 三 君
選挙管理委員会委員	高比良 末 男 君
代表監査委員	濱 本 磨毅穂 君
人事委員会委員	本 田 哲 士 君
公安委員会委員	川 口 博 樹 君
警察本部長	中 村 亮 君
監査事務局長	下 田 芳 之 君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	大 崎 義 郎 君
教育次長	林 田 和 喜 君
財政課長	小 林 純 君
秘書課長	石 田 智 久 君
選挙管理委員会書記長	大 塚 英 樹 君
警察本部総務課長	車 康 之 君

議会事務局職員出席者

局 長	松 尾 誠 司 君
次長兼総務課長	藤 田 昌 三 君
議事課長	川 原 孝 行 君
政務調査課長	濱 口 孝 君
議事課長補佐	永 田 貴 紀 君
議事課係長	山 脇 卓 君
議事課特別会計任用職員	天 雨 千代子 君

午前10時 0分 開議

○議長（坂本智徳君）皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、一般質問を行います。

八江議員 46番。

○46番（八江利春君）（拍手）〔登壇〕皆さん、おはようございます。

諫早市選出、自由民主党・県民会議の八江利春でございます。

それでは、通告に従って質問させていただきます

ますが、中村知事はじめ関係部長の、今日は格別な、前向きなご答弁を期待をいたしております。よろしく願いをいたします。

1、知事の政治姿勢について。

中村知事は、12年前に、「こぎ出せ！長崎」を旗印に知事選挙に挑戦され、見事に当選を果たされましたが、官僚かつ県職員のOBとしてはじめてのことであり、まさに快挙でありました。

その後、3期12年にわたり知事として、長崎県が抱える各分野の諸課題に対して、積極果敢に取り組み、立派に頑張ってきたこと、それが今日の長崎県につながっているものと思いますし、私もその姿勢を評価しているところであります。

その一方で、この12年間は、長いようで短かったのではないかと思います。私としては、新幹線長崎ルート、諫早湾干拓、石木ダム、IR区域の認定などの重要プロジェクトのほか、新型コロナウイルス対策、人口減少、産業振興の政策も道半ばと考えております。これからの4年間で、さらに全力投球で進めてほしいとの心からの願いもあります。

そこで、単刀直入に申し上げますが、中村知事に対し、多くの支援団体の要望に応えるためにも、4選を目指して出馬の決意表明を求めたいと思いますので、知事の前向きなご答弁を期待しております。

2、新型コロナウイルス感染症対策について。

新型コロナウイルス感染症の第5波は、変異株の流行により、これまでを大幅に上回る勢いで新規感染者が発生し、本県においても、8月には県独自の緊急事態宣言を発令したところであり、国の措置である「まん延防止等重点措置」の適用も実施されました。

そこで、第6波の到来に備えた対策について、お尋ねをします。

県民の8割近くがワクチンを接種したとはいえ、今後見込まれる第6波の到来に備え、新型コロナウイルス検査体制のさらなる充実をはじめ、3回目のワクチン接種の早期実施や、5歳から11歳までの小児に対する接種開始の対応が必要と考えますが、県の見解をお尋ねいたします。

3、九州新幹線西九州ルートについて。

九州新幹線長崎ルートについては、来年秋の武雄温泉 長崎間の開業に向け、沿線では、駅舎や駅周辺の整備が進み、県内各地で機運醸成のため、イベント等が開催されております。

先日、地元の諫早で実施されましたレールウォークの出発式に参加したのですが、募集定員880名に対して、なんと北海道をはじめ全国各地から7,300名の応募があったとお聞きし、全国的に期待や関心の大きさを改めて実感したところであります。

私は、フリーゲージトレイン運行計画の時からフル規格を提唱してまいりましたが、現在、佐賀県の理解が得られず、事態は進展しておりません。

先日、国土交通省と佐賀県との幅広い協議が開催されましたが、整備方針を決定するには至っておりません。私もこれまで多くの団体や関係者と話し合ってきましたし、現在も続けております。

そこで、県として、今後、佐賀県に対してどう働きかけをしていくのか、お尋ねをいたします。

また、新鳥栖—武雄温泉間の整備のあり方について、現在、国土交通省と佐賀県の幅広い協議が行われておりますが、佐賀県において、昨

年10月には、自民党の佐賀県連が政府・与党に対し課題解決を要望され、また、本年4月には、フル規格の推進派と言われる藤木先生が佐賀県議会議長に就任され、この10月には、国土交通省出身の坂井佐賀市長が誕生されております。さらに、民間においても「フル規格推進佐賀県民会議」が設立されるなど、フル規格に向けて環境が大きく変化しており、今がチャンスと捉えて話し合いを持つことが一番大事な時ではないかと思っております。

一方、政府・与党においても、齋藤国土交通大臣が就任され、新たな体制となり、さらに議論が進展するものと期待しております。

このような状況において、長崎県として、全線フル規格の実現に向けて、どのように対応していくのか、お尋ねをいたします。

4、特定複合観光施設（IR）について。

今般、IR事業者として「カジノ オーストリア」が選定されましたが、「カジノ オーストリア」の提案では、初期投資の規模が約3,500億円、九州内への経済波及効果が年間3,200億円、雇用創出効果が年間約3万人となっております。

一方で、大阪の投資額の規模は約1兆円、和歌山県が4,700億円とお聞きいたしております。

そこで、今回の「カジノ オーストリア」の投資規模をどのように評価しているのか、お尋ねをいたします。

また、IRを実現するためには、地元交通アクセスの改善が必要であります。新幹線の整備効果を最大限に活かすためには、東彼杵道路の早期事業化が期待されますが、早期事業化に向け、取組についてお尋ねをいたしておきたいと思っております。

さらに、佐世保港浦頭を拠点とするクルーズ船との連携も不可欠と考えますが、現時点にお

ける県の見解を併せてお尋ねいたします。

5、国民文化祭について。

国民文化祭については、令和7年度に第40回となる記念大会が本県で開催されることが内定し、また、「第25回全国障害者芸術・文化祭」も同時に開催されることが決定したところであります。

そこで、長崎県として特徴的な取組を期待するものであります。

本県は、古くから我が国における海外との交流の窓口であり、西洋と東洋が融合した独自の文化を育みながら発展してきた歴史を有するほか、多くの世界遺産や日本遺産、世界の記憶が登録されている地域であることから、国民文化祭の開催に当たっては、こうした本県の特性を最大限に活用することが必要と思います。

本県には、古くから海外との交流の歴史があることから、国際文化交流は、本県の得意とするところでもあります。五島の「チャンココ」や平戸の「田助ハイヤ節」など、しまの伝統文化や郷土芸能についても古い歴史があり、無形文化財として伝承されております。

また、検番など長崎の花街文化やおくんちなどを取り込んだり、全国の都道府県における入賞作品を一堂に集めて展示し表彰し、レベルアップを図ることが全国からの集客にもつながるものと思います。

そこで、県としてどのような国民文化祭を目指していくのか、お尋ねをいたします。

6、農林業振興について。

(1) 諫早平野における園芸作物の新たな産地づくりについて。

県下最大の穀倉地帯である諫早平野は、今、秋の収穫期も終わり、裏作への準備中にあります。一昔前は、米を収穫する秋に一年分の収入

が得られていましたが、現在では、米による所得が低下し、米作農家の将来は不安な状況にあります。

米作中心の経営で所得を確保するためには、大規模化と大型農業機械の導入により省力化を図る必要がありますが、現在の米作の所得では、さらなる投資は難しい状況であり、このままでは近い将来、農業の担い手がいなくなり、諫早平野が荒廃地になるのではないかと危惧しております。

そこで、諫早平野の農業を守り、平坦地での米作農家の経営を維持していくためには、水田において、施設園芸をはじめとする高単価で収益性が高い園芸品目を思い切って導入し、新たな産地づくりを進めていくことが重要と考えますが、県として、具体的にどのように取り組んでいくのか、早急に実施計画を立てるべきと思いますが、県の見解をお尋ねいたします。

(2) ながさき森林環境税の継続について。

平成19年度から、「ながさき森林環境税（第1期～第3期）」が導入され、荒廃した森林の整備や路網整備、市町と連携した県民参加の森林づくりの活動などの支援を行い、未整備森林の減少や路網整備による効率的な森林整備の推進とその役割に対する県民の理解が深まるなど、その成果が認められております。引き続き、第4期も継続した森林づくりなどの取組を進める必要があると思いますが、県はどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

(3) ミカンコミバエと鳥インフルエンザの防疫対策について。

果樹類の大害虫であるミカンコミバエが各地で発生し、まん延防止に向けて対応していただいているところでありますが、11月にも誘殺が確認されている状況であります。温州みかんも

各産地で出荷が本格化し、また、施設園芸ではいちごの出荷もはじまっております。

そこで、長崎県の果実の生産に大きな影響が出ないよう、防疫対策を徹底することが重要と考えますが、県の現在の対応状況について、お尋ねをいたします。

また一方、鳥インフルエンザについては、今シーズンに入り、複数県において発生が見られております。本県では発生の状況ではありませんが、水際作戦で防止しなければなりません。昨年、全国では18県で約987万羽が殺処分され、過去最大の被害となっております。

そこで、本県においても、最大の警戒が必要であると考えますが、鳥インフルエンザ発生を予防するため、県としてどのような対策を行っているのか、お尋ねをいたします。

7、諫早西部台団地の計画見直しと西諫早団地再整備について。

（1）長崎県住宅供給公社が施工する諫早西部団地（グリーンヒルズ）の現状と今後について。

長崎県住宅供給公社が施工中の西諫早西部台団地の30ヘクタールの未処分地や未着手地について、県は見直しを行うことを確認しておりましたが、その後どのように取り組んだのか、お尋ねをいたします。

また、県は、現在の事業期限の令和4年度までに計画の見直しが必要で、具体的には、住宅ではない用途などへの土地利用変更をするため、検討を加速するとのことでした。

さきに申し上げたように、計画から20年の間に、施工者である長崎県住宅供給公社は、平成17年に特定調停を受け、自らリスクをとる宅地開発には取り組めないなど、事業経営と事業を取り巻く社会経済状況も大きく変わってきてお

り、事業経営を進める中で、住宅以外も建設できるよう、土地利用計画も早急に変える必要があったのではないかと考えております。

そこでお尋ねですが、未処分地の計画見直しのため、現在までどのようなことを検討され、また、今後どのように進めるのか、お尋ねをいたします。

（2）西諫早ニュータウン（県営西諫早団地）の整備について。

諫早市の西諫早ニュータウンのほぼ中央に位置する県営西諫早団地の再整備の方針については、県から段階的な用途廃止を含め、集約建替えや改善をするということでありました。

西諫早団地は、築40年以上が経過して老朽化も進み、900戸を超える、県内でも有数の大規模団地であります。

これまでの検討の中で、具体的にどのくらいの期間で、どのような規模に再整備することを検討しているのか、お尋ねをいたします。

また、西諫早団地だけでなく、戸建て住宅が広がる西諫早ニュータウンのニーズも把握し、課題解決に向けたまちづくりを進めるとのことに、県としてどのように取り組んでいかれるのか、具体的な取組をお尋ねいたします。

8、スポーツの振興について。

諫早市の本明川のボート練習場は、直線で5,000メートルを超える長さがあり、年間を通じて風や波の影響を受けにくい自然環境を有することから、現在、日本代表や県外の実業団チームの合宿地となっているほか、大村高校、大村城南高校、株式会社チョープロの各ボート部が練習活動の拠点としております。

この本明川ボート練習場は、県ボート協会が10年前から艇庫の整備など、少しずつではありますが進めてきましたし、去年は、県や諫

早市により、常設のセンターブイが設置をされました。

ただ、周辺の整備はこれからであり、今後さらに、他県からボートの合宿や競技大会等を受入れていくためには、艇庫の増設のほか、駐車場の整備、棧橋の充実が必要になってきます。

さらに、にぎわいを創出するためには、将来河川敷一帯の公園化を進めることが必要だろうと思ひ、競技場としての整備を図ることが特に重要だと思っております。

このコースは、日本一と言われるすばらしい場所であり、今後、県と諫早市が協力しながら、日本一のボート競技場の建設に向けて積極的に取り組んでいただきたいと思います。

そこで、本明川ボート競技場の整備を県はどう取り組むのか、お尋ねします。

また、大会については、実践しやすい学生の競技大会誘致を目指してはどうかと考えますが、県の考え方について、お尋ねをいたします。

9、県南振興局について。

組織改編により建設を進める県南振興局は、新幹線諫早駅近くに位置し、島原半島の玄関口という優れた立地条件にあります。

そこで、新幹線開業を目前に控え、諫早駅前の再開発事業が進められている中、駅前のにぎわい創出のために、県南振興局が新庁舎について計画している令和8年には完成をさせてほしい。

新庁舎は、県民が利用しやすく、親しみを感ずるとともに、周辺地域のまちづくりと調和し、県産材を利用した庁舎建設に期待しておりますが、現在の進捗状況について、お尋ねをいたします。

また、各部門や出先機関の集約できる部分については、可能な限り県南振興局本所に集約し、

行政改革として、集約の効果をしっかりと出していくことが必要だと考えますが、改めて県南振興局の組織体制について、県の考え方をお尋ねいたします。

10、ドローン行政について。

(1) ドローン産業の育成について。

ドローンについては、様々な産業分野において利活用が進められており、その重要性は、今後一層高まるものと考えております。農地作付の確認などを想定した、目視以外のドローン航空管制システムの実証実験が五島市で行われ、ドローン活用の可能性の大きさを感じたところであります。

本年3月には、航空法等の一部改正、操縦者の技能を証明する制度の創設など、ドローンを取り巻く環境が大きく変化する中、県内の様々な分野におけるドローン等の活用を広げ、ドローン産業として振興を図る必要があると考えますが、県の見解をお尋ねいたします。

(2) 林業におけるドローン技術の活用について。

森林資源の成熟が進み、循環利用を図ることで、成長産業化が期待される林業分野において、県森林組合連合会と鹿児島大学との連携協定のもと、ドローン技術を活かした森林調査などの検討が進められているところであります。

こうしたドローン技術については、工夫次第で様々な林業の生産現場での活用が考えられ、大いに進める必要があると考えておりますが、県としてどのように支援していくのか、お尋ねをしておきたいと思ひます。

以上、壇上からの質問とさせていただきますが、必要によっては、対面演壇席から質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（坂本智徳君） 知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 八江議員のご質問にお答えいたします。

まず、私の4選目に向けた決意についてのお尋ねであります。

今日、本県では、来年秋の新幹線の開業をはじめ、まちづくりが進展し、産業分野においても新たな動きが見られるなど、大きな変革の時期を迎えております。

また、コロナ禍において情報化やデジタル化が急速に進展し、人々の生活や社会環境についても大きく変わろうとしているところであります。

このような現状を顧みます時、今後の県政の推進に当たっては、新たな発想で施策を組み立て展開をしていく必要があるものと考えております。

こうした中、未解決の課題も残されていることから、いま一度、県勢の発展のために力を尽くすべきではないかとの声もいただいているところであります。県政を託していただいた県民の皆様の思いにお応えするためにはどうあるべきか、現在、自問を重ね、熟慮を重ねているところであり、今議会中には、その方向性をお示しできるよう、いま少し時間をいただきたいと願っているところであります。

次に、新幹線に関連して佐賀県に対してどう働きかけ、全線フル規格に向けて、どのように対応していくのかのお尋ねであります。

与党PT検討委員会では、九州新幹線西九州ルートについて、これまでフル規格で整備する場合の在来線や地方負担等の佐賀県が考える課題について検討され、特に、在来線については、一歩踏み込んだ内容を示されるなど、議論を前に進めるためにご尽力いただいているところで

あります。

また、幅広い協議において、国土交通省は、佐賀県からの求めに対応いただいている一方、佐賀県は、在来線の利便性の確保に対する懸念を示されております。

このように、関係者が西九州地域の将来を見据えながら議論を交わされているところであり、こうした協議が積み重ねられることで、佐賀県の具体的な考え方が見えてくるのではないかと受け止めております。

このため、県としては、佐賀県の課題について、一緒に取り組むことで前に進むものもあると考えておりますので、幅広い協議等の状況を注視しながら、佐賀県の課題解決につながるよう、佐賀県との協議の場を持つなど働きかけてまいりたいと考えております。

また、今後とも、与党での議論や国土交通省と関係者の協議、本県が参加する協議の場など、様々な枠組みを活かして議論を進めるなど、全線フル規格による整備の実現に全力を注いでまいりたいと考えております。

次に、国民文化祭について、どのような文化祭を目指していくのかのお尋ねであります。

本県で令和7年度に開催予定の国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭については、基本的な考え方を定める基本構想の策定に向け、去る11月12日に第1回目の有識者会議を開催し、文化芸術分野をはじめ平和・国際交流、観光・インバウンド、障害者芸術、教育、経済など様々な分野の専門家の方々から、それぞれの視点で貴重なご意見をいただいたところであります。

県としては、有識者会議のご意見を踏まえ、地域の特色ある文化芸術活動をさらに活発化し、離島をはじめ地域に根づいた伝統文化や歴史文化など、本県ならではの文化資源を磨きあげ、

国内外に広く発信し、観光振興やまちづくりにつなげてまいりますとともに、文化芸術の振興を通じた平和の発信や国際交流の推進、若者の参画によるふるさとへの愛着心の醸成など、人口減少対策の視点も取り込んでまいりたいと考えております。

今後も、市町や関係団体と一体となって、文化芸術の振興はもとより、新たな地域文化の発掘や文化を担う人材を育成するとともに、人々の暮らしに潤いをもたらす、地域の活力となる文化の力を最大限に活かしながら、一過性とならない文化芸術活動の振興や交流人口の拡大を図ることによって、長崎県らしい国民文化祭の実現を目指してまいりたいと考えております。

次に、令和4年度以降のながさき森林環境税の継続について、どのように考えているかのお尋ねであります。

ながさき森林環境税につきましては、これまで水源涵養などの森林の持つ公益的機能を維持するために、税を活用して森林の整備や木育の促進、県産材の利用拡大など、各種施策を推進してきたところであります。

令和4年度以降の税の継続を検討するに当たり、平成29年度から5年間の事業効果の検証に加えて、近年のSDGsやカーボンニュートラルなどの社会的要請も踏まえて、その基本的な考え方を取りまとめ、外部有識者からなる「ながさき森林環境基金管理運営委員会」や、県民の皆様へのパブリックコメントにおいて、ご意見を伺ってまいりました。

その結果、税の継続について、多くの県民の皆様からご賛同の声をいただいたことを踏まえ、課税期間延長のための条例改正案を今議会へ提案させていただいているところであります。

県といたしましては、かけがえのない森林を

守り育て、次世代へ引き継いでまいりますために、ながさき森林環境税の継続を県民の皆様にご理解いただき、森林の整備など必要な施策を引き続き推進してまいりたいと考えております。

次に、諫早西部台団地の未処分地の用途の見直しについてのお尋ねであります。

諫早西部台団地の未処分地については、新住宅市街地開発事業の期限であります令和4年度末までに、事業廃止並びに用途地域などの都市計画を変更することを目指しているところであります。

これまでに諫早市や県住宅供給公社と検討会を設置した後、事業者として参画を希望する企業をホームページで募り、31社からの活用のニーズを把握いたしました。

これらをもとに、住宅のほか介護や医療サービスなどの用途ごとのゾーン分けについて検討し、今後は、これらの内容を踏まえ、必要な作業を進めてまいりたいと考えているところであります。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長（坂本智徳君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（寺原朋裕君） 第6波の到来に備えた検査体制の充実やワクチン接種への取組についてのお尋ねでございますが、県では、さらなる検査体制の拡充やワクチン接種の推進が必要であると考えております。

検査体制につきましては、一日当たりの検査可能件数を約5,700件まで拡充するとともに、発熱患者に対応する420の診療・検査医療機関をさらに確保するよう努めてまいります。

ワクチンの追加接種につきましては、市町に対して、早期の接種開始をお願いし、2回目接種完了から8か月経過した医療従事者を対象に、

順次接種券の発送が進められているところであり
ます。

また、5歳から11歳の小児へのワクチン接種
につきましては、今後、早ければ来年2月から
開始される可能性があることから、市町に対し
て、接種体制の準備を促してまいりたいと考
えております。

○議長（坂本智徳君） 企画部長。

○企画部長（浦 真樹君） 私から、3点お答え
をいたします。

まず、I Rについて、今回提案された投資規
模をどのように評価しているのかとのお尋ねで
ありますが、「カジノ オーストリア」から提案
された開業時の総事業費は3,500億円であり
ますが、I R候補地には、「千年の街」をテーマ
として、これまでに2,500億円以上の投資が行
われてきた国内有数のテーマパークであります
ハウステンボスが隣接をしております。

このため、九州・長崎I Rには、新たなテーマ
パークの建設は不要であり、また、ホテルヨ
ーロッパや迎賓館、パレスハウステンボスなど
の既存施設を有効に活用する提案がなされて
おります。

さらに、道路や上下水道などの生活インフラ
も既に一定整備済みでありますことから、他の
候補地域よりも比較的少ない投資で開発が可能
であるとの評価もいただいております。

加えまして、6,000人収容の大ホールを備えた
国際会議場施設、並びに2万平方メートルの展
示施設は、大阪と同規模でありまして、宿泊施
設につきましても、I R区域内に整備する2,000
室に加えまして、ハウステンボスエリアに既存
のホテル1,000室があることを考慮いたします
と、他地域と同程度の規模になるのではないかと
考えております。

このようなことから、提案された投資規模や
施設規模は、他の候補地域と比較しても遜色な
いものではないかと考えております。

次に、I Rに関しまして、東彼杵道路の早期
事業化、並びに浦頭港を拠点とするクルーズと
の連携についてのお尋ねであります。国の基
本方針におきましては、交通環境の改善に向け
た取組を重要な評価基準の一つと位置づけられ
ており、移動時間の大幅な短縮など高い効果が
期待される高規格道路の整備が必要であると考
えております。

このため、I R候補地であるハウステンボス
と長崎空港のアクセス強化に資する東彼杵道
路の早期事業化について、政府施策要望や沿線
自治体を含む地元期成会における要望活動等
を通して、これまでも国に対し強く働きかけて
きているところであります。

また、海外から多くの方々にI Rに訪れてい
ただくためには、佐世保港浦頭を拠点とするク
ルーズ船との連携も重要であると認識しており、
クルーズ船の誘致を今後も促進いたしますと
ともに、設置運営事業予定者とも連携しながら、
M I C E施設や魅力増進施設等の利活用につ
いて検討してまいりたいと考えております。

次に、県内におけるドローン産業の振興に対
する県の見解についてのお尋ねであります。

ドローンに関する技術開発の進展や航空法等
の改正などにより、様々な分野におけるドロー
ン活用の需要が創出をされ、今後、産業化の可
能性も高まってくるものと考えております。

このような中、新上五島町や五島市において
は、昨年度から物流や海難捜索などにドロー
ンを活用する実証事業が行われており、今後、
社会実装につなげられるよう、実証事業で明ら
かとなった課題の解決に向け、県も地元市町など

と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

また、ドローンの飛行に関する法制度の認知促進や安全性の確保などにつきまして、ながさきSociety5.0推進プラットフォームなどの機会を捉え、民間事業者の方々へ情報提供いたしますとともに、ドローンを活用した取組事例やその成果について様々な産業分野に幅広く共有をすることで、分野を超えたドローン活用を促進してまいりたいと考えております。

さらに、県におきましては、ドローンの社会実装や安全運航などに取り組んでいる県内外の民間団体や大学との関係構築、意見交換なども行っているところであり、今後とも、市町や民間事業者と連携しながら、本県におけるドローン産業の振興を図ってまいります。

○議長（坂本智徳君） 農林部長。

○農林部長（綾香直芳君） 私の方から、3点お答えをさせていただきます。

まず、諫早平野などの水田地帯への園芸作物の導入について、どのように取り組むのかとお尋ねですが、現在、諫早平野は、諫早湾干拓事業により農地の排水性が改善したことで、背後地に当たる小野・森山地区の広大な水田では、新規就農者がミニトマトの栽培を拡大し、雲仙市吾妻地区ではブロッコリーの栽培が拡大するなど、園芸作物の導入と産地化が進んでおります。

県としましては、水田への高収益作物の導入、産地化を進めるため、小野・森山地区に重点推進地区を設定し、市町や農業団体と連携をして、地域の担い手の明確化や品目ごとの農地のゾーニングなどの将来像を描いた「人・農地・産地プラン」の話し合いを促進し、その実現に向けた水田の畑地化や園芸用ハウスの整備などの支

援を行うことで、諫早平野が県内の園芸産地のモデルとなるよう、取組を進めてまいります。

次に、県ではミカンコミバエ、鳥インフルエンザの対策をどのように行っているのかとお尋ねですが、ミカンコミバエについては、これまで合計128頭が誘殺されており、国や市町、関係団体と連携のうえ、防除資材のテックス板の設置などを行ってまいりました。

これらの防除対策の効果に加えて、ミカンコミバエは、気温13度以下では発育できないとされており、今後は、気温の低下に伴い収束していくものと考えておりますが、本県の果樹農業に影響を及ぼすことがないように、引き続き監視をしてまいります。

また、鳥インフルエンザについては、今年の鹿児島県等での発生を受け、直ちに県の警戒連絡会議と地域ごとの防疫対策会議を開催し、加えて、全国に先駆けまして、県独自に県内全家禽農場に消毒用の消石灰を配布し、緊急消毒を実施したところです。

今後、生産者や関係機関と連携をして、防疫並びに予防対策に万全を期してまいります。

次に、県は、林業におけるドローン技術の活用について、どのように考えているのかとお尋ねですが、林業においてのドローン技術は、現在、大雨などの自然災害における森林や林道の被害状況の調査などで活用されております。

また、西海市や県内の一部の市町において、労務負担が大きい森林の資源量や地形等の調査など、林業の生産現場での活用にも取り組まれているところです。

県としましては、木材生産拡大に向け、林業の生産現場での省力化や安全性の向上は大変重要と考えていることから、今後、市町や関係団体のご意見を賜りながら、苗木や資材の運搬の

ほか、松くい虫防除など様々な用途でドローンの活用を推進してまいります。

○議長（坂本智徳君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 西諫早団地の再整備の方向性と西諫早ニュータウンの課題解決に向け、県はどのように取り組んでいるのかとのお尋ねですが、老朽化が進む県営西諫早団地について、今年の6月に「建替え基本構想」を策定し、現在の907戸を、現入居者の住み替えなどを考慮のうえ、建替えや住戸改善により、今後10年間で617戸に集約する予定であり、概算工事費として、約80億円程度を見込んでいます。

県営住宅の集約で生じる余剰地については、住民ニーズが高い買い物や高齢者、子育て支援サービス、若年者向けの民間住宅の導入などを想定しています。

また、西諫早団地を含む西諫早ニュータウン全体については、住民や関係者へのアンケートやヒアリングにおいて、買い物支援や高齢者の交流の場の不足が課題となっており、それらに応えられるよう民間と連携し、空き家を活用した交流拠点整備などを行うこととしています。

○議長（坂本智徳君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中崎謙司君） 本明川ボート競技場の整備やボートの大会誘致についてのお尋ねでございます。

本明川下流域は、日本代表をはじめ、県外の実業団や大学のチームがボート合宿に訪れるなど、既に高い評価を受けており、今後のさらなる合宿誘致や大会誘致において、大きな可能性があると考えております。

11月には、早稲田大学と慶應義塾大学のボート部による対抗戦をメインとしました水上スポーツイベントを実施し、県民の機運醸成と本明川の認知度向上を図ったところでございます。

大会誘致につきましては、先般、令和6年度の北部九州インターハイのボート競技の本県開催が決定しましたことから、現在、本明川での開催に向けまして、地元諫早市と協議を行っております。

インターハイを開催いたしますには、公認コースの認定取得が条件でございます。申請に向けた測量調査や実施内容に応じた施設・設備等の整備が必要とされますことから、今後、県・市、県ボート協会等によりまして、具体的な整備内容を検討してまいりたいと考えております。

○議長（坂本智徳君） 総務部長。

○総務部長（大田 圭君） 私から、県南振興局につきまして、2点ご答弁申し上げます。

まず、現在の進捗状況についてでございます。

県南振興局の庁舎整備については、県内業者の受注機会拡大などの県議会でのご意見ですとか、周辺のまちづくりを進める諫早市などとの協議内容等も踏まえて検討を進めてまいりました。

そのうえで、今般、「県民サービス向上のための機能的で使いやすい庁舎」、「県民生活の安全・安心を支える庁舎」、「県民に優しく環境に配慮した庁舎」の3つを基本方針といたしました「県南振興局庁舎整備基本計画案」を取りまとめたところでございます。

その際、建設手法といたしましては、県内業者の参画機会ですとか、設計段階からの調整などの優位性を踏まえまして、PFI方式ではなく、従来方式とすることとともに、さらに、県産材なども積極的に活用いたしまして、県民に親しまれる庁舎にしたいというふうに考えております。

来年度は地質調査と設計に着手予定でありまして、令和8年度頃の完成を目指してまいりた

いと考えております。

次に、県南振興局の組織体制に対する県の考え方についてでございます。

今回の見直しといたしましては、県の行政資源が限られていく中で、組織の集約によりまして、人的資源を効果的、効率的な体制で配置しながら、組織の柔軟性や高度な専門性を確保し、重要事業の推進や多様な行政ニーズ、災害等に確実に対応できる体制を整備するものでございます。

そのため、平成20年3月策定の「地方機関再編の基本方針」ですとか、令和元年12月策定の「振興局見直しの方向性」に沿ったものとして、災害対応や窓口業務など、緊急性、現場性が特に高い業務につきましては、行政サービス水準の維持のために、必要な組織を各地区に配置したうえで、基本的には県南振興局本所に組織を集約し、その効果を発揮していくこととしております。

○議長（坂本智徳君） 八江議員 46番。

○46番（八江利春君） 少し時間もあるようですので、再質問をさせていただきます。

一つは、一番大きな課題で、今日の課題でもありました、知事に対して、もう一度確認をさせていただきたいと思いますが、私が申し上げた内容につきましては、先ほど申し上げた、まだ道半ばではないかというふうな話もありました。これは私どもだけでなく、県民からいろんな形で聞く中で、そういう話が出ておりました。申し上げた理由の一つは、誠心誠意、県政に真面目に務めてこられた中村知事については、どうしても県民が期待する者の一人であるから、何とか出してほしいという話もたくさん聞いておりました。

また、二つ目には、これまで中村知事を支え

てきた諸団体、個人も含めて、たくさんの県民の皆さん方の中で、何としてもやっぱりここで踏ん張っていただき、次なる4選に挑戦していただきたい、また解決をしていただきたいということもありました。そのようなこともありました。

もう一つ、三つ目につきましては、これまでの3期12年する中で、やっぱり人間性というものいろいろそこにわかってくるわけでありまして、人間性、公平性、そしていろんな謙虚なるその対応、行動、そういったものを県民はよく見てきておったのじゃないかと思ひますし、また、それだけに努力されたんじゃないかと、このように思っています。

そういう中で、これまで、悪いぞと言う方も、今のところは見受けられないところであります関係もありまして、大方の皆さん方から、出馬についての要望がきていると、我々もそのように耳にしておるし、そういうことが、県政の将来にわたっては大事なことではないかなと思つて、ここに、トップバッターでありましたから、私があえて申し上げておきたいのもそのことであります。

そこで、もう一度、今議会中に熟慮してということですが、これまでも長い間、前議会の時から、どうですかという話もあっておりました。ここにきて、まだ熟慮してということになるのかと思ひますし、もう2月にははじまることでもありますので、その点をもう一度確認だけはしておきたいと思つて、ここに立たせていただいております。

知事の再度のご答弁、恐縮でありますけれども、感想なりも含めて、ご答弁いただければと思ひます。

○議長（坂本智徳君） 知事。

○知事（中村法道君）先ほどもお答えをさせていただきましたけれども、県政は非常に大きな変革の時期を迎えておりまして、これまでになかったようなDXの促進でありますとか、人々の生活環境、あるいは事業環境が変わりつつある中で、県の施策もそういった流れの中で大きく見直しを進めていく時期を迎えようとしているのではなかろうかと、こう考えているところでありまして、大変温かいご評価をいただいたことはありがたいと存じておりますけれども、長崎県勢の発展にとって、こういった選択肢がベストであるのか、いま一度、自問自答を重ねさせていただいているところであり、いま少し時間をいただければと考えているところであります。

○議長（坂本智徳君）八江議員 46番。

○46番（八江利春君）今のご答弁は十分わかるわけでありまして、たくさんの方々のかかかると固唾をのみながら、これまでやってこられた実績をもとに、この人しかいないんじゃないかという思いの中で出馬要請等もあっておるものと思いますので、その辺はしっかり熟慮をしていただいて、結論を出していただくようお願いをいたしておきたいと思っております。

それから、もう一点は、コロナに対することで、前回の議会でも話はあっておりましたが、長崎大学は非常にこれまで頑張っていたこと承知しておりますし、長崎は、江戸時代から医療のまち、医学のまちだと、都市だと言われてきておりますし、我々もそれを一つの事業として、長崎大学が熱帯医学研究所をはじめ、ウイルス関係には非常に強い状況の中にあることから、そこには話が出ておる中では、いろんなものの開発をこれからやっていく、ワクチンのみならず、コロナのみならず、いろん

なウイルスに関係する研究が盛んになされておるだろうし、また、それを前向きに進めていきたいという大学側の要望もありますので、この件については、国立大学ですから、国が支援するのが当然ですけれど、長崎県として独自のものを、やっぱりそこははっきりあらわしておいた方がいいし、そのため支援する必要があると思いますけれど、部長の考えはいかがでしょうか。

○議長（坂本智徳君）福祉保健部長。

○福祉保健部長（寺原朋裕君）長崎大学は、WHOが熱帯病の研究施設として指定している熱帯医学研究所や、高度医療を担う大学病院を有し、国内初となる一類感染症の研究を行うBSL 4施設の整備に取り組むなど、全国トップクラスの感染症対策の拠点であると認識をしております。

本県の新型コロナウイルス感染症対策に大いに貢献していただいております。昨年度に引き続き、長崎大学によるワクチン開発を支援するため、本定例会に関連予算を計上させていただいております。

県としましては、今後も長崎大学と緊密な連携を図りながら、感染症対策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（坂本智徳君）八江議員 46番。

○46番（八江利春君）ありがとうございます。

もう一点、新型コロナウイルスの中で変異株が、新たにオミクロン株が発生をしたということで、ここ数日前から盛んに報道されておりますし、我々も国民として、あるいは県民として、長崎県にどのような形で入ってくるのか、入ってくるのを阻止するのかということもあります。

そのことについて、今日の長崎新聞には、大学の先生から談話があつておりましたことを見

ておりますけれども、ワクチンがどのくらい効くのかということと、打ってゼロになるかどうか、それはなかなかわからないが、機会があれば、ぜひ打ってほしいということのコメントも載せてありましたし、今後は、数週間すれば、幾らか内容もわかってくるということでもありますけれど、やっぱり当局者としては、国と緊密な連携を取りながら、オミクロン株が届かないように、どのような形で阻止すればいいのかということもありますけれど、この現状の中で答弁ができれば、答弁していただければと思います。

○議長（坂本智徳君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（寺原朋裕君） 新型コロナウイルス感染症の新たな変異株であるオミクロン株についてでございますが、南アフリカにおきまして、急速に有効株が置換されておりますことや、欧州におきましても40例以上発症が確認されています。また、国内においても、現時点で2例の確認がされているところでございますので、オミクロン株の高い感染伝播性が懸念をされているところでございます。

一方で、ウイルスの性状に関します実験的な評価はまだありませんで、医学的な評価に関しましても、行う十分な情報が得られていない状況でございます。

ワクチンの発症を防ぐ効果と重症化を防ぐ効果につきましても、現時点では明らかにはなっていない状況でございますことから、今後も各種データや国の見解等、しっかりと情報収集等に努めてまいりたいと考えております。

○議長（坂本智徳君） 八江議員 46番。

○46番（八江利春君） ありがとうございます。

それでは、新幹線について、お尋ねをしますが、時間があまりありませんけれど、ずっと新

幹線、新幹線ということで、毎回のことながら、この数十年申し上げてまいりましたし、一日も早くフル規格の方向に佐賀県とうまく決着できればという思いは、県民等しいことだと思いません。

新幹線がスタートしたのは、1973年、昭和48年、久保知事の時だったと思います。上海に通じる新幹線と、それから、高田知事、金子知事、中村知事、4代にわたって長い間やって、ようやく来年の秋には、暫定開業でありますけれど、武雄温泉まで開通すると、写真その他を見れば、すばらしい「N700S」というのが走ってくる、こう期待をいたしておりますけれど、何とかして佐賀県を説得することが一番大きな問題だと思います。

キャッチコピーも、「ふらり長崎 それもいい」というような立派な標語もつくっていただき、長崎県は機運醸成を図っておりますけれど、佐賀県の理解がいまひとつということでもありますので、ぜひそれを確実にするためには、今がチャンスじゃないかという思いで、先ほど質問させていただきました。

国土交通省と佐賀県の幅広い協議の中で、3つのルートについて国の試算が示されましたが、そのうち佐賀駅を通るアセスルートは、過去に調査を行った経過もあることから、早期の着工につながるものではないかと思えます。どのように考えていただいているのかということなんですけれど、私も何回となく佐賀の皆さん方、そして、国土交通省の鉄道・運輸機構の前の局長さんたちとも話して、アセスの時代から、前に調査したものがありません。それを一緒に早くしましうねという局の方の話もありましたが、そのことも含めて、県の方はどのように検討されているのか、進めていこうとしているの

か、お尋ねいたします。

○議長（坂本智徳君） 地域振興部長。

○地域振興部長（早稲田智仁君） 未着工区間の新幹線の整備におきましては、財源の確保が重要となってまいります。西九州ルート of 早期着工のためには、令和5年度の着工を目指す北陸新幹線と一緒に財源議論をしていただく必要があると考えております。

そのためには、佐賀県の理解を得て、環境影響評価に着手することが重要であり、県としましては、北陸新幹線と一体的に財源議論がなされるよう、引き続き関係者へ働きかけるなど、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

○議長（坂本智徳君） 八江議員 46番。

○46番（八江利春君） 時間がありませんからですけれど、何しろここ1年～2年が大事な時だと思っておりますけれど、環境も幾らか変わってきたということもありますので、積極的に各関係が、知事は知事、議会は議会、国会議員のPTはPT、PTのところちょっと心配なんですけれど、座長でありました細田会長が議長になられまして、その後釜がまだ決まってないということ、それから、九州の座長でありました山本幸三先生が、今度の選挙で失敗をされました。後釜が決まっていない、そういう状況の中にありますから、それはどのようにしていくのか、非常に心配でありますけれど、その点をひとつ、県選出の国会議員の皆さんとよく相談しながら、早めに進めていただくことを要望しておきたいと思っております。

次に、西諫早団地のニュータウンのことについては、この間、図面で提示をいただいておりますので、これは早急にやっていく、10年間で約70～80億円の金をかけてやっていくんだ

という気概を持って進めていかなければ、住宅供給公社の存在価値も認められない状況にならないようお願いをしておきたいと思っております。

次に、農業分野については、たくさんの課題はあります。畑作農業地帯、水田地帯、一番大変です。これから平坦地農業の活性化について、よく検討していただきながら頑張ってくださいようお願いして、終わりたいと思っております。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（坂本智徳君） これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時15分から再開いたします。

午前11時 3分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（坂本智徳君） 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

宅島議員 22番。

○22番（宅島寿一君）（拍手）〔登壇〕皆様、おはようございます。

自由民主党、雲仙市選出、宅島寿一でございます。

本日は、お寒い中に我が地元島原半島雲仙市から、そして、長崎県看護連盟の皆様方、傍聴にお越しいただき、誠にありがとうございます。

また、質問の機会を与您いただきました会派の皆様方に心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。知事、教育委員会教育長、関係部長、警察本部長のご答弁を賜りますよう、よろしくお願いたします。

1、知事の政治姿勢について。

中村知事におかれては、初当選以来3期12年の長きにわたり、県勢の浮揚に向け全身全霊を

尽くしてこられましたことに、まずは心より感謝を申し上げます。

平成22年の選挙において、県庁職員としての幅広い行政経験の基に、県民皆様の行政参画を求めながら新たな船をこぎ出していきたいと強い信念を示す「こぎ出せ！長崎」を旗印に掲げ、初当選を果たされました。

中村知事が就任された当時の社会情勢を顧みますと、世界的な経済危機による影響により高い失業率などの厳しい状況が続く中、少子・高齢化の進展など、非常に困難な変革期の船出でありました。

しかしながら、このような中であっても、これまでの歴代の知事が取り組んでこられた新幹線や諫早湾干拓、石木ダムといった積年の課題に取り組み、「人が輝く、産業が輝く、地域が輝く」という三つの方向性の下、3度にわたる総合計画の策定、平成25年度からは県民所得向上対策、平成27年度からは「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、社会減、自然減の抑制に向けた具体的な数値目標を掲げた各種施策の展開、さらには本県経済の起爆剤としてのIRの誘致など、県政の課題に真っ正面から取り組んでこられました。

そこで、知事にお尋ねいたします。

これまでの3期12年の取組について、これまでの県政運営の中で得られた成果、そして、残された課題と展望について、どのように感じておられるのか。また、来年2月20日に施行される長崎県知事選挙への対応について、お尋ねをいたします。

2、九州新幹線西九州ルート of 整備促進について。

(1) 全線フル規格に向けた知事の考えについて。

九州新幹線西九州ルートは、本県だけでなく九州全体の発展のために必要不可欠な高速交通インフラであり、県におかれては、この新幹線整備事業を最も重要なプロジェクトの一つと位置づけて取り組まれてきており、昭和48年に整備計画路線として決定されて以降、本県選出国會議員をはじめ、多くの関係の皆様のご努力、ご尽力により、いよいよ来年秋、長崎・武雄温泉間が西九州新幹線として開業を迎えます。

しかし、一方で新鳥栖・武雄温泉間については、国土交通省と佐賀県の幅広い協議が行われているものの、いまだ整備方針は決定しておらず、先行きが不透明な状況のままであり、このままでは対面乗換えが永久に続いてしまうのではないかと心配をしております。

平成22年の中村知事就任以降、この新幹線プロジェクトを振り返って、全線フル規格に向けた知事の思いについて、お尋ねいたします。

3、特定複合観光施設（IR）区域整備の推進について。

IRの整備につきましては、長崎県、県議会、経済界が一体となって、これまで推進してまいりました。新型コロナウイルス感染症の拡大により、世界規模で様々な社会経済活動が制約され、コロナ収束後の観光需要の回復やアフターコロナを見据え、政府が掲げる国際競争力の高い滞在型観光の実現を図るうえで、岸田新総理も「IRの実現は、日本が観光先進国となるうえで重要な取組である」と発信されております。

そこで、IRを実現することで、どのような国策への貢献へつながるのか、知事の見解をお尋ねいたします。

これまでも、九州知事会や九州地域戦略会議などにおいて、本県へのIR誘致を応援する決議が繰り返し行われてきたところであり、IR

施設で使用される多種多様な物品やサービスの調達、さらには九州の広域周遊観光促進などを検討する九州IR推進協議会が設置されるなど、「オール九州」による推進がなされております。

そこで、九州・長崎IRの実現に向けて、九州が一体となった取組は、本県の最大の強みであり、政府へ積極的にアピールすべきものと考えますが、県の見解をお尋ねいたします。

4、石木ダム整備について。

近年、全国各地で豪雨災害が頻発、激甚化している状況の中、川棚川流域においても、地域住民の皆様の安全と安心を確保するためには、何としても石木ダムを整備しなければならないと考えております。

また、佐世保市においては、石木ダムによる安定した水源の確保が必要不可欠であることから、県北地域の発展を考えるうえでも重要な事業であると考えます。

石木ダムは、県の重要課題であり、昭和50年度の事業採択以降、40年以上の長きにわたり取り組まれてきており、令和2年度末時点において予算ベースで約6割が執行済みとなっている状況を見ると、一定の進捗が図られているものと認識をしております。

本年10月には、事業に反対される住民の皆様やその支援者の方々が県と佐世保市に対し、石木ダムの工事の差止めを求めた控訴審において、福岡高等裁判所では、住民の訴えを退ける判決を出されており、行政側の主張が認められております。

このような状況を踏まえると、一日も早い事業の完成が必要であると考えておりますが、現在の工事の進捗状況と、今後どのように事業を推進していくのか、知事の考えをお尋ねいたします。

5、新型コロナウイルス感染症対策について。

(1) 第6波への対応について。

これまで、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力いただきました医療従事者をはじめ、関係者の皆様に対しまして、改めて心から感謝を申し上げます。

本県では、第5波における新規感染者数は人口1,000人当たり約2.1人と、全国で少ない方から第10位、九州内では最も低い水準で抑えることができたと同っております。

しかしながら、多くの専門家が指摘する第6波では、ワクチン接種の時間的な経過により発症予防効果が低下し、新規感染者数が再び増加することが懸念されております。

そこで、本県では、第6波に向けてどの程度の感染者数を推測し、その感染拡大に向けた対策を講じようとしているのか、お尋ねをいたします。

(2) 3回目のワクチン接種について。

本県の新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、多くの医療従事者のご尽力もあり、11月28日時点で12歳以上の県民のうち、約86%、おおよそ103万人の県民の方が2回の接種を終えられているところであります。

アメリカやフランスなど諸外国においては、ワクチンの予防効果を維持するため、既に3回目の接種が開始されておりますし、さらには新たな変異株としてオミクロン株がWHOから懸念される変異株に指定されたことなどもあり、既に国の方からは、12月に3回目接種を開始するとの方針が示されております。

県や市町におかれては、これに向けた準備が進められているものと思いますが、本県においては、接種体制や接種スケジュールなど、3回目接種をどのように進めていこうとされている

のか、お尋ねをいたします。

6、産業労働行政について。

（1）基幹産業の育成について。

本県経済の柱となる基幹産業の育成については、最重要施策の一つとして、知事が先頭に立って積極的に取り組まれ、「金融バックオフィスセンター構想」に基づき、長崎港ウォーターフロントにオフィス系企業の集積や造船業に次ぐ基幹産業の創出へ向け、関連施策が進められております。

こうした取組により、県内企業における規模拡大や新たな企業の誘致を実現という形で着実な成果が出てきており、平成28年度から令和2年度までの5か年においては、県内企業と誘致企業を合わせ約5,000人を超える雇用を創出され、改めて敬意を表する次第であります。

基幹産業の育成に向け、ご努力されてきた中村県政3期目の4年間を具体的な事例を交え総括いただくとともに、これらに加え、今後どのような分野に期待しておられるのか、知事の考えをお尋ねいたします。

（2）若者定着対策について。

本県の産業振興のためには、企業誘致と併せて、高校生、大学生の県内定着対策も重要な課題であると考えており、県におかれましては、県内就職促進に取り組まれているところであります。

高校生においては、令和3年3月卒業の県内就職率が過去最高の約70%と、十分な成果が上がっており、また、ここ数年下落傾向が続いていた県内大学生の県内就職率は約41%と、昨年はコロナ禍において様々な制約がある中、上昇に転じるなど、一定の成果が出ていると認識しているところでございます。

そこで、昨年度、新型コロナウイルス感染症

の影響がある中で、県内大学生の県内就職率が上昇に転じた要因と現在や今後の取組について、お尋ねをいたします。

7、土木行政について。

（1）幹線道路ネットワークについて。

半島地域を抱え、急峻な地形を有している本県においては、企業誘致や農水産物の輸送、観光の周遊など、産業振興や地域活性化を図っていくためには、幹線道路ネットワークの構築が不可欠であります。

しかしながら、本県の状況としては、整備中の島原道路、西九州道路や現在整備が行われていない長崎南北幹線道路、東彼杵道路など、まだまだ整備が必要な路線が多く残っております。

このような中、昨年12月には国において、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が決定され、新たに災害に強い国土幹線道路ネットワークの構築に向けた高規格道路のミッシングリンクの解消が盛り込まれたことから、本県の道路整備についても加速化されるものと期待するところであります。

現在、県内の幹線道路ネットワークの整備について、どのように取り組んでいるのか、お尋ねをいたします。

8、農林水産行政について。

（1）農業振興について。

我が国の農林水産業は、生産者の減少や高齢化などによる生産基盤の脆弱化により、生産現場に大きな影響が生じています。また、SDGsや環境に対する関心が国内外で高まっており、世界の主要国では、食と生物多様性に係る戦略を策定する動きがある中、将来を見据えた持続可能な食料システムの構築が必要となってきております。

そのため、国においては、本年5月に「みど

りの食料システム戦略」を策定し、環境に調和した食料生産、カーボンニュートラル、化学肥料、化学農薬の抑制によるコスト縮減などの取組を進めていくこととされております。

そこで、国の「みどりの食料システム戦略」に掲げる農林業の生産性向上と持続性の両立に向けた県の考えについて、お尋ねいたします。

また、実現に向けた具体的な取組についても、併せてお尋ねいたします。

（2）水産業振興について。

本県の平成30年の漁業就業者数は1万1,762名ですが、40年前の昭和53年には4万3,974名で、この40年間に於いて4分の1に減少したことになります。また、就業者の約4割が65歳以上であり、高齢化も進んでおります。

県では、「水産業振興基本計画」に基づき、令和2年度から令和7年度までの6年間で、現在の漁獲量を維持するために必要な新規漁業就業者数1,200名を確保する目標を定め、各市町と連携した受入れ体制の整備、SNSやYouTubeを活用した情報発信、就業支援フェアの開催等を行っており、さらに今年度から就業前技術研修の中に兼業漁師コースを新設するなど、様々な取組を実施されております。

そこで、漁村地域自らが漁業の魅力や漁村のライフスタイル等を広く情報発信し、多様な人材を県内の漁村へ受け入れることで、各地の漁村を活性化させ、生活の場として暮らし続けることができる漁村づくりを行う必要があると考えますが、県としての考えをお尋ねいたします。

また、漁業を安定的に継続していくには、所得を向上させ、いわゆるもうかる漁業が必要であると考えますが、県としての取組をお尋ねいたします。

9、観光行政について。

コロナ後を見据えた観光振興対策について。

昨年からの新型コロナウイルスの感染拡大に伴う「緊急事態宣言」の発令などによる外出自粛によって、本県の観光産業は、かつてないほどの大きな影響を受けました。

県では、昨年来、コロナの感染状況を注視しながら急激に落ち込んだ旅行需要を喚起するための宿泊キャンペーンをはじめ、観光客が安心して旅行できる受入れ環境の整備を進めてこられました。

私は、これらの施策によって、一定の下支え効果があったものと認識しており、コロナ禍における県のこれまでの対応を評価いたします。

現在、コロナの状況も一定落ち着き、安心はできませんが、コロナ後を見据えた観光振興対策が必要と考えますが、県の考えをお尋ねいたします。

10、離島振興対策について。

（1）離島振興法の改正延長について。

離島振興法は、本県の離島の振興に大きな役割を果たしてきたところであります。こうした中、現行の離島振興法は、令和4年度末をもって期限切れとなることから、県議会といたしましても、さきの9月定例会において、「新たな離島振興法に関する意見書」を可決し、国へ提出したところであります。

そこで、新たな離島振興法について、長崎県の実情を踏まえ、どのような改正が必要と考えているのか、見解をお尋ねいたします。

11、教育行政について。

（1）学力向上対策について。

8月に文部科学省が公表いたしました今年度の「全国学力学習状況調査」の結果によると、長崎県は、小学校、中学校ともに全ての教科で平均正答率が1ポイントから2ポイント、全国平

均を下回っているとのことでした。これからの時代を担う子どもたちに、今求められている学力を身につけさせることは重要なことだと考えております。

本年度の全国学力学習状況調査の成果と課題をどのように分析されているのか、また、今後の学力向上対策をどのように進めていこうとされているのか、教育委員会教育長にお尋ねいたします。

12、災害救助活動について。

本年8月、雲仙市で大規模な土砂災害が発生しました。犠牲になられた3名の方々には改めてご冥福をお祈り申し上げます。

一方で、発生当初から現場に入り、捜索活動に従事された警察、消防、自衛隊、医療従事者、地元建設業者関係者等々の皆様に厚く御礼を申し上げます。地元の皆様からも多くの感謝の声をお聞きしております。加えて、8月21日には棚橋防災担当大臣、8月25日には赤羽国土交通大臣に、それぞれ現地を視察していただき、住民の意見にも耳を傾けていただき、これにより9月28日、この災害を激甚災害に指定する閣議決定をしていただきました。国からの財政援助等を受けることができました。心から感謝を申し上げます。

そこで、警察本部長、危機管理監にそれぞれが関係する部隊について、救助活動への従事期間、延べ従事者数、活動状況をお尋ねいたします。

以上で、壇上からの質問を終了し、再質問につきましては、対面演壇席で行わせていただきます。

○議長（坂本智徳君） 知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 宅島議員のご質問にお答えいたします。

3期12年間の県政運営の中で得られた成果と課題についてのお尋ねであります。

私が知事に就任した当時は、極めて厳しい経済雇用情勢の中にありましたことから、まずは産業の振興や雇用の創出に力を注ぐとともに、平成25年度から具体的な目標を掲げ、県民所得向上対策に取り組んでまいりました。

さらに、総合計画の理念としておりました「人・産業・地域」の視点と考え方を同じくする国の地方創生の施策も取り込みながら、平成27年度に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、本県の課題である人口減少の克服に向けた様々な施策を展開してきたところであります。

この間、結婚・妊娠・出産や子育て支援の充実に取り組み、合計特殊出生率は全国的にも高い水準を維持しており、新・鳴滝塾構想や医師のヘリコプター搬送システム導入などにより、県内の医療提供体制を確保してきたところであります。

産業面では、企業誘致による雇用の確保、情報関連企業の研究開発拠点の集積のほか、半導体や航空機関連産業などにおいて、次なる基幹産業化に向けた新たな動きが見えつつあり、また、農業産出額の増加や農水産物の輸出拡大などの成果もあらわれてきております。

さらに、2つの世界遺産登録などを契機に、交流人口拡大に取り組んだ結果、クルーズ船入港数の増加、国際定期航空路線として香港線の新規就航、観光消費額及び観光客延べ数が平成30年に過去最多となるなどの成果が得られ、県民所得向上対策については、平成30年度時点の実績が目標を大きく上回ることとなったところであります。

一方、人口減少についても、全体ではいまだ

歯止めはかからないものの、維持者数の増加や高校生の県内就職率向上など、市町等と連携した施策の効果があらわれ、社会減の拡大が一定抑制されているものと認識をいたしております。

しかしながら、九州新幹線西九州ルートフル規格化やI Rの誘致、石木ダムの建設推進など、県政にはいまだ多くの課題が残されており、加えて、直面する最大の課題であります新型コロナウイルス感染症について、引き続き感染拡大防止に取り組みながら、本県経済の早急な回復を図る必要があるものと考えております。

また、次の知事選挙への対応につきましては、先ほどお答えをさせていただきましたとおり、県民の皆様の思いにお応えするためには、私自身がどのように対処すべきであるのか検討を重ねているところでありますので、いましばらく時間をいただきたいと考えているところであります。

次に、新幹線のプロジェクトを振り返って、全線フル規格化に向けた思いについてどうかのお尋ねであります。

九州新幹線西九州ルートについては、昭和48年に整備計画路線として決定されてから約半世紀、幾度となく厳しい局面がありましたが、歴代の知事、本県選出国会議員及び県議会をはじめ、多くの関係者のご尽力により、来年秋の開業を迎えようとしております。

これまでを振り返りますと、平成22年の知事就任時、政府の公共事業の見直しにより、整備新幹線の取扱いが議論されていたことから、西九州地域の発展のためには新幹線整備が不可欠であるとの思いで、国等に対して働きかけ、その結果、平成24年に、改めてフリーゲージトレインの山陽新幹線への直通運行を前提とした認可をいただき、事業完成を目指して力を注いで

まいりました。

しかしながら、フリーゲージトレインの導入が困難となる中においては、本県だけでなく、人口減少が進む西九州地域の将来を考え、西九州ルートの本래の姿であります新大阪までの直通運行を実現し、交流人口の拡大を図ることが必要不可欠であるとの思いで、全線フル規格による整備を求めるに至ったところであります。

その後、フリーゲージトレインの導入が断念されましたが、新幹線の整備は、これまで佐賀県と意思を一つにして進めてきた事業でありますことから、佐賀県知事と会談を行い、「現在の事態を招いた国において、責任ある立場として、しっかり協議を進め、具体的な整備の方向性を示していただく必要があること」で意見が一致したところであります。

こうした考えに沿って、国等の関係者に対し、フル規格での整備と地方負担や並行在来線等の課題解決に向けた具体的な方策を示すこと等を求めてきたところ、令和元年には与党PT検討委員会において、「フル規格による整備が適当である」との基本方針が示されました。

いよいよ来年開業を迎えますが、これまで関係された皆様の思いを重く受け止め、今後も引き続き開業効果の最大化、さらには全線フル規格による整備の実現に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、I Rを実現することで、どのような国策への貢献へつなげるのかのお尋ねであります。

我が国におけるI R導入の意義は、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現することであり、2030年に訪日外国人旅行者数を6,000万人、消費額を15兆円とする政府の観光戦略の目標達成へ貢献することが期待されております。

本県や九州は、古くから海外との交流の窓口として発展してきた歴史やアジアとの深いゆかりがあり、豊かな自然や上質な温泉など、数多くの観光資源に恵まれております。

さらに、IR候補地は、アジアの大都市に近く、空路3時間圏内の人口は約10億人であり、こうした本県や九州が持つ優位性を活かしながら、IRという新たな玄関口を設けることで、これまでにない人の流れを生み出すことができるものと考えております。

また、こうした新たな人の流れは、九州に数多く存在する国境離島の保全・振興、九州が誇る伝統・文化、芸術の保全・活用にも寄与するものと認識しております。

加えて、設備投資及び施設運営による大きな経済効果や雇用創出が見込まれるIRを、地方である九州に整備することで、地域経済により大きなインパクトをもたらし、九州の地方創生、さらには西日本地域をはじめ、我が国の発展に貢献することができるものと考えているところであり、国に対しても、このことを強くアピールしてまいりたいと考えております。

次に、石木ダムの整備について、現在の工事の進捗状況と今後どのように事業を推進していくのかとお尋ねであります。

石木ダムについては、川棚川の洪水被害の軽減と佐世保市における安定的な水源確保のために重要な事業でありますことから、早急に整備する必要があると考えております。

工事につきましては、現在、反対住民の方々やその支援者による座り込みなどの妨害活動が続いておりますが、ダム本体の頂部掘削工事を進めているところであり、付け替え県道工事についても新たな工事に着手いたしました。

今後、円滑に事業を進めるために、反対住民

の方々のご協力をいただきたいと考えており、粘り強く働きかけを続けてまいりますとともに、ダムの早期完成に向けて、現場の安全を確保しながら工事の進捗に力を注いでまいりたいと考えております。

次に、基幹産業の育成に対する3期目の総括と今後期待する分野は何かとお尋ねであります。

本県においては、中国や韓国との厳しい競争環境により造船業が一時の勢いを失う中、本県経済を支える次なる基幹産業の誘致・育成に全力で取り組んでまいりました。

このような中、半導体関連については、ソニー等の県内半導体企業に対して、工場増設等への積極的な支援に取り組んできた結果、1,000人を超える新たな雇用創出につながるなど、本県の基幹産業の柱として大きく成長しております。

また、航空機関連については、三菱重工航空エンジンによる本県での事業展開を強くお願いし、工場進出につながったところであり、現在では、航空機産業へ参入する県内企業が20社程度まで拡大するなど、産業としての裾野が着実に広がりつつあるところであります。

さらに、県立大学等による情報系人材の育成に伴い、富士フィルムや京セラ、デンソーなど、日本を代表する企業の情報システム部門が相次いで立地し、地元で育った若者たちの活躍の場として、研究・開発に取り組んでいただいております。

これらに加え、今後は、コロナ禍において国内回帰の動きが見られる医療関連についても、長崎大学の知見など、本県の優位性が活かせる分野として期待しているところであり、既に医療用製造装置分野に関しては、企業間連携の取

組が活発に行われるなど、新たな産業の芽として育ちつつあります。

今後とも、こうした新たな動きをしっかりと支え、県内におけるサプライチェーンの強化、構築を図り、基幹産業の育成・振興に力を注いでまいりたいと考えているところであります。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長（坂本智徳君） 企画部長。

○企画部長（浦 真樹君） IRにつきまして、九州一体となった取組は本県最大の強みであり、政府へ積極的にアピールすべきではないかとのお尋ねであります。IRの高い経済効果を県内はもとより、九州全域に広く波及させるため、本年4月、九州の経済界や行政、議会が一体となった「九州IR推進協議会」が発足したところであります。

現在、当協議会では、IR実現に向けた機運の醸成に加え、IR事業者からの多種多様な発注の受皿づくりや事業者間のマッチング、九州・長崎IRを拠点とした広域周遊観光の構築に向けた具体的な準備が進められております。

このほか、九州地方知事会、九州各県議会議長会等におきましても、「九州・長崎IRの区域認定を求める決議」が、これまでも繰り返されるなど、九州が一体となったIR誘致の動きにつながっているところであります。

こうした「オール九州」による推進体制は、他地域では見られない本県の大きな特徴でありまして、政府へしっかりとアピールしながら区域認定の獲得につなげてまいりたいと考えております。

○議長（坂本智徳君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（寺原朋裕君） 本県では、第6波に向けて、どの程度の感染者数を推測し、そ

の感染拡大に向けた対策を講じようとしているのかとのお尋ねについてでございますが、本県における第5波での一日あたり最大新規感染者数は114人、最大療養者数は818人と、九州では最も少ない水準でしたが、本県と近似する九州3県の新規感染者数を参考に、第6波では、第5波のいずれも約1.5倍となる170人の新規感染者及び1,220人の療養者が発生することを想定しております。

第6波に向けては、長崎大学や県医師会、医療機関などと協議、調整を行い、新たに「保健・医療提供体制確保計画」を策定し、入院を必要とする患者が確実に入院できる病床の確保、軽症者等を受け入れる宿泊療養者施設の確保、自宅での療養体制の充実・強化を図るとともに、感染拡大の段階に応じた保健所の体制強化について調整を行っているところであります。

次に、本県において新型コロナウイルスワクチンの3回目接種をどのように進めようとしているのかのお尋ねについてでございますが、新型コロナウイルスワクチンの追加接種は、2回目の接種を完了した18歳以上の全ての方が対象で、本県には約98万人おられます。

現在、医療従事者等に対して順次接種券の発送が始まっており、多くの市町において12月に接種が開始される予定となっております。

現時点で追加接種に使用するワクチンはファイザー社製のみでございますが、モデルナ社製ワクチンについても、来年2月から使用される可能性があることから、市町に対して、両ワクチンの活用を前提とした接種体制の構築をお願いしているところであります。

○議長（坂本智徳君） 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（村田 誠君） 県内大学生の県内就職率が上昇に転じた要因と現在や今後

の取組についてのお尋ねでございます。

令和3年3月卒業生の実績は、4年ぶりに上昇に転じておりますが、企業説明会のオンライン化や「Nなび」の求人検索回数の増加など、学生と企業の接点を確保したことや、コロナ禍を背景とした地元志向の高まりなどが要因であると考えております。

今年度はオンライン企業説明会の充実に加え、情報系人材やグローバル人材など、大学・学部の特性と企業の人材ニーズを踏まえたマッチングを行っており、今後はさらに就職活動前の早い段階から県内就職を選択肢に入れてもらうため、低学年時での企業交流会や県内就職の意識醸成などを強化してまいります。

○議長（坂本智徳君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 県内の幹線道路ネットワークの整備にどのように取り組んでいるのかのお尋ねですが、ご指摘のあった路線のうち、島原道路については、国で1工区、県で4工区の整備を進めており、このうち、長野栗面工区については、今年度の完成に向けて鋭意工事を進めています。

西九州自動車道については、国において松浦佐々道路の整備を、西日本高速道路株式会社において、佐々・佐世保大塔間の4車線化工事を鋭意進めていただいております。

また、東彼杵道路については、事業化の前段となる計画段階評価手続が国において進められており、先月には、地域と道路の課題などに対する地域への意見聴取が完了したところです。

長崎南北幹線道路の長崎市茂里町から時津町間については、先月5日に都市計画決定を行っており、来年度の新規事業化を目指しています。引き続き、広域道路ネットワークの整備促進に全力で取り組んでまいります。

○議長（坂本智徳君） 農林部長。

○農林部長（綾香直芳君） 国の「みどりの食料システム戦略」に対する県の考えと具体的な取組内容についてのお尋ねですが、本県農林業のさらなる発展のためには、環境への負荷軽減を図りつつ生産性を向上できるよう、国の戦略に沿って農林業の技術革新を進めていく必要があります。

そのため、今後は除草ロボットやドローンによるピンポイント施肥などのスマート農業技術や収量、品質を確保できる減農薬、減肥料栽培技術の確立、地場産有機農産物の直売所やホテル、飲食店での利用促進など、生産から流通・販売対策までの多様な取組を進めております。

○議長（坂本智徳君） 水産部長。

○水産部長（斎藤 晃君） 漁村自らが情報発信し、多様な人材を受け入れ、漁村を活性化させる必要があると考えるが、県としての考えはとのお尋ねですが、漁業就業者の減少と高齢化が進行する状況において、本年度から、新規漁業就業者の確保と併せて持続可能な漁村づくりを支援する事業を県内8地域で実施しております。

具体的には、地域づくり専門家による人口分析や将来予測と集落の持続可能性について、住民が情報を共有し、移住者の受入れ対策などの取組を地域全体が共通認識を持って自ら活動できる体制づくりを支援しております。

今後も、この取組を他の地域でも実践し、持続可能な漁村づくりに向けた取組を推進してまいります。

次に、所得を向上させるための県としての取組についてのお尋ねですが、県では、漁業者の所得向上と漁村地域の活性化を図るための「浜の活力再生プラン」の策定や、その取組を支援しております。

また、個別の漁業経営体の所得向上を図るため、中小企業診断士等の経営指導による経営計画の策定や、その計画に基づく操業の効率化等の実現に必要な漁具や漁労機器の整備について支援しております。

今後、個々の漁業者と向きあいながら、経営計画策定者に対するフォローアップを行いつつ、所得向上の優良事例を地域に波及させることで、環境変化に強く収益性の高い魅力ある漁業経営体の育成を図ってまいります。

○議長（坂本智徳君）文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中崎謙司君）コロナ後を見据えた観光振興対策についてのお尋ねでございますが、団体から個人旅行への転換やマイクロツーリズムへの進展など、コロナ禍を経て変化する新たな観光需要に対応していくためには、これまで以上に地域資源を活用した新たな魅力の提供が重要であると考えております。

引き続き、各地域とも連携しながら地域の魅力を活かした滞在型コンテンツの充実や地元食材を使ったご当地グルメの開発のほか、個人客向け旅行プランの魅力向上などに努めてまいりたいと考えております。

○議長（坂本智徳君）地域振興部政策監。

○地域振興部政策監（村山弘司君）新たな離島振興法についてのお尋ねでございます。

これからの離島振興のためには、ICTなどの高度情報技術を活用しながら、地域の課題解決と持続可能な地域社会を実現しますとともに、風力、潮力などの再生可能エネルギーを離島の新たな産業雇用の場として活用するなど、次の時代に合った施策を積極的に講じていくことが重要であると考えております。

また、交流関係人口等の創出・拡大により、離島の活性化を図りつつ、移住・定住につな

る就業、創業に向けた取組を一層推進していくことが必要であることから、これらの施策の充実を目指し、県議会、関係市町と一体となって、国等に強く働きかけをしてまいります。

○議長（坂本智徳君）教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君）本年度の全国学力学習状況調査の成果と課題、今後の対策等についてのお尋ねでございます。

まず、成果といたしましては、小学校における漢字などの語彙力の向上や無答率、いわゆる白紙回答の大幅な減少が見られます。一方で、小中学校ともに複数の情報を捉えるなどの読解力が依然として課題であり、また、学習状況の調査におきまして、中学校の学校外での学習時間が全国平均より短いということも見えてまいりました。

今後、引き続き主体的に学ぶ授業づくりや読解力の育成に取り組み、さらに学校と家庭、地域が連携し、児童生徒が計画を立て、自主的に取り組む家庭学習や読書習慣の確立に向けた取組を強化してまいりたいと考えております。

○議長（坂本智徳君）警察本部長。

○警察本部長（中村 亮君）雲仙市の土砂災害における捜索救助活動について、お答えいたします。

まず、お亡くなりになりました被災者ご遺族には、改めてお悔やみ申し上げます。

県警察では、発生当日の8月13日から部隊を現場に派遣し、不明者の捜索救助活動を実施いたしました。

活動期間は、8月23日までの11日間、延べ従事者数は約600人でございます。

水を含んだ土砂や倒木が埋没した泥沼を手作業でかき分けるという過酷な救助活動でありましたが、隊員の士気は高く、必ず助け出すとい

う強い意思を持って捜索に当たりました。

また、断続的に降る雨により、2次災害の発生が懸念される状況でありましたが、関係機関、団体との緊密な連携と地元の皆様のご支援の下、細心の注意を払いながら任務を遂行いたしました。

○議長（坂本智徳君） 危機管理監。

○危機管理監（多田浩之君） 自衛隊、消防の救助活動に関するお尋ねですが、県では、8月13日に自衛隊へ安否不明者の捜索救助のための災害派遣要請を行いました。

期間は19日までの7日間であり、従事いただいた人数は延べ約300人でございます。

また、13日から23日までの11日間にわたり、県央地域広域市町村圏組合消防本部から延べ約280人、雲仙市消防団から延べ約810人、合わせて延べ約1,090人が活動に従事いただきました。

降雨が続き、足元が軟弱で活動も困難を極め、かつ2次災害の危険もある厳しい状況下において、地元建設会社、医療機関等のご協力もいただきながら、各機関が連携した懸命の捜索救助活動が行われたところであり、改めて関係機関の皆様に厚くお礼を申し上げる次第でございます。

○議長（坂本智徳君） 宅島議員 22番。

○22番（宅島寿一君） それぞれご答弁ありがとうございました。

それでは、少し時間がありますので、再質問をさせていただきます。

まず、特定複合観光施設IRについてですが、国は来年の4月28日を締切日として全ての計画を出すようになっていとお伺いをさせていただきます。

そこで、今回、このカジノを含むIRに長崎県が選ばれた場合、「カジノ オーストリア」の

提案では、長崎県、佐世保市、そしてまた、県内の半島地域や離島地域が使えるお金が300億円ほど入るということになっております。これをGGRというのですが、このGGRの活用策について、例えば、西九州新幹線のフル規格による整備や東彼杵道路や島原道路をはじめとする地域高規格道路の整備、また、未整備区間の重要課題である南北幹線道路や様々な道路、また、私の地元である愛野小浜バイパス等々も、きちんこのIRに寄与した地域をつくるために、雲仙地域もぜひIRとともに発展をしていきたいと考えておりますが、納付金の具体的な活用法について、どのような考えをお持ちなのか、お聞かせください。

○議長（坂本智徳君） 企画部長。

○企画部長（浦 真樹君） カジノの粗収益、いわゆるGGRの15%に当たる認定都道府県等納付金につきましては、IR整備法におきまして、観光や地域経済の振興、社会福祉の増進、文化・芸術の振興に関する施策等に活用するよう定められております。

納付金は、本県の貴重な一般財源となるものでありますので、法律の趣旨を踏まえながら、人口減少、あるいは少子・高齢化対策など、県政の課題解決に向けた施策のほか、離島・半島地域の活性化、地場産業の振興など、多様な施策へ有効に活用をしてみたいと考えております。

このほかに、カジノ施設の入場料のうち、半分の3,000円に当たる認定都道府県等の入場料納入金につきましては、国の基本方針におきまして、懸念事項対策に充てることが望ましいとされており踏まえまして、ギャンブル等依存症対策、あるいは警察機能の強化など、県民の安全・安心に資する施策へ活用すること

を想定いたしております。

納付金等の具体的な使途につきましては、今後、県議会や県民の皆様のご理解をいただきながら、さらに検討を深めてまいりまして、国へ申請する区域整備計画へ具体的に盛り込んでまいりたいと考えております。

○議長（坂本智徳君） 宅島議員 22番。

○22番（宅島寿一君）ありがとうございます。GGRの活用については、今、部長が答弁されましたけれども、今議会で提出される区域整備計画素案において具体的な説明がなされると思っています。総務委員会や特別委員会の場で議論が深まることを期待しております。

また、我々県議会は、最終的には区域整備計画を議案として議決するという非常に重要な役割を担うわけでありますので、県議会として、IR事業者から直接事業内容の説明を受けるといことについては慎重に判断すべきものと理解をしております。よろしく願いいたします。

次に、産業労働行政の若者定着対策についてですが、約7割の高校生の皆さん方が県内に就職をしていただきました。しかし、3年以内の離職率が44.3%、多くの方が3年以内に辞められる。そしてまた、大卒については、38.3%の方が3年以内に辞められると、これは、全国平均を長崎県は5ポイントほど上回っております。職を離れる率が全国よりも悪いということで、辞められた後、県外等々に流出をされているということもお聞きしておりますが、県内の定着を図るために、県としてどのような対策を取っていかしているのか、お尋ねをいたします。

○議長（坂本智徳君） 産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）全国的な調査結果によると、3年以内の早期離職の理由といたしまして、「人間関係」や「勤務時間・休暇等

の労働条件」が上位となっております。

このため、今年度から新たに入社3年以内の若手社員のほか、企業の経営者や人事担当者を対象とした「定着支援セミナー」を開催するとともに、人材育成に課題を抱える企業への専門アドバイザーの派遣にも取り組んでいるところでございます。

今後とも、企業の意向や若手人材の声をしっかりと把握しながら、若者の離職防止に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（坂本智徳君） 宅島議員 22番。

○22番（宅島寿一君）ありがとうございます。多くの会社経営者の方々も非常に困っているところでありまして、ぜひ県、民間の会社、そして、学校を卒業された方々一体となって、本当に解決へ向けて努力をしていただければと思います。

次に、農林水産行政について、お尋ねをいたします。

私の地元島原半島は、農業産出額が県全体の約4割を占めます。島原半島における有機農業、特別栽培の取組状況と、今後どのような取組状況を進めていこうとするのか、お尋ねをいたします。

○議長（坂本智徳君） 農林部長。

○農林部長（綾香直芳君）島原半島は、地下水の水質保全の意識が高く、有機農業や化学肥料、農薬の使用を半減した特別栽培が県内でも盛んな地域であり、現在、有機農業が86ヘクタール、特別栽培が476ヘクタールと、それぞれ県内の取組面積の44%、29%を占めております。

しかしながら、有機農業や特別栽培では、一般的な栽培方法と比べ、収量や品質が不安定であることや労力がかかる一方で、販売価格にそのリスクやコストを反映することが難しいこと

が課題となっております。

このため、県といたしましては、土壌分析に基づく適正施肥技術や耐病性品種等の開発・導入により、収量・品質の安定化を図り、除草作業等の機械化により労力の軽減を図るとともに、生産者と地元の旅館、飲食店等を結びつけて地場産有機農産物の利用を促進することなどにより、有機農業・特別栽培の取組拡大につなげてまいります。

○議長（坂本智徳君） 宅島議員 22番。

○22番（宅島寿一君） ありがとうございます。本当に約1,600億円ほどの県内産出額のうち、4割が島原半島でありますので、ぜひしっかりサポートをお願いしたいと思います。

次に、観光行政についてですが、雲仙の観光振興対策について、お伺いいたします。

雲仙温泉街は、8月の豪雨によって貴い人命が失われ、崩落した土砂によって温泉が埋まったことにより休館する施設も出るなど、大きな被害を受けたところであります。本県を代表する観光地の一つであり、温泉街の復興は、県の観光客の誘客上も重要であると考えますが、復興に向けた県の考えをお尋ねいたします。

○議長（坂本智徳君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中崎謙司君） 雲仙温泉街の再生に向けましては、地元の観光事業者の皆さんが一丸となって観光コンテンツの充実などに取り組み、より質の高い滞在型観光地として発展していきますことが重要であると考えております。

県といたしましても、今後、旅館・ホテルが連携して温泉街を周遊させる仕掛けづくり、あるいは宿と飲食店が連携したトレッキングプログラムなどの開発など、地域が一体となった取組について積極的に支援してまいりたいと考え

ております。

○議長（坂本智徳君） 宅島議員 22番。

○22番（宅島寿一君） ありがとうございます。また、特に県内の多くの宿泊事業者の方々は、県のステップアップ事業等々非常に助かっていますと、感謝の気持ちをよくお聞きいたしますので、ぜひ、さらに手厚い施策を組んでいただければと思います。

次に、離島振興対策についてであります。新たな離島振興法について、本県の提案が改正法案にも盛り込まれるよう、我々県議会と一体となって訴えていく必要があると考えますが、改めて新たな離島振興法の実現に向け、知事の決意を伺いたいと思います。

○議長（坂本智徳君） 知事。

○知事（中村法道君） 本県は、全国最多の51島の離島振興法指定離島を有し、県土面積の約4割を占める全国一の離島県でありますことから、離島の振興なくして県の発展はないといった強い考え方の下、離島の振興を県政の最重要課題と位置づけ、産業基盤や生活基盤の整備に力を注ぐとともに、基幹産業である農林水産業、あるいは観光の振興等に積極的に取り組んできたところであります。

しかしながら、離島を取り巻く環境は大変厳しく、依然として人口減少が続いておりますことから、離島の振興は、待ったなしの対応が迫られており、極めて重要な課題であると認識をいたしております。

これからの離島振興に向けては、これまでの条件不利性の克服だけではなくて、離島の特性を活かしたICTやIoT、人工知能といった新技術を活用した遠隔医療、教育、そしてまた、自動運転などの取組や再生可能エネルギーの実用化による新たな産業や雇用の場の創出など、

従来の枠組みにとらわれない思い切った施策の展開が必要ではないかと考えているところであります。

今後、こうした本県の実情を踏まえた振興施策が、国の離島振興対策に盛り込まれるように、県議会の皆様方はもとより、各市町、関係団体一体となって施策の充実に全力を注いでまいりたいと考えているところであります。

○議長（坂本智徳君） 宅島議員 22番。

○22番（宅島寿一君） ありがとうございます。本当に中村知事、3期12年の締めくくりのいろいろなご感想をお聞かせいただきました。今11月定例会の閉会日までには、何らかのお気持ちを述べられるということで、我々もいろいろなご期待をしながら、そしてまた、見守りながらお待ちさせていただきたいと思っております。

今年あと1か月となりました。県民の皆様方が幸せに良い正月を迎えられますようにお祈りいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（坂本智徳君） 午前中の会議はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

午後零時16分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（坂本智徳君） 会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

小林議員 44番。

○44番（小林克敏君）（拍手）〔登壇〕 自由民主党・県民会議、大村市選出、小林克敏でございます。

本日は、長崎県議会の一般質問に当たり、傍聴席には、たくさんの皆様方がお越しをいただいております。朝から自分の車で来ていただ

た方もいらっしゃいますし、ほとんどが長崎県営バス、長崎県営バスにお乗りいただいて、交通局長、わかっておるかな。（笑声）料金を払いながら、お越しをいただいたわけでありまして。

いつもながらの皆様方のご高配に心から感謝を申し上げ、お礼を申し上げる次第であります。

今回の長崎県議会の一般質問に当たり、実は皆様方にお詫びをしなければならぬことがあります。私の質問の日程を、実は今日にもかかわらず、明日の1時半ということでご案内をいたしておったところでございまして、急遽、その間違いがわかり、皆さん方に大変なご迷惑をおかけしたわけでありまして。

にもかかわらず、今日は約200名近くの方々がお越しをいただき、本当にありがたい、感謝の気持ちでございます。

今日の一般質問、時間に限りがありますけれども、いろいろと質問をさせていただきます。

今、県民の皆様方の最大の関心事は何かと、まさに本物の知事がここにいらっしゃいますが、この知事が、来年2月の知事選挙にお出になるのか、ならないのか、これが最大の県民の関心事であります。

今日は真っ先に、その質問をいたします。午前中は少し冷やかな感じであったと思いますが、午後からは食事もされて幾らか気持ちもお楽になっているんじゃないかと思います。

来年2月の出馬、まさに間違いのないというようなことで、出馬するというような、そういうきちんとした受け答えをしていただきますことを心から願いながら、ただいまから質問通告に従い、質問をいたします。どうぞよろしく願いをいたす次第であります。

1、知事の4選出馬について。

中村法道知事が、多くの県民の皆様方のご支

援をいただき、戦後7代目の知事として就任されてから、早や11年と9か月が経過したのであります。

中村知事は、就任直後、直ちに人口減少対策を県政の最重要課題として位置づける一方、歴代の知事が誰も手をつけることができなかつた、県民所得の低迷という長年の構造的課題に対しても、我々が驚くほど真正面から取り組まれ、平成28年度から令和2年度までの5年間の目標額1,028億円に対し、平成30年度時点で1,377億円と目標を大きく上回る成果を上げられているのであります。

さらに知事は、子育て支援についても関心を高め、乳幼児医療費の現物給付を選挙公約に掲げ、今や県下21の全ての市町において、従来の償還払い方式から現物給付方式に変更され、費用負担や手続負担が軽減され、県下の子育て真っ最中の家族の大きな喜びとなっているのであります。

また、最近うれしいことは、県内の高校卒業生の県内就職率が69.9%と過去最高を記録し、本県移住者も昨年度1,452名と大幅に増加しているのであります。

また一方、本県の重要産業である農業は、8年連続で農業産出額が増加し、さらに認定農業者の所得も、年間450万円から令和元年は543万円と大幅に上昇しているではありませんか。

また、観光産業も、コロナ前の平成30年、2つの世界文化遺産登録を追い風に、観光客延べ数及び観光消費額ともに過去最高の記録を打ち出しているのであります。

また、コロナ対策の成果や企業誘致に伴う雇用の確保等々、説明をすればきりがなくらい全てにおいて精力的に取り組まれ、実績を積み上げてこられました。

しかしながら、中村知事を率直に評価する一方において、厳しい問題ではありますが、本県を取り巻く人口減少については、確かに社会減の改善が大きく前進しているものの、全体としては残念ながら歯止めがかかっていません。

また、来年秋ごろには、いよいよ待望久しい新幹線が開業いたします。リレー方式、対面乗換方式では、新幹線を活かしたまちづくりの開業効果は半減してしまうのであります。

また、石木ダムはどうかされるのですか。

I R誘致は、長崎県だけでなく九州・沖縄・山口県も含めて、行政の枠を超えて他県の知事や経済界の皆様から全面的に応援をいただき、区域認定に向けてつち音高く前進しているのも、率直に申し上げて中村知事、あなたがいればこそではありませんか。

そこでお尋ねをいたしますが、私がただいま申し上げましたように、知事の懸命の頑張りど、あなたを敬愛する県庁職員、皆が一丸となって大きな実績を積み上げてこられました。知事は、この実績をどのように受け止めておられるのか、まず、そのことをお尋ねしたいと思います。

○議長（坂本智徳君） 知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 小林議員のご質問にお答えいたします。

知事就任以来の実績をどのように評価しているのかとお尋ねであります。

私のこれまでの取組に対して過分なるご評価を賜り、大変恐縮をいたしているところであります。

私は、知事就任以来、時代が大きく変化する中で、直面する県政の諸課題を解決するためには、県民の皆様と意思を一つにし、その総合力を結集しなければならないと考え、「人や産業、地域が輝く長崎県づくり」の基本理念のもと、

様々な施策の推進に力を注いでまいりました。

議員からお話をいただきました具体的な成果については、いずれも県の力だけでは達成することが難しい課題ばかりであり、市町をはじめ幅広い分野の関係団体や企業、そして地域の皆様方と、「何としても長崎県を元気にしたい」という思いを一つにして、連携・協働体制を強化しながら施策を推進してきた結果であろうと認識しているところであります。

以後のお尋ねについては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○議長（坂本智徳君） 小林議員 44番。

○44番（小林克敏君） ただいま知事から答弁をいただきました。これだけのたくさんの実績を積み上げてこられた。何も私は、過分に知事をほめたたえているのでは決してありません。事実を事実のままに申し上げております。本当に、よくよく頑張っていたでいる。

また、県庁の皆様方も、誰に聞いても、多くの方々には知事を敬愛されているわけでありまして。こんな大きな信頼を集めている知事も珍しいわけでありまして。どうぞ、よくこの点のところについては、これだけ県庁の職員の方々も知事を敬愛して頑張ってきている、このことは、ぜひ肝に銘じていただきたいと思っております。

ご案内のとおり、来年2月には知事選挙が行われますが、中村知事は、出馬するのかどうか明確な意思表示をなされておられません。大体、これまでは11月定例会の初日に出馬表明がなされてきました。今回出馬表明をしないのは、一体なぜなのか。

巷間伝わってくるのは、知事が、進退について悩んでおられるということでもありますけれども、何を悩んでいらっしゃるのですか。何か出馬を妨げるものがあるのか、この際、お尋ねを

いたしたいと思っております。

○議長（坂本智徳君） 知事。

○知事（中村法道君） 私は、3期12年にわたり県政を担わせていただき、職員の皆さんとともに、本県の発展に向けて力を注いでまいりました。

こうした取組について、施策が十分であったのか、あるいは県民の皆様方の負託に応えることができたのか、現在、改めて自問自答を繰り返しているところであり、次の知事選挙は、特に、私にとって4期目となる選挙となってまいります。本県が大きな変化、変革の時代を迎えようとしている中において、私自身どのように対処することが県民の皆様方の思いの実現や県政の発展につながっていくのか、熟慮を重ねているところであります。

○議長（坂本智徳君） 小林議員 44番。

○44番（小林克敏君） まあ確かに知事は、ずっと午前中から耳を澄ませて知事の答弁を聞いておられますと、「変化、変革」という言葉をお使いになります。時代が変わってきている、時代が変わったと、デジタル、半導体、成長戦略、こういう時代の移り変わりをしっかりご認識され、その点をしっかりおっしゃっています。

しかし、知事、デジタルとか半導体とか、こういう新しい成長分野の流れは、何も今始まったことではありません。もう既にあなたの時代に、そういう先駆けはたくさんやっているじゃありませんか。大村のSUMCO、諫早のソニー、いろんな成長分野のこういう半導体企業が、まさに所狭しと長崎県に押し寄せてこようとしているではありませんか。

この辺を考えると、やっぱり中村知事の手腕、中村知事でなければならぬ、そういう思いをしっかりと受け止めていただきたいと私は

思うのであります。

先ほどから私は申し上げました。率直に言って、人口減少をはじめ道半ばの重要課題が横たわっております。道半ばの課題は全て難題が多く、誰がやっても右から左へ解決できないことは百も承知をいたしております。

しかし、県民の皆様方は、この難しい課題を中村知事、あなたの手によって明確な方向づけをやってほしいと、これが県民皆様の偽らない正直な声と確信をいたしております。

知事は、その声をどのように受け止めているか、お尋ねをいたします。

○議長（坂本智徳君） 知事。

○知事（中村法道君） ご指摘のように、県政にはいまだ多くの課題が残されており、引き続き、力を尽くして対応すべきではないかというご意見をいただいておりますことについては、私自身、重く受け止めているところでありますが、午前中もお答えをさせていただきましたように、いましばらく、私自身どう対処していくべきであるのか、熟慮をさせていただくための時間をいただきたいと願っているところであります。

○議長（坂本智徳君） 小林議員 44番。

○44番（小林克敏君） いずれにいたしましても、確かに私は思います。4選が当たり前だと言ってさっと手を挙げるよりは、やっぱり3期12年で踏みとどまり、時代の流れ、新しい県政を考えて、自分がどうすべきであるかということを実際に考えていただく、そのこと自体、私は中村知事を評価したいと思います。

当たり前に手を挙げるよりも、ここで一旦止まって、自分の12年間を振り返りながら、果たして県政に自分が必要であるかどうか、こういうことを真剣に考えていただくこと、これがまさに中村知事、人間性の真骨頂であります。

どうぞしっかりお考えをいただき、ぜひひとつ県民が望む方向でしっかりやってもらいたいと、私は心から願うわけであります。

いずれにしましても、知事、2月が知事選挙であります。出るのが、出られないのか、いつ表明されますか。その日程を明確にしてほしいと思いますが、いかがでございますか。

○議長（坂本智徳君） 知事。

○知事（中村法道君） いま少し時間をいただき、今議会中には、その方向性をお示しできるよう検討してまいりたいと考えているところであります。

○議長（坂本智徳君） 小林議員 44番。

○44番（小林克敏君） そうしますと、県議会の最終日は、12月21日であります。12月21日の最終日、知事の意味の表明がなされるものと思います。

幾重にも申し上げているとおり、県民の声を無にしないでください。長崎県政は、中村知事のもとにおいて、あと4年間、頑張ってもどもにやっていきたい。こういう気持ちを絶対に忘れないように、21日のまさに意思の表明、期待を裏切らないようお願いをしたいと思います。

2、コロナ対策の総括と第6波対策について。

（1）新型コロナウイルス感染症の第5波までの対応と効果について。

各部局の対策と効果について。

新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言は9月30日に解除され、あれから2か月が過ぎました。

この2年近く猛威を振るった新型コロナウイルスは、我々がかつて経験したことのない、全く未知のウイルスとの闘いであります。

県当局は、令和元年度からこれまで厳しい財

政の中から総額2,165億5,100万円の巨額の予算を投じて、様々な取組と対策を展開していただきました。

そこで、お尋ねをいたします。

これまで第5波までの取組を総括し、どんな効果をもたらしたのか、さらに今後の取り組む課題はどんなことなのか、この点について、まず福祉保健部長、次に、社会経済活動に取り組んだ産業労働部長、さらに観光対策に取り組んだ文化観光国際部長に、それぞれお尋ねをしたいと思います。

○議長（坂本智徳君）福祉保健部長。

○福祉保健部長（寺原朋裕君）新型コロナウイルス感染症の予防、拡大防止対策としましては、「受診・相談センター」を開設し、受診に迷う方などの相談に24時間、365日対応するとともに、現在、420の医療機関を「診療・検査医療機関」に指定し、身近な地域で受診、検査ができる体制を整備してまいりました。

また、感染者が病状に応じて安心して療養できる入院病床や宿泊療養施設を全ての医療圏で確保するなど、医療提供体制の充実・強化に努めてきたところであります。

さらに、県民の皆様に流行の早い段階から行動の自粛などご協力いただくことにより、感染のピークを低く抑え込むことができ、本年11月末までの感染者数は6,119人と、人口10万人当たりの累計感染者数は、少ない方から全国で12位、九州では最も少なくなっております。

感染が拡大した第5波における課題としては、ワクチン接種の進行により、入院が必要な重症者や中等症者が比較的少なく抑えられた一方で、軽症者や無症状者が急増したことから、一時的に宿泊療養施設での対応が困難となったことが挙げられます。

このため、保健所の機能強化、宿泊療養施設の拡充、自宅療養サポート医のさらなる確保に向けて調整するなど、療養体制の強化を図っているところであります。

○議長（坂本智徳君）産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）これまで、新型コロナウイルス感染症の影響で経営環境が悪化した中小企業者に対し、資金繰り支援のほか雇用調整助成金の上乗せ支援、事業継続支援給付金など、事業継続のための様々な支援を実施してまいりました。

また、社会経済活動の回復・拡大を見据え、製造業については、半導体、航空機などの成長分野における新たな投資等に対する支援を行ったほか、サービス業については、新分野展開や業種転換などの取組に対する支援を行ってきたところでございます。

このような支援の結果、県内企業の倒産件数は例年と同程度で推移しており、また、有効求人倍率は直近の10月まで9か月連続で1.0倍を上回るなど、事業継続や雇用の維持に一定の効果があったものと考えているところでございます。

一方、課題といたしまして、大きな影響を受けております飲食店等の需要喚起策である農林水産省のGoToイート食事券については、緊急事態宣言に伴う販売停止、利用自粛の影響もあり、販売額が当初の予定の半分程度でとどまっている状況でございました。

そのため国へ要望を行い、先ごろ、販売・利用期間の延長がなされたところであり、県といたしましても、引き続き、商工団体等関係機関と連携を強化し、さらなる販売促進を図るなど事業者支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長（坂本智徳君）文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中崎謙司君）本県の基幹産業であります観光産業への支援といたしまして、県では昨年度から今年度にかけて総額で約117億円の予算を活用して、受入体制強化を図る本県独自のステップアップ事業や宿泊事業者の感染防止対策への支援、さらには消費喚起策といたしまして、昨年6月には全国に先駆けて宿泊割引キャンペーンを行うなど積極的な支援に取り組んでまいりました。

そのうちステップアップ事業では約5,400人の雇用維持につながったほか、感染防止対策につきましては約810件の利用、また宿泊キャンペーンの実績につきましては約65万人泊、その観光消費額は推計で約168億円となるなど、深刻な打撃を受けた県内観光業界の下支えとして一定の事業効果があったものと考えております。

一方で課題といたしましては、宿泊キャンペーンが県内中心の展開になっておりますことから、冷え込んだ観光需要の回復のためには、さらなる需要喚起が必要であると考えておられまして、これまで知事会等を通じてキャンペーンの対象地域の拡大を要望してまいりました。

このような中、先般、国から「ワクチン・検査パッケージ」を活用した隣県を皮切りとした対象地域拡大の方針が示されましたので、現在、関係各県と対象地域の拡大に向けて協議を進めているところでございます。

引き続き、感染症対策と経済活動とを両立させながら、観光需要の回復に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（坂本智徳君）小林議員 44番。

○44番（小林克敏君）ただいま、それぞれ3人の部長から、これまでの取組の成果並びに課題について、るるお話をいただきまして、皆様

方の頑張りに敬意を表したいと思っております。

これからまだまだ第6波がどうなるかわからない。今の課題をしっかりと受け止めて、県民の幸せのために大いに、さらに頑張ってもらうことをお願いしたいと思います。

知事の見解について。

ただいま3人の部長さんたち、非常によく頑張っていたらということ。また、知事自身は、定期的に自ら記者会見を開いて感染状況などを詳しく説明され、感染拡大防止について県民の皆様方の協力を呼びかけるなど、まさに最前線に立って陣頭指揮を執られてきました。

先ほど福祉保健部長より、先月11月29日の時点での本県の感染者数は6,119名、死亡者の皆様方が73名、人口10万人当たりの累計感染者の数は少ない方から全国で第12位、九州では第1位という結果を聞いて、関係者皆様方のご尽力に改めて敬意を表したいと思うのであります。

知事は、これまでの取組をご自身でどのように総括され、今後の基本的な対策についての見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（坂本智徳君）知事。

○知事（中村法道君）県としては、感染症から県民の皆様方の生命や暮らしを守るための対策というのは、行政に求められる最も基本的な責務の一つであると考えており、昼夜を問わずご尽力いただいております医療従事者をはじめ、県民や事業者の皆様方のご理解、ご協力をいただきながら、検査体制や医療提供体制の拡充、生活困窮者への支援など、「感染予防、拡大防止と県民生活の安全・安心確保対策」に全力で取り組んできたところであります。

そのうえで、厳しい社会経済情勢、雇用情勢を踏まえ、観光振興や県産品の消費拡大、事業者支援など「県内の社会経済活動の回復・拡大」

に必要となる施策を積極的に推進してきたところであります。

さらには、感染症の収束後、経済構造の転換や地域の好循環を促進してまいりますため、県内企業のDX促進など、Society5.0の実現に向けた施策を推進するとともに、こうした対策の効果ができるだけ早く発現できるよう、速やかな事業執行に努めているところであります。

今後とも、国の経済対策による有利な財源を最大限に活用しながら、変異株の流行や第6波を想定した保健・医療提供体制の強化に加えて、3回目のワクチン接種の促進など、感染予防、拡大防止対策に力を注いでまいりますとともに、コロナ禍を契機としたデジタル化の進展や、「ワクチン・検査パッケージ」による行動制限の緩和等の動きを見極めながら、地域経済の活性化、雇用の確保、ポストコロナを見据えた環境整備のための施策を適切に講じてまいりたいと考えているところであります。

○議長（坂本智徳君） 小林議員 44番。

○44番（小林克敏君） まさに今の知事からお話があったとおり、一方においては、感染防止をしなければならない。同時に一方においては、経済、社会経済を立て直し、回していかなければいけない。誠に、口で言うことは簡単であるけれども、感染防止と社会経済を堅持し、それを豊かに回していくということはなかなか、やれば難しいことであります。

しかし、あえてそれをやっていただかなければいけないという点について、今後の取組、よろしくお願ひしたいと思ひます。

福祉保健部長、本当に第一線で頑張っていたと思っていますが、先ほど知事の答弁の中に、医療従事者が、いかに皆様方が第一線で頑張っていたか、あなたが言わん

といかんじゃないか、そういうようなことを。いいですか、このことを絶対に忘れないように、第一線の現場で医療従事者の皆様方が、まさに自らの危険を顧みず頑張ってください。ここの評価はぜひ、知事も当然であります、あなたが特に言ってほしいと思ひます。どうぞ、いらぬことを言いましたが、お許しをいただき、よろしく頑張ってください。

（2）第6波への対応について。

予防・拡大防止対策等について。

これから冬場を迎えます。第6波が予想される中、その対策として3回目のワクチン接種が具体的に始まろうとしています。

その取組について、お尋ねする前に、最近の新規の感染症の中に若い世代の方々が多く含まれています。

お尋ねいたしますが、12歳から17歳までの若い方々の接種対象者は何名ぐらいで、現時点での接種率はどのようになっているのか、お答えください。

○議長（坂本智徳君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（寺原朋裕君） 11月28日時点の推計値でございますが、県内の12歳から17歳の接種対象者は7万2,729名で、そのうち5万3,231名が1回目接種を終えられ、4万9,667名の方が2回目の接種を終えられています。

接種率については、1回目の接種を終えられた方が73.2%、2回目の接種を終えられた方が68.3%となっております。

○議長（坂本智徳君） 小林議員 44番。

○44番（小林克敏君） 今の福祉保健部長の答弁を聞いておりますと、12歳から17歳までの若い方々、1回目の接種が73.2%、2回目が68.3%、率直に言わせていただくなれば、全体から見ても接種率は低いような感じを受けます。

引き続き、若い方々への接種を呼びかけていただきたいということを要望しておきたいと思えます。

さて、3回目の接種ですが、原則8か月の経過後ではありますが、特例的に6か月経過後も考えているのか、それはどのような場合に発生するのか、お尋ねをします。

○議長（坂本智徳君）福祉保健部長。

○福祉保健部長（寺原朋裕君）国より、例外的に初回接種の完了から8か月以上の間隔を置かずに追加接種を実施して差支えないものとして、次の2つが示されております。

一つ目は、医療機関等においてクラスターが発生した時に、当該医療機関等の入院患者、入所施設利用者、通所施設利用者及び当該医療機関等で業務に従事する者であって、感染拡大防止を図る観点から必要な範囲の者に接種する場合がございます。

二つ目は、同一の保健所管内の複数の医療機関等でクラスターが発生した時に、当該保健所管内の医療機関等を対象に、感染拡大防止を図る観点から必要な範囲の者に接種する場合とされております。

なお、いずれの場合におきましても、実施に当たっては、市町村が該当する根拠や対象者の範囲等の「接種計画」を策定し、事前に都道府県を通じて厚生労働省と相談することとされております。

○議長（坂本智徳君）小林議員 44番。

○44番（小林克敏君）次に、3回目の接種の順番でありますけれども、対象者の順番は、これまでと同様に医療従事者の方々から始まる、そのように想定をいたしておりますが、県内の3回目の対象者数、開始時期はどうなっているのか。

さらに最も大事なことは、3回目のワクチン確保はどうなっているのか、必要本数と確保の見込みについて、併せてお答えをいただきたいと思えます。

○議長（坂本智徳君）福祉保健部長。

○福祉保健部長（寺原朋裕君）新型コロナウイルススワクチンの追加接種は、2回目の接種を完了した18歳以上の全ての方が対象で、本県には11月29日時点で約98万人おられます。

現在、先行接種または優先接種として2回目の接種を完了した医療従事者等に対して、順次接種券の発送が始まっており、ほとんどの市町において12月に接種が開始される予定となっております。

必要なワクチンについては、令和4年3月までに本県の3回目接種の対象者となる約50万6,000人分を超える52万1,190人分が配分されております。

4月以降の配分量は示されておりませんが、国は、全国民の数を超える1億7,000万回分のワクチン供給を契約しているとのことですので、本県のワクチンが不足することがないよう国に要望してまいります。

○議長（坂本智徳君）小林議員 44番。

○44番（小林克敏君）今の答弁を聞いて、とても安心しました。これまでの1回目、2回目とは全然、事が違うと。

やっぱりそういういろんな経験を乗り越えて、きちんと課題を解決していただく、そういうところに大変な力強さを感じております。ぜひ、3回目の接種がスムーズにいきますように、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、一番大事なことは、私自身も3回目のワクチンを打つとすれば若干不安があるところは、自分の希望するメーカーのワクチンを

選択することができるのか。接種するということは、誠にもって、もう言われたままをやっておかなければいけないのか。

私自身は、ファイザー社製、何もファイザー社から雇われているわけではありませんが、ファイザー社製のワクチンを1回、2回、打ちました。

3回目、他のメーカーを打てと言われた時に、はてどうなるかと思えますけれども、要するにこれは自分で選ぶ、選択することができるのかどうか、それはどうですか。

○議長（坂本智徳君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（寺原朋裕君） 現時点におきましては、令和4年3月までの分としましてファイザー社製ワクチン31万2,390人分、モデルナ社製ワクチン20万8,800人分が国から供給される見込みとなっております。

県内の接種状況は、1・2回目でファイザー社製ワクチンを接種された方が46万2,776人、モデルナ社製ワクチンを接種された方が4万2,166人おられ、今回供給されるワクチンメーカーの配分量と異なることから、多くの方においては1・2回目と異なるワクチンを接種いただく「交接種」を行っていただく可能性がございます。

この「交接種」に関しましては、国より、1・2回目の接種に用いたワクチンの種類に関わらず、ファイザー社製またはモデルナ社製を用いることが適当であると示されており、交接種が前提でのワクチン配分量となっております。

○議長（坂本智徳君） 小林議員 44番。

○44番（小林克敏君） 今のところのメーカーの選択の問題は、とても大事なことだと思います。今の部長の答弁は、よく徹底して、そのPRをしていただかないと、県民の皆様方にて

すね。同じメーカーでなければいけないと、何といっても副反応がみんな怖いわけです。ファイザー社製であれば、今まで副反応がなかったけれども、今度新たにモデルナ社製でいけば、ひょっとしたらひょっとするぞと、こういうような思いを持っている人はたくさんいらっしゃると思います。

これは大いにひとつ、両方とも大丈夫だというお墨つきを、きちんと県でそのシグナルを送っていただき、市町の方々が、そのもとでしっかり現場でやっていただくよう重ねてお願いをしておきたいと思います。

ワクチンについての最後の質問をいたしますが、5歳から11歳を対象としたワクチン接種について、対象者は何人ぐらいで、小児用ワクチンの確保と、開始時期はいつからか、お尋ねをしておきます。

○議長（坂本智徳君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（寺原朋裕君） 現在、本県における5歳から11歳の方々は、推計値で8万1,235名おられます。

これらの方々が接種する見込みの小児用ファイザー社製ワクチンは、現在、国に薬事申請されており、薬事承認に至った場合、早ければ令和4年2月には接種が開始される可能性がございます。

このワクチンは、1バイアルで10回接種が可能であり、本県全体で1,640箱の配分があれば、希望する全ての5歳から11歳の方々に対し、1回目及び2回目の接種が可能となる見込みです。接種に必要な数量が確実に確保できるよう、国と調整してまいります。

○議長（坂本智徳君） 小林議員 44番。

○44番（小林克敏君） 時間が大分なくなりましたので、次の質問から少し急いで頑張ります。

3、大村のダムから長崎市への飲料水の送水について。

水利権の再配分について。

大村市を流れる二級河川、郡川の上流に萱瀬ダムがあります。この萱瀬ダムから、昭和40年10月8日より毎日1万2,000トンの飲料水を今日まで、なんと56年間、56年間にわたって毎日毎日ひたすら送っているのです。

萱瀬ダムは、平成13年、14.5メートルに及ぶかさ上げ工事を行い、総工費232億円、うち県が111億6,000万円、長崎市が85億9,000万円を負担し、毎日1万2,000トンの水利権を長崎県より認可され、また、大村市も改めて21億円を負担して毎日1万5,000トンの水利権を認可されているのです。

しかしながら、ダムが完成してから20年が経過し、完成当時の大村市の人口は8万人あったものが、その後、おかげさまで増加を続け、今や9万5,000人を超え、また、工業用水を必要とする企業誘致もさらに進んでいるのです。

一方、長崎市においては、長崎県水道事業概要を見ますと、最近の10年間においては、長崎市の給水人口は約2万5,000人減少し、年間の給水量は20万トン減少しているのです。

ただいま申し上げましたように、20年間が経過し、長崎市と大村市の水需要の大幅な変化が見られる中で、水利権の見直しが必要だと考えますが、どのような要件を満たせば長崎市及び大村市の水利権の変更が可能なのか、水利権の認可権者である県の考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（坂本智徳君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 現在の萱瀬ダムは、県、水道事業者である長崎市、大村市を共同事

業者として、かさ上げによる再開発工事を行い、平成13年に完成した多目的ダムです。

萱瀬ダムに係る水利権については、河川法に基づき河川管理者である県が許可権者となっており、水道事業用として大村市に日量1万5,000トン、長崎市に1万2,000トンを許可しています。

水利権は、目的が同じ水道事業用として、関係市間で合意がなされた場合は、国の同意が必要になりますが、河川管理者として水利権量の見直しも可能と考えています。

なお、水需給の変化に伴い、水道事業者から水利権変更の申入れがあれば、河川管理者として関係水利権者を参集し、現状における課題や将来の水需要について話し合いたいと考えています。

○議長（坂本智徳君） 小林議員 44番。

○44番（小林克敏君） 土木部長、ちょっと歯切れがよかったのか、悪かったのか、ようわからなかった。いつもあなたは歯切れがいいんだけど、大丈夫ですか、お元気ですか。

そういう状況からして、この水の問題は、率直に言って、なかなか難解な水利権があります。

先ほど申し上げたように、萱瀬ダムが平成13年、ちょうど21年前、14.5メートルのかさ上げをいたしました。その時に長崎市が拠出されたお金が約86億円です。232億円の総工費の中の約86億円、それで水利権を獲得されています。

あくまでも参考までに、土木部長、皆さん方にも申し上げたいんですが、大村の萱瀬ダムから長崎市に毎日1万2,000トン送り続けて、あれから20年です。長崎市の供給単価で換算した場合、この金額は幾らになるかということ調べてみました。計算したんですよ。

毎日の1万2,000トン掛けることの365日掛け20年、1トン当たりの売値が233円16銭、幾らに

なると思いますか。なんと204億2,500万円、86億円のお金が20年間で204億2,500万円となっている。あくまでも参考であります、こういう状態でもあります。土木部長、わかりましたね。

そうしますと、率直に言わせていただきますと、これまで水利権の見直しは、水利権の認可権者であるところの長崎県の担当の皆さん方はどういう姿勢をとっておったかと、どういう姿勢をとり続けていたかという、水利権の見直しについては、あくまでも当事者同士の仕事であって、県が直接触れるものではないと、当事者同士で話がつけば、認可権者であるところの県に言ってきなさいと、その時にいろいろと考えましょうと。率直に言って、水需要の変化について、自ら汗を流して調整するというような、そんな感じは全くなかったのであります。失礼だけれども、いろいろと人から聞いてみますと、全く偉そうな態度で、水問題に汗をかこうとしなかった経過があります。

しかし、時代は変わりました。今あなたが答弁されたように、やっぱり県が調整能力を発揮する。そういう水需要の変化については、県もしっかり把握をして、これから頑張ってやっていきたいと、そういう状態になってきたこと、これは大変ありがたいことでございます。ぜひ、そのような形の中で、今後ともしっかりやっていただくようお願いしたいと思います。答弁は要りません。

緊急時の湧水調整について。

同じ水問題でありますけれど、人口減少をはじめ水需要の変化に対して、河川管理者である県が、関係水道事業者を集めて協議を行い、調整するということが明らかになっています。

一方において、水利権の調整には、やはり時

間がかかるとも思いますし、最近の気候変動によって豪雨が発生したり、反対に雨が極端に少なくなる湧水や少雨のリスクも高まっていると考えます。

県内において大規模な湧水が発生した場合とか、あるいは機械の故障で水を揚げるができない、送水管が破れるなど予期せぬ事故が発生した場合、お互いが飲料水等に困ることがないように、普段から県内の水道事業者間で融通、支援しあう仕組みを整備するため、県当局が調整して、当事者同士の協定書を提携する等、働きかけを行ってもらいたいと考えますが、その点についてはいかがでございますか。

○議長（坂本智徳君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（貞方 学君） 湧水時の水道事業者間の支援につきましては、一部の市町だけの小規模な湧水では、日本水道協会の枠組みで相互に支援を行う体制が構築されております。

一方、平成6年の大湧水のように、より広域で深刻な湧水が発生した場合には、県に「湧水対策本部」を設置し、水源の状況により支援が可能な市町からの海上輸送や仮設管による支援水の調整、また通常取水が行われていないところからの緊急取水などの対応を行うこととしております。

さらに、水道事業者が水源を共有していて、湧水や事故などにより、それぞれの取水環境に差がある場合は、支援的要素を含んだ取水調整が有効でありますことから、平時の事前対応として、湧水時の円滑な支援につながるよう、関係水道事業者から要請があれば、河川管理者とも協力をしまして、湧水時の取水調整や事故が発生した場合の相互支援、こういったことに関する事前取り決めの締結を働きかけることも検

討してまいりたいと考えております。

○議長（坂本智徳君） 小林議員 44番。

○44番（小林克敏君） 先ほどの土木部長、そして県民生活環境部長、それぞれ水の問題について県がやっぱり積極的に働きかけていく、そういう汗を流すという姿勢が、ここで明らかになったのであります。

これはもう当たり前のような聞こえ方をするけれども、今までそれができなかったわけです。例えば長崎市と大村市で、お互いが困った時に助けあおうではないかという協定を結ぶことですら、県がその役割を果たすことができなかった。あなたたちの問題だから、当事者同士でやりなさいと。

まさに水利権の見直し、こういういざという時にお互いが困らないように、県民、市民、町民の皆様方に迷惑をかけることがないようにということで、いざという時にやっぱりきちんとものを言う協定書を締結する、こういう役割を県が調整をしていただくということ、これは大変な大きな大きな前進であります。心から敬意を表し、ぜひひとつ、今日の答弁を現実に移していただくことを重ねてお願いを申し上げたいと思います。

工業水の確保について。

産業労働部長、私が今回の水問題をやっていると、水がほしい、水がほしいと誰が言っているかということ、企業が言っているわけです。

大村市のSUMCOとか、何百億円と投資をして、これから新しい人材を求めていこうとされております。そして、必ずおっしゃることは、長崎県に工業水があるならば、もっと人を増やすことができるし、設備を投資できる、こういうようなことを口々におっしゃっております。

そういうようなことを生で聞いて、長崎県の

工業水は一体どうなっているのかと、人口減少、人口減少、まさに知事が言われる、良質な環境にあるところの職場を創出していかなければいけない。雇用創出とおっしゃって、今の流れの半導体とか、そういう流れの中において水が必要なんだと、しかし、残念ながら工業水、全く動きがない。

こういう状況の中で、人口減少対策、若者の県外流出、こういうようなことに歯止めがかからぬというのは、工業水にも原因があるのではないかと考えますが、長崎県の工業水の現状、部長いかがですか。

○議長（坂本智徳君） 産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君） 近年では、半導体関連企業が立地する大村市や諫早市をはじめ、発電所が立地する松浦市や西海市、精密関連企業が立地する波佐見町の4市1町において工業用水道事業が実施されており、全体の供給能力は日量約5万3,000トンとなっているところでございますが、現在のところ、新たな需要に振り向ける余力はわずかとなっている状況でございます。

○議長（坂本智徳君） 小林議員 44番。

○44番（小林克敏君） 知事の見解について。

時間がないから急ぎますが、この工業水の確保について、私は重ねて知事にお尋ねをいたします。

まさに成長分野の半導体、もう水がほしくて、ほしくてたまりません。こういう状態の中において、やっぱり何とかしなければならぬと思います。

もう時間がないから、一辺に言ってしまうすけれど、長崎県の工業水の確保について、一体どこがやっているのかと、担当部署はどこですかと聞いたら、なんと企業振興課というん

です。企業振興課が、なんで工業用水なんか確保できるのかと、つまり、企業誘致に当たって、ついでに工業用水はどうですかということ市町に話をしている。

長崎県において21市町がありながら、実際に工業用水を持っているところは4市1町しかない。こういうような状況の中で、果たして人口減少を我々が語って、いろいろと取組をしてもらっているけれども、この問題は一体どういう状態かと。

抜本的な対策を必要としますが、工業用水を確保して企業誘致を進めるということについては、知事も同じお考えではないかと思えます。この点について知事のお言葉で、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（坂本智徳君） 知事。

○知事（中村法道君） 本県においては、地形的な特性から工業用水の確保が難しい状況にあったことから、自動車関連産業など比較的水を必要としない分野の企業誘致に取り組んできたところであります。

しかしながら、コロナ禍における世界情勢の変化などによりまして国内投資が活発化しております半導体関連、あるいは医療関連分野の企業誘致をさらに進めてまいりますためには、工業用水の確保が必要不可欠となっている状況にあります。

このようなことから、工業用水の確保に向けて、さらに検討を深めていく必要があると考えており、今後、各市町と連携のうえ検討を進め、県政の最重要課題であります人口減少対策、あるいは県民所得向上を目指すうえでも大事な企業誘致の促進に結びつけてまいりたいと考えているところであります。

○議長（坂本智徳君） 小林議員 44番。

○44番（小林克敏君） ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願ひします。

4、水陸機動団の大村市への誘致について。

竹松駐屯地の現況について。

もう時間がありません。いろいろと話を、結論からだけ申し上げたいと思います。

3個目の水陸機動団、まさに約600名、今、夏の概算要求の中で、その姿が見えました。新たな3個目の整備として31億円計上されているわけではありますが、残念ながら場所については、まだ検討中ということで明らかにされておりません。

31億円の内容、どんな内容になっているか、お尋ねします。

○議長（坂本智徳君） 危機管理監。

○危機管理監（多田浩之君） 水陸機動連隊新編に係る令和4年度概算要求額31億円の内訳でございますが、庁舎建設費用として20億円、屋内集中訓練場整備費用として11億円が計上されております。

○議長（坂本智徳君） 小林議員 44番。

○44番（小林克敏君） 31億円の内訳、20億円が庁舎建設費用、11億円が練習用プール、こういうようなことで31億円になっていると。

それでは危機管理監、用地買収についての予算は盛り込まれているのかどうか、再度お尋ねします。

○議長（坂本智徳君） 危機管理監。

○危機管理監（多田浩之君） 今回の水陸機動連隊新編に係る概算要求においては、用地取得などの新たな駐屯地開設の施設整備費用は盛り込まれていないものとお聞きしております。

○議長（坂本智徳君） 小林議員 44番。

○44番（小林克敏君） 結局、用地買収の予算が計上されていないということであれば、これ

は既存の駐屯地施設内での活用を意味するものではないかと思えます。

では、既存の施設を活用できるのは一体どこかと、率直に言って、大村市の竹松駐屯地以外は考えられないと思えます。

水陸機動団誘致に対する知事の認識について。

中村知事は、先ほどから述べておりますとおり、水陸機動団の本県誘致については積極的な活動をしていただき、去年は河野防衛大臣、今度は岸防衛大臣、しかも防衛省では、全ての役職のあるトップの皆さん方がべらっとそろって中村知事を迎えて、その要望を聞かれたということでございます。

まさに防衛省は、この概算要求の計上を見ましても、大村市の竹松部隊への配備を考えてくださっているのではないかと確信しています。

知事は、もう既に岸防衛大臣から、大村で決定するなどこっそり耳打ちをされてはいませんか。（発言する者あり）知事の見解をお尋ねいたします。

○議長（坂本智徳君） 知事。

○知事（中村法道君） 新編される予定の水陸機動連隊3個目の配備については、多くの国境離島を有する本県にとっても、国の安全保障に貢献するとともに地域振興のためにも有益であると考え、積極的な誘致活動に努めてきたところでありまして、去る7月、岸防衛大臣に誘致をお願いした際には、大臣からは、自衛隊と地域住民の良好な関係が築かれていることへの感謝の言葉をいただきましたが、配備先は総合的に検討中であるということでありました。

部隊の配備計画は、国の専管事項であります。が、配備済みの連隊との連携、あるいは訓練環境、施設整備の効率性等の観点で検討されるも

のと承知をしているところであり、そうした点では、竹松駐屯地を含めて本県は有力な候補地ではなかろうかと考えているところであり、現在は期待を込めて国の決定を見守っているところであります。具体的なお話は、いまだ大臣からもいただけていないところであります。

○議長（坂本智徳君） 小林議員 44番。

○44番（小林克敏君） 耳打ちをされていないというようなお話でございまして、そこは肝に銘じておきたいと思いますが、どっちにしても、12月の暮れには来年度予算が明らかになると思います。そこで場所も決定するんじゃないかと思えます。北海道も頑張っております。ぜひとも長崎県、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

5、長崎空港リモート化による24時間化の取組みについて。

長崎空港のリモート化による24時間化、いよいよ動き出させていただきました。この空港を24時間化するために、いわゆるリモート化して、来年3月には整備が整うとの知事からの説明をいただきました。

運用時間の延長を積み上げ、24時間化を実現するために、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。が、答弁をお願いします。

○議長（坂本智徳君） 地域振興部長。

○地域振興部長（早稲田智仁君） 県におきましては、来年3月予定の長崎空港の一部リモート化を見据えて、現在の運用時間外における空港の利活用に取り組むこととしております。

例えば、令和4年1月には、関係機関のご協力のもと、県民限定の初日の出チャーターフライトや長崎 - 対馬線の実証運航を予定しております。

また併せて、運用時間外における航空便の運

航に対応するため、二次交通や大村市内における滞在対策など、4つのプロジェクトチームを設置し、受入環境の整備に係る協議、検討を進めております。

今後とも、リモート化のメリットを活かし臨時便や季節便、チャーター便など幅広い航空需要の創出とともに、大村市をはじめ関係者と連携した受入環境の整備により、長崎空港の運用時間の延長を目指してまいりたいと考えております。

○議長（坂本智徳君） 小林議員 44番。

○44番（小林克敏君） ありがとうございます。ぜひ、空港の24時間化を何としてもつくりたい。特にお願いして終わりたいと思います。（拍手）

○議長（坂本智徳君） これより、しばらく休憩いたします。

会議は、午後2時45分から再開いたします。

午後 2時32分 休憩

午後 2時45分 再開

○副議長（山口初實君） 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

深堀議員 19番。

○19番（深堀ひろし君）（拍手）〔登壇〕 皆さん、お疲れさまです。

改革21、国民民主党の深堀ひろしでございます。

質問通告に従いまして、一問一答方式で質問させていただきます。知事及び関係理事者の簡潔、明瞭な答弁をお願いいたします。

1、知事の主要政策の進捗状況について。

（1）任期4年間の総括について。

2018年2月、「生きがいと活力」、「うるおいのある長崎県」、「夢をかたちに」をキャッ

チフレーズに、知事3選を果たされた中村法道長崎県政が、早いもので、4年の任期満了を迎えようとしています。

通算すれば12年の長きにわたり、人口減少や経済活力が衰退傾向にある本県の難しい舵とりを続けられ、昨今は、新型コロナウイルス感染症との闘いの最前線で、昼夜を分かたず県民の安全・安心な暮らしを守るために奮闘されてきた知事に、改めて感謝と敬意を表する次第です。

しかしながら、本県には、現在も様々な課題が山積しております。最大の課題である人口減少問題、コロナ禍で大きく減少したと見られる県民所得、全線フル規格化が見通せない九州新幹線西九州ルート、そして石木ダムの建設問題など、一朝一夕では解決できない課題が本県には待ち受けております。これらの課題をどうにか前に進めたい。そうしなければ、我が長崎県の将来が見通せない。そのような気持ちを知事は強く持たれていると推察いたします。

知事の今任期最後となる県議会の一般質問の機会でもありますので、任期4年を振り返り、取り組まれた主要施策について質疑を交わしたいと存じます。

まずはじめに、総括的に現状に対する知事の率直な所感を伺いたしたいと思います。

あとは対面演壇席より、質問させていただきます。

○副議長（山口初實君） 知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 深堀議員のご質問にお答えいたします。

この4年間の総括についてのご質問であります。

私は、知事就任以来、人口減少や県民所得の低迷、さらには、離島をはじめとする地域活力の低下といった本県の構造的な課題に向きあい、

具体的な成果をできるだけ県民の皆様方にお示ししたいと考え、県総合計画において、「人、産業、地域が輝く たくましい長崎県づくり」を基本理念に掲げ、様々な施策の推進に力を注いでまいりました。

この4年間の成果としては、人口減少対策において、全体では、いまだ歯止めはかからないものの、移住者数の増加や高校生の県内就職率の向上など、市町等との連携した施策の効果により、社会減の拡大が一定抑制されるとともに、県民所得向上対策についても、平成28年度からの第2期計画における平成30年度の実績は、目標を大きく上回っているところであります。

また、産業振興においては、本県の基幹産業である造船業が厳しい状況にある中、情報関連企業の研究開発拠点の集積が進んだほか、半導体関連や航空機関連産業等において、次なる基幹産業化に向けた新たな動きも見られつつあります。

さらに、2つの世界遺産登録などを契機として、海外を含め、さらなる交流拡大を目指した施策に力を注いだ結果、クルーズ船の入港数の増加のほか、国際定期航空路線も香港線の新規就航に次いで上海線の増便が決定していたものの、新型コロナウイルス感染症拡大により、全便が運休するなど、様々な事業の中断を余儀なくされているところであります。

このように、具体的な成果が見られつつある一方、新型コロナウイルス感染症は、観光業のみならず、様々な分野、あるいは本県のプロジェクトに影響を与えているところであり、その克服が直面する最大の課題でありますことから、引き続き、感染症の拡大防止対策、そして、本県の地域経済の早急な回復、さらには、アフターコロナに向けた対策に全力を注いでいかなければ

ならないと考えております。

このほか、新幹線の整備、I Rの誘致、石木ダム建設、あるいは島や過疎地域の活性化など、いまだ多くの課題が残されているところでありますが、少しでも解決の道筋がつけられるよう、引き続き、力を注いでまいりたいと考えているところであります。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○副議長（山口初實君） 深堀議員 19番。

○19番（深堀ひろし君） 知事、ありがとうございました。いろんな思いを語られたというふうに思います。

るお話がありましたけれども、知事のこの12年間の中で、特に、県民所得の向上対策、このことについては非常に英断をされた目標を立てられたというふうに私は思いますし、これまでも取り組んでこられたというふうに私は思います。

これまで県民所得に対して、例えば、第1期でいけば900億円、今現在は1,028億円という非常に大きな目標を掲げて、それぞれの産業ごとに、それぞれまた目標額を設定し、それぞれの産業分野が、またそれを達成するための細かな施策目標を掲げて、そういった取組の仕方、この手法については、本当にこれまではなかったことですので、ぜひこれからもこういった形の目標設定、事業の構築をお願いしたいと思います。

（2）県民所得向上対策について。

第1期から第2期の成果の確認と今後の見通しについて。

第1期は、これまでの一般質問の中でもお話がありましたが、平成22年度を基準に、平成27年度における増加目標額900億円に対して、実

績は760億円でありました。第2期が平成27年度を基準に、令和2年度における増加目標額1,028円を設定されております。

まず、この第2期の現状について、確認をしたいと思います。

○副議長（山口初實君） 企画部長。

○企画部長（浦 真樹君） 県民所得向上対策につきまして、平成28年度からの第2期計画におきましては、お話にありましたように、5年間で1,028億円の増加目標を掲げて取り組んでまいりましたが、製造業において、大企業の付加価値額が増加したことに加えまして、中堅企業の付加価値額も着実に増加したこと、また、水産業、サービス業においても、目標を上回って順調に推移をしたことなどによりまして、直近の県民経済計算に基づく平成30年度の実績におきましては、増加目標を大きく上回る1,377億円となっております。

○副議長（山口初實君） 深堀議員 19番。

○19番（深堀ひろし君） ありがとうございます。

今、部長から、平成30年度の実績として、目標額を大幅に上回る1,377億円の実績が上がっているということで、非常に評価をしたいと思っております。

ここで、さらに確認をしたいんですが、今言われたのは平成30年度、コロナ禍の前であります。このコロナ禍に入って、令和元年度、令和2年度、今、令和3年度に入りますけれども、この県民所得額というのは、まだ数値は出ていないにしても、大きく減少するものだというふうに私は考えています。

その時に、第3期の目標、令和3年度から令和7年度の目標増加額は831億円ということを増加目標として第3期は掲げているわけです。し

かしながら、今申し上げたように、令和元年度、令和2年度が、例えば県民所得が大幅に下回った時に、目標に達しなかった時に、この増加目標の831億円という目標を上げなければいけないんじゃないかというふうに私は考えているんですけれども、その必要性がないか、確認をしたいと思います。

○副議長（山口初實君） 企画部長。

○企画部長（浦 真樹君） 県民所得向上対策につきましては、令和3年度からの5か年で831億円の増加目標を掲げて取り組んでおります。

そうした中、新型コロナウイルス感染症の影響が各分野に生じることのご懸念について、今、ご指摘がございました。

現計画におきましては、感染症の影響を踏まえた産業、地域の活性化対策につきましても、一定盛り込んでいるところでありますので、まずは感染症の影響を乗り越え、目標の達成を目指してまいりたいと、そのことを考えております。

そのうえで、毎年度の県民所得向上対策の進捗状況をしっかりと検証しながら、本県における感染症の状況、あるいは社会経済情勢を十分に見極めながら、増加目標の見直しにつきましては、必要に応じて、ご指摘のように上方修正も含め検討を行うなど、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

○副議長（山口初實君） 深堀議員 19番。

○19番（深堀ひろし君） ありがとうございます。

まだ不確定な部分がたくさんあるので、明確な答弁はできないと思うけれども、状況に応じて、その額は見直すこともあり得るということで理解をいたします。

新設法人の状況。

本県において、起業化を支援する様々な制度があったり、設備を拡充しています。その成果が出てきているというふうに私は思っております。

先般の報道で、2021年度上半期の九州・沖縄の新設法人の動向が報道されました。本県は、397社で8県中7位でありましたけれども、増加率で言えば51.5%で1位、市町村別で見ると、長崎市が65社で第4位にランクインをしております。

新設法人が増えるということは、本県経済にとって非常に有益なことだというふうに思いますが、県当局として、このような状況をどのように評価しているのかをお尋ねしたいと思います。

○副議長（山口初實君） 産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君） 法人化は、創業者が事業規模の拡大や信用力を強化するうえで大変有効であり、新設法人の増加は、県民所得向上の観点から望ましいものと考えているところでございます。

このため、県では、創業者に対する支援として、「創業バックアップ資金」や「創業支援事業補助金」を設けており、多くの事業者にご利用いただいているところでございます。

また、新たなビジネスモデルにより成長を目指す企業を創出するため、スタートアップ交流拠点施設「CO-DEJIMA」において、支援を行っております。

今後とも、創業者のニーズを捉えながら、支援の充実を図り、新設法人を含む事業者の創出に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（山口初實君） 深堀議員 19番。

○19番（深堀ひろし君） 本県経済に与える影

響は、やはり新設法人が増えることで非常にいい効果が出てくるということが、今、答弁としてありました。

これ、事前にいろいろ話を聞くと、増加、新設している業種、こういったところがなかなか分析ができないということでありました。部長の答弁の中で、あらゆるニーズに応じた支援策を今後も検討していくというお話がありました。今回増えてきているいろんな業種の分析がどこまでできるかわかりませんが、そういった細かな分析を行いながら、その事業者に応じた支援のあり方、こういったことを今後も検討していきたい、これは要望にとどめておきたいと思っております。

（3）人口減少対策について。

人口減少対策は、本県にとって1丁目1番地の重要課題でありますけれども、自然動態や社会動態ごとに目標値の設定及び施策を講じておりますが、今回は、移住者対策について質疑を交わりたいというふうに思います。

まずはじめに、移住者数の状況について、お尋ねします。

総合計画においては、平成30年度実績の1,121人から令和7年度は3,200人を目標に掲げてありますが、令和2年度の目標が1,500人に対して、実績は、先ほどもお話がありましたように1,452人という未達の状況であります。

令和3年度の目標は2,000人でありませうけれども、現在の見通しはどうでしょうか。

○副議長（山口初實君） 地域振興部長。

○地域振興部長（早稻田智仁君） 令和3年度の上半期につきましては、前年同期比約1.2倍の832人となっているところでありまして、今後とも、市町や関係団体と連携しながら、U・I・Tの促進に努めてまいりたいと考えておりま

す。

○副議長（山口初實君） 深堀議員 19番。

○19番（深堀ひろし君） 上半期が832人、前年同期比で1.2倍ということで増えているわけですが、目標は2,000人なわけですね。832人ということであれば、この年度の目標に対しては、なかなか、ちょっと下回っているということになります。

移住者対策としての空き家活用策。

移住者が移住を決めるポイントとしては、まず何と言っても仕事になるわけですが、ただ、住宅確保というのも大きなポイントになるというふうに思います。

移住者への住宅支援制度及び空き家を活用した支援策の概要と課題について、お尋ねをしたいと思います。

○副議長（山口初實君） 地域振興部長。

○地域振興部長（早稲田智仁君） 移住希望者からの相談項目については、「仕事」に次いで「住まい」に関するものが多く、移住施策における住まい対策は、重要であると考えております。

そのため、県においては、移住希望者向けの住まい対策として、住宅支援員による民間不動産業者と連携した賃貸物件情報の提供やマッチング支援などを実施しております。

また、市町においては、「空き家バンク」を設置し、移住促進にも活用しているところであり、県としても、近年、移住専用のホームページやSNSによる市町の空き家情報の発信に努めております。

「空き家バンク」については、現在、17市町に設置されておりますが、令和3年9月末現在の登録数は、233件となっており、移住者が増加傾向の中、入居可能な空き家が足りないといった課題もございます。

県においては、「空き家バンク」の登録促進策に係る市町間の情報共有に努めておりますが、今後、先進事例の紹介などにも取り組み、市町における登録を促進してまいりたいと考えております。

○副議長（山口初實君） 深堀議員 19番。

○19番（深堀ひろし君） ありがとうございます。

今、「空き家バンク」の話がありました。県内で17市町、9月末現在で物件数は233件という話がありました。

長崎県に存在する空き家ですが、これが平成30年度の実績ですが、10万1,500戸、このうち活用予定のない住宅は5万7,700戸と言われております。

単純に考えれば、活用予定のないこの空き家を「空き家バンク」に登録できればいいわけですが、実際には233件、比率でいえば実に0.4%で、この5万7,700戸の空き家が活用されていないということになります。

この空き家の活用が、移住対策においても、将来の長崎県のまちづくりにおいても、非常に大きなポイントになると思います。全国の空き家率は、全住宅に対して13.6%、本県は15.4%で、この率は、年々増加をしています。10年、20年、この状況が続けば、人口減少が続く本県においては、空き家がどんどん、どんどん増える。そして、メンテナンスされない空き家が増えれば、当然、災害等での倒壊や治安の悪化にもつながる。この空き家は、あくまでも民間の所有物でありますけれども、これだけあるということ、ある意味、長崎県の財産として考えて、いかに活用していくか。そういう抜本的な対策が必要だというふうに私は思いますが、その対策について伺いたいと思います。

○副議長（山口初實君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 空き家は、適切な管理がされていないと、保安上、危険な空き家の発生につながる一方、活用されることで地域が活性化するなどのメリットがあり、空き家の活用を進めることは重要であると考えます。

空き家の活用については、買い主においては、引き渡し後の建物の劣化や欠陥の判明などにより、トラブルが発生するなどの課題、仲介業者においては、手間の割に手数料が少ないなどの課題、所有者においては、知らない人に空き家を提供することを不安に思うなどの課題があります。

これらの課題に対応するため、中古住宅の取引時における建物現状調査の普及、所有者や入居者の不安解消に向けた活動を行う民間団体への支援、空き社宅などの活用を図る取組など様々検討し、活用される戸数が少しでも増えるように努めてまいります。

○副議長（山口初實君） 深堀議員 19番。

○19番（深堀ひろし君） 簡単に答弁というのは難しいかもしれませんが、5万7,700戸を長崎県の財産と位置づけて、今後、どういうふうになればもっと活用ができるのか、支援策があるのか、ぜひここは研究していただきたいということを要望しておきたいと思います。

ナガサキSTARTハウスプロジェクトの取組み。

この事業は、新規高卒者等の県内就職促進を目的に、県営住宅や民間賃貸住宅を活用し、低廉な家賃で県内企業の社宅を提供するという、企業、就業者、そして、住宅所有者にとってもメリットのあるすばらしい事業だというふうに認識をしておりますが、残念ながら、その実績が少ない、スタートして実績はゼロであります。

活用が進まない要因と、活用を促すための取組、さらには、特典の拡大などの検討状況について、伺います。

○副議長（山口初實君） 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（村田 誠君） ナガサキSTARTハウスプロジェクトは、県と民間、不動産会社が連携して行うゼロ予算事業であります。

独身寮などを持たない県内企業においても、低廉な社宅を確保できる旨を求人票に記載し、遠方の高校にも採用活動を行いやすくすることで県内就職促進を図るために、令和2年度から実施しております。

初年度となります昨年度は、登録企業において、採用した高校生が自宅から通勤可能な生徒であったことや、採用そのものがなかったことなどから、結果として活用がなかったところがあります。

また、家賃の値引きなど何らかの特典を付加することを必須としており、その内容は、家主側の創意工夫によるものであります。

今年度は、さらなる活用促進のため、県央地域を対象に拡大をしたところであり、県内企業や学校現場からも非常に有効な制度として評価を受けているところであります。引き続き、積極的に制度の活用に向けて取り組んでまいります。

○副議長（山口初實君） 深堀議員 19番。

○19番（深堀ひろし君） ありがとうございます。

答弁にもあったように、非常に有益な事業であるというふうに私も理解をしております。ただ、今のところ、実績が出ていない。実績が出ていない要因が、就職が決まった方が県内の方で通勤可能な実家があったということで、実績

がなかったということですが、もっと利用したい企業はあるんじゃないかなというふうに私は思います。というのは、求人票の中に「社宅あり」というふうに書けるわけですよ。設備投資をせずとも、そういったことができる。

就職を希望する若い人たちは、やはり社宅があるか、ないかというのは、大きなポイントになるわけであって、ぜひ、ここの住宅戸数をもっともっと増やすなり、そして、民間住宅を利用する時には、いろいろ値引きや設備追加の必須化というふうにおっしゃいましたけれども、ある程度標準化をして、もっとアピールをするべきだというふうに思いますので、引き続き、事業の推進に取り組んでいただきたいということを要望しておきたいと思います。

労働法令違反事業所の実態。

人口減少対策の一つとして、良質な雇用の場の確保という観点からお尋ねをするものであります。

本県における労働環境については、前回の一般質問時にも確認をしたことではありますが、その際に明らかになったのは、月間の総実労働時間が全国平均よりも7.5時間、本県は長い。週休2日制導入企業の割合は、全国よりもマイナス6.6ポイント、年次有給休暇取得日数は、全国平均よりもマイナス1.5日ということであります。

このような労働時間という視点でいえば、本県の労働環境は、全国よりも低位と言えますが、そのような本県において、2020年度の長崎労働局の調査の結果、労働法令違反事例が287事業所で確認をされたという報道がありました。

法令違反をなくすことは、魅力的で良質な雇用の場の拡大につながると私は認識しております。ぜひ施策の拡充をお願いしたいと思いますが、本県の見解を伺います。

○副議長（山口初實君） 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（村田 誠君） 県におきましては、長時間労働の削減や年次有給休暇の取得など、働き方改革を促進するためのセミナーの開催や、アドバイザー派遣による就業環境整備等の相談支援、働きやすい職場づくりを支援する企業の認証制度である「Nぴか」の取得促進などに取り組んでおります。

引き続き、これらの施策を通して、労働法令違反の減少を図るとともに、さらなる若者の県内定着につなげてまいりたいと考えております。

○副議長（山口初實君） 深堀議員 19番。

○19番（深堀ひろし君） 県当局は、各事業所を監督する立場には、もちろんありません。ですが、長崎労働局ともしっかり連携をして、そういった法令違反の事業所ができるだけなくなるように、その事業を推進していただくことを望んで要望に替えさせていただきます。

（4）九州新幹線西九州ルート開業に向けた機運醸成について。

いよいよ来年秋に迫った新幹線の開業、全線フル規格という目標は、まだまだ先のこととなりますけれども、平成24年に認可されて以来、約10年、事業規模6,197億円もの大事業が完成を迎えようとしております。

これまでの長きにわたり、数多くの関係者が努力をされてきたことと存じますが、改めて感謝を申し上げたいと思います。

そこで、お尋ねしますが、開業に向けて、本県のみならず、沿線自治体や、遠くは関西圏においてもPRを強化していかなければならないと思います。

知事説明でもありましたが、アクションプランの推進、諫早市のパネルディスカッション、福岡市のシンポジウムなど、機運醸成を図られ

ておりますが、まだまだ本格的な機運醸成には、私は、至っていないというふうに思っております。

今後の機運醸成の取組について、お尋ねをいたします。

○副議長（山口初實君） 地域振興部長。

○地域振興部長（早稲田智仁君） 九州新幹線西九州ルート開業に向けた機運醸成については、県及び沿線市による開業一年前イベントや、諫早駅での新幹線レールウォークを開催するとともに、新幹線開業を心待ちにされている県内各地域の方々のリレーメッセージ動画の配信のほか、SNS等において、随時、新幹線情報の発信を行っております。

今後については、例えば、鹿児島ルート的事例においては、車両の搬入や開業日の公表、試運転などが行われており、本県においても、こうした節目に合わせたイベントや現地見学会等を実施することで、県民の皆様が実際の車両を目にする機会が増えるとともに、試乗会では乗車を体感することにより、さらに機運も高まり、開業が間近であることを実感していただけないかと考えております。

県としましては、引き続き、沿線市等と連携してアクションプランを推進し、さらなる県民の機運醸成を図ってまいりたいと考えております。

○副議長（山口初實君） 深堀議員 19番。

○19番（深堀ひろし君） 今後は試乗会とかカウントダウンとかというのも考えられると思います。

先般の報道で、平田副知事が具体的なおもてなしの準備や受け皿づくりをこれから準備していきたいというような発言があったという記事を見ました。

ぜひ、具体的な機運醸成、そして、おもてなしの向上、そういったことに取り組んでいただきたいというふうに思います。

（5）健康長寿日本一について。

取組状況と見通し。

健康とは、体に悪いところがなく、心身が健やかなこととされておりますけれども、健康な人は、そのありがたさを余り意識しないで日常生活を送っているのではないのでしょうか。昨年からコロナ禍において、改めて健康がいかに大切で、重要なことであるかということを実感された方も多数おられると思います。

そこで、平成30年度に立ち上げた「健康長寿日本一」の事業について、お尋ねしますが、平成28年当時、男性71.83年、女性74.71年の健康寿命を、令和4年度には、男性73.21年、女性76.32年に向上させるという目標を掲げて取り組んでおられますけれども、そもそも人の健康が5年程度でそれだけ改善するということには、私は疑問を持っております。

そこで、事業の取組状況と課題について、まず確認をさせていただきます。

○副議長（山口初實君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（寺原朋裕君） 健康づくり対策として、県民お一人おひとりが1日3回の野菜摂取、1日9,000歩、年に一度の健康受診に取り組む「ながさき3MYチャレンジ」をキャッチフレーズとして、普及啓発や「健康づくり応援の店」におけるキャンペーン等を実施しております。

また、健康づくりに取り組まれている企業、団体及び自治体への「ながさきヘルシーアワード」の表彰や、従業員の健康づくりに取り組まれている健康経営を推進することなどにより、県民運動としての展開を図っているところです。

さらに、企業や大学と連携して、健康課題の背景にある生活習慣などを調査、分析する取組を行っております。

主な課題としましては、「ながさき3MYチャレンジ」の認知度が約15%と低く、県民の皆様生活習慣改善への動機づけになるメッセージが十分に届いていないことがあると認識しております。

○副議長（山口初實君） 深堀議員 19番。

○19番（深堀ひろし君）現在の取組、「ながさき3MYチャレンジ」の話もありましたけれども、その他にやっていることもあるわけですが、その取組で県民の健康が確保されて、本来でいう健康寿命が延伸するのだろうかと思えます。

本県県民の一人当たりの医療費を見てみると、令和元年度で全国2位という高い水準にある現状をどう評価するのか。また、疾病に関する特徴点では、循環器系の疾患、高血圧性疾患、糖尿病、がん、骨折などの発生率は、全国平均を大きく上回っている状況を鑑み、どこにその要因があるのか。

また、「国民健康栄養調査」や文部科学省の「学校保健統計調査」などのデータから見える健康課題の相関関係を考察して対策を検討する必要もあるというふうに考えますけれども、部長、いかがお考えですか。

○副議長（山口初實君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（寺原朋裕君）本県の人口一人当たりの医療費が高い水準となっておりますのは、生活習慣病の人口当たり患者数が、いずれも全国平均を大きく上回っていることが要因の一つと考えております。

このうち、心筋梗塞などの循環器系疾患の人口当たり患者数は、全国でワースト3位であり、

喫煙によって引き起こされる肺気腫もワースト1位となっております。

その背景には、一人当たりの野菜摂取量が少なく、砂糖や醤油等の調味料が多く消費されており、一日の歩行数が少なく、また、喫煙率が高いなど、生活習慣が好ましいとは言えない状況があります。

これらの課題は、検診等の各種データの分析結果から抽出しており、これまでも運動や野菜摂取促進の啓発などに取り組んでまいりました。

今後は、庁内各部局との連携をさらに深め、各種統計データを横断的に分析をし、子どもの生活習慣が成人期の疾患に影響しているという報告もあることから、全世代を通じた、より具体的な対策を検討してまいります。

○副議長（山口初實君） 深堀議員 19番。

○19番（深堀ひろし君）ありがとうございます。

いろんなデータを見て驚くことがたくさんあるわけですね。例えば、40歳以上で本県は、朝食を週3回以上抜く人の割合が高いとか、5歳児の齲歯、虫歯ですね、の保有児が全国で5番以内に入るほど非常に高いとか、食生活でいえば生鮮果物を購入する人が多いというようないろんなデータがあります。そういったデータと疾病関係との相関関係をしっかり考えながら、もう少し具体的な目標を掲げるべきだというふうに思います。

いずれにせよ、人の健康は、もう本当に簡単に増進するものではない、長い年月がかかっていくものだというふうに思います。

そういったいろんなデータを基に、全ての世代に対して健康意識の向上、啓発活動を恒常的に実施していくことで、真に「健康長寿日本一の長崎県づくり」と言えるのではないでしょう

か。

そういった意味では、一過性のプロジェクトではなくて、恒常的に健康づくりに対する、例えば、部門横断型の施策プロジェクトとか、こういったものを打ち上げて実施していただきたい。このことは要望にとどめておきたいというふうに思います。

2、コロナ対策について。

（1）ワクチン接種体制（3回目）。

今回は、初回のワクチンと異なるワクチンを接種する交互接種も可能ということで報告がありました。これまでの経過を踏まえれば、交互接種に不安を感じる県民も多いというふうに思います。

先ほどの質疑の中でもありました。12月から3月にかけて確保しているワクチンの数量とか、対象者の数は、先ほどの質疑でも明らかになりましたが、そこでやはり気になるのは、ワクチンを確保しているのがファイザー社製が31万、モデルナ社製が20万、そして、接種対象者が51万人程度ですけれども、その中で1回、2回、接種をした人のほとんどがファイザー社製だったということ。

先ほどの質疑の中でも、同じワクチンを打ちたいと思う方が、恐らく多いというふうに思います。しかし、確保しているワクチンは3対2、しかし、希望するのは10対1ぐらいの割合でファイザー社製の方が多いことになった時に、果たして、その希望者が希望どおりに打てるのか。恐らくそれは物理的に打てないですね。

そうなった時に、本人が、「私は、もうファイザー社製しか打ちたくないんだ」と言われた時に、その人は、じゃ、どうなるのかという話なんです、そのあたり、いかがですか。

○副議長（山口初實君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（寺原朋裕君）現時点で追加接種用として薬事承認されているワクチンは、ファイザー社製のみであることから、当面は、初回接種と同じファイザー社製を受けていただくこととなります。

モデルナ社製ワクチンについては、承認されることを前提として、早ければ来年2月から使用開始が予定されており、交互接種することを前提とした国からの配分量となっていることから、それ以降は初回接種に用いたワクチンにかかわらず、ファイザー社製またはモデルナ社製を接種していただくことになると考えております。

ファイザー社製に希望が集中し、不足が生じた場合、次回の配分まで接種できない状態になることから、ファイザー社製とモデルナ社製の有効性と副反応の比較及び交互接種のデータについて周知するとともに、今後の国の方針を注視してまいりたいと考えております。

○副議長（山口初實君） 深堀議員 19番。

○19番（深堀ひろし君）周知をするということでありましてけれども、実際に我々県民として、受ける側として、やはりいろんな不安を覚えるわけです。啓発活動は非常に必要ですけれども、科学的なデータに基づいた周知というのも必要ではないかなと思います。

そこで、もう一つだけ、打ち手側といいますか、今回は、基礎自治体が準備する指定施設の中でワクチンを接種します。ということは、これまで1回目、2回目のワクチン接種は、基礎自治体を用意した接種場所は、全てがファイザー社製を使っていたわけです。今回、交互接種が可能となった時に、同一の、例えばAという医療機関の中で、前回まではファイザー社製しか使っていなかったけれども、今回、3回目のワ

クチンは両方使うということになった時に、取扱い方法が異なる2つのワクチンを打つという、これは一つのリスクがあるというふうに思うんです。医療機関としても、そのリスクを負いたくないと思うのかもしれない。そういった医療機関との調整というのは、それは基礎自治体の話になるんですが、そういった対策はうまくいってますか。

○副議長（山口初實君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（寺原朋裕君） 市町に対しては、国からの配分と、その方針を踏まえて、ファイザー社製だけでなく、モデルナ社製ワクチンについても、配分を予定しているところです。

医療機関等で接種するワクチンの支援については、地域の実情に応じて市町が判断されるものではありませんが、県としては、各市町からのご意見を国にお伝えして調整を図っております。

一つの医療機関等で2種類のワクチンを扱うことも可能との方針が国から示されておりますが、明確に区分して、間違い接種が生じることがないように、ワクチンごとに接種の日時や接種の場所を分けるほか、容器や管理を明確に区別し、さらに、複数人での確認を行うなどの対応を実施するよう、市町への周知徹底と相談対応に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（山口初實君） 深堀議員 19番。

○19番（深堀ひろし君） いろんな課題があるというふうに思います。実施主体は市町村ですけれども、そのあたりは県としてもしっかりと関わっていただきたいなというふうに思います。

（2）中和抗体薬の効果と課題。

いわゆる抗体カクテルという療法でありますけれども、本県においての投薬実績と効果について、確認したいと思います。

○副議長（山口初實君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（寺原朋裕君） 中和抗体薬は、本年7月に特例承認され、第5波では、本県で26医療機関において288人に投与されております。

発症から時間がたっていない軽症例への投与では、ウイルス量の減少や重症化を抑制する効果が示されており、本県においても、投与後、短期の入院で宿泊療養施設等に移る方も多かったことから、感染者の重症化を防止する効果があったものと考えております。

中和抗体薬は、発症後の速やかな点滴投与や、投与後24時間の病態確認ができる体制の確保が必要であり、第5波では、コロナ患者受入医療機関及び臨時の医療機関で投与を行ったところです。

そのため、今後は、中小病院においても、外来や往診で投与いただける見込みであり、さらに多くの方に投与を行うために、引き続き、県医師会や医療機関と協議、調整を行ってまいります。

○副議長（山口初實君） 深堀議員 19番。

○19番（深堀ひろし君） 投与実績、そして効果の報告がありました。課題としては、まだまだ投与できる機関を増やしていくことだということで報告がありました。

ぜひ、第6波を見据えて対象となる機関で中和抗体薬が投与できる体制を速やかに構築をしていただくようお願いしたいと思います。

3、災害に強い行政体制について。

（1）ハザードマップにある県有施設の防災体制。

先般、長崎県警施設でハザードマップ上に立地し、浸水時の対策が適切に整備されていないと会計検査院から指摘を受けたという報道がありました。その実態は、どうなっているのですか。

ようか。

○副議長（山口初實君） 警察本部長。

○警察本部長（中村 亮君） ご指摘の警察施設の不備につきましては、本年11月、「ハザードマップによる想定浸水深への対応として、警察施設の建替えや通信機器の更新等の機会を捉えて、浸水対策を実施または検討しているものの、警察施設の3施設について、浸水対策の計画を策定して対策を効率的に実施していくなどの取組が行われていなかった」旨、会計検査院より指摘を受けたものです。

当該指摘を受けまして、警察庁から関係道府県警察等に対して、浸水対策の策定・実施等の指導がなされ、本県警察におきましても、止水板の設置や上層階への非常用発電設備の移設などの浸水対策を講じていくこととしております。

また、警察本部及び警察署では、大規模災害等によって甚大な被害を受けた場合に備え、警察機能を移転できる代替施設を確保し、随時、移転訓練を実施しております。

警察施設が災害により浸水したとしても、代替施設において警察機能は維持できるものと、このように考えております。

○副議長（山口初實君） 深堀議員 19番。

○19番（深堀ひろし君） 県警施設の中で3施設という話がありました。

では、県警施設以外の県の施設で災害時に行政機能が失われるような施設がないのかを確認したいと思います。

○副議長（山口初實君） 危機管理監。

○危機管理監（多田浩之君） 災害対策本部及び地方本部が設置される県庁及び7つの振興局庁舎に災害復旧等を担う機関が所在する上五島支所及び万才町庁舎を加えた10施設のうち、浸水や土砂災害等のハザードマップ上に位置するの

は、県央、県北、五島、対馬の4つの振興局庁舎でございます。

万一、これらの庁舎において非常用発電設備が浸水被害等を受けた場合は、業務継続計画に基づき、代替庁舎を活用するほか、電力会社との協定に基づく電源車の配置等により、緊急性が高い行政機能を優先して維持してまいりたいと考えております。

また、災害発生時に災害対策本部、地方本部となる庁舎については、災害に強い庁舎整備に取り組んだところでございますが、現在、整備を進めている県南振興局をはじめ、今後、整備していく庁舎においても、防災拠点機能を備えた庁舎づくりに努めてまいります。

○副議長（山口初實君） 深堀議員 19番。

○19番（深堀ひろし君） ありがとうございます。

県有施設では、4つの振興局が対象になるということでありました。県警においても、本県の行政においても、最悪の事態では代替施設で対応するということが話としてありました。確かに、それは最悪の事態だというふうに思います。

ただ、そういう最悪の事態にならないように今の時点でやっておくべきことはないのか。庁舎を建て替えるということは非常に莫大な予算が生じることにはなりますが、現有施設の中で、いかに効率的にその防災機能を高めるかということに知恵を絞るべきだというふうに私は思います。そういった検討も、ぜひ今後、行っていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

（2）長崎南北幹線道路の進捗状況。

長年、求めていた長崎南北幹線道路は、11月5日に都市計画決定がされました。新規事業化

の期待が高まっているわけでありますが、その中でピンポイントでお尋ねをいたします。

道路の計画範囲も地元への説明会等では明らかになってきておりますが、私が気になるのは、地元住民からは、平和公園西地区、これはいわゆる松山インターと言われるところの付近ですけれども、長崎市民総合プール、そして、松山陸上競技場など、市民の健康づくりや憩いの場として長年親しまれてきた数少ない市内中心部の公園施設への影響ですね。図面では、そこにかかってくるということになるわけですが、今、長崎市も連携して整備方針が計画をされておりますけれども、今後、これをどのようにしていくのか、お尋ねをしたいと思います。

○副議長（山口初實君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 長崎南北幹線道路の整備に伴う公園施設の影響については、今年6月に長崎市において、有識者や関係団体、地元自治会などで構成される「長崎市平和公園再整備基本計画検討委員会」が設置され、平和公園の施設全体の再配置などについて検討が進められています。

県が本道路を整備する際には、関係団体や地元の意見を聞きながら、工事の時期や手法について、市と連携し、十分検討してまいります。

○副議長（山口初實君） 深堀議員 19番。

○19番（深堀ひろし君） 今、長崎市も検討している状況なので、具体的なことは言えませんが、ただ、多くの市民が、今、この施設をものすごく利用しています、憩いの場になっている。できるだけ、そこに影響がないような工法であったり、計画であったり、そういったことをぜひ要望しておきたいと思っております。

これは継続的に質疑をさせていただきたいと思っております。

もう一点、松山にインターができたとした時に、長崎南北幹線道路からおりてくる、その接続道路の今の長崎市道は、恒常的にそういった公園施設を利用する方も多く、交通渋滞も発生しかねない。そういった時に現行の市道の状況ではパンクするというふうに私は思います。そういったところは、もちろん把握をされていると思うんですけども、そういったこともしっかり把握したうえで整備計画を立てるというふうに理解していいですか。端的にお答えください。

○副議長（山口初實君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 仮称松山インターチェンジは、長崎市の中心部に位置し、広域的に利用される長崎大学病院や県営野球場などへのアクセス向上において重要なものとなります。

インターチェンジ付近では、交通量の増加が見込まれることから、詳細な設計を行い、市と連携し、周辺の交差点改良や現道拡幅等の交通対策に取り組んでまいります。

○副議長（山口初實君） 深堀議員 19番。

○19番（深堀ひろし君） ぜひお願いしておきたいと思っております。

（3）警報発令時の早めの安全対策。

昨今の大雨で道路災害が頻発をしております。令和2年9月、県道野母崎宿線では、大雨により道路が陥没し、走行中の車両が転落し、運転者が負傷するという事故が発生しました。同県道は、本年8月にも大雨の影響で地盤が緩み、通行不可となり、現在も復旧工事中であります。

また、国道202号の長崎市外海地区においては、昨年及び本年と連続して、大雨により道路崩落が発生している状況であります。いずれも、事前の通行止めを実施しておりませんでした。

これらの道路は、周辺住民の交通手段として大切な生活道路であることは、十分承知をして

おりますが、地形上、大雨の際には被災する可能性が極めて高い道路であるというふうに指摘せざるを得ません。万が一、被災時に車両が通行していたら大惨事になるのではないのでしょうか。

県内では、国道251号の南串山赤間から加津佐町権田間まで、あらかじめ通行止めを行う雨量を定め、通行規制を行う異常気象通行規制を実施しております。災害が頻発する道路においては、このような規制も検討すべきというふうに考えております。

この件については、9月の常任委員会でも質疑を交わしましたが、この件について、もう一度確認したいと思います。

○副議長（山口初實君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 異常気象時における道路通行規制の指定は、道路の構造、地形、地質、過去の被害の程度、路線の重要性などから、異常気象時における被害発生のおそれが著しい箇所を含む区間を指定するものです。

県が管理する道路では、国道251号の雲仙市南串山町赤間から南島原市加津佐町権田間において、急崖や急斜面が連続する崖下を通過し、過去に土砂災害や落石事故が多発していることから、異常気象時通行規制区間にしています。この区間は、規制により地域への影響はあるものの、迂回路や集落へのアクセス道路が確保されています。

一方、国道202号及び県道野母崎宿線については、過去10年を見ると、直近2か年に多く被災しましたが、それ以前は、ほぼ発生していません。

また、規制区間の指定により孤立集落が発生する可能性があるなど、地域への影響も大きいことから、今後の課題と考えています。

まずは、この2路線で高度化された航空レーザ測量地形図を用いて、今年度、道路斜面の災害リスク箇所の抽出を行い、その後、防災対策に加え、道路の変状を速やかに把握できるような管理のあり方について検討してまいります。

○副議長（山口初實君） 深堀議員 19番。

○19番（深堀ひろし君） わかりました。高度な新技術を使って危険箇所を特定したいというふうなことで理解しました。

ただ、部長、確認をしますけれども、国道251号は、時間雨量は30ミリで通行規制を行います。先ほど事例として申し上げましたが、野母崎宿線は、令和2年に時間雨量119ミリ、今年8月に48ミリ、国道202号においては、令和2年が98ミリ、時間雨量ですよ、令和3年は42ミリ、結局、国道251号でいけば完全に止めるような雨が降っている、でも止めていない。そこで道路が被災しているわけです。

野母崎宿線においては、運転者がその状況に遭ってしまって、その運転していた人は私は知っている人なんです。その状況も聞きました。一歩間違えれば人命に関わるような事故だったんですよ。それが過去10年を見ればと言われるけれど、この2年、連続して発生しているじゃないですか。これだけの雨が降った時に。

それを考えた時に、今年度、高度な技術を使ってすると言ってますけれども、じゃ、来年の梅雨時期にかけて、そこまでにしっかりとした調査をして、その結果、危険な箇所であるというふうに判断したら、通行止めの規制をかけるようにしてください。そうしないと、道路管理者として責任を問われると思いますよ。どうですか。

○副議長（山口初實君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） まずはしっかりリス

クを把握したうえで、必要な対策、取るべき手を考えていきたいと思っております。

○副議長（山口初實君） 深堀議員 19番。

○19番（深堀ひろし君） あえて常任委員会でも話したことを今話してはくれますけれども、ぜひそこはしっかり対応をお願いしたいと思います。

（4）道路街路樹の必要性。

台風襲来時等に道路災害が発生しますけれども、その時に街路樹等が倒木することによって2次災害や交通に支障が生じるようなことが考えられます。

緑に囲まれた本県において、都市部を除けば、こういった街路樹というのが本来必要なのかということを確認したいと思います。

○副議長（山口初實君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 道路の緑化については、都市部や地方部の地域ごとに求められる機能を考慮し、良好な公共空間を形成することを目的としています。

整備に当たっては、景観の向上、環境の保全、木陰の形成、交通安全、防災等の機能が総合的に発揮されるよう努めています。

○副議長（山口初實君） 深堀議員 19番。

○19番（深堀ひろし君） 道路をつくる時に、街路樹を必ずつけなければいけないという基準がありますか。

○副議長（山口初實君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 道路構造令において、植樹帯というものが規定されております。それに基づく運用図書は整備されているところです。

○副議長（山口初實君） 深堀議員 19番。

○19番（深堀ひろし君） いろんな植栽があるというふうに思います。今、私が申し上げているのは高木ですけれども、当然、こういった樹木は伸びていきます。となれば交通に支障が出

てくるケースがあるんです、大型のトラックやバス。

毎年、そういった植栽、高木を伐採してますよね。県が管理する道路の中で街路樹は1万8,500本というふうに聞いています。これを毎年、メンテナンスするために約2億円程度の費用を投下しているということをお聞きしました。

これを災害等の必要性等も考えた時に、しっかり精査をしていってほしいというふうに思います。この費用が本当に適正なのかということもあるし、本数、山あいにある道路に木を植えることが本当に必要性があるのかというのを、ぜひ精査をしていただきたいということをお願いいたします。

4、教育行政について。

（1）学力調査の状況。

学力調査の状況については、本日の一般質問の中でもありました。本県の成績が全国に比べて若干劣っているという報告もありました。

その中で、教育委員会教育長の答弁の中で、読解力の育成についても答弁がありました。私は、この読解力についての今の県教育委員会の実施状況といえますか、そういったところをお尋ねしたいと思います。

○副議長（山口初實君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） 今年度の「全国学力・学習状況調査」で、問題を正しく読み取るといった読解力に引き続き課題が見られたところがございますけれども、令和元年度から2年間、小学校の研究指定校を6校指定しまして、読解力の育成に取り組んでおります。

この6校の結果を令和元年度の調査と比較しますと、国語では6ポイント、算数では3ポイントという大きな伸びが見られております。

県教育委員会といたしましては、これらの研

究指定校の実践を踏まえまして、読解力の育成に向けた授業改善の指針を作成し、その指針を活用した研修会等を行っております。

今後、研究の成果を県全体に広げ、児童生徒の読解力の向上を図ってまいりたいと考えております。

○副議長（山口初實君） 深堀議員 19番。

○19番（深堀ひろし君） 了解です。読解力を上げることによって、全体の成績にも当然影響することだというふうに思います。それが指定校での実績で明らかになったということですので、そこを県内全域に展開するという点については賛同しますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

（2）ふるさと教育。

若者の県外流出の観点からも、ふるさと教育というものは、私は重要視しているわけですが、小中学校、そして高校におけるふるさと教育の実績と課題について、お伺いをいたします。

○副議長（山口初實君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） 県内全ての小中・高校におきまして、地域性を活かしたふるさとへの愛情や誇りを育むといった発達段階に応じたふるさと教育に取り組んでおるところでございます。

小中学校では、地域での自然体験や伝統文化の調査活動、地元企業での職場体験などを実施しております。このような学習を主体的に探究する学習に転換し、ふるさとを担おうとする実践力を育成することが今後の課題と考えております。

そこで、現在、県内11の中学校におきまして、地元企業や市町との関係課と連携して、生徒が模擬会社を設立し、地域課題の解決を図るなどの

先進的な取組を実践しているところでございまして、その成果を県内の小中学校に広げてまいります。

県立高校におきまして、環境保全や地域創生など、地域の課題解決に向けた、より高度で専門的な探究学習を通じて、生徒のキャリア形成や主体的な社会参画への意識醸成を図っております。

一方で、体系的な取組の推進という点が課題となっており、今年度、学校種を超えた連携を図るために、県教育委員会及び知事部局の関係7課及び長崎県立大学で構成します「長崎県ふるさと教育連携推進プロジェクトチーム」を立ち上げて連携を図っていくこととしております。

また、今年度中に全ての高校が、ふるさと教育の実施計画と体系図を策定することとしており、取組の一層の充実を図ってまいります。

○副議長（山口初實君） 深堀議員 19番。

○19番（深堀ひろし君） ふるさと教育についての実情と課題についても報告をいただいたというふうに思います。

先ほどから、例えば、若者の県内就職率の向上とかということがありますが、こういったふるさと教育を継続してきたことによって、そこにも大きく貢献してきたのではないかなというふうに私は思います。

引き続き、このふるさと教育、本県のいいところといいますか、地域と連携をしながらやっていくということが非常に肝になるというふうに思いますので、ぜひ取組の強化をお願いしておきたいと思っております。

（3）教育施設の青少年育成団体への貸し出し。

なぜ、この質問をあげたかという、実は、開かれるべき小中学校、教育施設の中で、地域

の皆さんが、その地域の子どもたちの健全な育成のためにボランティアを中心に行っているいろんなスポーツや文化活動、クラブ活動の中において、そういった学校施設を利用するわけですが、その時に、一つの団体は使用料を取られる、一つの団体は使用料を取られないとか、そういった実態があるというふうに聞いて、いろいろ調べさせてもらいました。

もちろん、市町立の学校は、その自治体の判断によるものでありますけれども、県の教育委員会として長崎県立学校におけるそういった使用料の徴収の有無、実費等の負担等についての確認と、わかれば21市町の状況について、答弁を求めたいと思います。

○副議長（山口初實君）教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君）県立学校におきましては、地域に親しまれる学校として、県民の社会教育やスポーツ活動の振興のためということで学校施設を開放しておりまして、使用料は徴収しておりません。

なお、電気料及び水道料等の実費相当額を徴収しているところでございます。

県内の小中学校も含めた学校施設開放に係る市町の使用料等の取扱い状況について、今回、調査いたしましたところ、県立学校を含めまして、全ての市町において、施設使用料、あるいは光熱水費の形で徴収する規定をそれぞれ設けられております。

具体的には、使用料の徴収規定を定めている市町が15市町で、そのうち13市町が減免規定を設けておられます。また、光熱水費の徴収規定を定めております市町が10市町あり、そのうち5市町が減免規定を設けられております。

○副議長（山口初實君）深堀議員 19番。

○19番（深堀ひろし君）今、教育委員会教育

長から報告があったように、県内21市町の中での取扱いがばらばらであるということ、これ、21市町がそれぞれの権限において設定していることですので、それについて県という立場でいろいろ言えることは少ないのかもしれない。しかしながら、同一の教育施設ということの中で、同じ県内で、Aという小学校では使用料を取られる、Bという中学校では取られないということ、県が今やっている、使用料は取りませんが、光熱水費の実費分をもらうというのが、一番妥当なやり方じゃないかなというふうに私は思っております。

そういった観点から、今回の調査結果と県教育委員会から市町教育委員会に対して、考えるきっかけとして情報提供するなど、そういった取組をお願いできませんか。

○副議長（山口初實君）教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君）市町立学校の施設開放に係る使用料等の取扱いにつきましては、設置者であります市町の判断で規定をそれぞれ定められておりますので、県として、特に、市町に検討を促すというような考えは持っておりませんが、今回、各市町へ実施しましたアンケート調査の集計結果につきましては、市町に情報提供することといたしております。

○副議長（山口初實君）本日の会議は、これにて終了いたします。

明日は、定刻より本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日は、これもちまして散会いたします。
ご苦労さまでした。

午後 3時48分 散会

令和3年11月定例会

令和3年12月3日

議 事 日 程

第 8 日 目

1 開 議

2 県政一般に対する質問

3 散 会

令和3年12月3日（金曜日）

出席議員（45名）

1番 宮島大典君
 2番 宮本法広君
 3番 赤木幸仁君
 4番 中村泰輔君
 5番 饗庭敦子君
 6番 堤典子君
 7番 下条博文君
 8番 山下博史君
 9番 北村貴寿君
 10番 浦川基継君
 11番 久保田将誠君
 12番 坂口慎一君
 13番 千住良治君
 14番 石本政弘君
 15番 中村一三君
 16番 麻生隆君
 17番 川崎祥司君
 18番 坂本浩君
 19番 深堀ひろし君
 20番 山口初實君
 21番 近藤智昭君
 22番 宅島寿一君
 23番 松本洋介君
 24番 ごうまなみ君
 25番 山本啓介君
 26番 前田哲也君
 27番 大場博文君
 28番 山口経正君
 29番 山本由夫君
 30番 吉村洋君
 31番 中島浩介君
 欠番
 33番 堀江ひとみ君

34番 山田朋子君
 35番 西川克己君
 36番 外間雅広君
 37番 瀬川光之君
 38番 坂本智徳君
 39番 浅田ますみ君
 40番 徳永達也君
 41番 中島義君
 42番 溝口芙美雄君
 43番 中山功君
 44番 小林克敏君
 45番 田中愛国君
 46番 八江利春君

 説明のため出席した者

知事 中村法道君
 副知事 上田裕司君
 副知事 平田研君
 統括監 柿本敏晶君
 危機管理監 多田浩之君
 企画部長 浦真樹君
 総務部長 大田圭君
 地域振興部長 早稲田智仁君
 文化観光国際部長 中崎謙司君
 県民生活環境部長 貞方学君
 福祉保健部長 寺原朋裕君
 こども政策局長 田中紀久美君
 産業労働部長 廣田義美君
 水産部長 斎藤晃君
 農林部長 綾香直芳君
 土木部長 奥田秀樹君
 会計管理者 吉野ゆき子君
 交通局長 太田彰幸君
 地域振興部政策監 村山弘司君
 文化観光国際部政策監 前川謙介君

産業労働部政策監	村 田 誠 君
教育委員会教育長	平 田 修 三 君
選挙管理委員会委員長	蒼 本 昭 晴 君
代表監査委員	濱 本 磨 毅 穂 君
人事委員会委員	中牟田 真 一 君
公安委員会委員	瀬 戸 牧 子 君
警察本部長	中 村 亮 君
監査事務局長	下 田 芳 之 君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	大 崎 義 郎 君
教育次長	林 田 和 喜 君
財政課長	小 林 純 君
秘書課長	石 田 智 久 君
選挙管理委員会書記長	大 塚 英 樹 君
警察本部総務課長	車 康 之 君

昨年6月定例会の一般質問の後に副議長を仰せつかり、その間、新型コロナウイルス感染症対策や大雨による水害や土砂災害など、これまで想定しなかった事案に対して、多くの方々から現場の声、陳情をいただき、改めて政治の責任の大きさを痛感いたしました。

このような状況の中で、本県を取り巻く様々な課題に対して、具体的な対策が今、求められています。今回の質問は、これまで伺った県民の皆様の声に対して、県として、どうあるべきかをお尋ねします。

また、会派の同僚議員の皆様には、登壇の機会をいただき、感謝申し上げますとともに、本日も寒い中を傍聴に駆けつけてくださいました皆様に心から感謝を申し上げまして、質問をいたします。

1、コロナ禍における経済対策について。

(1) 倒産状況と経営支援について。

新型コロナウイルス感染症は、地域経済にも大きな影響を及ぼしました。

そこで、実際に県内における倒産件数とその業種について、また倒産しなくても、資金繰りが厳しい企業への支援状況についてお尋ねして、以後の質問は、対面演壇席にて行います。

○議長（坂本智徳君） 産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君） 民間市場調査会社が取りまとめた負債総額1,000万円以上の倒産状況は、令和2年が41件、令和3年は10月末で36件、合わせて77件となっており、例年と同程度の水準で推移しているところでございます。

主な内訳といたしましては、小売業16件、卸売業13件、建設業10件であります。

県では、令和2年3月に県の制度融資、「緊急資金繰り支援資金」を発動し、同年5月には、当初3年間の実質無利子制度を追加して、中小

議会事務局職員出席者

局 長	松 尾 誠 司 君
次長兼総務課長	藤 田 昌 三 君
議事課長	川 原 孝 行 君
政務調査課長	濱 口 孝 君
議事課長補佐	永 田 貴 紀 君
議事課係長	山 脇 卓 君
議事課特別会計任用職員	天 雨 千 代 子 君

午前10時 0分 開議

○議長（坂本智徳君） 皆様、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、昨日に引き続き、一般質問を行います。

松本議員 23番。

○23番（松本洋介君）（拍手）〔登壇〕 おはようございます。

自由民主党、大村市選出、松本洋介でございます。

企業の円滑な資金繰りを支援しているところでございます。令和3年10月末までの保証承諾実績は、1万826件、約1,655億円となっているところでございます。

○議長（坂本智徳君） 松本議員 23番。

○23番（松本洋介君） 倒産件数については、例年どおりということですが、この「緊急資金繰り支援資金」については、1万826件の申請がっております。これは元金の返済猶予期間が最長5年、さらに無利子が3年間ありますが、この借入れは、一時的な救済措置にしすぎません。借入れができて、売上が上がらなければ、今後想定される第6波がきた時に、また同じ課題に陥ります。

そこで、今後、コロナ禍においても持続可能な具体的な経営支援策について、お尋ねいたします。

○議長（坂本智徳君） 産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君） 融資を受けている県内企業の多くは、借入金を返済するため、事業存続にとどまらず、事業環境の変化に対応しながら収益力を回復させる必要があります。

国においては、中小企業等の新分野展開や業態転換などの事業再構築を支援する「中小企業等事業再構築促進事業補助金」を実施しているところでございます。この補助金額は100万円から8,000万円までとなっており、これまでに、県内企業の178件が採択されているところでございます。

○議長（坂本智徳君） 松本議員 23番。

○23番（松本洋介君） 先ほど答弁にあった倒産件数は、あくまでも1,000万円以上の倒産が対象になります。したがって、小規模の個人事業は、これに含まれておりません。小規模の個人事業が支援がなければ、これに廃業するという

話も耳にします。

先ほど答弁されました事業再構築支援では、大規模な取組が対象でございますので、国の補助対象にならないような取組に対して、どのような支援を行っているのか、お尋ねします。

○議長（坂本智徳君） 産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君） 県では、国の補助対象とならない事業者の取組を支援する補助制度を設けております。

まず、サービス業につきましては、新分野展開や業種転換等の取組に対するサービス産業事業再構築支援事業費補助金で、105件を採択しております。

また、製造業につきましては、航空機や半導体等の成長分野への進出を支援する「成長産業ネクストステージ投資促進補助金」で、151件を採択しているところであり、2つの事業を合わせまして、約25億円の支援を行っております。

○議長（坂本智徳君） 松本議員 23番。

○23番（松本洋介君） 現在、感染が一時落ち着きました。借入れをしたとしても、今後、やはり売上を上げるための経済対策が求められます。今後も、事業者に寄り添った経済対策をお願いします。

（2）失業者対策について。

コロナ禍において、雇用にも大きな影響が出ております。コロナ禍における解雇者は何名で、その業種について、どのような企業が多いのか、お尋ねをいたします。

○議長（坂本智徳君） 産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君） 長崎労働局によりますと、11月19日現在、新型コロナウイルス感染症の影響による解雇者は、令和2年からの累計で2,131人、業種別では、製造業が729人、宿泊・飲食サービス業が509人、卸・小売業が

310人となっております。

この解雇者数につきましては、国の説明では、「既に再就職された方も含むものであり、現時点での失業者数をあらわすものではない」とされており、本県におきましても、既に製造業をはじめ、様々な業種で再就職されている状況であります。

○議長（坂本智徳君） 松本議員 23番。

○23番（松本洋介君） 先ほど答弁に、2,131名が解雇されたということで、大変な衝撃を受けますが、仕事を突然失った方々の喪失感というのは大変大きなものがございまして。一日でも早く再就職できるよう支援が必要だと思っておりますが、具体的な対策と、その対策で実際に何社で、何名採用されたのか、現状における実績をお尋ねいたします。

○議長（坂本智徳君） 産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君） 現在、新型コロナウイルス感染症の影響による離職者を雇用した県内中小企業に対し、助成金を給付しており、その実績は、昨年度からの累計で430件、525人となっております。

また、県が直接雇用する緊急雇用創出事業におきましては、コロナ対策に係る相談対応や検査補助業務など、752人を雇用しているところであります。

引き続き、県内の雇用情勢を注視し、必要な対策を適時適切に講じてまいりたいと考えております。

○議長（坂本智徳君） 松本議員 23番。

○23番（松本洋介君） 先ほど答弁いただきました支援策ですが、実際には累計で2,131人ですから、まだ再就職できない方もたくさんいらっしゃいます。この制度を周知を広げ、より多くの県内企業が活用すれば、さらなる再雇用にも

つながると思います。

現状、まだ多くの再就職できない方がいますが、一方で、半導体関連においては、人手が不足しているという声も聞きます。

そこで、県においては、半導体関連企業における雇用を後押しするような取組も必要と思いますが、どのようにお考えですか。

○議長（坂本智徳君） 産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君） 県内の半導体関連産業については、コロナ禍にあっても、中核企業が施設の規模拡張を行うなど、人材ニーズの高い状況が今後も続くことが見込まれております。

そのため県では、関係機関と連携し、半導体関連企業等への他業種からの在籍型出向や離職者の再就職を進めるとともに、採用時の人材育成に対する支援を行っております。

今後とも、成長分野の人材確保・育成に向け、積極的に支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（坂本智徳君） 松本議員 23番。

○23番（松本洋介君） 県内においても、解雇する企業もあれば、人手不足で生産が追いつかない企業もあります。この雇用のミスマッチをどう改善していくかが今後の重要な課題になってきますので、今後、一層雇用対策の強化と解雇者への寄り添った支援をお願いします。

昨年から、コロナ禍における経済対策は、感染防止対策も含め、資金繰りなど、緊急対応的な事業が多くありました。しかし、今後もコロナ禍が長期化した場合を見据えた経済対策も今後求められます。事業者へ寄り添い、国の予算も活用しながら、対応をお願いします。

2、農業行政について。

（1）後継者育成支援について。

新規就農者には、農外就農と親元就農、2つに分かれております。新規就農においても状況が異なりまして、農外就農に比べ、親元就農は、親元であるため条件が有利ということで、同じ新規でも支援基準が異なることに、不公平感を感じるという声をいただきました。

現状の対応状況について、お尋ねいたします。

○議長（坂本智徳君） 農林部長。

○農林部長（綾香直芳君） 現在の国の支援策である「農業次世代人材投資資金」では、新規就農者は、経営が安定するまでの最大5年間で690万円の支援を受けることができますが、親の経営をそのまま引き継ぐ親元就農の場合は、既に農地や施設、経営ノウハウを有していることから、支援の対象となっておりません。

このため県といたしましては、親元就農であっても、新たに規模拡大をし、施設整備を図るなど、負担を伴う取組を行う場合は支援の対象とするよう、国に対し、政府施策要望など、様々な機会を通じてお願いしてきたところです。

○議長（坂本智徳君） 松本議員 23番。

○23番（松本洋介君） 先ほど答弁がありましたとおり、親元就農は、確かに基盤がそろっている状態からの開始なので、わからないわけではありません。しかし、現実的に、現状の仕事を辞めて入ってくるとして、一から研修するという意味では、農外就農と同じ新規就農者でございます。

このことに対して、さらに来年度、国が新規就農者育成総合対策として、49歳以下の新規就農者に対し、経営開始資金として、先ほど答弁がありました、従来の690万円の支援が、今回は最大1,000万円支援するとありました。

従来のこの事業には親元就農は対象外でありましたが、今回のスキームはどうなっているの

か、お尋ねいたします。

○議長（坂本智徳君） 農林部長。

○農林部長（綾香直芳君） 国の令和4年度概算要求においては、これまでの新規就農支援策が刷新され、「新規就農者育成総合対策」として、最大1,000万円を支援する制度が示されており、親元就農者についても支援の対象となるとの説明を受けております。

しかしながら、事業の詳細についてはわかっておりませんので、今後、国が示す具体的な要件や支援内容について、情報収集に努めてまいります。

○議長（坂本智徳君） 松本議員 23番。

○23番（松本洋介君） 来年度の新規の予算でするので、まだ詳細は明記されておりませんが、金額増額と同時に、今回は親元就農も対象になるということでございます。このことがしっかりと浸透していけば、県外に出ていらっしゃる農家の後継者の方も、こういうことであればチャンスだと思って戻ってくる一つのきっかけになると思います。

幾ら制度や土地があっても、担い手がいなければ農業を続けることができません。中でも、後継者が希望を持って親元に帰ってくるには、生活が成り立つだけの条件が必要になってまいります。Uターンを促進することは、人口減少対策にもつながるので、これまで以上に後継者対策に積極的に取り組んでいただくことをお願いいたします。

（2）経営支援の現状と課題について。

新型コロナウイルス感染症の影響で米の需要が減ったために、今年は、全国で米の在庫が増え、昨年対比で190万トンから214万トンとなり、24万トンの在庫が全国で増えました。このため米の価格が下落し、多くの農家の収入に影響を

与えています。

この米価下落の状況に対しての見解をお尋ねいたします。

○議長（坂本智徳君）農林部長。

○農林部長（綾香直芳君）全国の米の平均価格は前年から9%、本県産においても4%下落をしております。

このような状況を受けて、国では、需給と価格の安定化を図るため、緊急的に、在庫のうち15万トン市場から隔離して長期保管等を行うこととしており、これにより、全国的に価格への影響が緩和されるものと考えております。

県では、農家の収入減少に備える収入保険制度等への加入を推進するとともに、収量や品質が高い「なつほのか」などの作付推進に取り組んでまいります。

○議長（坂本智徳君）松本議員 23番。

○23番（松本洋介君）国の大規模な取組、今後も期待をし、価格が安定することを期待しますが、現状では、米を作ってもなかなか利益が出せない、けれども、やめるにもやめられない農家の方の声をよく聞きます。

そこで、今後、持続可能な農業を実現するために、水田地帯において、野菜などの園芸作物の栽培へ転換する事業がありますが、その事業の概要と本県における実績について、お尋ねします。

○議長（坂本智徳君）農林部長。

○農林部長（綾香直芳君）本県では、水田への園芸作物の導入により農業所得の向上を図るため、国の水田農業高収益作物導入推進事業を活用し、これまで県内5か所で栽培実証に取り組んだところです。

そのうち、波佐見町駄野地区では、この事業を契機に、集落での話し合いや排水対策などに取

り組み、ブロッコリーやきゃべつなどの作付面積の増加につながっており、周辺地区にも、こうした取組が拡大しているところです。

県としましては、関係機関と連携し、引き続き、国の事業を活用しながら、水田への園芸作物の導入を積極的に推進することで、農業所得の向上につなげてまいります。

○議長（坂本智徳君）松本議員 23番。

○23番（松本洋介君）県内5か所で既に、水田から、園芸作物を導入して、そして売上げが上がった実績があるということで、実際に今後期待をしております。また、こういった実績を周知して、積極的な事業推進をお願いします。

私の地元の大村市では、人口が増加している反面、農地が宅地になっていきまして、今後の農業に不安を抱える方もいらっしゃいます。実際、これを機に、田んぼをやめて、もう農業をやめようかという相談も受けておりますし、農転をして、もうこの際という相談をたくさんいただきます。

そういった小規模農家の方々には、今後、農業所得増加に向けて、どのように取り組んでいくのか、ご見解をお尋ねいたします。

○議長（坂本智徳君）農林部長。

○農林部長（綾香直芳君）県といたしましても、小規模の家族経営農家の方々が産地や農山村集落の維持、活性化に大変重要な役割を果たしていただいているものと認識しております。

そのため県では、たとえ小規模であっても収量や品質を向上できるスマート農業技術の推進のほか、直売所や加工向け地域特産物の生産体制の強化や地域の特性に応じた新規品目の導入支援など、小規模農家の方々が今後も地域で農業を継続していただけるよう、県の普及指導員とJAの営農指導員と一体となって、積極的に

営農指導に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（坂本智徳君） 松本議員 23番。

○23番（松本洋介君） 島原半島や離島など、耕作量が大いところと比べれば、確かに小規模農家は厳しいところがありますが、大村の地元で、シュシュというところが天皇杯をいただきました。6次産業化や産直を一生懸命手がけて、そして評価をいただいたこと、こういったものも含めて、やはり直売所での運営というもの、それにはやはり普及員の方々のご支援が必要でございます。

農業を取り巻く環境は変化しておりまして、天候による価格の変動や自由価格が上がることによるコスト増だけではなく、農家の高齢化による担い手不足など、厳しい状況の中で、いかにして農地を活かして生産拡大、安定供給を実現していくか、重要な施策だと思えます。来年度も国が様々な支援制度を計画しております。引き続き、農家の方と向きあった積極的な営農支援をお願いしまして、次の質問に移ります。

3、子育て支援について。

（1）コロナ禍における出産について。

コロナ禍の中で、妊娠数が減少しております。全国において、平成30年の妊娠届出数が94万7,975件に対し、令和2年は87万2,227件ということで、7万5,748件の減となり、本県におきましても、平成30年に1万154件が、令和2年に9,321件となり、833件の減となって、深刻な状況です。

特に、働く妊婦の方、中でも医療従事者やエッセンシャルワーカーなど、休みが取れない方もいると伺いました。

コロナ禍の中で、妊婦の方へ休暇取得を促進する制度が今年度、設立されたそうですが、そ

の事業概要と実績をお尋ねいたします。

○議長（坂本智徳君） こども政策局長。

○こども政策局長（田中紀久美君） 仕事における新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが、母体または胎児の健康保持に影響があるとして、妊娠中の女性労働者が医師等から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、休業など、必要な措置を受けられる新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置という制度がございます。

また、国において、当該措置により休業が必要とされた女性労働者に有給休暇を取得させた事業主に対し、両立支援等助成金を助成しており、これまでの実績は、36事業所に対し、57人分と伺っております。

○議長（坂本智徳君） 松本議員 23番。

○23番（松本洋介君） せっかくの制度ですが、現状の実績としては、36件、57人ということですので。これはなぜかといいますと、その制度の周知等、事業者の理解がないと、当然利用をされない制度でございまして、関係機関と連携して、制度を活用していただくよう、働きかけをお願いいたします。

コロナ禍におけるもう一つの課題が、出産後に実家に帰ることができない方が増えているそうです。産後の大変な時期に、新生児のお子さんとの生活に疲労とストレスが重なり、産後うつと発展してしまふ。そこで、産後ケアという事業があるのですが、この事業が、県内の実施市町に格差があると伺いました。事業概要と県内の実施状況について、お尋ねいたします。

○議長（坂本智徳君） こども政策局長。

○こども政策局長（田中紀久美君） 産後ケア事業とは、退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行うことを目的として、

医療機関等と連携して行う宿泊型やデイサービス型、助産師が自宅へ訪問するアウトリーチ型のいずれかの手法で行われる事業であり、実施主体は市町でございます。

県内における実施状況でございますが、現在、16市町で実施されており、未実施の市町は、対馬市、五島市、川棚町、小値賀町、新上五島町の5市町でございます。

○議長（坂本智徳君） 松本議員 23番。

○23番（松本洋介君） 産後ケアは、それぞれの市町の判断で実施するというところでございますが、先ほど答弁にありました、離島において、例えば壱岐市はできるけれど、対馬市はできない、県北でも、佐世保市はできて、隣の川棚町はできないと、隣同士で、同じ県民で、サービスが異なるのは明らかにおかしいと思います。県内の不均衡が起きないように、県としても働きかけをお願いします。

私の母方の実家が産婦人科なものですから、幼い頃から産婦人科の苦勞を見てきました。少子化の中で、産婦人科の担う役割は大きくなる一方で、コロナ禍において、さらに医師や妊産婦への負担も大きくなっています。社会全体で出産を応援できる体制をしっかりとつくっていくことこそが少子化対策の基本だと思いますので、今後もよろしく願いいたします。

（2）保育士確保対策について。

コロナ禍において、ゼロ歳から未就学児を預かる保育士にも負担は大きくなっております。感染防止対策に配慮しながらの業務ですが、保育士がいなければ、幾ら制度を整備しても、子どもを預けることができなくなります。

本県においても、昨年、待機児童の問題が長崎市や大村市で発生しました。そこで、保育士の現状と課題について、お尋ねいたします。

○議長（坂本智徳君） こども政策局長。

○こども政策局長（田中紀久美君） 現在、県におきましては、保育士確保対策として、「新卒者対策」、「潜在保育士対策」、「離職防止・処遇改善」の3つの施策を軸とし、合同面談会、修学資金貸付け、保育士・保育所支援センターの運営やキャリアアップ研修などの事業を実施しております。

これらの取組により、待機児童が令和2年度からゼロとなり、県内の保育士養成校に在籍する県内出身者の保育士としての県内就職率は90%を超えるなどの成果が得られておりますが、一方で、就職5年経過時の離職率が約40%を下回らないなどの状況があり、さらなる離職防止に向けた取組が必要であると考えております。

○議長（坂本智徳君） 松本議員 23番。

○23番（松本洋介君） 県内就職が90%というのは大変な実績、ひとえにコロナ禍で県外就職の希望が減った影響とは思いますが、流出を抑えることができたことは、よかったと思います。

しかし、課題の中で、5年以内で4割が退職する早期離職、これは大きな問題です。その要因と対策について、お尋ねします。

○議長（坂本智徳君） こども政策局長。

○こども政策局長（田中紀久美君） 離職率が高い要因につきましては、保育施設を退職後、現在は従事していない、いわゆる潜在保育士の方々に対し、離職した理由についてアンケート調査を行った結果では、結婚などのライフイベントを除けば、「仕事量が多く時間外勤務が多い」、「職場の人間関係」、「給料が安い」といった理由が多くなっております。

今後の対策としては、まず給与等の処遇面に

つきましては、現在、国において一律の給与水準アップが予定されておりますので、県におきましては、キャリアアップ研修などの処遇改善策を引き続き実施してまいりたいと考えております。

さらに、職場環境の改善に向け、管理職向けの研修やICT等も活用した業務改善の優良事例の周知を行うなど、市町や保育施設の皆様とも協議しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（坂本智徳君） 松本議員 23番。

○23番（松本洋介君） かねてより、潜在保育士の再就職というのも県にもお願いしてやっていただいておりますが、なかなか実績が上がってこない。この部分の背景として、やはり結婚前に、出産前に働いていた時の処遇に対しての抵抗があるのではないかと、ですから、やはり一日も早く処遇改善や環境を変えていく、しかし、どこの部分を変えていけばいいのかというのは、やはりしっかりと現場の声を聞く必要があると思います。

保育所の運営費は、国が定める公定価格に基づき算定されます。したがって、人手不足でも賃金が上がりにくい構造で、フルタイムで働く人の月収は、全産業平均が30万7,700円に対し、保育士は24万5,800円と低いことが課題になっております。先ほどもありましたとおり、政府は、早ければ来年2月にも保育士の賃上げを検討していると報道されますが、県としても、保育協会の現場の声に対して、何をすれば早期離職を抑えることができるのか、もっと踏み込んだ対策が必要です。

人口が増加している中央では、地方からの保育士を確保するために、手厚い支援制度を創設して保育士を迎え入れているという状況も配慮

に入れながら、今後も、具体的な保育士確保対策をお願いして、次の質問に移ります。

4、教育行政について。

（1）不登校の現状と課題について。

本県の不登校児童生徒数は、少子化にもかかわらず、増加傾向にあります。平成28年に1,680人が、令和2年には2,279人、約600人の増、特に、小学校では、平成28年259人が令和2年536人と、約2倍に増えています。また、令和2年3月2日から4月7日まで、コロナ禍において一斉休校となり、感染防止対策による様々な制限の中で、今までにないストレスが児童生徒にかかっていると思います。

コロナ禍における不登校の要因についての見解をお尋ねいたします。

○議長（坂本智徳君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） ただいまご案内ありましたように、本県の不登校児童生徒数は、全国の傾向と同じように年々増加しておりまして、昨年度、令和2年度は2,279人となっております。

コロナ禍におきます不登校の要因としましては、学校の臨時休業や部活動や学校行事の制限などにより生活リズムが乱れるなど、登校する意欲が湧きにくい状況などのケースもあったというふうに聞いております。

また一方、不登校児童生徒への支援として、これまで行っておりました家庭訪問やスクールカウンセラーによる対面でのカウンセリングなどが制限されたという面もあったというふうに認識をしているところでございます。

○議長（坂本智徳君） 松本議員 23番。

○23番（松本洋介君） コロナ禍において、先ほど答弁にありましたように、制限された生活に対するストレスが不登校のきっかけになるこ

とは、今までになかった不登校の要因であり、対応する学校側にとっても、コロナ禍でコミュニケーションを取りにくい、カウンセリングができていく状況に、苦慮していると思います。

そこで、「GIGAスクール構想」により、現在は一人一台タブレットが支給をされております。この端末を活用して、遠隔で不登校生徒とコミュニケーションを取り、不登校対策に対応してはどうかと思いますが、ご見解をお尋ねします。

○議長（坂本智徳君）教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君）本県の一人一台タブレット端末は、日常の教育活動の中で広く使われておりまして、登校できない児童生徒への支援ツールとしても、各学校の実態に応じて、学習支援でありましたり、連絡の手段などとして活用されているところでございます。

また、他県では、不登校児童生徒を対象として、オンラインによる授業や教育相談等を実施しているという自治体もありますので、このような取組なども参考にして、活用を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（坂本智徳君）松本議員 23番。

○23番（松本洋介君）タブレットを活用することで、学校に行かなくても、通信で学校での授業や生活の様子を感じることができます。また、学校の保健室などでタブレットを通して授業に参加するなど、段階的に現場に近づいていくことが可能になります。

報道によると、実際に熊本市では、モデル校において、タブレットを活用したオンライン学習支援が今年度9月より実施されておりまして、不登校の児童生徒が多数登録をして、実際に支援をしていると伺いました。

この実例を参考にして、本県でモデル校を選

定し、前向きに検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（坂本智徳君）教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君）個々の児童生徒への対応、それぞれに応じたきめ細かな対応というものが必要だと考えております。そのようなことに対応していくための支援のあり方の選択肢を増やすという意味からも、先ほどご案内がありましたように、他県の事例なども参考にしながら、様々なICTの活用を取組を検討して、タブレット端末を活用した不登校児童生徒への支援を、市町教育委員会とも連携をしながら、今後、さらに進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（坂本智徳君）松本議員 23番。

○23番（松本洋介君）現状において、少子化にもかかわらず不登校生徒、児童が増えているという状況の中で、現場に対してもコロナ対応もなければいけない、コミュニケーションも取りづらい。そういった中で、せっかく支給されたこのタブレットをどのように使うか、熊本市では、実際にそれを活用して成果を上げているということですが、先例を参考にして、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

（2）キャリア教育について。

コロナ禍の影響もあってか、今年は県内就職が増加傾向にあります。平成31年、61.1%であった県内就職は、令和3年に69.9%、実に8.8%の増となり、成果が上がっていることは、人口流出が課題となっている本県にとっては、喜ばしいことでもあります。

今後も人口減少対策として積極的に取り組んでいただきたいところですが、今後もさらに県内企業を選択してもらうには、これまでの一般的なキャリア教育から、一步踏み込んだキャリ

ア教育が必要であると思います。

その一例として、五島海陽高校が取り組まれている長期就業を体験するデュアルシステム、この特徴と成果について、お尋ねいたします。

○議長（坂本智徳君）教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君）五島海陽高校におきましては、総合学科の特色を活かしまして、日頃の授業と島内事業所での年間約20回の職場実習を組み合わせ、学校の学びと就業体験を並行して進めるデュアルシステムというものを実施しております。

社会との接点を持ち、大人とコミュニケーションを取ったり、仕事の大変さや、やりがいなどを直接感じることで、職業観の醸成や日頃の学習に対する興味、関心も喚起することができるものと考えております。

また、生徒にとって、地元企業を知る機会にもなっておりまして、昨年度は、卒業生の就職希望者のうち、島内を含めた県内就職者は7割を超えるなど、地元での就業意欲を高める効果もあるものというふうに考えております。

○議長（坂本智徳君）松本議員 23番。

○23番（松本洋介君）地元の就業が7割ということで、人口流出が課題となる本県、特に、離島や半島におきましては深刻な問題であるだけに、五島海陽高校の成功事例は、今後のキャリア教育のモデルとなる成功事例だと思いますので、今後も、ほかの離島・半島の高校にも広げていただきたいと思います。

また、高校だけではなく、中学校においてもキャリア教育を実施していますが、地域と連携した同様な取組があれば、お尋ねいたします。

○議長（坂本智徳君）教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君）県教育委員会におきましては、今年度から、県内9市町、

11の中学校を指定しまして、地域と連携した新たな職業体験学習プログラムの研究に取り組んでおります。

実践校の一つであります雲仙市立小浜中学校では、生徒が地元の事業所や生産者の協力を受けながら、地元の食材を使った食品を開発、販売する模擬株式会社を設立しております。

保護者の皆さんや地域住民を対象に会社説明会を開催し、株式を発行することで活動資金を調達し、開発したコロッケやワッフルなどの商品は、実際に地元のイベントで販売しているというような活動でございます。

取組を終えた生徒からは、地元との関わりの中で仕事ができることを学べたということについての充実感や喜びの声が聞かれたというふうに聞いております。

○議長（坂本智徳君）松本議員 23番。

○23番（松本洋介君）中学生が、答弁にありましたとおり、模擬会社といえども起業をし、商品開発から販売、さらには株券販売による資金調達に至るまで経験できたことは、実に大きな学びになったと思います。

特に、地元企業と連携したキャリア教育を実践することによって、生徒が地域の実情や課題を認識し、地元で働くことの意義を考えることになったと思っております。

私は、教育という仕事は、学力だけではなく、社会性や人間力を育てる貴い仕事だと思っております。長崎県の未来を考えた時に、いかに若いこれからの人材を育て、地元に着定していただくか、その根底となるのがキャリア教育だと思います。

今後のキャリア教育に対しての教育委員会教育長の考えをお尋ねいたします。

○議長（坂本智徳君）教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） キャリア教育は、社会との関わりの中で、子どもたちが発達段階に応じて主体的に将来の生き方を考え、将来必要となる能力や態度を身につけることを促す教育であります。とりわけ、若者の人口流出という大きな課題を抱える本県におきましては、特に、重視すべき教育活動であるというふうに捉えております。

さらにまた、変化の激しい、予測困難な未来を生きていく子どもたちにとりまして、今後、ますます重要性を増していくという取組だというふうに考えておりますので、地域や地元企業と連携したキャリア教育のさらなる充実に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（坂本智徳君） 松本議員 23番。

○23番（松本洋介君） キャリアサポート支援員も確かにしっかり頑張っていただいております。ただ、その以前の段階、要は、教育の段階、ふるさと教育も含めて、小、中、高と教育の過程の中で、地元企業との密接な連携をつくっていく、これも一つに学力だけではなくて、社会性の教育にもつながります。やはり流出を止めるためには、条件だけではなくて、地域で子どもたちを育むという、その方向性をしっかり今後も進めていただきたいと思います。

5、防災行政について。

（1）土砂災害の対応について。

県内において、4年連続で大雨特別警報が発令されました。昨年は大村市で河川が氾濫し、今年は雲仙市で大規模な土砂災害が発生いたしました。

被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

土砂災害は、河川と異なり、突然発生する災

害です。十分な対策が求められますが、本県における土砂災害の発生状況について、お尋ねいたします。

○議長（坂本智徳君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 県内の崖崩れや土石流などの土砂災害発生件数は、市町から報告を受け、砂防課が把握しているもので、落石など小規模なものも含め、平成29年は39か所、平成30年は147か所、令和元年は120か所、令和2年は198か所、そして今年は、現在まで87か所となっています。

○議長（坂本智徳君） 松本議員 23番。

○23番（松本洋介君） ここ数年の土砂災害の発生状況ですが、雨の影響もあると思うんですが、平成29年は39件だったものが、令和2年は198件ということで、大幅に増加をしております。

今後も県民の安全を守るためにも対策が必要だと思っておりますが、土砂災害は、不意に、一瞬で発生するというところでございます。先日も、委員会で雲仙市の青雲荘を視察させていただきましたけれども、どのような状況でしたかと聞きましたら、土の臭いがしたと思ったら、もう瞬時に土砂がフロントまで押し寄せてきたと、逃げる暇もなかったということでした。

そこで、避難に対応する取組と県民への周知について、お尋ねをいたします。

○議長（坂本智徳君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 土砂災害からの避難に関する取組として、土砂災害警戒区域を県のホームページで公表するとともに、市町が「土砂災害ハザードマップ」を作成し、住民周知に努めているところです。

現在のハザードマップの作成率は、警戒区域の指定数3万2,079か所に対し、約92%となって

いますが、本年度末までには、全箇所を作成を目指しています。

また、毎年6月の「土砂災害防止月間」には、長崎市、佐世保市での街頭キャンペーンや県広報誌やテレビ、ラジオでの広報、自治会と連携した避難訓練を実施しています。

さらなる周知活動として、県民の目にとまりやすい公民館や学校へのハザードマップ標示板の設置、学校と連携した防災訓練、防災学習、福祉施設の避難確保計画へのアドバイスなど、関係機関と連携して、実効性のある取組を強化してまいります。

○議長（坂本智徳君） 松本議員 23番。

○23番（松本洋介君）ハザードマップは92%ということでございますが、どこまで住民の方が認識をしていらっしゃるのかということが一番大事でございますし、どうやって逃げるのかということも非常に重要になってくると思います。河川の場合には、画面に水位計がテレビ等で、ケーブルテレビで出ますが、土砂災害の場合には、そういったものは一切ございません。

もう一度確認したいのですが、土砂災害の警戒区域というのは県内で何か所あり、そのうちハード対策が必要なところは何か所あるのか、お尋ねいたします。

○議長（坂本智徳君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君）土砂災害の警戒区域の指定数は3万2,079か所です。このうち、公共事業として対応が求められる箇所は6,585か所ありますけれども、整備率は、昨年度末までで約25%にとどまっています。

○議長（坂本智徳君） 松本議員 23番。

○23番（松本洋介君）警戒区域が全県内で3万2,079か所もあって、そのうちハード対策、要は、このままほっておくと危ないというところ

が6,585か所あると、しかし、その中で整備が完了しているところは25%しかないということに、大変脅威を感じるところですが、これだけ災害が増加している中で、約75%が未整備という状況、このことに対して、早急な対応が求められるところでございますが、予算も多額にかかるというふうに伺っております。今後、災害を未然に防ぐため、県民の安全確保のために、どうするのか、お尋ねをいたします。

○議長（坂本智徳君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君）砂防関係事業のハード対策予算は、平成30年度からの「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」予算や今年度からの「5か年加速化対策」予算を活用し、平成29年度の約51億円に対し、令和2年度は約71億円と約20億円増額し、事業箇所についても、109か所から130か所へ21か所増やすなど、整備を加速しています。

引き続き、積極的な予算確保に努め、一層の整備促進に取り組んでまいります。

○議長（坂本智徳君） 松本議員 23番。

○23番（松本洋介君）昨年の郡川に関しましても、国の災害認定を受けて、多額の予算もいただきましたし、雲仙市にも、今回予算がついております。

ただ、あくまでもこれは復旧でありまして、災害が起こったところに対しての国の認定があったということで、何かがあってから手を打つのではなくて、起こりそうなところに対して積極的に国に予算を求めていく、そのことが県民の皆様の安全を守ることに繋がると。

先ほど答弁の中では、20億円増になっているということで、大変ありがたいことでございますし、国の「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」というものが実際メニューでござい

ます。今後も、しっかりと国に対して要望していくことが大事だと思いますので、積極的に国の予算を活用して、県民の安全を守るために取り組んでいただくことをお願いしたいと思いません。

（2）消防団員確保対策について。

昨年から続く大雨によって、県内では多くの災害が発生しております。県民の皆様の安全を守るために、地域で大きな役割を担っているのが消防団です。

仕事や家庭がある中で、地域で災害が発生すれば、いち早く駆けつける、その行動に多くの住民が守られている、地域になくてはならない存在であります。人口減少や過疎化の影響で消防団員が減少傾向にあると伺いました。なぜ減少するのか、その要因について、お尋ねします。

○議長（坂本智徳君） 危機管理監。

○危機管理監（多田浩之君）市町からの報告によりますと、勧誘の対象となる若年層の人口減少とともに、消防団活動についての理解不足、イメージの変化、就業形態の多様化などによる職業や家事などとの両立の困難さの増大などが入団者が減少する要因と考えられ、先日公表された令和3年県政世論調査の結果においても、同じようなご意見が寄せられたところでございます。

また、退団者についても、機能別団員制度の導入などにより減少傾向ではあるものの、団員の減少などに伴う個々の団員の負担の増加や高齢化、職業との両立が困難などにより、退団者数が入団者数を上回る状況が続いております。

○議長（坂本智徳君） 松本議員 23番。

○23番（松本洋介君）このような状況の中で、入団促進のためにも、退団させないためにも、

現状の処遇というものを見直すということが必要だと思います。

また、先ほど答弁にありました県民の世論調査によりますと、消防団に入りたいですかという質問に対して、85%、ほとんどの方が、入りたいくないという結果が出ているということでございます。

そういった中で、消防団の処遇改善に向けて取り組んでいく必要があると思いますが、国が今度、消防団の処遇改善に向けての話をはじめたという動きがあるということですが、今後の状況と対応について、お尋ねいたします。

○議長（坂本智徳君） 危機管理監。

○危機管理監（多田浩之君）消防団員の処遇につきましては、災害の多発化、激甚化が進む中、消防団員の労苦に報い、モチベーションをアップさせ、消防団員の確保にも資するよう、消防庁は、消防団員の処遇等に関する検討会の報告に基づきまして、出勤報酬の制度化、標準額の設定などの基準を定め、市町に対しまして、消防団との協議のうえ、来年4月からの実施を求めています。

これを受けまして、県におきましては、市町や消防団に対する説明会や意見・情報交換会を行い、消防庁に対し市町の意見等を伝えており、市町では現在、報酬の見直しについて検討を進めております。

まだ現時点において、市町に対する地方財政措置や報酬に対する課税の取扱いについて、国から示されておられません。引き続き、市町の検討が円滑に進むよう、これらに関する情報提供等に努めてまいります。

○議長（坂本智徳君） 松本議員 23番。

○23番（松本洋介君）先ほど答弁では、国の方が来年4月からの処遇改善に向けて検討を進

めているということでした。

しかしながら、これはあくまでも国からは交付金という形で支給をされますので、大事なところは、市町が、受けた交付金をどのように消防団の処遇に対して充てるかということがまた重要になってきます。もちろん、県内のそれぞれの市町で取組方は異なると思いますが、やはり県として、基本的に処遇改善をすることで団員確保対策につながることを各市町にしっかりと伝えて、そして防災のためにも、地域を守るためにも積極的に、来年4月ということですから、今から打合せが進むと思いますので、取り組んでいただきたいと思います。

この取組は国の取組でございますので、では県としては、団員確保について何をやるのかというところをお尋ねします。

最近の団員の傾向として、サラリーマンの方が増えていますので、やはり勤めている事業者の理解と協力が必要になります。また、勧誘に向けた取組や情報発信、PRなど、県独自の具体的な取組が必要だと思いますが、その状況について、お尋ねします。

○議長（坂本智徳君） 危機管理監。

○危機管理監（多田浩之君）県におきましては、これまで、消防団員の約7割が被雇用者であることから、消防団協力事業所の協力に関するインセンティブ向上対策など、市町が行う勧誘活動や団員の円滑な活動への参加に向けての取組を支援したところでございます。

これに加えて、令和3年度におきましては、市町の勧誘活動をより直接的に支援できるよう、消防団員や市町の職員向けに、全国の効果があつた様々な勧誘対策の研修会を開催するとともに、消防団員の勧誘促進のためのPR動画の作成を進めているところでございます。

引き続き、市町とともに、事業者や大学などと連携し、確保対策に努めてまいります。

○議長（坂本智徳君） 松本議員 23番。

○23番（松本洋介君）7割がサラリーマンの方ということですが、やはり企業の理解がないと、火災は突然起こりますので、仕事をしている時でも出勤しなきゃいけない時があると、そういうところに会社の理解があるところに対しては、表彰する制度もあるというふうに伺っておりますし、また、その企業側にもインセンティブ、要は、消防団をしっかりと応援していますという通知を出す、看板を掲げる制度もあるというふうに伺っております。

このことが少しでも後押しになればと思いますが、最近は、やはりコロナ禍で、なかなか地域のつながりというものも薄れてきています。勧誘をするにも、なかなか直接訪問もできないという人と接することができない状況の中で、だけれども出勤はしなければいけないと、マスクをつけながら、様々な対応をしなければいけないと、そういった状況に対して、やはり踏み込んでやっていく必要があると思います。

実際に私も地元で、消防団員が少ないということで、2年前に消防団に入団をさせていただきました。来賓で行っている時と全く違って、新人で入ってみますと、大変忙しくて、ポンプ操法大会や様々な研修、年末の夜警、消火栓の定期点検、火災現場に3回出勤し、水害の時の避難対応もさせていただきました。2年間だけでしたが、本当にこんなに忙しいのかというふうに驚くとともに、改めて消防団の必要性を感じたところであります。

また、消防団には、行政職員や教員など、公務員の方もたくさんいらっしゃいます。年齢制限はもちろんございますが、災害が頻発する中

で、共助の精神でご協力いただけるよう、消防団員確保対策に積極的に取り組んでいただくことをお願いいたします。

6、警察行政について。

（1）特殊詐欺の現状と対策について。

今年に入り、特殊詐欺が急増しております。認知件数は、昨年27件が、今年10月末時点で77件となり約3倍に、被害総額は、1億129万円が2億3,239万円と約2倍となり、今後もさらなる被害が出ないよう対応が求められますが、最近の特殊詐欺の傾向、そしてその対策について、お尋ねします。

○議長（坂本智徳君） 警察本部長。

○警察本部長（中村 亮君） 本県の特殊詐欺の被害状況につきましては、今ございましたけれども、本年10月末現在、認知件数が77件、被害総額が約2億3,329万円と、昨年同期と比べますと、認知件数、被害総額とも大幅に増加しております。

また、本年の傾向として、架空の未払い料金などを要求する架空料金請求詐欺の増加に加えまして、年金などの還付金があるというふうにだまし、ATMからお金を振り込ませる手口である還付金詐欺が急増しており、この2つの手口で全体の約8割を占めている状況でございます。

被害防止に向けた取組といたしましては、「犯人からの電話がつながりにくい環境づくり」、あるいは「予防に資する広報啓発活動」、また「金融機関等における抑止対策」、この3つを推進事項として掲げ、自動通話録音警告機の設置促進や特殊詐欺被害防止コールセンターの開設、前川 清氏など著名人を起用した広報啓発活動のほか、金融機関やコンビニエンスストアに対して、県民への直接的な声かけを行う水際

対策などをお願いしております。

○議長（坂本智徳君） 松本議員 23番。

○23番（松本洋介君） 先ほど答弁にありました資料をいただきました。令和2年と令和3年、先ほどは、10月末現在、今年の部分だけでも、架空料金請求詐欺が、昨年15件が42件と約3倍になっていますが、注目したのは、還付金詐欺、還付金がありますよというのが0件から、今年は21件に、ゼロから急増しているということでございます。

このことは、コロナ禍によって高齢者の在宅が増えたこと、またコロナによる様々な支援制度が、様々給付金がありました。それに対して、つけこんで還付金詐欺ということで、社会情勢に合わせて、巧妙にやり方を変えながら詐欺を働くことに対して、現状のままの対策で本当に抑止効果になっているのか、不安を感じます。抜本的に抑え込むには、もっと踏み込んだ対応が必要だと思いますが、どのようにお考えですか。

○議長（坂本智徳君） 警察本部長。

○警察本部長（中村 亮君） 被害を防止するためには、県民一人ひとりの被害防止意識をいかに向上させるかが肝要であり、本年に入ってから新たな取組として、SNSで発信力のある人気マルチクリエイターのイラストを活用した注意喚起、あるいは新型コロナワクチン接種会場と民間の医療機関における広報啓発活動を推進しております。

さらに、本年12月からは、犯人が被害者に電話で指示しながらATMを操作させ、お金を振り込ませる還付金詐欺などの被害を防止するため、県内の各金融機関とともに、ATMコーナーでの携帯電話の使用自粛が定着していくよう取組をはじめております。

今後とも、あらゆる機会を捉えての広報啓発のほか、地域や家庭における見守りや声かけなど、被害防止に向け、県民一丸となった様々な活動を継続的に取り組んでまいります。

○議長（坂本智徳君） 松本議員 23番。

○23番（松本洋介君）先ほど答弁がありましたものが、こちらになります。（資料掲示）これがBUSONさんという人気クリエイターのイラストで、インパクトがあるということで、テレビでも取りあげられたそうで、これをATMに貼っていると。また、こちらを今月から、（資料掲示）ATMの中では通話をご遠慮くださいと、電話は使わないでくださいというのを強烈に発信するという取組を新たにされたということで、そちらの部分に対しては一定評価をするところではございますが、しかし、これだけで本当に抑えられるのかというのは、やはり警察だけで一生懸命やっても限界があるのではないかということを感じております。

これまでも、コンビニの店員さんや金融機関の職員の方の協力があつた事例も報道で目にしております。被害に遭われた方々のお気持ちを考えると、本当にやるせない気持ちでいっぱいでございます。まずは、やはり県民一人ひとりが一丸となって特殊詐欺を抑止する機運を盛りあげていくこと、このこと自体が被害者を出さないことにつながると思っておりますので、今後、積極的に対応していただきたいと思っております。

最後に、今回の質問を通じて、コロナや災害など、想定外の事態に直面した時、これまでの経験の中で、行政として、迅速に、寄り添った支援が求められます。しかしながら、その現場の声がなかなか行政まで届かない、そこをつなぐのが私たち議員の役割だと考えております。

現状の支援制度が現場に合っているのか、そ

して、さらなる支援にはどういったものが必要なのか、様々なご提案を今回させていただきました。どうか前向きに進めていただくようお願いして、質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（坂本智徳君）これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時15分から再開いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時15分 再開

○副議長（山口初實君）会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

浅田議員 39番。

○39番（浅田ますみ君）（拍手）〔登壇〕自由民主党・県議会、浅田ますみでございます。

年に一度のこの与えられた機会でありまして一般質問に当たり、今回も、長崎県が掲げておりますSDGsの理念にのっとり、いかに長崎県がこれからも持続可能な県でいられるか、そして、未来にしっかりと、子どもたちのために引き継いでいけるか、そのような質問を本日もさせていただければと思っております。

1、フェムテックと女性活躍社会について。

フェムテックに関する県の考え方について。

この「フェムテック」という言葉は、「フィメール」と「テクノロジー」、女性には特有の生理、妊娠・出産、そして更年期といった健康における課題がございます。その課題解決のために、新しい技術を用いて、一人でも多くの人たちが生き生きと暮らせるようにということで開発をされたツールで、今、産業面でも、そして自治体の中でも広く注目をされているものでございます。

現在、経済産業省でもはじかれている、この

フェムテックを導入すると、年間2兆円の損失が防げるということも掲げられております。長崎県の総合計画の中にも、男女の性差関係なく、様々な人たちが個性を發揮できる社会づくりをしたいとうたわれております。

現在の長崎県におけますフェムテックの考え方、そして、女性活躍推進における現状について、まずはお伺いをいたします。

よろしくお願いいいたします。

○副議長（山口初實君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（貞方 学君） フェムテックとは、議員ご指摘のとおり、女性のライフステージにおける生理や妊娠、更年期など女性特有の健康課題を解決する技術、製品、またサービスでございます。

これを提供することで、誰もが働きやすい社会の実現、そして、特に、議員ご指摘のとおり、女性活躍の推進に大変資するものであると認識をいたしております。

現状でございますが、我が国では、フェムテックの概念自体、ここ2～3年で広まってきたものでございまして、本県においても、官民ともに具体的な取組はこれからだというふうに考えておりますが、国の補助制度、そういったものの活用も含めて、県として何ができるか研究してまいりたいと、そのように考えております。

○副議長（山口初實君） 浅田議員 39番。

○39番（浅田ますみ君） まだまだ、県の中ではこれからというお話がございました。過去にも、例えばSDGsにしても、最初に私が質問した時には、それは何ですかというような反応でした。それから4年がたち、もう誰もが知っているような状況の中で、今、推進をしている、そういうふうな状況なんですね。ですから、確かに新しい分野かもしれませんが、しっかりと

ご認識をしていただくということが、まずは必要なのではないかと思います。

しかしながら、県が女性活躍推進に関して、ここ数年非常に取り組んでいるということは、私も認識しております。今回の議会の、例えば質問取りに関しても、女性の方々がすごく増えたなということ、一年ぶりにやらせていただいて、非常に感じるところであります。

実際、県の中でこういったことが行われているかと考えると、今年度に至りましても、5,000万円ほどの女性活躍推進の費用も出されておりますし、県庁の中で、これまで、まだまだ私たちの世代では、年齢が上がれば、その職員数が減っていくような状況でもあり、そして、キャリア形成が不十分だったので、なかなか管理職になりたいというような方がいなかったというふうに聞いておりました。

そんな中で、ここ最近では、若手女性職員のライフイベントをしっかりと踏まえたような人事配置を行ってくださったりですとか、キャリア目標の設定をしっかりと部下の中でも支援をする、そういうことがあったり、また、このコロナ禍もありますけれども、テレワークというような多様な働き方によって、女性をはじめとしたいろんな方々の働き方が変わってきているのではないかなというふうに感じています。

しかし、そんな中で、女性管理職というのが、平成29年の目標は6.8%、そして14.5%と上がり、令和7年には20%を目指しているような状況の中です。

先ほど部長の方からも、補助金などがあれば、そういったものを活用したいというようなお話がございましたが、実際、今年度においても、国の中ではフェムテック等サポートサービス実証実験補助費というのが出ております。これは

医療機関ですとか、自治体とか、企業に向けたものであります。

どういったものかという、女性のライフイベントと仕事の両立を図るためにどういったことが必要かということで、具体的には、オンラインでの健康相談があったり、遠隔医療スキームの確立、そして、更年期というものがどれだけ大変なものかということのを可視化するような啓蒙活動、いろんなことで、この補助金が使われております。やはり県が後押しをすることで、県内の企業ですとか、この長崎県庁で働く女性の活躍のあり方が随分変わってくるのではないかと考えております。

そういう意味においては、県内産業とか大学に支援しながら、もっと研究して、しっかりと進める必要があると考えておりますが、いかがでしょうか。

○副議長（山口初實君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（貞方 学君） フェムテック自体、例えば医療関係、製薬関係であったり、データ技術を活用したアプリ開発であったりというふうに、非常に高度な技術というものが必要になってきます。

そういったことで、やはり高度な研究機関、例えば大学であるとか、そういったところとの連携、それから、やはりそういったものを使って、最終的には産業化を目指す、そういったところが求められてくるのではないかと考えておりますが、そういったところについて、まずは、県としてどのようなことができるかというところから研究をしてまいりたいと考えております。

○副議長（山口初實君） 浅田議員 39番。

○39番（浅田ますみ君） もう既に、いろんな自治体が行われておりますし、長崎としても遅れをとらないように、ここは、最近は大

方にもデータ科学部ができたり、いろいろ検証して下さるところもあります。そういうところとの連携、そして、県民生活環境部だけではなく、福祉保健部、産業労働部、いろんな庁内での連携が必要になるのではないかと考えております。

そういう意味において、女性を活躍させるというのは、知事も長い間、これは掲げてきたことだと思われませんが、知事にとって、このフェムテックというのをどのように考え、これから推進をして下さるか、お聞かせいただければ幸いです。

○副議長（山口初實君） 知事。

○知事（中村法道君） 先ほどからご議論いただいておりますように、フェムテックは、女性特有の健康課題や悩みを解決する手段の一つであると考えており、自らの意思に応じて、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に寄与するものであると受け止めております。

女性活躍は、本県の活性化にとっても大変重要でありまして、こうしたフェムテックなどの新たな概念も柔軟に取り入れながら、今後とも、積極的に推進していかなければいけないと考えているところであります。

○副議長（山口初實君） 浅田議員 39番。

○39番（浅田ますみ君） ありがとうございます。知事から、柔軟に、積極的に取り組んでいきたいというご答弁をいただきましたので、非常に期待をするところであります。

この女性特有の健康課題というのは、やはり今まで、どちらかという言いづらい、女性自身も言いづらかったり、タブー視されていたり、そういったNGワード的なこともありました。それが、そうではなくて、語れる場所をつくることも、そして、聞く環境をつくることも、非

常に重要なことだと思います。

長崎では、既にもう、「一般社団法人フェムテック長崎」というところも立ち上がっております。官民協働、一体となって、来年度にはしっかりと進んでいくことを期待申し上げ、この質問は終わらせていただきます。

2、I Rの現状と今後について。

今回、長崎が掲げておりますI R、総事業費が3,500億円、そして九州圏内への経済波及効果は3,200億円、そして九州圏内の雇用は3万人、そして来訪者は840万人と、非常に夢と希望、私たちがわくわくするような事業だと思います。

今回、この長崎でともに担ってくださる設置運営事業者の予定者という企業が、8月には決定をしました。「カジノ オーストリア インターナショナルジャパン（CAIJ）」、こちらだと思います。

なぜここが選ばれたのかということ、国有企業であること、そして贈収賄の防止、コンプライアンスのマネジメントシステム、そういったものが世界規格をクリアしていること、そして、文化芸術にしっかりと精通をしている。経営理念としても、安全・安心、魅力あるI R、地域貢献、そして、やっていくからには依存症対策、治安維持、防災・防疫、こういったものをしっかりとうたっておりますし、コンセプトの中も、私ども長崎県では非常に重要な観光産業の革命、そして東洋と西洋の文化融合、こういったものが掲げられ、私もこういったものが本当につくられていくのか、楽しみなところであります。

区域整備計画の素案について。

これは国が認定をしなければなりません。国が認定していただくには、4月28日までに区域認定申請というのを出す、今、長崎県とこの予定者の企業が一生懸命になって考えてくださっ

ているものかと思っています。

今回、これまでずっと委員会などでこの素案の中身を提示するというようなお話がありました。私は、こうやってこれだけみんなが注目をし、議会としては2月に議決をしなければならない案件、この重要な案件が60ページにもわたる素案、議会の前にしっかり配付し、そして、今議会においても質問者が数名いるわけですから、それをもとに議論ができるかと思っておりましたが、そういったものが配付をされない、委員会の直前じゃないと配付をされないと言われました。

まず、この点はどういうことでしょうか。

○副議長（山口初實君） 企画部長。

○企画部長（浦 真樹君） I Rに関しまして、全国3か所を上限といたします区域認定を獲得するためには、何より優れた区域整備計画を作成することが大変重要であると、私どもは思っております。県におきましても、今お話がありましたように、設置運営事業予定者やアドバイザーと日々協議、調整を行い、計画素案のブラッシュアップを重ねながら、計画の練りあげを進めているところであります。

そういう状況でありますことから、今議会に臨むに当たりましては、区域整備計画の素案についても、可能な限りの作業に努める必要があると考えまして、常任委員会の追加説明資料の期限とされております12月6日、この時点で皆様に配付をさせていただくということでした次第でございます。

○副議長（山口初實君） 浅田議員 39番。

○39番（浅田ますみ君） いろいろとブラッシュアップをしなければいけないというところは、一定理解するところでございます。

しかしながら、8月に決定し、3か月が過ぎて

いる中で、私たちはそれを2月に、県民の皆様にはしっかりと伝えられる、私たち自身がわかったということを受け止めて、それに賛成をするなら賛成をするという態度表明をしなければなりません。しかし、それが委員会直前ですよ、委員会直前に60ページの資料を渡されて、なかなか難しいと思うんですね。

いつも委員会資料でも、時々差し替え等々ありますよね。これだけ重要な案件であれば、私たち議会も一体となってということをかねがね訴えてきたつもりですから、そこはしっかりやっていたきたい。

そして、まして、この9月から「カジノ オーストリア」は、佐世保商工会議所ですとか、佐世保市議会、いろんなところで、12月の末までに、38か所のところで説明をするとなっております。しかしながら、残念ながら、県議会ではそれありません。それはどういった理由でしょうか。

○副議長（山口初實君） 企画部長。

○企画部長（浦 真樹君） 去る8月30日に「カジノ オーストリア」を設置運営事業予定者として決定をいたしまして、その後、同事業者から、県議会等に対する提案概要のご説明についてお話もございました。

このことを受けまして、9月に説明の機会を設けることも、私どもは検討させていただきましたけれども、ちょうど9月定例会の会期中でもあり、間近に総務委員会並びにIRに関する特別委員会における審議も予定をされておりましたことから、事業者による任意の説明会という形ではなくて、委員会の場において、事業者からの提案概要を県において丁寧にご説明をし、ご議論をいただきたいということで対応させていただいてきたところでございます。

○副議長（山口初實君） 浅田議員 39番。

○39番（浅田ますみ君） そんな簡単なものでいいんでしょうか。私たちは長きにわたり、これを真剣にやってきたわけですよ。実態として、38か所の中に、9月21日には県議会で説明をするという予定があったかと思います。今、部長の説明によると、委員会で説明をするからというようなことがありましたが、委員会でも特別委員会でもかなりの質問数がありました。だとするならば、誰が9月21日の県議会の説明をやめたのか、どなたの判断でそういうことになったのか、教えてください。

○副議長（山口初實君） 企画部長。

○企画部長（浦 真樹君） 説明会の対応につきましては、私どもの方で判断をさせていただいたところでございます。

○副議長（山口初實君） 浅田議員 39番。

○39番（浅田ますみ君） それは、やっぱり議長ですとか、議会側にもしっかり諮るべきじゃないでしょうか。いろんなところで説明をされている。議決権があるからこそ、私は思います。そういったところで我々議会を軽視するというのは、非常にゆゆしき問題だなということ踏まえながら、質問を続けたいと思います。

まず、そもそも9月定例会の中でも、素案の協議内容の進捗などに関しましては、IR整備法の10項目の大きな流れの中で、進捗状況があれば、11月定例会までに時間があるので、しっかりそれも委員各位には説明をしていきますという答弁がありました。残念ながら、それすらなかったんですね。だから、この議会を使って、ここで一個一個、委員会のように質問をしなければいけなくなりました。やはりこのあたり、答弁したことも、そして、掲げられている議会に説明をするということ、確認を取るとい

ともしっかりやっていただかないと、やっぱり議会と県との信頼関係にもひびが入るのではないかということを考えます。

なぜなら、今回の委員会の中でも様々な議論がありました。まず気になるところ、予算的なものもそうなんですけれども、このCAIJはカジノが中心で、IRの実績はない。だけれども、運営のSPC、総合体によってそれを補完していきますと、いろんな附帯意見がついて、ここが選ばれておりますよね。

そもそもこちら自体なんですけれども、まず、第1次審査の時には、1位のところと半分近くのポイントの差がありました。そして、2次審査においても、財務系においてが非常に心配なところがある、そういうふうに言われていたところだったんですね。それを考えると、もっともっとしっかり審議をさせる必要性というのがあったのではないかなということを強く感じずにはられません。

もちろん、選ばれた、1次審査では低かったけれども、そこから積み上げることによって頑張ってきたというようなことかもしれませんけれども、では、皆さんがおっしゃっていた、11月定例会ではしっかりと示していきたいという内容について、改めてお伺いをさせていただきたいのですが、事業計画、この計画の中ではしっかり提案すると言われていたメガバンク、メガバンクというものは、まず決まっているんでしょうか。

○副議長（山口初實君） 企画部長。

○企画部長（浦 真樹君） 企業の、事業者の資金調達のお話になってこようかと思います。この資金調達の面につきましては、なかなか関係する企業等々のいろんな経営判断等もございませぬ、事業者、それから関係する企業の機微に

関わる情報でもございますので、資金調達の件につきましては、現時点では申し上げることは差し控えたいと思います。

○副議長（山口初實君） 浅田議員 39番。

○39番（浅田ますみ君） しかし、この資金面、運用面というのは非常に重要なことだと思います。

今、部長がおっしゃるように、確かに全ての企業を、メガバンクがどこかというところまでは、今は聞いておりませんが、決定したのかどうかということなんです、私が言っているのは。

なぜなら、事業計画の合理性、計画性、財務の安定性が少ないと言われている企業を選んでいるわけですから、ここがどうなるかというのは、メガバンクが決まった、そこがどうなのか、名前は言わなくても結構ですが、決まっているか、決まってないか。そして出資者、このSPC、特定目的会社の出資者、これは、じゃ、いつまでに決めるご予定でしょうか、2つお答えください。

○副議長（山口初實君） 企画部長。

○企画部長（浦 真樹君） 出資の状況につきましては、現在、事業者におきまして鋭意努力、調整が続けられているというふうにお聞きしております。

事業者につきましては、出資の中身につきましては、最終的には国へ申請する区域整備計画、この中に明記をするように求められておりますので、最終的には、その中にしっかり盛り込んでいくことになるかと考えております。

○副議長（山口初實君） 浅田議員 39番。

○39番（浅田ますみ君） 鋭意努力中というのが、また私たちがすごく不安にさせてしまうような気がします。

我々に配られた資料の中にも、確かに企業の取締役会などの意思決定が必要であると、なので、県の方からは企業名などは伝えられないというふうな様式がありました。しかし、企業の意思決定がまだなのに、本当に資金が集まっていると言えるのでしょうか。今のところは集まってないと考えなければいけないのでしょうか。

○副議長（山口初實君） 企画部長。
○企画部長（浦 真樹君） 資金調達については、現在、事業者の方で調整、努力は続けられているというふうにお聞きしております。

○副議長（山口初實君） 浅田議員 39番。
○39番（浅田ますみ君） 予定者だということもありますが、これは県にとっても大きな事業であります。部長たちは、何社決まっていますが、どこの企業かはわからないけれども、今、出資金が幾ら集まっていて、どれぐらい、何社集まっているかもわかってないということでしょうか。

○副議長（山口初實君） 企画部長。
○企画部長（浦 真樹君） 事業者とは密に、日頃からコミュニケーションをとっておりますので、日々、現在の進捗状況、これは計画の内容の作成も含めて、資金調達の状況も含めて、報告はいただくようにしております。

○副議長（山口初實君） 浅田議員 39番。
○39番（浅田ますみ君） 報告はいただいている、報告はしていただかないと困るような内容ですよね、総事業費が3,500億円でございます。

例えば、いろんな事業においても、やっぱり企業と組む時には、その企業が本当に安定している財務能力があるかというのを調べるのは、民間であれ、どこであれ、やることだと思うんですね。そういう意味において、例えば企業がどこだと聞かなくても構いませんけれども、確

約書などは県は見せてもらったうえで、その事業者が言っていることを信じて、この事業を進めているということによろしいのでしょうか。

○副議長（山口初實君） 企画部長。
○企画部長（浦 真樹君） 事業者からは、公募の際に提案をいただきました。その際には、資金調達についても、一定のご提案をいただいて、それを審査委員会で審査をいただき、そして事業者が決定をされたという状況でございます。

もちろん資金調達につきましては、審査公表等でもございましたように、さらなる充実強化は全ての提案事業者に対しても求められていたところでございまして、現在、企業において、事業者において調整が進められているというところでございます。

○副議長（山口初實君） 浅田議員 39番。
○39番（浅田ますみ君） なかなか明確にお答えいただけないので、何社決まっているのか、その何社のうちのどの企業はしっかりと確認書まで出して、県に対してもきちんと説明ができるのかというのが、今の状況では全くわかりませんでした。

今回の3,500億円の中で、約半分がローンということで、先ほど私はメガバンクのことも聞きましたし、これまで、これだけの企業を集めるというからには、かなりの企業者数の出資者に応援もしてもらわなければなりません。

88億円以上ですかね、5%以上の企業には、改めて1月に廉潔性調査を実施するということになっていきますよね。そういったところは間に合うのでしょうか。

○副議長（山口初實君） 企画部長。
○企画部長（浦 真樹君） 設置運営事業予定者の方とは、国への区域認定申請までのスケジュール感、これをお互いに共有しながら、必要な

作業を進めているところでございますので、そのスケジュール感をしっかり持ちながら、作業を進めていきたいと考えています。

○副議長（山口初實君） 浅田議員 39番。

○39番（浅田ますみ君） スケジュール感を見ながらでは、12月ぐらいまでに企業がしっかり決まって、私たちには企業名、協力者名というのは3月にならないとお知らせができないということでしたが、私は、本来では、黒塗りでもいいので、どれだけの企業が幾ら出資するということが確約をされているというのは重要なことだと思うんですね。それによって、しっかりとした事業がなされていくものだなと思っておりますし、2次審査でも附帯意見がつけられたことを真摯に受け止めてやっているとするならば、こういったところは、やっぱりもう少し明確な答弁が得られるものかなというふうに思っております。

9月の総務委員会と、たしか10月の特別委員会の中で、資金調達とかに関して、万が一何かあった時に、ここの企業を選んだ理由の一つの中には、オーストリア政府が、国有というふうになっているので、調達確認などもしっかりと企業にさせていただきたいという意見がありました。それは、確認しますとおっしゃっていました。それはいかがでしょうか。

○副議長（山口初實君） 企画部長。

○企画部長（浦 真樹君） オーストリアの事業者の方とも協議をいただきながら、現在、資金調達について作業を進められているという状況でお聞きをしております。

○副議長（山口初實君） 浅田議員 39番。

○39番（浅田ますみ君） 何だかあやふやにしか聞こえません。この国有企業というのも、私たちは国営独占かと思っていたら、実は33%、

約3分の1を国が保有をしていると、3分の1保有していても、それは信頼性に値するというふうな認識もございませぬけれども、ずうっと今まで聞かせていただいても、本当に大丈夫な事業なのかなと思わざるを得ません。

そもそも九州全体に経済波及効果も広がっていくということで、3,200億円ですよ。こういった形で九州IR推進協議会でもビジネスネットワークングですとか、九州広域周遊観光ワーキング、こういったものもあって、皆様方とも共有をしながら、皆様にもしっかりと還元できますというようなことをうたっているのだから、「オール九州」となったわけじゃないですか。その方々にも、このような不安定な状況のままで大丈夫なんでしょうか。

○副議長（山口初實君） 企画部長。

○企画部長（浦 真樹君） 九州内の関係の皆様には、これまでも事業の計画等については丁寧にご説明もさせていただきながら、ご協力もお願いしてまいりました。

資金調達のお話につきましては、出資企業がどれだけあるかといった点も含めて、それぞれの様々な企業の経営判断等に影響を及ぼす可能性もある話でございます。そういった点もございまして、現時点で私どもの方から、出資の状況等についてはお答えが難しいということを繰り返し申し上げているところでございます。

○副議長（山口初實君） 浅田議員 39番。

○39番（浅田ますみ君） では、ちょっと角度を変えてご質問させていただきますが、経営面、財務系だけではなくて、こちらのCAIJが獲得したのはカジノが中心、さっき言ったように、いろんな方たちと組んでというようなことがあったと思うんですが、3社の中では唯一、IRの実績がないところをあえて選ばれて、あえて

なのか、選んでいるわけですね。

そういう中で、世界の観光客を引きつける独創的で国際協力の高いIRとしてのコンセプトがあるというふうに言っていて、そこが判断価値としては基準が高いのかなというふうにも感じましたし、昨日、お二人の方が質問した際において、これまでの規模感はどうなのかという質問のところに、ハウステンボス、これまでさまざまな予算をかけてやってきたハウステンボスがあるから大丈夫みたいなお話がありました。そんな中で、改めて昨日、「IR整備法」というのを読ませていただくと、その中に既存の施設を活用することは排除はしないが、日本型のIRは、これまでにないスケールとクォリティーというものをしっかり有する施設であることが必要ということが書かれておりました。あえて昨日の答弁では、既存の施設をというようなことがあったので、気になってしまったのですが、このあたりはいかがでしょうか。

○副議長（山口初實君） 企画部長。

○企画部長（浦 真樹君） IRの今回の、私どもが今進めている計画の中身で、施設の規模感につきましては、昨日もご答弁いたしましたように、既存の施設の利用はございますけれども、一定国が求める基準等につきましては、新たな施設でカバーをしているところでございます。

それに加えて、隣接地にはハウステンボス、こういった施設も有効に活用することで、さらなる相乗効果が得られるということでございまして、新たな施設によるスケール感、こういったものをしっかり示しているものというふうに私どもは思っております。

○副議長（山口初實君） 浅田議員 39番。

○39番（浅田ますみ君） 改めてそこは確認させていただきましたが、既存の施設を排除する

ことはないがということが書かれていたので、このあたりはやっぱりちょっと気になるところでありますし、先ほどから、そういった新しいものはいろいろできるかもしれない。新しいものをつくるには、やっぱり財力、安定的な、そこが一番重要だと思うんですが、そこが不透明なんですね。

実は、11月19日に和歌山県で特別委員会が開かれました。和歌山県の中でも、資金面とか、そういう事業主体が不透明ということで公聴会、パブリックコメントが中止をされております。ご存じかと思えますけれども、こういったことが長崎で起こり得るのではないかとということも心配しているんですね。長崎では、まだ、これも情報発信をされていないのかもしれませんが、1月6日と7日に、既に公聴会が開かれることになっておりますし、パブリックコメントも、この議会が終わったらすぐに開かれます。

しかしながら、先ほどから答弁を聞いても、なかなかすっきりしない。このすっきりしない部分は、今、私が聞いたことは全て11月、これから開かれる総務委員会の方ではお答えがいただけるものだと思ってもよろしいのでしょうか。企業の名前を抜いて、ほかの部分ではいかがでしょうか。

○副議長（山口初實君） 企画部長。

○企画部長（浦 真樹君） 総務委員会で予定しています、今の計画素案につきましては、出資のところは特に明記はしておりませんので、なおかつ、先ほど来申し上げておりますように、出資に関わる部分につきましては、いろんな企業の経営判断に関わる部分、機微に関わる情報でもございますので、総務委員会の中で出資の状況を明らかにするという事は、今のところ予定はしておりません。

○副議長（山口初實君） 浅田議員 39番。

○39番（浅田ますみ君） 何だか説明が、何か総務委員会の時の流れとは違う気がしましたが、企業名は答えなくていいとは言っておりますが、しっかりとした事業計画は説明をするということを再三言っていたと思うんですが、私たちは2月定例会に議決をするんですよ。そのときは、委員会メンバーも変わっています。それが示されないとなるとすると、それまでにどんどん、どんどん違った形で委員会を開いて、また議論をしなければ、なかなか議決をとることができないんじゃないでしょうか。

○副議長（山口初實君） 企画部長。

○企画部長（浦 真樹君） 出資の状況については、先ほど来申し上げておりますように、なかなか具体的なものを現段階でご説明するのは難しいということで申し上げておりますけれども、その他の計画につきましては、もともと今回、開会日にA4版で、素案のさらなる概要版ということでお示しをさせていただきましたけれども、この概要の詳しい中身について、先ほどお話がありましたように、約60ページにわたる素案の内容ということでお示しをしたいと思っておりますので、それぞれのコンセプトでありますとか、各施設の概要、その他懸案事項対策、区域整備計画に盛り込むべき内容について、しっかりと丁寧にご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

○副議長（山口初實君） 浅田議員 39番。

○39番（浅田ますみ君） 計画、お金がないと何もできません。やはりそこはしっかりと確認をしていただきたい。副知事が審査に関わっておりますし、そこはやっぱり今後に響くことですし、県内企業、そして九州中の方が期待していることだと思います。

今回、質問する際に、担当の方から、浅田議員の質問は応援ですか、追及ですかと聞かれました。はじめてでした、そんな質問をされたのは。もちろん、この事業をしっかりと応援しているからこそ、きちんと説明責任がある我々議員としても取り組んでいきたいという趣旨で、いろいろ聞かせていただいております。

引き続き、委員会の方でも聞かせていただきますが、知事、最終的にお答えいただきたいと思います。最終決定者として、今現在、このIR、そして、これからのIRに対して、どう責任をとられ、どういうふうな思いでいらっしゃるかを教えてください。

○副議長（山口初實君） 知事。

○知事（中村法道君） IRの誘致につきましては、これまでも度々申し上げてまいりましたように、人口減少等が続いて大変厳しい現況にある中で、交流人口の拡大、ひいては定住人口の拡大、様々なビジネスチャンスの創出、九州地域全域に波及を及ぼすことができるような形での構想、事業計画を練りあげていきたいという思いで取り組んできたところでありまして、最終的には国の審査委員会でのご判断に委ねることになりますので、残された期間、全力を挙げて、より参加者の一つに残ることができるように、努力を重ねてまいりたいと考えているところであります。

○副議長（山口初實君） 浅田議員 39番。

○39番（浅田ますみ君） 国の審査に必ずのっかって、IRを、私たちは長崎に持ってこなければならぬと強く思っております。

そういう意味においては、しっかりとこれから、また議論を深めさせていただきたいと思い、IRの質問に関しては終わらせていただきます。

3、eスポーツへの取り組みと今後について。

このeスポーツというのは、今、世界での競技人口は1億人を超えております。コンピューターゲームを用いた競技であります。11月に出された総務省の目的、目標によると、700億円が市場規模でも見込まれており、今後、間接市場においては、全体で3,000億円を超えるとまで言われております。

産業、教育、スポーツ様々な角度からの関わりがあります。

長崎のスポーツビジョンの中においても、スポーツに興味を持つきっかけづくりになる、障害のある人も楽しめる、高齢者の健康増進、産業の活性化、ウィズコロナの強みになるということが掲げられております。

実は、このeスポーツについても、私は随分前に質問をさせていただきました。その際は、まだ担当部署すらなかった。それがようやくスポーツ振興課に決まったと、ここは非常にありがたい部分であります。まだ全国的にも決まっていなところもあります。

しかしながら、スポーツ振興課に決まった、いいことでもあるんですけども、実は、様々な民間企業とかそういったところが、このeスポーツでのイベントをやりたい。県に後援を求め、スポーツに準じないという部分、そして、「まあ、種目によりますね」ということを言われて断られることが多々あります。

しかしながら、やはりこのeスポーツというのは、幅広く、産業であり、福祉であり、そして教育にも関わるようなところなんですけど、この所管のあり方というところ、いま一度お考えいただく必要があるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○副議長（山口初實君）文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中崎謙司君）eスポーツ、

これはご指摘のとおり、世界的な市場規模が大きく、産業、教育、福祉等の活用も進むなど、今後の発展性が非常に高い分野であると認識しているところでございます。

現在、文化観光国際部におきまして、eスポーツ全般の総合窓口を担っておりますし、スポーツ振興課におきましては、eスポーツを通じてスポーツへの関心が高まるよう、認知度向上に取り組んでいるところでございます。

ただ、先ほど申しましたとおり、非常に様々な分野に活用が考えられますので、今後は、これまで以上に、うちの部が窓口となって関係部との連携を強化して、eスポーツがいろんな分野で活性化につながるような取組を後押ししてまいりたいと考えております。

○副議長（山口初實君）浅田議員 39番。

○39番（浅田ますみ君）そちらの部が窓口になって、様々な部局につないでいただける、非常にありがたいことですし、ここは大きく、今後いろんなことをもっともっとやっていく中で、頭から断るということではなくて、本当に吟味をしていただきたいというふうに思っております。

福祉分野におけるeスポーツ活用について。

そのeスポーツの中で、今すごく注目をされておりますのが、高齢者とeスポーツ、この高齢者、福祉の分野においてeスポーツを活用しているというところが増えております。県の中でも、高齢者の健康増進にこのeスポーツは活用できるのではないかとこのふうにも掲げられておりますが、東北大学ですとかカリフォルニアの大学の中では、認知機能の向上、マルチタスクの能力の改善、こういったものを研究し、eスポーツによる脳の活性化を図ることによって、社会との関わりでも刺激ができる、このようなこと

から、認知予防の効果が非常に期待をされています。

現段階で、福祉保健部とこういったところでの連携、もういろんなところで進んでおりますので、そういったところはどうか。

○副議長（山口初實君）福祉保健部長。

○福祉保健部長（寺原朋裕君）eスポーツは、年齢や体力差などに関係なく参加できるものであり、最近福祉分野においても、特に、高齢者や障害者の交流の場づくりに活用されている例もございます。

eスポーツは、運動機能が低下した高齢者の方であっても楽しむことができるほか、移動が困難な障害者の方もスポーツの疑似体験ができるため、福祉分野でも様々な効果が期待できるものと考えており、本県でも、今後、導入実験を行う介護事業所があるとお聞きしております。

一方で、eスポーツは、ゲームに依存することによる生活の乱れなどの課題があることも指摘されており、全国の先進事例を含め、福祉分野での導入効果を具体的に確認してまいりたいと考えております。

○副議長（山口初實君）浅田議員 39番。

○39番（浅田ますみ君）今おっしゃっていた、ある一方では効果がある。確かに、これを使うことによって、孫世代といったところの関わりがあったり、遠隔地のお孫さんと一緒に対戦をすることができたり、コミュニケーションをとったり、そうすることによって、双方の見守りができたりとかというのもあるかと思えます。

今おっしゃっていただいたように、これから長崎大学のデータ科学部と、長崎にはeスポーツ連合というのがあるんですが、そこでイベントを開催して、データ分析をやるのではないかと

というような話もあります。実際、秋田の方では、平均年齢が65歳以上のプロチーム「マタギスナイパーズ」というようなものもできているというふうに伺っておりますし、いろんな形でこれは発展ができるのではないかと。県として、もっと研究分野として、そういう大学ですとかいろんなところと組んで活かしていくというお考えは、いま一度、いかがでしょうか。

○副議長（山口初實君）福祉保健部長。

○福祉保健部長（寺原朋裕君）福祉分野におけますeスポーツに関しましては、その健全な発展、しっかりと進めることに関しましても、その効果と注意点に関しまして、利便性が非常に必要だと思っております。

一方で、議員ご指摘のとおり、現時点では研究調査など不十分な点もあるというふうに考えております。WHOにおきましても、ゲーム依存を精神疾患と位置づけておりますし、国におきましても、その実態把握や研究については、まだまだこれからであるというふうに考えておりますので、まずは、そういった国の動きも見定めながら、しっかり情報収集等していきたいと考えております。

○副議長（山口初實君）浅田議員 39番。

○39番（浅田ますみ君）しっかりとやっていただければなと思っております。

福祉の分野と併せて、例えば、今、eスポーツと教育的価値ということがうたわれております。これも、教育の中でも、障害者の方もできるユニバーサルスポーツに通じ、そして問題解決、そして創造力を高める、今、STEAM教育というのも非常に注目をされているところかと思いますが、ITスキルを向上させ、対人競技やチーム競技もできる、コミュニケーション能力も非常に修習するのではないかとと言われており

ます。

しかし、今、福祉保健部長がおっしゃったように、これが生活の乱れにつながっていくのではないかと、教育の分野における依存症も心配をされているところであるんですが、先ほど私はIRをしつこく質問をいたしましたけれども、この長崎県はIRを、今選んだその事業者というのは、依存症対策というのが十分になされていると、これが非常に注目されているところなんです。そういうところと連携をして、しっかり研究ができる。長崎だからこそ、IRを進める長崎だからこそ、できるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○副議長（山口初實君） 企画部長。

○企画部長（浦 真樹君） 本年8月にIRを契機といたしまして、九州・山口各県が連携した、ギャンブルのみならず、ゲーム、アルコール、薬物など様々な依存症対策の強化を図るための「九州地方依存症対策ネットワーク協議会」が、本県が事務局となりまして発足をいたしましたところでありまして。各県の担当部局、医療機関、相談機関などが協力をして、効果的な依存症対策にかかる情報共有、あるいはeラーニングによる人材育成プログラムの作成等を進めているところでありまして。

また、昨年11月には、ギャンブル依存症対策や青少年の健全育成、治安維持対策等の分野で活躍、活動される官民の団体が参画した、「九州・長崎IR安全・安心ネットワーク協議会準備会」も設置をしたところでありまして、こうした官民の幅広い主体が連携をして、ゲーム依存なども含めた効果的な対策を検討するスキームの構築等について、関係者とも協議をし、取組ができるのではないかとこのように考えております。

○副議長（山口初實君） 浅田議員 39番。

○39番（浅田ますみ君） 企画部長、ありがとうございます。今日の答弁の中で一番ありがたいなと思いました。

今、企画部長がおっしゃっていただいたように、ギャンブル依存症の部分、そして青少年育成に関しても、しっかりなさっていると、それだけのものが長崎にはある。そして、長崎はIRを推進と、今の部分と、「出島メッセ長崎」もこの近くに開業しました。スタジアムもできる。様々なIRを楽しめる場所ができようとしております。このeスポーツという新しい産業で、ぜひ多くの職業を創造できることもあります。交流人口は当然増えます。観光資源にもなりましょうし、地域活性化へもつながっていく、今、世界、そして国も、自治体も注目しているところでありまして。

知事、この新たな発想というのは非常に必要ではないかと思います。長崎だからこそ、もっともっとeスポーツを打ち出して支援をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○副議長（山口初實君） 知事。

○知事（中村法道君） 先ほど来ご議論いただいておりますように、eスポーツの活用によって、いい点、そしてまた、懸念すべき事項、それぞれにあるわけでありまして、そういった点については、現状をしっかりと把握しながら、これをどう地域の活性化に活かしていくのか、それぞれの情報を把握しつつ、今後の考え方を整理していく必要があるものと考えているところでありまして。

○副議長（山口初實君） 浅田議員 39番。

○39番（浅田ますみ君） ありがとうございます。整理をぜひしていただき、窓口になっていただく部署も、先ほど言っていただきました。

これからもっともっと教育の分野、そして福祉の分野、産業の分野、いろんな方々がしっかりと、一度このeスポーツというものを改めて学んでいただいで発信をしていただければ幸いです。ありがとうございます。

4、今後の長崎の移住政策の中でのC C R Cについて

現状認識と分析。

今後の長崎の移住政策の中でのC C R Cというものに、今、私は着目しております。このC C R政策というのは、アメリカで普及し、高齢者向けの地域共同体、平成26年には、日本版C C R Cがうたわれ、地方創生の観点でアクティブシニアの移住というものを非常に進めた時期が、この長崎県でもございました。

今、長崎は非常に増えているU Iターン、しかしながら、増えてはいるけれども、転出されている人口もいる。こういったところをどのように分析をなさっているのか、まずお聞かせください。

○副議長（山口初實君） 地域振興部長。

○地域振興部長（早稲田智仁君） 近年の移住実績の動向でありますけれども、移住者の年齢別の内訳に関しましては、令和2年度の実績で、40歳代以下が82%、50歳代から60歳代が15%、70歳代以上が3%と、若い世代が多くを占めております。

U Iターン別では、40歳代以下において、Uターンの割合が高いものの、50歳代以上では、UターンよりIターンの割合がやや高い状況となっております。

また、平成27年度と令和2年度を比較しますと、40歳代以下が1,028人、約6倍の増加、50歳代から60歳代が184人、約5.5倍の増加、70歳代以上が27人、約2.5倍の増加となっております。

増加数は、40歳代以下が最も大きい状況であります。増加率については、50歳代から60歳代も同様に高い数値となっているところでございます。

○副議長（山口初實君） 浅田議員 39番。

○39番（浅田ますみ君） 長崎は、非常にU Iターン政策、頑張っていたかと思えます。いろんな工夫をしていただいでいて、若い人たちが増えている、ありがたいことだなと思えます。

C C R C構想の現在について。

その一方で、せっかく来てくださったファミリー層の方々が、やっぱり子どもたちが学校に行く世代になったり、就職する時になったりすると、どうしても出て行ってしまうというような人たちもいます。

そういうことを鑑みると、若い世代への移住というのは、全国的にどこもかしこも促進をしている、ライバルが多いような状況ですよね。その中では、やっぱり差別化を図っていくという必要性を非常に感じたものですから、私はこのC C R C、いいんじゃないかなと、改めて思いました。

なぜかという、今、部長がおっしゃってくださったように、50歳代以上も増えているその現状と、あと、長崎は移住者の皆様方に何が強みかというのを訴える時に、医療の充実、お医者様がたくさんいらっしゃる。長崎大学医学部、非常に活躍をしていただいでおりますが、ここにあることが強みになっているということが一点。そして、健康寿命は日本一を目指したいということとずっと掲げております。

そういう意味において、アクティブな、過去にC C R Cの取り組みは市町村の中では、やっぱり医療費の問題等々があったので、そこで止

まってしまったということがありましたけれども、アクティブなシニア層に移住をしていただく、ここをもう少し力を入れていただいてもいいのではないかと改めて思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（山口初實君） 地域振興部長。

○地域振興部長（早稲田智仁君） まず、国が第1期総合戦略で掲げました中高年齢者の移住に重点を置く、いわゆるCCRCの考え方につきましては、議員ご指摘のとおり、財政負担の増加の懸念や、若い世代の移住優先などの自治体の意見を踏まえまして、現在、地域住民も含めた、全世代を対象とする生涯活躍のまちの推進に大きく見直しがなされているところであります。

こうした中、県の移住促進策においては、地域間競争が激しさを増す中、まずは、本県出身者をターゲットとしましたUターン対策を推進するほか、年齢別では、県内市町の推進意向も踏まえまして、子育て世帯など若い世代の移住促進に重点的に取り組んでいく必要があると考えております。

一方、ご指摘の50歳代から60歳代の移住者も、若い世代と同様に増加傾向であり、移住促進のターゲットの一つであります。これまでは課題としまして、年齢別などのターゲットに応じた効率的な情報発信が課題となっているところです。

現在、移住施策のデジタル化というものを進めておりますが、移住希望者の年齢等に応じたきめ細かな情報発信も、今後、可能となつてまいります。中高年齢者向けの情報発信などにも努めることで、こうした世代の移住促進にもつなげてまいりたいと考えております。

○副議長（山口初實君） 浅田議員 39番。

○39番（浅田ますみ君） 今後、新たな形でのターゲットに情報発信をしてくださる。これは非常に、Uターンだけではなくて、いろんな方々がいらっしゃいます。

この間、実は私は、稲毛にあります「スマートコミュニティ稲毛」というところに行ってきました。ここは50歳以上しか住めない地域でした。ここに800世帯以上の方々がいらっしゃって、ここでアクティブに、健康寿命を延ばそうということをやられている場所で、長崎にこんなところがあったら、ぜひとも、私はすぐにも入居したいなと思ったような感じのところだったんですね。

やっぱり目先を変えることによって、移住者の方々、そして長崎の良さということを発信できることにもなりますし、雇用も生みますし、先ほど言った、eスポーツと高齢者がこの長崎がメッカになってくだされば、そういったところもまた増えていくのではないかと思いますので、もう少し工夫をしていただきますようお願い申し上げます。この質問は終わらせていただきます。

5、県庁跡地活用について。

パブリックコメントの状況と受け止め方。

9月22日から10月18日まで、「県庁舎跡地整備基本構想」の素案のパブリックコメントが実施をされました。多くの方々から集まったと聞いておりますが、まず、パブリックコメントの意見をどう受け止めているのか、教えてください。

○副議長（山口初實君） 地域振興部長。

○地域振興部長（早稲田智仁君） 先般実施しましたパブリックコメントの内容としましては、歴史を活かした利活用をはじめ、県民・市民や観光客等によるにぎわいの創出、オープンインベーション等の交流促進など、基本構想に掲げ

る各分野について、個人、団体から98件の幅広いご意見をいただいたところでもあります。

具体的には、市役所通りを含めたエリアの一体的なランドデザインにも留意した利活用や、県民主体のイベント等の開催の場の整備、様々な歴史の情報発信、地域課題解決にかかる産学連携の機能整備など、様々なご意見をいただいたところでもあります。

県としましては、こうしたご意見について、その内容を踏まえ、基本構想への反映等を行うとともに、今後、具体的な機能をさらに検討する中で詳細を精査するなど、対応してまいりたいと考えております。

引き続き、今回のご意見を踏まえ、県民の皆様等に広くご利用いただけるようにぎわいと交流の空間の整備を目指し、基本構想の取りまとめを進めてまいりたいと考えております。

○副議長（山口初實君） 浅田議員 39番。

○39番（浅田ますみ君） 今回、たくさんの方からご意見がありました。私も拝見をさせていただきました。その中では、やはりどうしても基本方針、素案にのっとった感じに寄り添ったご意見に関しましては、当然組み入れましょうというようなお話があったんですが、やはりこれまでずっとこの地域の歴史文化をうたわれている方々にとっては、もう一步踏み込んだことをやってほしいというような意見もあります。やはりまだ多くの県民に説明ができてないのではないかというふうな感じもしております。

私は、もう長い間、第3回目になる懇話会の設置をお願いしてきましたが、それはサポーターズや有識者の声を反映しているから大丈夫というようなご答弁がいつもあるんですが、県庁を移転した時には、もっともっと、築町や江戸町だけではなくて、浜の町の方々、若い方々、

いろんな人たちの意見を聞いてきたんですね。そういったものが、実は欠けているのではないかなということ、このパブリックコメントを見て、感じた次第です。

改めてこういったところに、やっぱり説明をしていかないと、移転した時には、人の流れに対しての懸案材料があったので説明をしていた。でも、もう移転して数年たったら、そうではないということではなくて、あの当時から関わっている人たちのご意見も大切にしていきたいですし、今回、この県庁跡地の中では、これから利用状況の検証に基づいているいろいろやっついこうというのがありますが、この利用状況の検証というもの、やっぱり先の設計とかいろんなところに関わってきますよね。具体的には、どれぐらいの頻度でイベントを開催し、予算も関わることですから、検証する感じなのか、教えてください。

○副議長（山口初實君） 地域振興部長。

○地域振興部長（早稲田智仁君） 今後の利活用につきましては、今年度中に基本構想を取りまとめたうえで、令和4年度以降、広場等を暫定的に整備、供用し、利用状況等を検証しながら、その後の整備を検討することとしております。

検証に当たりましては、民間事業者の持つノウハウ等を活用しつつ、地域の方々と連携した催しや各種イベントなどを定期的で開催しまして、様々な利活用を図りながら、課題等の検証を進めてまいりたいと考えております。

また、各種催しやイベント等には、多くの方々に参加していただけますよう、早期の周知等にも留意しながら進めてまいりたいと考えております。

このほか、地元自治会や経済団体、企業や学生など多様な主体による利活用の仕組みづくり

などにも留意し、幅広いご意見を取り入れながら、持続的にぎわいや交流の拡大につながるよう、機能整備や運営のあり方について、引き続き検討を深めてまいりたいと考えております。

○副議長（山口初實君） 浅田議員 39番。

○39番（浅田ますみ君） すみません、部長、その答弁はわかるんですけども、私はどれぐらいの頻度でというような、もっと具体的な部分を聞きたかったので、それはもう時間がありませんので、改めてそういったところを提示いただきたいと思います。

そして、この中で一つ、旧第3別館に関することについて、すごく懸念する声もありました。これは長らく耐震性に対する問題で、調査を、調査をとということになっておりました。いつまで調査をして、あそこをどうするかによって、全体像を決めて保存するのか、全体像にそぐわないから、なくしてしまうのか。いろんな考え方があると思いますが、そこを一点、端的にお答えいただければ、幸いです。

○副議長（山口初實君） 地域振興部長。

○地域振興部長（早稲田智仁君） 旧第3別館については、耐震性などの課題もありますことから、安全性や耐久性を確保するための費用負担などにも留意しつつ、利活用のニーズ、跡地全体の機能分担などを総合的に勘案しまして、全体の整理の中で、効果的な活用のあり方を整理していく必要があると考えております。

現在、類似事例等を参考にしながら、補強等の工法や、外観のみを残す改修方法について、検討を深めているところでありまして、来年度以降、可能な限り早期に詳細な調査等を実施したいと考えております。

その際、県としましては、基本構想に掲げる県庁舎跡地整備の全体的な機能の調和なども含

めまして、旧第3別館にかかる今後の方向性の整理を進めてまいりたいと考えております。

○副議長（山口初實君） 浅田議員 39番。

○39番（浅田ますみ君） 全体像も含め、この旧第3別館も具体的に調査を、調査をとというのがずっと長引いている気がしますので、やっていただければと思います。

どうしてもあの場所は白い壁にずうっと囲まれております。やっぱり中を見せることによって、この間一度ありましたけれども、そこを見せることによって、あの場所の活用を、新しい発想ですとか、いろんなことがもっともって出てくると思うんですね。やはりそういったことももっと積極的に、あの場所を開放するというのもやっていただきたいこともつけ加えさせていただきます、この質問は終わらせていただきます。

6、投票率向上の取り組みについて。

現状分析と今後の向上を目指しての政策。

ここ数年の選挙における投票率、若年層、なかなか上がっていないかなというような気が、私自身はしております。先日の衆議院議員選挙におきましても、長崎県は、22位というような状況でありました。

実態として、その若年層の投票率の対策、力を入れているということでもありますが、それをどういうふうに、どのようなことを行い、分析をしているのか、お答えください。

○副議長（山口初實君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（葺本昭晴君） 最近の選挙における投票率につきましては、10月31日に執行された衆議院議員総選挙においては、議員ご指摘のとおり、低い数値、56.89%と過去2番目に低い投票率となっており、令和元年執行の参議院議員通常選挙、平成31年執行の県議会

議員一般選挙、平成30年執行の知事選挙と、いずれも過去最低を記録しております。

また、年齢別に見てみますと、各種選挙において、いずれも若年層、特に、20歳から24歳の層の投票率が低いという傾向が見られます。

一般的に投票率は、天候やその時々为社会情勢、候補者や政党の顔ぶれなど、様々な要素が総合的に影響すると考えられておりますが、多少の増減はあるものの、全体的に見ると低下傾向にあるものと考えております。

○副議長（山口初實君） 浅田議員 39番。

○39番（浅田ますみ君） いろんなことをやりながらも、長崎の現状はちょっと低いかなというような気はしておりますけれども、特に、これからの選挙を見ても、あと、この1年後、知事選挙が2月に行われますが、その1年間の間で、やっぱり知事選挙、参議院議員選挙、統一地方選挙というのがございます。

知事選挙だけを見ると、平成22年、中村法道知事になってから、まず最初は60.08%、そして次が40.72%、そして前回は36.03%、戦後19回行われている知事選挙におきまして、ワースト1位と2位という形になっております。ある意味これは中村知事だからこそ、政権が安定しているから、政治が安定しているから、大丈夫だろうということで認識をしている県民が多かったから低かったというようなことも考えられるかもしれません。

しかし、知事選挙というのは、これからの長崎がどのような形をつくれるのか、それに対して県民の皆様がどういうふうな思いで取り組んでいるのか、どのような人に知事になってほしいのか、選挙権がある18歳以上の皆さん共々に考える大きなチャンスになるのではないかと、いうふうに感じております。

そういう意味におきまして、昨日は、知事の立候補に関しましては、大きな変革の時期、社会の環境の変化もあり、新たな発想が必要である、しかし、解決すべき課題もあり、道半ばである、今議会中には決意表明はしたいというようなご答弁がありました。

そういうことを考える中において、それでは、最後に知事にお伺いしたいと思うんですが、知事選挙のこれまでの投票結果をまずどう考え、知事選挙というのは、知事というものは何が必要だと思い、県民の皆様にとどのように関心を持たせるべきかと思っているのか、知事からご答弁いただければと思います。

○副議長（山口初實君） 知事。

○知事（中村法道君） 投票率の問題につきましては、先ほどお話がありましたように、その時々政治情勢、争点、候補者の顔ぶれ、あるいは当日の天候など様々な要素が絡み合った結果による部分があるのではないかと考えているところであります。

知事は、二面性を備えているものと受け止めておりまして、立候補者としては政治の側面で、いかに県民の皆様方、特に、若い世代の方々に政治に関心を持っていただけるような努力ができるか。そしてまた、行政の面では、今まさに県政の中で重要課題となっている点などについて、よりわかりやすく有権者の方々に関心を持っていただき、方向性について投票行動に結びつけていただけるような努力が必要なのではなからうかと考えているところであります。

○副議長（山口初實君） 浅田議員 39番。

○39番（浅田ますみ君） わかりました。いずれにいたしましても、若い世代にどのように長崎県が歩むべきか、そして、その長崎の担い手となっていく若い世代に何を訴えるか、知事、

もう間もなくでございますので、しっかりと決断の方もよろしくお願いいたします。

以上で、終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（山口初實君）午前中の会議は、これにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

午後 零時17分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（坂本智徳君）皆様、こんにちは。

会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

久保田議員 11番。

○11番（久保田将誠君）（拍手）〔登壇〕皆様、こんにちは。

自由民主党の久保田将誠でございます。

今日は、このような機会を与えていただき、ありがとうございます。

それでは、質問通告に従いまして、質問をさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

1、G7サミット関係閣僚会合（2023）の誘致について。

長崎市においては、2023年に日本で開催予定の先進7カ国首脳会議、いわゆるG7サミットの開催に付随して開催される関係閣僚会議を長崎市内に誘致し、今後の政府系会議の誘致の呼び水にしたいとの考えを持っていると聞いております。開催されれば世界に長崎の名前が露出することとなり、長崎の知名度アップなどのメリットがあるものと思われれます。

今回の長崎市の取組に同調し、共同で誘致に取り組む考えはないのか、県の考えをお尋ねいたします。

2、新型コロナウイルス感染症について。

（1）情報発信。

新型コロナウイルス感染症については、昨年12月以降、3度にわたり大きな感染拡大の波が到来し、特に第5波では、8月19日に1日の感染者数として過去最多の114名を記録するなど、これまでにない大きな波となったところです。

この間、知事は、記者会見や、新聞、テレビ等を通じて、県民や事業者に向けて様々なメッセージを発信してこられました。本県が九州各県と比較して第5波を最も低く抑えられたのも、そうした発信の成果ではないかと認識しておりますが、一方で、様々なご苦労もあったのではないかと思います。

私は、感染拡大を抑えるためには、やはり感染を防止するために必要な様々な対策を県民、事業者の皆さんにしっかりとお伝えし、行動につなげていただくことが重要であり、第6波の流行に備えて情報発信のあり方について検証しておくことが必要であると考えております。

そこで、知事にお尋ねしますが、これまでの県民に向けた感染拡大防止対策の発信に際して、どのような点に留意してこられたのか、また、どのような課題認識を持っておられるのか、お尋ねいたします。

（2）第5波収束の要因。

第5波は、9月以降、本県を含め全国的な傾向として感染者数が急速に減少しました。この要因を検証することは、今後の感染拡大に備えるうえでも重要なことではないかと考えています。

そこで、県は、第5波が収束に向かった要因について、どのように考えているのか、お尋ねいたします。

（3）コロナ即応病床に係る本県の状況。

第5波の感染拡大時にコロナ即応病床として

コロナ患者をすぐに受け入れると申告しながらも、実際には正当な理由がなく患者受入れがなかった病床、いわゆる幽霊病床が存在したことから、今後、国は病床使用率を見える化することで、その実態を把握する予定と聞いております。コロナ病床の確保に当たっては、多額の補助金が投入されています。

そこで、本県のコロナ病床確保に係る補助金の実績、また、本県においては、コロナ患者受入れを条件に補助金を申請して確保病床を登録しながら、いざ、患者搬送となったら稼働しない見せかけの病床というものがなかったのかをお尋ねいたします。

3、ながさきコロナ対策飲食店認証制度について。

（1）認証制度の進捗状況とその状況に対する県の評価。

（2）認証後の飲食店の取組状況。

このところ、新たなコロナウイルス感染者は、本県では確認されておらず、また、全国的にも大きく減少してきておりますが、本県ではじめて感染者が確認された令和2年3月から、日常生活や事業活動等に大きな影響を与えております。

最も影響が大きいと考えております飲食業界については、国による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置区域指定のほか、本県独自の緊急事態宣言等に基づく営業時間短縮の要請がなされ、年末年始やゴールデンウィーク、お盆の帰省時期など、本来であれば飲食業界において、かき入れ時となる時期に営業活動が制限されました。

飲食店利用者の中には、その後、制限が緩和されても感染等を恐れて引き続き自主的に利用を控えている方もいると報道等でお聞きしております。

このため、飲食店をはじめ、関連する魚介類、肉類、野菜等の食材提供業者、酒類販売業者、おしぼり業者、生花店、タクシー事業者、各種流通業者など、コロナ禍の影響は多岐にわたって残っております。

感染防止対策を徹底した安心・安全な飲食店の利用を県民や観光客に促し、県内経済の回復を目指す第三者認証制度である「team NAGASAKI SAFETY」は、飲食店のみならず、関連事業者にも波及する有効な施策であるため、本制度を推進する必要があると考えます。

そこで、認証制度の進捗状況と、その状況に対する県の評価について、県の見解を伺います。

また、本制度を実効性のあるものとするためには、各飲食店における感染防止の取組を徹底し、継続する必要があると考えております。

については、認証後の飲食店の取組状況について、県の見解を伺います。

4、高校生の県内就職率の全国順位と上昇の要因等について。

県におかれては、これまで人口減少対策として様々な取組を行ってきておりますが、その中で近年成果が上がってきている施策として、高校生の県内就職率促進が挙げられると思っております。

直近の令和2年度の高校生の県内就職率は、速報値ではありますが、過去最高の69.9%という率になっております。これは、高校を卒業して就職する人が県全体で3,127人いる中で、県内に就職した人が2,185人、これを割り算すると69.9%となっている状況であります。

少し振り返って近年の高校生の県内就職率の推移を見てみますと、平成29年度が61.9%、平成30年度が61.1%、令和元年度が65.6%、そして令和2年度が69.9%ということで、この2年間

は大きく伸びてきており、評価したいと考えております。

ただ、その数字が全国との比較や九州との比較において相対的にどのような位置にいるのかわかれば、もう少し具体的なイメージが持てるものと思っております。

各都道府県において、人口規模や都市構造が異なる中で、一概に比較して論じることが難しい点もあろうかと思いますが、相対的な位置を把握する観点から、直近2年の令和元年度、令和2年度の高校生の県内就職率について、データが把握できる範囲で全国や九州における順位、対前年度の伸び幅の順位について、お尋ねします。

また、直近2年の令和元年度、令和2年度で、対前年度に比較して率が上昇してきている要因について、お尋ねします。

5、食品開発支援センターによる支援について。

本年4月に、本県の基幹産業である食料品製造業や6次化を目指す生産者の振興を図るために開設された「食品開発支援センター」を、先日、農水経済委員会の現地調査で視察いたしました。

衛生面においても高い水準が維持され、設備や機器も充実しており、まさに、県内における食品開発の拠点にふさわしい施設であると感じました。

センター開設以来、半年ほどであります、既に小規模事業者から中小企業者まで数百件の技術支援を行っているということで、まさに県内企業のかかりつけ医を目指す「食品開発支援センター」に対する企業や生産者の高い期待を感じました。

最後の緊急事態宣言明けから2か月がたち、

ワクチン接種の効果などもあり、感染状況が鎮静化してきていることから、消費者の中には、この機会にこれまでの自粛生活でできなかったことをやろうと、いわゆるリベンジ消費という行動も見られており、食品業界においても成長のチャンスではないかと考えています。

開設してまだ8か月程度であります、既にたくさんの方が視察に訪れ、企業や生産者からの相談や設備利用なども進んでいるとお聞きしております。

そこで、開設から間もない中ではありますが、当センターの支援により商品化に至ったケースなどがあればご紹介ください。

6、長崎市におけるオフィス系の企業誘致について。

先日、長崎市において、SCSKニアショアシステムズ株式会社が立地を決定し、100名を雇用される予定との報告をいただいたところでありますが、オフィス系企業については、効果的な誘致ができるのではないかと考えております。

地方においても、農水経済委員会の視察の折、五島市に進出しているオフィス系企業を訪問し、40名を超える地元の方を雇用しているとのお話を伺ったところです。

視察した企業では、幅広い年代の多くの方が雇用され、所得を得て生活されており、地域経済への貢献の大きさを実感するとともに、改めて企業誘致の重要性を認識したところであります。

今後とも、地域の活性化が期待できるオフィス系企業の誘致に引き続き頑張っていただきたいと思いますが、長崎市における立地状況と今後の考え方について、お尋ねいたします。

7、行政のデジタル化について。

(1) 押印の見直し。

県民に対する行政サービスを維持・向上させていくためには、行政手続のオンライン化が必要であり、その前提として押印の見直しを早急に進める必要があるとの考えから、昨年11月定例会と本年6月定例会の一般質問において、取組状況を確認させていただいたところであります。

6月定例会では、90%程度の手続で見直しが進んでいるとの答弁を受けましたが、その後の進捗状況をお伺いいたします。

（2）収入証紙の見直し。

行政手続のオンライン化を進めるためには、書類への押印だけではなく、現在、手数料納付のために事前に購入して申請書等に貼りつけている収入証紙についても、見直しが必要ではないかと考えております。

他県では、廃止や見直しの検討を行っているところがあるようですが、本県では、どのように考えているのか、お尋ねいたします。

8、デジタル格差の解消について。

本年6月定例会の一般質問において、デジタル格差の解消について質問をさせていただき、国のデジタル活用支援事業により、高齢者の方々を対象としたスマートフォンの使い方などに関する講習会が全国でも行われてきていますとお聞きしました。

離島を多く抱える本県にとっては、国の事業に加え、県や市町による支援も必要ではないかと感じております。

コロナを機に社会のデジタル化がさらに加速化され、スマートフォンをはじめ、様々なデジタルデバイスが普及してくると、それらの機器に不慣れな高齢者などへの支援が重要となってきます。このことから、高齢者に対するデジタルデバイス策の重要性は、今後、一層高ま

ってくるものと考えています。

県においては、このような視点を踏まえ、高齢者に向けたデジタルディバイド対策をどのように進めていこうとしているのか、お尋ねいたします。

9、水産行政について。

（1）燃油高騰への対応。

燃油の高騰は、本県の主要産業である水産業にも大きな影響を与えており、漁業者の方々の操業意欲の低下を招いていないか、懸念しているところです。

燃油高騰対策につきましては、水産庁が漁業者と国の拠出により基準価格を超えた時に補填金を交付する漁業経営セーフティーネット構築事業を創設しています。

私は、燃油高騰対策については、まずは県内漁業者の皆様が、この制度にしっかり加入していただくことが大切だと考えております。

つきましては、県内漁協における漁業用A重油の平均小売価格の動向並びにセーフティーネット事業の加入促進を含め、今後の燃油高騰に対する県の対応をお尋ねいたします。

（2）地球温暖化の水産業への影響と対策。

世界各地で地球温暖化により、海水面の上昇や生態系への影響などが懸念されており、本年6月定例会において、エネルギー政策の観点から地球温暖化対策と県内経済への影響について質問をさせていただきました。

地球の温暖化を進行させないためには、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする脱炭素化が重要と考えられており、国は、昨年、2050年までに脱炭素社会の実現を目指す「2050年カーボンニュートラル」を宣言しています。

一方、本県への温暖化の影響について考えてみますと、気象庁の報告によれば、水温が長期

的に見て約1度上昇しているとのことであります。このような水温の上昇によって水産生物の生息環境が変化していると思われ、中でも特に藻場の形成に悪影響を及ぼしていると聞いております。

藻場には、二酸化炭素を吸収する機能があることから、近年、ブルーカーボンと呼ばれるようになり、カーボンニュートラルの目標達成に向けた新たな吸収源として期待されているところであります。

また、藻場は、様々な漁業資源を育む場としても大切であることから、本県の水産業振興の観点からも、早急にこれを回復する必要があり、環境変化を踏まえたうえでの対策が重要と考えます。

そこで、本県沿岸の海水温上昇が見られる中で、県では、どのような藻場回復対策を考えておられるのか、お尋ねいたします。

10、農業における燃油高騰への対応について。

新型コロナウイルスのワクチン接種が進み、世界的に経済活動が再開され、原油の需要が高まる一方、産油国では原油の供給が抑えられているため、原油価格が高騰し、ガソリンだけではなく、農業用のA重油なども値上がりしている状況にあります。

施設園芸では、冬場のハウス内温度を維持するため、暖房機に重油を使用していることから、燃油価格の高騰は、生産者の農業経営に大きく影響すると考えますが、燃油高騰への対応について、県はどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

11、管理者不明橋について。

全国各地の河川で設置者がわからず、誰が管理するかも決まっていない管理者不明の橋が見つかっており、老朽化や災害による破損も懸念

されます。

これらの橋の中には、住民の生活には欠かせない生活道路となっているものもあると思われませんが、管理者が不明ですと責任の所在が曖昧で、補修や点検が行われず、事故等につながるおそれもあるものと考えられます。

管理者不明の橋の実態把握について、ある県では、管理する河川の総延長が膨大で、人員、予算等の面から調査は困難としているほか、これまで管理者不明が原因で問題が起きたことがないなどとして調査をしていない県もあると伺っております。

そこで、長崎県が管理する河川において、管理者が不明な橋の実態をどのように把握しているのか、お尋ねをいたします。

12、小学校教員の採用選考試験の結果について。

教員の人材確保については、採用倍率の低下や人材不足の深刻化などが全国において課題とされています。

特に、小学校においては、令和3年度から小学校の35人学級が第2学年から段階的にはじまり、また、特別な支援を必要とする児童への対応など、少子・高齢化で子どもたちの数が減少しているにもかかわらず、学校現場には多くの教員が必要な状況となっております。

文部科学省の調査においては、令和2年度に全国で採用された小学校教員の採用倍率が2.7倍と過去最低になったことが明らかになり、さらに自治体別の採用倍率で見ると、最も低かったのが佐賀県と長崎県の1.4倍という状況でした。本県において、小学校における人材確保は、まさに喫緊の課題であります。

そのため、私は、先の6月定例会一般質問において、小学校教員の採用選考試験における倍

率低下の問題について、県教育委員会に対し、その対策を質問したところです。

その際、教育委員会教育長からは3つの改善策について答弁をいただきました。

一つ目は、受験年齢の緩和として、それまで49歳までであった受験年齢の上限を59歳まで引き上げること。

二つ目は、大学から推薦する制度を導入し、推薦を受けた受験者については、1次試験を免除すること。

三つ目は、他県等で勤務している小学校教員を対象とした試験を、これまでの関東会場のほかに関西会場を追加すること。

そこで、これらの採用改善策に取り組み、その結果がどうであったのか、お尋ねしたいと思います。

また、今回の結果を受け、県教育委員会として、今後、どう対応していかれるのかについても、併せてお尋ねいたします。

以上で、演壇からの質問を終わらせていただき、以降は、対面演壇席で答弁を聞かせていただき、内容によっては、再度質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。（拍手）
○議長（坂本智徳君） 知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕久保田議員のご質問にお答えいたします。

まず、G7サミット関係閣僚会合についてのお尋ねであります。

G7サミット関係閣僚会合は、主要7カ国の担当大臣等が一堂に会し、その分野における国際的な課題について議論を行う場であり、国際都市である長崎市において開催されることとなれば、大変意義深いことであると考えております。

その際には、開催地の取組を世界にアピールできる場となり、長崎の強みを発信できる大き

なチャンスとなることから、どの分野の閣僚会合を誘致するかは、非常に重要となってくるものと考えております。

誘致を検討するに当たっては、コロナ禍での開催となることも想定されますことから、その対応や誘致する分野の選定などについて、長崎市とも十分協議しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の発信に際しての留意点や課題意識についてのお尋ねであります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑え込むためには、感染要因等を分析、把握したうえで、実効性の高い感染防止対策を幅広い県民や事業者の皆様にお伝えし、具体的な行動につながっていただくことが重要であると考えております。

このため、必要な対策の検討に当たっては、より実態に即したものとなるよう、保健所の疫学調査内容を個々に分析し、感染者の行動歴などから感染要因の把握に努めてきたほか、人流の状況や他の自治体の感染状況、国の方針や有識者の意見等を踏まえながら、きめ細かに対応してきたところであります。

また、そうした対策の実効性を高めるためには、若年層から高齢層まで幅広い世代に情報をお届けすることが重要であり、記者会見や新聞、テレビのほか、若者の利用が多いSNSやWeb広告、映画館での幕あい広告など、特徴の異なる様々な広報媒体を組み合わせるとともに、市町とも連携しながら情報発信を行ってきたところであります。

しかしながら、長期化するコロナ禍の中で、対策を繰り返し呼びかけることで、徐々に慣れや緩みが生じ、行動の変容につながりにくくな

ることも想定されますことから、今後は、発信方法にさらに工夫を重ねるとともに、これまで以上に的確でわかりやすい情報発信に力を注いでまいりたいと考えているところであります。

そのほかのご質問については、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長（坂本智徳君） 総務部長。

○総務部長（大田 圭君） 私から、2点ご答弁申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症について、第5波収束の要因というお尋ねでございます。

第5波では、感染力の強いデルタ株が流行し、全国的に、これまでの2倍を超えるスピードで感染が拡大したところでありますが、9月に入ると感染者は急速に減少し、現在では、落ち着きを保っている状況でございます。

収束の要因といたしましては、国内の専門家の間でも意見が分かれておりまして、要因の特定ということについては難しいというふうに考えておりますけれども、想定される主な要因といたしましては、ワクチン接種が急速に進展したことや、お盆休み、夏休みなど、人の移動が活発な時期を過ぎたこと、あるいは基本的な感染防止対策や自主的な行動抑制が徹底されたことなど、複合的な要因によるのではないかとこのように考えております。

次に、行政のデジタル化について、押印の見直しの進捗状況についてのお尋ねでございます。

県におきましては、6月定例会以降も、7月から9月にかけて実施いたしました夏の働き方改革におきまして、今後、さらに行政手続のオンライン化等を推進するため、押印のさらなる見直しなどを進めてまいりました。

その結果といたしまして、8月末までに押印を必要としてきた手続が約1,600種類ございま

すけれども、このうち95%程度となります約1,540種類におきまして、押印がなくても申請等が可能となっているという状況でございます。

○議長（坂本智徳君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（寺原朋裕君） 本県のコロナ病床確保に係る補助金の実績及びコロナ病床として登録しながら、患者の受け入れをしない見せかけの病床がなかったかとのお尋ねについてでございますが、新型コロナウイルス感染症病床については、感染症状況に応じて、県が医療機関に対して確保を要請しており、確保病床数、確保した期間に応じて病床確保料を交付しております。

本県における補助金の実績は、令和2年度は約164億円、令和3年度は、8月までで約114億円となっております。

本県においては、感染者が発生した際、それぞれの病状に応じて各保健所が病床を確保した医療機関との入院調整を行っておりますが、これまで患者を受け入れないといった事例は確認しておりません。

今後も、引き続き、医療機関が適切に対応できるよう、調整してまいります。

○議長（坂本智徳君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（貞方 学君） 私からは、2点お答えいたします。

まず、飲食店認証制度の進捗状況と、それに対する県の評価はとのお尋ねでございますが、認証の進捗状況につきましては、直近の12月2日現在で、申請数が3,507件、そのうち3,125件を認証していますが、目標とする8,800店舗、その36%にとどまっております。

これを業態別に見てみますと、スナックやバーなど接待を伴う飲食店の38%、居酒屋や焼き鳥店なども同じく38%、うどん屋、そば屋、レ

ストランなどの一般食堂は27%という状況であり、いまだ十分ではないものと厳しく受け止めております。

このような中、食事提供を主とした一般食堂につきましても、長時間の利用となりがちな酒類の提供を伴う飲食店と比較すると、感染リスクは相対的に低くなると思われませんが、現在、新たな変異株も出現するなど、一般食堂においても、引き続き、認証店舗数の引上げと感染防止対策の徹底は必要であると考えております。

いずれにいたしましても、感染リスクへの危機意識を一定お持ちでありながら、認証取得に躊躇されております酒類の提供を伴う飲食店への働きかけを中心にしつつ、できるだけ多くの飲食店に認証を取得していただけるよう、取り組んでまいります。

次に、認証後の飲食店の取組状況についてのお尋ねでございますが、認証を取得した店舗につきましても、認証後の一定期間を経過した段階で調査員が訪問し、取組状況を再確認することとしており、11月から立入調査を実施しております。

調査した大半の店舗では、認証基準に適合した取組が継続されておりましたが、残念ながら、一部の店舗で来店者への手指消毒の呼びかけなどが徹底されていない、そういった点がございましたので、改善の指導を行い、後日、改善されたことを確認いたしております。

立入調査を実施したほかの飲食店からも、実際に営業してみても取組が難しいと感じる項目について相談を受けることもあり、他の飲食店の取組を参考に丁寧にアドバイスを行っております。

このほか、認証店舗に対して認証基準遵守の徹底についての要請文書を8月と10月の2度送

付し、継続した取組をお願いしております。

今後とも、感染防止対策が徹底されるよう、飲食店の立入調査や、必要に応じて文書による指導など、本認証制度の目的達成に向け、注力をしてまいります。

○議長（坂本智徳君） 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（村田 誠君） 2点お答えをさせていただきます。

まず、直近2年の高校生の県内就職率の全国や九州における順位、対前年度の伸び幅の順位についてでございます。

令和元年度の本県高校生の県内就職率65.6%は、全国で40位、九州では4位となっており、前年度からの伸び幅4.5ポイントの増は、全国で奈良県に次いで2位、九州では1位となっております。

また、令和2年度の県内就職率69.9%につきましては、前年度から4.3ポイントの増となっておりますが、現時点では全国の数値は公表されていないことから、率や伸び幅の順位については、判明していないところでございます。

次に、令和元年度、令和2年度の県内就職率が上昇している要因についてでございます。

高校生の県内就職促進に向けましては、これまでキャリアサポートスタッフによるきめ細かな就職支援に注力するとともに、県内企業見学会の実施などに取り組んできたところであります。

これに加えまして、令和元年度におきましては、1回目の採用選考で不採用となった生徒に対して、県内企業とのマッチングを丁寧に行うなど、未内定者対策を強化したことが主な要因と考えております。

また、令和2年度は、キャリアサポートスタッフについて、これまで2つの高校を兼務して

いたものを、工業高校等については、一つの高校に専任配置するなど、支援体制を強化したことや、一部、コロナ禍における地元志向の高まりも上昇の要因になったものと考えております。

○議長（坂本智徳君） 産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君） 私から、2点についてお答えいたします。

まず、食品開発支援センターの支援により、商品化に至ったケースについてのお尋ねでございます。

「食品開発支援センター」につきましては、県産農産物等を用いた高付加価値商品の開発などを目的として、本年4月に開設した施設であり、生産から加工、流通までの一貫した支援を行っております。

開設後、この間の具体的な成果としては、高めの血圧を下げる機能を持った青みかん入り発酵茶を商品化したほか、しょうがを用いたデザート製造工程を機械化し、生産性の向上につなげた事例がございます。

今後とも、本県の食品製造業者や6次産業化を目指す生産者の振興に向け、積極的に支援してまいりたいと考えております。

次に、長崎市におけるオフィス系企業の立地状況と今後の考え方についてのお尋ねでございます。

長崎市におけるオフィス系企業の誘致につきましては、平成27年度に「長崎金融バックオフィスセンター構想」を策定し、金融、保険業などの企業の誘致を強化するとともに、オフィスの整備を進めたことにより、関連企業の集積が進んでおります。

さらに、近年は県内大学における情報系人材の育成を評価いただき、日本を代表する企業の情報システム関連部門の進出も相次ぐとともに、

コロナ禍において需要が拡大している事務代行サービスに取り組む企業の進出、規模拡大も続いている状況でございます。

オフィス系企業は、比較的大規模な雇用を創出することに加え、女性が働きやすい短時間での勤務形態や職場環境を提供されるなど、多様な働き方も選択できることから、女性雇用の大きな受け皿ともなっております。

女性を中心に若者の県外流出という課題に直面している本県にとっては、オフィス系企業の誘致は重要であることから、今後、長崎市をはじめ、県内各地域にも誘致できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（坂本智徳君） 会計管理者。

○会計管理者（吉野ゆき子君） 私からは、1点お答えさせていただきます。

収入証紙の見直しについて、県はどう考えているのかとお尋ねですが、収入証紙は、手数料を納めていただく際に、現金に替えて申請書等に貼付するものですが、納付の確認や申請内容との照合が容易なこと、窓口での手続に要する時間が少なくなることなどの利点があり、利用されてきたものです。

しかしながら、県民サービスの向上を図るためには、クレジットカードなどのキャッシュレス決済の利用が増加していることも踏まえ、手続のオンライン化や決済手段の多様化へ対応していく必要があると考えております。

今後は、関係機関とも連携しながら、証紙の見直しも含め、納付手段のあり方について検討を進めてまいります。

○議長（坂本智徳君） 企画部長。

○企画部長（浦 真樹君） 高齢者に対するデジタルディバイド対策についてのお尋ねでございます。

本県におけるSociety5.0の実現に向け、様々な分野におけるICTの活用や行政のデジタル化を推進するに当たりまして、主に高齢者を対象としたデジタルディバイド対策は、大変重要であると認識しております。

また、政府における「デジタル田園都市国家構想」や、デジタル庁で検討が進められております「新重点計画」におきましても、その構成要素に、「誰一人取り残さないデジタル社会の実現」として、高齢者等へのデジタル活用支援が盛り込まれているところであります。

こうした中、県といたしましては、国のデジタル活用支援推進事業を県内で実施している通信事業者との連携を引き続き図ってまいりますとともに、今月開催予定の「ながさきICTフェア2021」におきまして、高齢者を対象とした「ICT利活用セミナー」を開催し、情報を取得、活用できる能力の向上を図ることとしております。

さらに、今後は、県内各地域におきまして、まちづくり協議会などと連携しながら、デジタルディバイド対策に必要な体制構築を検討するなど、県内におけるデジタル格差の解消に努めてまいります。

○議長（坂本智徳君）水産部長。

○水産部長（斎藤 晃君）まず、漁業用A重油の平均小売価格の動向と今後の燃油高騰に対する県の対応はとのお尋ねですが、11月1日現時点の県内漁協における漁業用A重油の税込み平均小売価格は104円で、1年前より約30円上昇しております。

これまで県におきましては、操業コスト削減に向けて、低燃費エンジンの導入や漁場の共同探索等の取組を支援するとともに、漁場移動の効率化につながる海況予測の提供などを行って

きたところであります。

今後は、これらの取組に加え、燃油価格急騰時の影響緩和に有効である国の漁業経営セーフティネット構築事業の加入促進を図るため、県漁連と連携して浜回りを行うなど、環境変化に強い経営体の育成を図ってまいります。

次に、温暖化による海水温上昇が見られる中で、県ではどのような藻場回復対策を考えているのかとのお尋ねですが、海水温の上昇により、アラメ、カジメの大量流出や食害魚の行動が長期化・活発化するなど、藻場に悪影響を及ぼしていると考えており、その回復のためには、水温環境への適応と食害魚の駆除が重要であると認識しております。

そこで、県では、藻場の造成に当たって、海水温上昇に対応した海藻種を導入することとしており、そのための種苗生産技術を開発して、今年度から県内5か所の種苗生産機関への展開を図ったところであります。

また、食害生物を積極的に駆除する取組について支援を行うなど、藻場回復対策をしっかりと進めてまいります。

○議長（坂本智徳君）農林部長。

○農林部長（綾香直芳君）燃油高騰への対応について、県はどのように考えているのかとのお尋ねですが、農業用A重油の全国平均価格は、令和2年5月の1リットル当たり66.8円から上昇に転じ、令和3年10月には100.7円まで高騰している状況です。

このような中、県では、農業者の経営安定を図るため、燃油価格が一定水準を上回った場合に、国と生産者が1対1で積み立てた資金から補てん金が交付される施設園芸セーフティネット構築事業への加入を農協等と連携して推進しているところです。

併せて、継続的に施設園芸の省エネルギー化につながるヒートポンプや循環扇等の導入を進め、農業者の所得確保に努めてまいります。

○議長（坂本智徳君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 県が管理する河川において、許可を受けずに設置された橋や、二級河川指定以前から設置されている管理者不明の橋は、平成26年時点で371か所あることを確認しており、管理者の特定に努めてまいりました。

今般、管理者が不明な橋について、地方機関に改めて実態調査を指示したところであり、その結果を踏まえ、今後の対応については、個別の橋梁ごとに関係者と協議し、許可申請を行うよう指導するなど、適正な河川管理に努めてまいります。

○議長（坂本智徳君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） 小学校教員の採用試験について改善策を講じた結果、令和3年度の実施結果はどうであったかとのご質問でございます。

本年度実施の小学校教員採用選考試験につきましては、九州各県の状況では、志願者数が昨年度より軒並み減少いたしております。

このような中で、本県では、昨年度よりも志願者数が増加をいたしました。これによりまして採用倍率は採用者数も増加しているにもかかわらず、昨年度と同様の1.4倍を維持できたところであり、改善の取組に一定の効果があったものと考えております。

しかしながら、採用倍率が低いという状況に変わりはありませんので、今後、本年度の取組を検証し、大学からの推薦制度や周知活動などのさらなる充実に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

○議長（坂本智徳君） 久保田議員 11番。

○11番（久保田将誠君） 知事をはじめ、それぞれご答弁いただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、残りの時間を使わせていただきまして、再度、質問をさせていただきます。

まず、G7サミット関係閣僚会議の誘致についてでございますが、ここに「長崎県観光振興基本計画」というものがございまして、その中に、「令和3年度に長崎市にMICE施設『出島メッセ長崎』が開設予定であることから、設置者である長崎市や関係者と連携を図りながら、特に、政府系会議や国際会議の誘致を進めます」というふうに書かれています。ここに書かれていることを根拠に、G7サミットの閣僚会議の誘致についての質問を私はさせていただきます。

知事のご答弁の中で、長崎市は国際都市である、これはチャンスでもある、どの分野の誘致に絞るか、コロナ禍ということも考えないといけない、そして、いろんなことを総合的に長崎市と協議を進めていかなければならないというようなご答弁をいただいたわけであります。

これは大変大きな会議でありますので、誘致をするにしても、大変なエネルギーが必要となります。また、誘致をするのか、しないのか、それを判断するのも大変エネルギーが要るものと思います。

そこで、先ほどの知事の答弁を私は前向きに捉えておるんですけども、どっちなのかというふうに思われている県民の方もいらっしゃると思います。誘致するにしても、しないにしても、その判断をするのは大変労力が要るんですが、そのことはこっちに置いておいて、知事のお気持ちだけ、お気持ちをお聞かせいただけないでしょうか。意欲があるのか、どうなのか、

よろしくお願いたします。

○議長（坂本智徳君） 知事。

○知事（中村法道君）私は、先ほどのお答えは、大変前向きに回答させていただいたつもりでございます。

○議長（坂本智徳君） 久保田議員 11番。

○11番（久保田将誠君） 知事、ありがとうございます。

知事の気持ちを疑って聞いたわけじゃないんですが、いま一度確認をするという意味で、あえて質問をさせていただきました。前向きに考えていただけるということで、本当にありがとうございます。

次に、今言いましたように、実際に誘致をするというのは、大変エネルギーが要ることでございます。通常の業務であれば、下から、所管課から上げて行って、部内で協議をして、ヒアリングをして、財政を通して、査定を通して、それで決まっていく、そういう事業がほとんどだと思うんですが、こういった事業というのは、トップダウンで行うような事業だと私は思います。そして、今、知事の方から前向きに考えるというようなお言葉をいただきました。

そこで、文化観光国際部にお尋ねをいたしますが、2023年までに、もう時間もあんまり残されていないわけでありまして。今後のスケジュール感をお尋ねいたします。

それと併せて、いつ頃をめどに結論を出そうと考えているのか、この2つについて、ご答弁をお願いいたします。

○議長（坂本智徳君） 文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（前川謙介君）誘致を希望するに当たりましては、外務省に対しまして、12月20日までに計画の概要を提出することとされております。そして、年明け以降に、そ

の詳細等につきまして、さらに外務省と協議、調整を行っていくこととなっております。

議員ご案内のとおり、長崎市は、「出島メッセ長崎」をPRする絶好の機会と捉えられているようでございますので、まずは今月20日に向けまして、市のそうした主体的な動きとも連携し、しっかり協議を行いながら、課題の検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（坂本智徳君） 久保田議員 11番。

○11番（久保田将誠君）ありがとうございます。知事の前向きな答弁、そして、政策監も12月20日までには結論を出すということで、ぜひ急いでやっていただきたいと思っております。

前回、G7サミットが日本で行われたのが、平成28年の「伊勢志摩サミット」で、皆様方もまだ記憶に新しいと思うんですが、開催されました。その時に関係閣僚会合というのが、全国10会場で開催されました。この開催都市は、全て大都市というわけではなく、長崎市と規模的に同じような都市で開催されています。例えば、高松市、倉敷市、富山市、つくば市、軽井沢町、こういうふうに規模的には長崎市とほとんど変わらないようなところでも開催されております。

また、分野というのも多岐にわたるわけですが、例えばでございますが、農業大臣会合会議、これは前は新潟で行われております。本県選出の金子参議院議員は農林水産大臣でございます。こういう農業大臣会合会議、あるいは新幹線が来年開通いたします。交通大臣会合会議というものもあります。これは前回、軽井沢で行われておるわけですが、誘致をするに当たって、どの会合でもいいからというわけにはいかないと思っておりますので、どの会合が長崎市にふさわしいのか。また、PRする場でもあろうし、そういういろんなことを総合的に判断し

ていただいて、どの会合にしていくのかということ協議をしていただいて、急いでやっていただきたいと思います。

また、新幹線が来年開業されますけれども、その後にI Rという大きなプロジェクトもございます。

先般、特別委員会においてハウステンボスの方にI Rの会場を視察に行きました。そこに6,000人入る国際会議場ができるということで説明を受けて、大丈夫かなと、6,000人も入るような会議場を造って本当に誘致できるんだろかという心配が少し頭をよぎったわけでありませう。

もし、今回の誘致を見送るようなことがあれば、この6,000人の会議場に誘致することも難しくなっていくのではないかとこのように思いますので、ぜひとも今回の誘致について、手を挙げていただきたいと思います。

ちなみに、私が今把握している段階で、正式に表明をしているのが、大阪、北九州、仙台、新潟、広島、滋賀県大津、この6か所が正式に表明しておりまして、前回と同じように10か所で行われれば、まだあと4つ、枠が残っているわけで、十分チャンスがございます。

本県の財政も厳しい財政だと思えます。また、人のやりくり、そういうのも厳しい状況だと思えます。また、コロナ禍ということもあって、開催をするにしても、そういう世論も考えながら手を挙げないといけません。しかし、他都市では6か所が手を挙げて、そして、4か所が今検討中ということですので、ぜひとも本県の未来に向けて夢のある事業が新幹線とI Rの間であれば、長崎県民も、そして県外に住まわれている本県出身者にとっても非常に誇らしい、自慢になるような、そういう会議が自分のふる

さとで開催されるということは、大変喜ばしいことだと思えますので、ぜひとも誘致に向けて、取りにいく姿勢で、事務的な協議に終わらず、ぜひとも前向きに、何としてでも取りにいくというような気持ちで取り組んでいただきたいと思えます。

次に、新型コロナウイルス感染症関係でございますが、この2年間、知事におかれては、本当に休む暇もないほど大変な日々が続いたのではないかとこのように推察いたします。

知事におかれては、感染を抑えるために様々なご苦労があったと思えます。さらなる感染拡大に備え、課題を整理しながら、より県民に伝わるよう、情報発信をしていただきたいと思えます。

また、第5波収束の要因についてでございますが、私も、ワクチン接種が急速に進んだことが大きな要因の一つではないかと考えております。3回目の接種については、今月から順次実施されるものと考えておりますが、円滑な実施に向けてしっかりと準備を進めていただきたいと思えます。

次に、総務部長にお尋ねいたします。

コロナ関連でございますが、県庁における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、これまで出勤者の半減に取り組んでこられていますが、6月定例会で取組結果を私がお尋ねした際に、県独自の緊急事態宣言期間である令和3年1月の削減率が約33%、5月の削減率が約40%との答弁がございました。

その後、第5波における新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、本県は、まん延防止等重点措置の対象になりましたが、その際も同様に出勤者の削減に取り組まれたのでしょうか。取り組まれたのであれば、その結果について、

お尋ねいたします。

○議長（坂本智徳君） 総務部長

○総務部長（大田 圭君） 本県がまん延防止等重点措置の対象となりました8月27日から9月12日までの間、県庁全体といたしまして出勤者の、全国も同様でございましたけれども、7割の削減ということ、あるいは各所属におきましては、最低5割削減を目標に掲げまして、在宅勤務ですとか、年次有給休暇、あるいは振替といったものの取得促進などに集中的に取り組んだところでございます。

その取り組んだ結果といたしまして、出勤者の削減率といたしましては、新型コロナウイルス感染症に従事している職員などを除きますと、約45%という状況でございます。

○議長（坂本智徳君） 久保田議員 11番。

○11番（久保田将誠君） ありがとうございます。

それでは、今、県庁における出勤削減の状況についての答弁をいただきましたが、このコロナ禍によりまして働き方というものが大分変わってまいりました。それは県庁だけでなく、民間企業でもそうでございます。

そこで、産業労働部政策監にお尋ねしますけれども、現在、県内企業のテレワーク促進に向けて、県はどのような取組を行っているのか、お尋ねをいたします。

○議長（坂本智徳君） 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（村田 誠君） 県内企業がテレワークを導入することは、事業継続性の確保や働き方改革の推進等に向けて非常に効果的であると考えており、県内では、金融系の事務センターや情報サービス業などの企業がテレワークを積極的に実施しております。

県といたしましては、県内企業のテレワーク

導入を促進するため、国の支援策の周知に加え、セミナーの開催や専門家派遣を実施するなど、引き続き積極的に取り組んでまいります。

○議長（坂本智徳君） 久保田議員 11番。

○11番（久保田将誠君） ありがとうございます。

それでは、あんまり時間もないものですから予定をちょっと飛ばしまして、高校生の県内就職率について、再度質問をいたします。

高校生の県内就職率の順位が全国40位との答弁がございましたが、順位だけを見ると少し寂しいような印象を受けますが、各都道府県で都市構造や産業構造も異なる中、順位を競うものではないんだろうなと思いつつも、あえて質問をしたところでございます。

一方で、2年連続で率が上昇してきていることは、率直に評価したいと思います。その上昇の要因について、一部、コロナ禍の影響による地元志向の高まりも要因の一つであるとのことでした。

また、今後は、アフターコロナ、ウイズコロナとなっていく時代となり、国においても様々な経済対策を講じ、都市部からの求人が大きく回復していくものと予想されるところであります。

このような中、せっかく上昇してきている高校生の県内就職率をまずは維持していくことが大変重要であると考えております。

今後、どのように維持、そして向上を図っていくのか、お尋ねをいたします。

○議長（坂本智徳君） 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（村田 誠君） 高校生の県内就職促進につきましては、県内企業からの求人と学校現場におけるきめ細かな就職支援の両方が重要であります。

そのため、県内企業に対して、引き続き、早期かつ継続した求人を行っていただけるよう要請を行うとともに、学校現場と一層の連携強化を図りながら、県内企業との丁寧なマッチングに努めることなどにより、県内就職率の維持・向上を図ってまいりたいと考えております。

○議長（坂本智徳君）久保田議員 11番。
○11番（久保田将誠君）ありがとうございます。

次に、行政のデジタル化に関連して、キャッシュレス化という観点からお尋ねします。

やはり収入証紙があることによって、デジタル化、あるいはキャッシュレス化が進まないということがあるんですが、現状として本県のオンライン手続に使われている電子申請システムについては、キャッシュレス決済に対応できておらず、改善すべきと考えておりますが、この点について、どのように考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（坂本智徳君）総務部長。
○総務部長（大田 圭君）決済手段の多様化が進む中におきまして、県民サービスを向上させていくためには、キャッシュレス決済の機能を備えたシステムが必要であるというふうに考えております。

申請から手数料の納付までの一連の手続を全てオンライン化で行うためには、システム面の整備と併せまして、制度面の見直しが必要となりますので、関係部局と連携しながら、キャッシュレス決済の導入に向けまして検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（坂本智徳君）久保田議員 11番。
○11番（久保田将誠君）ありがとうございます。

次に、デジタル格差の解消で、マイナンバー

カードについて、お尋ねします。

国において、新たな経済対策事業が検討されており、その中でマイナンバーカードを活用したマイナポイント事業も検討されております。

今後、マイナンバーカードの新規取得が増加していくと思われませんが、マイナンバーカードの交付率の現状と、県としてどのようにして取得を促進していくのか、答弁をお願いします。
○議長（坂本智徳君）地域振興部長。

○地域振興部長（早稲田智仁君）本年11月1日時点における本県のマイナンバーカードの交付率は、37.8%であります。6月1日時点からは6.7ポイント上昇しておりますが、全国平均よりも1.3%低い状況となっております。

マイナンバーカードの交付は、市町の事務であります。県としましても、市町と共同でマイナンバーカードの交付率向上を目的とする研究会を立ち上げ、研究、協議等を行っているところであります。

具体的には、情報共有を図るほか、事業所に出向いてカードの申請を受け付ける出張申請について、事業所所在地以外に居住される県民の方の申請を受け付けできるよう、事務処理の統一を目指し、現在、試行を始めているところであります。

今後とも、本研究会等を活用しながら、市町における交付率向上に向けた取組を支援してまいりたいと考えております。

○議長（坂本智徳君）久保田議員 11番。
○11番（久保田将誠君）ありがとうございます。

今回は警察本部長にお尋ねしますが、情報格差ということが原因で、サイバー犯罪の被害に遭うことが心配されます。

そこで、警察本部長、県民がサイバー犯罪の

被害に遭わないために警察としてどのようなことに取り組んでいるのか、お尋ねします。

○議長（坂本智徳君）警察本部長。

○警察本部長（中村 亮君）サイバー犯罪等に関連する相談について、ここ数年、高齢者からの相談が特に増加しています。

警察としては、IT弱者になりがちな高齢者等への啓発は最重要課題であると認識しております。自治会を通じた広報紙を回覧してもらうなどの活動を行っておりますし、ほかに、今後、地域のリーダー的存在の方々に対する研修や特殊詐欺被害防止対策とのタイアップなど、官民が一体となった啓発活動を推進するとともに、高齢者の皆様が気軽に相談できる環境の構築に努めてまいります。

○議長（坂本智徳君）これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時45分から再開いたします。

午後 2時32分 休憩

午後 2時45分 再開

○副議長（山口初實君）会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

山本由夫議員 29番。

○29番（山本由夫君）（拍手）〔登壇〕皆さん、こんにちは。

自由民主党・県民会議...。（発言する者あり）

○副議長（山口初實君）しばらく休憩します。

午後 2時46分 休憩

午後 3時 5分 再開

○副議長（山口初實君）会議を再開いたします。

先ほどの原因につきましては、この後の議運の中で説明があるということになっておりますので、引き続き、一般質問を行います。

山本由夫議員 29番。

○29番（山本由夫君）（拍手）〔登壇〕皆さん、こんにちは。

自由民主党・県民会議、島原市選出の山本由夫でございます。

復旧ありがとうございました。

私からは、大きく7項目について、まず一括で質問を行い、ご答弁後に再質問、提案をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

1、島原半島に関する重要なインフラ整備の状況について。

（1）島原道路について。

島原道路は、地理的条件に恵まれない半島の地域振興や、災害・急患時の緊急搬送など、島原半島の生命線となる極めて重要な、住民念願の道路であり、島原半島出身の中村知事におかれても、整備にかかる思いはひとしおのことと拝察します。

現在、目に見える形で順次工事が進んでおり、早期完成に向けた地元の期待も高まっています。

また、島原振興局は、令和8年頃に県央地区へ集約される計画ですが、島原道路につきましては、独立した島原道路建設事務所が設置される予定であり、引き続き、整備が進むことを期待しています。

そこで、島原道路の整備状況と今後の整備への取組について、知事にお伺いします。

（2）農地の基盤整備事業について。

農地の基盤整備は、本県の農家の所得向上を通じて、農業並びに農村地域の振興を図る非常に重要な事業です。

特に、島原半島は、農業産出額が県全体の40%を超える県内随一の農業地帯であり、基盤整備によって所得向上や経営の安定が図られ、

後継者の定着や子どもの数の増加などの好循環が生まれています。

先日、県議会の「離島・半島地域振興特別委員会」で、三会原土地改良区を視察しましたが、改良区の方からも、基盤整備の効果や重要性について、率直な意見をお聞きし、その認識を新たにしたところです。

そこで、現在、島原半島で進められている農地の基盤整備の進捗状況と今後の新規地区の予定について、お尋ねします。

次に、農地の基盤整備を計画的に進めていくには、まず、国において農業農村整備事業予算がしっかり確保されることが重要です。

また、県においても、令和3年度は、関係者のご尽力により、地元の要望に応え得る102億円を満額確保できましたが、今後も必要額が満額確保されることが不可欠と考えます。

そこで、令和4年度の国の概算要求の状況と、本県の予算確保に向けた取組の状況について、お尋ねします。

2、長崎県のブランド化について。

(1) 地域ブランド調査について。

先日、ブランド総合研究所が実施した「地域ブランド調査2021」の調査結果が発表されています。

本県では、この地域ブランド調査の評価項目の一つである都道府県の観光意欲度ランキングを主要な施策の成果指標に設定していますが、令和2年は、目標の全国6位に対し、実績は全国5位となり、目標を達成しています。また、マスコミなどで話題になる魅力度ランキングでも、本県は全国8位と高い評価になっています。

一方、地域ブランド調査には、このほかに「認知度」、「情報接触度」、「食品想起率」、「訪問率」などの評価項目がありますが、これらに

については全国で20位前後と、観光意欲度や魅力度に比べて相対的に低い評価になっています。

そこで、この観光意欲度と食品想起率について、県として、どう評価しているか、お尋ねします。

(2) 長崎県の食のブランド化について。

私は、本県の魅力を構成する大きな要素の一つが「食」であり、県産品の販売や利用促進、観光誘客においても、食のブランド化が大変重要だと考えます。

そこで、県は、食によるブランド化についてどのように取り組み、どのような成果が上がっているか、お尋ねします。

次に、本県には、食に関する様々な認証ブランド制度があり、所管部において、これらを活用した販売促進などの取組が行われています。

そこで、このうち代表的なブランド产品である「長崎俵物」と「長崎四季畑」について、県内・県外における認知度や売上げ実績、今後の取組をお尋ねします。

(3) 日本橋 長崎館について。

首都圏において、長崎県の食や文化、観光などの魅力を発信する拠点として、本県のアンテナショップ「日本橋 長崎館」がオープンして、もうすぐ6年が経過しようとしています。

本県は、「日本橋 長崎館」において、県産品の販売、飲食の提供、イベントの開催、観光案内、情報発信、販路拡大などの業務を民間事業者に委託する一方、家賃や共益費などで毎年約1億円を一般財源から拠出しています。

そこで、これまでの来観客数と売上げなどの実績、そして、これらを受けた今後の取組について、お尋ねします。

3、ウィズコロナ・アフターコロナにおける観光振興策について。

（1）隣県、九州内での観光周遊に向けた取り組みと賀来賢人の連携について。

国は、観光振興策として、GoToトラベルキャンペーンの前に、県内旅行や隣県、地域ブロックでの旅行を補助する計画になっています。

ウィズコロナ・アフターコロナにおいては、まず、近場の旅行需要から回復すると見込まれていますが、本県は、昨年の「ふるさと再発見の旅」で成果を上げているので、このノウハウを活かして、佐賀、熊本、福岡の隣県や九州内からの誘客拡大に期待しています。

そこで、隣県、九州内からの誘客に向けた本県の今後の取組について、お尋ねします。

4、第4次食育推進計画について。

（1）持続可能な食を支える食育と、「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進について。

平成17年に「食育基本法」が制定され、国は、5年毎に「食育推進基本計画」を作成しており、令和3年度からは、第4次計画がスタートしました。

この国の第4次計画では、国民の健康や食を取り巻く環境の変化、社会のデジタル化の進展を受けて、持続可能な食を支える食育の推進、「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進が新たに重点項目に掲げられ、食と環境の調和、農林水産業や農山漁村を支える多様な主体とのつながりの深化、ICTなどのデジタル技術を有効活用した効果的な情報発信などの取組を進めることとしています。

そこで、本県でも、令和3年度から「第4次長崎県食育推進計画」をスタートしましたが、この持続可能な食を支える食育と、「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進について、本県ではどのように取り組んでいるか、お尋ね

します。

（2）地域との連携による食育の推進について。

食育を県民運動として展開するためには、県民一人ひとりが食育について認識し、行動することが必要であり、具体的には住民に直接接する市町の取組が重要になります。

また、施策の実効性を高めるには、地域において食育に関わる多様な関係者が、その特性や能力を活かしつつ、主体的に、かつ密接に連携・協働して地域レベルのネットワークを築いていくことが重要です。

そこで、本県市町における食育推進の取組の現状と地域との連携による食育の推進について、県としてどのように取り組んでいるか、お尋ねします。

（3）食育推進全国大会の開催について。

食育推進全国大会は、食育推進運動を重点的に実施する6月の「食育月間」における全国的な中核行事です。平成18年からこれまでに15回開催され、九州では、過去に佐賀県と大分県で開催されています。

そこで、食育の重要性の認識を県下全域に広げ、食育を県民運動として展開する大きな契機とするために、この食育推進全国大会を本県で開催してはどうかと思いますが、県の見解をお尋ねします。

5、地域包括ケアシステムについて。

（1）各圏域の構築状況と課題、対応について。

高齢者の方が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム、本県では、国の目標である2025年度より2年早い2023年度に、県内全市町

で地域包括ケアシステムを構築すべく、長崎県版の評価基準をもとに構築状況を把握し、課題を中心にロードマップを作成して改善に取り組んでいます。

そこで、まず、令和2年度の地域包括ケアシステムの各圏域の構築状況はどうだったのか、また、今回の評価における課題と、その改善のためにどのように取り組もうとしているか、お尋ねします。

（2）2025年度に向けた今後の取り組みについて。

本県では、これまでの取組の結果、地域包括ケアシステムがおおむね構築できたという圏域が、令和元年度で県全体の約85%になっており、残りの圏域についても、構築に向けて取組を進めていただきたいと思います。

一方で、多くの圏域では、一定の構築がなされていますので、これらの地域については、今後は充実期として、2025年度の完全実施に向けて、これまでの取組を確認するとともに、地域包括ケアシステムの構築の段階から、質の向上に取り組む段階にきているのではないかと考えます。

そこで、2025年度の完全実施に向けた今後の県の取組について、お尋ねします。

6、ファミリーホームについて。

（1）長崎県社会的養育推進計画の進捗状況について。

家庭における養育が困難、または適当でない児童の社会的養育について、本県では、平成27年に、当時は施設が9割、里親が1割であった委託率を、国の目標に合わせて、施設の本体、グループホーム、里親等の割合をそれぞれ3分の1にする「長崎県家庭的養護推進計画」を策定しました。

その後、「児童福祉法」の改正を受けて、国が家庭的養育をさらに推進していくこととしたため、本県でも、昨年3月、新たに「長崎県社会的養育推進計画」を策定し、里親及びファミリーホームへの委託率を令和11年度に43.2%にする目標を掲げています。

そこで、まず、この「長崎県社会的養育推進計画」について、里親及びファミリーホームへの委託率の進捗状況と課題、今後の取組について、お尋ねします。

（2）県内のファミリーホームの現状と今後の取り組みについて。

ファミリーホームは、養育者の住居に5人ないし6人の子どもを迎え入れて児童の養育を行うものです。

「長崎県社会的養育推進計画」における令和11年度のファミリーホームの設置数の目標は13か所ですが、県内には、現在、まだ6か所しかありません。

一方で、事業者の方からは、運営にご苦労されている声を多く聞いており、里親などへの委託率の目標を達成するには、ファミリーホームの整備や質の向上等に向けた支援が必要だと考えます。

そこで、県内のファミリーホームの現状と今後の取り組みについて、お尋ねします。

7、島原半島の県立高校について。

（1）島原半島の県立高校の現状について。

島原市には、長崎県内で唯一、市内に県立の普通高校、商業高校、工業高校、農業高校などの専門高校がそろっていて、私立高校もあります。このため、半島内の中学生の多様な進路希望に対応でき、島原市をはじめ、半島内から多くの高校生が通学しています。

しかしながら、人口減少と少子・高齢化、生

徒の半島外への進学が増加などによって、近年、県立高校の定員が減少し、さらに定員割れの状況が続いています。

そこで、まず、令和3年度の島原半島の県立高校の募集定員に対する充足状況について、お尋ねします。

また、島原半島の県立高校の定員割れの一因に、半島外の私立高校への進学が増加があります。

特に、昨年度からの高校の実質無償化によって、その傾向に拍車がかかっているのではないかと考えます。

そこで、島原半島から半島外の私立高校への進学者の推移と、その要因に対する県の見解をお尋ねします。

（2）今後の対策について。

こうした県立高校の定員割れは、学校の活力や生徒の教育環境の悪化、ひいては地域の衰退にもつながってまいります。この状況を改善し、さらなる学級数の削減や統廃合を避けるには、まずは学校の魅力を向上させ、生徒や保護者に、この学校に行きたいと思ってもらえるような取組が必要です。

そこで、現在の状況を改善するために、どのような対策を考えているか、お尋ねします。

以上で、壇上からの質問を終わり、ご答弁後に、対面演壇席で再質問等を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（山口初實君） 知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 山本由夫議員のご質問にお答えいたします。

島原道路の今後の整備についてのお尋ねであります。

島原道路については、全体延長約50キロメートルのうち、これまでに約19キロメートルを供

用しており、南島原市深江町から諫早インター間で18分の時間短縮が図られたことにより、農産物の出荷量増大や救急医療圏の拡大などに寄与しております。

令和2年度には、有明瑞穂バイパスを事業化し、島原半島内全ての区間に着手できたことで、整備の道筋が一定立ったものと考えております。

また、令和8年度頃に予定しております地方機関再編に当たっても、島原道路が大規模プロジェクトでありますことから、独立した島原道路建設事務所の設置を予定しているところであり、重点的に工事を進めていくことといたしております。

今後も、予算の確保に努め、地域の皆様の協力をいただきながら、一日も早い全線完成を目指してまいりたいと考えております。

そのほかのお尋ねにつきましては、各部局長からお答えをさせていただきます。

○副議長（山口初實君） 農林部長。

○農林部長（綾香直芳君） 私の方から、3点お答えをさせていただきます。

まず、島原半島における農地の基盤整備事業の実施状況及び今後の新規地区の予定はどうなっているのかとお尋ねですが、本年度の農地の基盤整備事業につきましては、県全体で31地区、このうち島原半島では12地区で実施しているところです。

令和2年度末までの進捗状況につきましては、島原市が2地区で53%、雲仙市が6地区で35%、南島原市は4地区で31%となっております。

また、島原半島における今後の新規地区として、令和4年度に中原・寺中地区、令和5年度に一野地区が採択されるよう準備を進めており、令和6年度以降では、東大地区など5地区において推進を図っているところです。

今後も、県と市が連携をし、地域の合意形成を進めてまいります。

次に、令和4年度の国の農業農村整備事業の概算要求の状況と予算確保に向けた県の取組はどうなっているのかとのお尋ねですが、国の令和4年度の概算要求は、対前年度比で118%の5,263億円となっております。

予算確保に向けた県の取組といたしましては、本年6月の政府施策要望において、重点項目として国に要望したほか、7月に関係団体とともに要望書を提出し、さらに、11月5日には金子農林水産大臣や財務省主計局長などへ直接要望を行ったところです。

今後とも、国の予算の確保と本県への重点配分について、あらゆる機会を捉えて国に強く働きかけてまいります。

次に、「長崎四季畑」の県内・県外における認知度や売上げ実績、今後の取組についてのお尋ねですが、県では、「長崎四季畑」のブランド確立のため、これまで四季畑取扱い店舗でのフェア開催やプレゼントキャンペーン、商談会出展支援などに取り組んできた結果、売上げは年々増加傾向にあり、令和2年度の実績は、6億8,900万円と、この5年間で2.6倍に増加をしております。

しかしながら、認知度は、県内で35%、首都圏等では11%にとどまっており、県民から愛される認証ブランドとするためには、これまでの取組に加え、商品の魅力を伝える動画の作成とメディア発信、ネット購入が可能となるリーフレットの作成と、県民が集まる施設への配布、コロナ禍に対応したカタログ販売などの販路の拡大等に取り組み、「長崎四季畑」の認知度や販売額の向上を図ることで、農林業者、食品事業者の所得向上につなげてまいります。

○副議長（山口初實君）文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中崎謙司君）私の方から、観光・物産関係4点について答弁させていただきます。

まず、地域ブランド調査における観光意欲度や食品想起率の結果についてのお尋ねでございます。

本調査は、民間の調査機関が独自に行ったものでありまして、近年、マスコミでも多く取り上げられ、注目度の高い調査と認識しております。

設問のうち、当県への観光を希望する観光意欲度は、昨年の11位から5位に上昇しており、これまでの全国へ向けた情報発信などに一定の効果があったものと考えております。

本県の産品のうち、購入したいと思いつかぶものを調査しました食品想起率は12位と上位に位置しておりますが、回答の大半につきましては、ちゃんぽんやカステラが占めておりまして、今後は、全国に誇る農水産物なども選んでいただけるよう、関係者と協力しながら、長崎ブランドの魅力向上と情報発信に取り組んでまいります。

次に、食によるブランド化への取組についてのお尋ねでございます。

食は、本県の魅力を伝える重要な要素の一つであり、これまでも都市圏の高級ホテルや料飲店におきまして、食や観光の魅力を総合的に発信します「長崎フェア」を実施してきたところでありまして、これは来場者の本県への訪問意欲を高めるとともに、メニュー化による食材の継続取引にもつながっているところでございます。

また、今年度より、県内料理人と意欲ある生産者をマッチングして、本県の魅力ある食材の

利用を促進しますとともに、県産酒と地魚の双方の良さを顕在化するメニュー開発支援にも取り組むなど、食の魅力づくりを進めているところでございます。

このような取組を通じまして、観光客の満足度の向上を図りますとともに、長崎から帰られても、県産食材を手にとっていただけるよう、食の魅力や価値を伝えることで、食のブランド化につなげてまいります。

次に、「日本橋 長崎館」の取組についてのお尋ねでございます。

平成28年に開設しましたアンテナショップ「日本橋 長崎館」には、本年3月末までに244万人の方にお越しいただき、売上げ額は9億4,000万円となっております。

長崎館では、物産や観光など、本県の魅力を発信しますとともに、消費者の声などの情報収集を行い、地元事業者へのフィードバックに取り組むなど、首都圏での情報受発信の拠点として、誘客促進や県産品の販路拡大、魅力ある商品づくりにつなげる役割を担っております。

長崎館での販売をきっかけとしまして、県内事業者の新たな取引や商品改良につながった例もあることから、今年度は、市町と連携しまして、新商品等をテスト販売するチャレンジコーナーを設置しまして、商品の販売状況や消費者の意見を商品改良や開発につなげる機能の強化に取り組んでいるところでございます。

今後とも、関係者の皆様と連携を図りながら、首都圏における魅力発信や販路拡大に取り組んでまいります。

次に、隣県、九州内からの誘客に向けた取組についてのお尋ねでございます。

現在、国の補助金を活用して実施しています県民キャンペーンにつきまして、先般、国の方

から、ワクチン・検査パッケージの活用を前提とした隣県への対象拡大や期間の延長が示されたところでございます。

隣県へ対象を拡大するためには、対象県の同意が必要などの要件があることから、できるだけ早期に実施することができるよう、福岡、佐賀、熊本との協議を含め、拡大に向けた準備を進めているところでございます。

また、九州ブロックへの拡大につきましては、国において、「専門家の意見を踏まえ、年明け以降の適切なタイミングで実施する」との説明がっておりますので、引き続き、国の動向などを注視してまいりたいと考えております。

○副議長（山口初實君）水産部長。

○水産部長（斎藤 晃君）「長崎俵物」の県内外における認知度や売上げ実績等の成果と現状を踏まえた今後の取組についてのお尋ねでございますが、昨年度の「長崎俵物」の売上げ実績は、コロナの影響を受け減少したものの、それ以前の売上げ実績は6億円から7億円となっております。

また、認知度については、県内外に向けたPR等に取り組んでおりますが、県内は58%、首都圏は28%にとどまっております。

このため、認知度向上と販売強化に向け、これまでホームページ等を活用したPRや、俵物認定業者が取り組む商品開発、商談会の出展にかかる支援に加え、長崎空港内でデジタルサイネージ広告を行うとともに、事業者が取り組むネット通販の強化を支援してまいります。

○副議長（山口初實君）県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（貞方 学君）私からは、第4次食育推進計画について、3点お答えをさせていただきます。

まず、持続可能な食を支える食育と、「新た

な日常」やデジタル化に対応した食育の推進について、県ではどのように取り組んでいるのかとのお尋ねでございます。

本県におきましても、国の計画と同様に、SDGsを踏まえながら、食と環境の調和を図るための食品ロス削減や、日本の風土や環境に適応した和食文化の保護・継承を目的としたイベントに取り組むなど、持続可能な食を支える食育を推進しております。

先日開催いたしました郷土料理の食を伴うイベントでは、パーティション設置や黙食の実践によりまして、「新たな日常」に対応した形式で開催いたしました。

また、各種会議等はオンラインで開催しており、今後とも、より効果的な食育の普及啓発の手段として、デジタル技術を有効活用してまいります。

次に、市町における食育推進の取組の現状と地域との連携による食育の推進について、県としてどのように取り組んでいるのかとのお尋ねでございますが、県内全ての市町において、「食育推進計画」が策定されており、地産地消や農林漁業体験、郷土料理の継承など、それぞれの地域の実情に即した食育を地元の方々と連携して推進しているところでございます。

一方、県におきましては、地域における食育活動を支援するため、市町や民間団体等が実施する事業費の一部助成や、地域の模範となる食育活動に取り組む方の表彰を行うなど、地域と連携した食育に取り組んでおります。

次に、「食育推進全国大会」を本県で開催してはどうかとのお尋ねでございますが、県民の食育に対する理解を深め、食育への積極的な実践を促すためにも、「食育推進全国大会」の本県における開催は意義あるものと考えておりま

す。

また、西九州新幹線の開業や、MICE施設と連携したアフターコロナ策の一つとして、交流人口の増加にも寄与するものと考えられることから、本県における開催について検討してまいりたいと考えております。

○副議長（山口初實君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（寺原朋裕君） 私から、2点お答えいたします。

令和2年度の各圏域の構築状況はどうだったのか、また、今回の評価における課題をどのように分析し、改善に向け、どう取り組もうとしているのかとのお尋ねでございますが、令和2年度は、地域包括ケアシステムがおおむね構築できた圏域が、県内124圏域の約90%に当たる111圏域となり、前年度の105圏域から6圏域増加しております。

構築が遅れている圏域は、地理的に広域であることや、医療機関や介護施設などの地域資源が少ないことから、医療や介護分野の専門職及び行政職員が地域の課題解決のために一層連携を図りながら、基盤整備を進めていく必要があります。

県といたしましては、市町に対し、課題の明確化、有識者による現地支援や人材育成研修などの支援を行い、一日も早い構築を目指してまいります。

次に、構築がなされた市町における地域包括ケアシステムの質の向上のため、今後どのように取り組もうとしているのかとのお尋ねについてでございますが、県では、平成29年度に、全国に先駆けて評価基準を策定したところであり、その評価結果に基づき、市町が策定した地域包括ケアシステム充実のためのロードマップを着実に推進できるよう、市町や地域包括支援セン

ターに対して、先進事例の情報提供や従事職員に対する研修会等を実施しているところです。

また、今年度、新たな評価基準の策定に向けた検討を開始しており、地域住民の実感を重視した視点を取り込むことをはじめ、地域共生社会を見据えた動きなどにも対応した指標が必要であると考えており、有識者にご意見をいただきながら、検討を進めております。

○副議長（山口初實君） こども政策局長。

○こども政策局長（田中紀久美君） 私からは、ファミリーホームについて、2点お答え申し上げます。

まず、里親及びファミリーホームの委託率の進捗状況、今後の取組についてのお尋ねですが、里親及びファミリーホームの委託率は、令和2年度で15.8%であり、年度の目標値である18.2%に達しておりません。

その要因としては、保護者の同意が取れないことや、情緒行動上の問題で施設でのケアが必要な児童が存在すること、また、適当な受け入れ先がなかったこと等が挙げられます。

受け皿となる里親を増やす取組では、長崎県里親育成センターが行う出前講座や、新聞等での啓発活動により、里親の登録数が伸びてきております。

今後は、さらに、保護者への里親制度の理解促進や、施設において情緒行動上の問題が緩和してから里親等への委託を進めることにより、一人でも多くの子どもたちが家庭的養育環境の中で成長することができるよう努めてまいります。

次に、ファミリーホームの現状と今後の取組についてのお尋ねですが、県内6か所のファミリーホームへの措置児童は、令和3年11月1日時点で22名となっております。

また、令和4年4月には、諫早市内にファミリーホームが新設予定であり、設備整備に必要な経費について、今議会に補正予算議案として上程しているところです。

ファミリーホームは、夫婦及び補助者で運営することもあり、保護者が里親個人への委託に抵抗感を示す場合でも、保護者に受け入れられやすいことから、家庭的養育を進めるうえで有効な選択肢であり、「長崎県社会的養育推進計画」に基づき、整備に努めてまいります。

また、ファミリーホームにおける養育の質の向上に関しましては、養育力向上を図る各種研修の充実や、各種情報の提供を継続するとともに、児童相談所、市町、里親支援機関等の関係機関がチームを組み合わせながら、ファミリーホームの養育を支えてまいります。

○副議長（山口初實君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） 島原半島の県立高校の定員充足状況と半島外の私立高校への進学者の推移、増加した要因に対する県の見解はというお尋ねでございます。

島原半島にある県立高校8校の令和3年度の入学状況は、全ての学校が募集定員を満たしておらず、充足率は平均で72.3%となっております。

島原半島内の中学校の卒業者のうち、島原半島外の私立高校に進学した生徒の割合は、10年前の平成23年度卒業者が13.5%でありましたのに対し、令和2年度は21.3%となっており、7.8ポイント増加しております。

私立高校では、メディアを積極的に活用した特色ある教育活動の周知広報や、広範囲から通学可能とするスクールバスの運行を充実させるなどの自助努力に加えて、令和2年度から就学支援金制度の拡充による授業料実質無償化がス

スタートしており、これらが私立高校への進学割合を高めた主な要因と分析いたしております。

次に、学校の魅力を向上させ、現在の状況を改善するために今後どのような対策を考えているのかとのお尋ねでございます。

社会の急激な変化に伴いまして、求められる資質や能力も変化しておりますため、専門学科におきましては、地域の成長を支える職業人材の育成に資するように、産業界と高校が一体となった教育の一層の充実を図りたいと考えております。

また、普通科、総合学科では、地域と連携した探求的な学びなど、将来を見据えた進路を主体的に選択できる生徒の育成を目指すキャリア教育と、高い進路目標の実現を図る指導の充実に努めてまいります。

そのためには、教員自身が時代に合う教育を実践できるよう、研修の充実など、教員の資質向上にも努めてまいりたいと考えております。

さらに、今後は、このような各学校の取組が魅力として地域や地元の中学校等にも伝わりますように、効果的な発信にも努めてまいりたいと考えております。

○副議長(山口初實君) 山本由夫議員 - 29番。

○29番(山本由夫君) それぞれにご答弁ありがとうございました。

それでは、ピックアップして再質問を行います。

まず、島原道路、それから県内の農地の基盤整備予算につきましては、近年、関係者のご尽力で確保できているというふうに認識をしています。引き続き、予算の確保、それから事業の推進をよろしく願いをしておきます。

次に、長崎県のブランド化についてですが、私は、地域ブランド調査の結果からは、長崎県

は優れたブランドイメージが持たれているものの、実は、その内容は漠然としたものであって、具体的な認知や購買、来県にはつながっていないのではないかとこのように推察をしています。したがって、あと一押しして、実際に長崎に行く、長崎のものを買うという行動を促す必要があり、私はこの一押しが「食」であるというふうに考えています。

本県には、豊富な食材があり、食のブランド化につきましては、先ほどご説明があったとおり、各部で様々な取組を頑張っておられますけれども、私はその部局横断的な取組がまだ弱いというふうに感じています。

例えば、近年、「長崎は、美味しい。」というキャンペーンを行っています。私は、この「長崎は、美味しい。」というキャッチフレーズ自体は、非常にインパクトがあって大変よいと思うんですけども、それぞれの取組が断片的で、面の取組に広がっていないと、そのため、認知度が上がらずに、需要を取り込めていない、取りこぼしているのではないかとこのように考えます。

そこで、「長崎は、美味しい。」という「食」を統一したポータルサイトを立ち上げてはいかがでしょうか。そうすることで、このポータルサイトがハブとなって、そこから「長崎俵物」や「四季畑」、県産品の店とか、イベントにアクセスができ、逆に、それぞれからポータルサイトへアクセスできるように情報を一本化し、出入り口を広げることで、売上げやブランド化の向上につながるのではないかとこのように考えますけれど、この点についてのご見解をお願いします。

○副議長(山口初實君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(中崎謙司君) 「食」は、

旅の目的として非常に重要であると考えております。

現在、大勢の観光客の方にアクセスいただいている観光ポータルサイト「ながさき旅ネット」内に、「長崎の歴史と文化を感じる郷土料理」、あるいは、「グルメと一緒に楽しみたい長崎の酒」などを紹介する「食」の特集ページを設けているところでございます。

ご指摘を踏まえまして、まずはこれらのページの中で「長崎俵物」や「長崎四季畑」についての紹介を行い、一元的な「食」の情報発信をしてみたいと考えております。

○副議長(山口初實君) 山本由夫議員 - 29番。

○29番(山本由夫君) ありがとうございます。

実際にそこを売っている、例えば広島県とかは、広島食の道ですね、「食道」という形で、それを出すと、もう食に関するものが全部見えるというふうな形に、販売もできるし、そのお店にも行けるというふうな形でつながっていきますので、ぜひよろしくをお願いします。

それから、「日本橋 長崎館」についてですが、けれども、「日本橋 長崎館」の来館客数、売上げ額、先ほど部長は累計でおっしゃいましたけれども、例えば2019年度の「日本橋 長崎館」の来観客数は58万8,000人、売上げ額は2億1,400万円になっています。

一般財団法人地域活性化センターの自治体アンテナショップ実態調査報告書によりますと、東京都内のアンテナショップ62店、当時62店ですけれども、このうち、2019年に来観客数が50万人以上だったのは12店舗、このうち70万人以上が7店舗あります。

また、売上げ額が2億円以上だったのが22店舗で、このうち3億円以上だったのが16店舗あります。規模などの違いはありますけれども、

私は物販機能という面では、「日本橋 長崎館」の現状はもの足りないという印象を持っています。

また、観光PR機能とか、販路拡大に向けた営業拠点機能、情報受信機能については、それらが実際の誘客や売上げ、県産品の商品開発にどういうふうにつながっていったのか、どういうふうに貢献したのかという成果指標がないために、効果が非常に見えづらくなっています。

アンテナショップは、一般の物販店舗とは性格が異なるとはいえ、多額の一般財源を投じている以上、それぞれの目的に対する成果の測定は必要だと思います。

また、インターネットの普及、あるいはウィズコロナでの社会活動の変化を踏まえて、これらの目的が常設店舗でなければ達成できないのか、逆に常設店舗としてどうあるべきかなどについて、改めて検討する必要があると考えています。

そこで、このような成果の測定について、また、店舗の機能の強化に向けた今後の取組について、お尋ねします。

○副議長(山口初實君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(中崎謙司君) 「日本橋 長崎館」の効果につきましては、取引事業者へのアンケートを毎年実施しまして、満足度や販路拡大状況等の把握に努めているところでございます。

今後は、これに加えて、LINEなど、SNSを活用した来館者へのアンケートを実施しまして、アンテナショップが来県意欲度はどうつながったのかなどの把握にも取り組んでまいりたいと考えております。

このほか、本県とのつながりのある有名シェフに、長崎館の食材を使ったレシピを考案して

いただきまして、実際の調理風景を長崎館からライブ中継するなど、コロナ禍を踏まえてリアルとデジタルを融合させた食の魅力の新たな発信なども検討してまいりたいと考えております。

引き続き、アンテナショップとして、最大限の効果が発揮できますよう、取組の成果をしっかりと検証して、機能強化に努めてまいります。
○副議長(山口初實君) 山本由夫議員 - 29番。
○29番(山本由夫君) ありがとうございます。

この地域ブランド調査で、魅力度とか、そういうランキングが高いということは、「長崎」という名前がすごくいいイメージなんだろうなと、そういう意味では、ブランド力がある、長崎という名前にはブランド力がある、ポテンシャルも高いというふうに考えていますので、これらをより効果的に引き出すための、今おっしゃったようなところも含めて、今後の取組に期待をし、私も一緒に考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、隣県、九州内での観光周遊に向けた取組についてですが、島原半島は、本県の東の玄関口として、熊本県や福岡県と4つの航路で結ばれていて、九州周遊のアクセス拠点として重要な役割を担っています。

陸路だと長距離で数時間かかるルートも、航路ですと、熊本県から島原半島へは1時間足らずで行けますので、例えばツーリングなどにも効率的だと思います。

先日、福岡、佐賀、長崎、熊本4県の有明海沿岸を中心とする商工団体が組織されます九州中部商工連合会の総会が島原市で開催され、その中で、「九州観光の展望と環有明海エリアのポテンシャル」という講演がありました。

有明海を囲む環有明海エリアには、年間6,000

万人を超える観光客が訪れているが、ほとんどが日帰りなので、いかに宿泊客を増やすかが課題であること、そして、有明海沿岸エリアには、世界遺産やジオパーク、歴史、温泉など、価値の高い共通の観光資源があるので、4県が連携することで、点在するこれらの資源を周遊してもらい、その結果、魅力が向上し長期滞在にもつながるのではないかというふうなお話でした。

そこで、有明海沿岸の4県と新たな会議体、あるいは組織などを設置して、お互いに連携を強化する、4県で連携を強化するような取組も行っていきたいと思っておりますけれども、ご見解をお願いいたします。

○副議長(山口初實君) 文化観光国際部長。
○文化観光国際部長(中崎謙司君) 近隣県との連携につきましては、これまでも九州各県との間で協議会を設置しまして、連携して誘客対策や情報発信に取り組んでいるところでございます。

本年11月に、「九州観光推進機構」におきまして、九州各県の官民により「九州域内旅行促進プロジェクト委員会」が設置されたところでございますが、今後、この委員会の中で、今ご指摘にありましたような有明海沿岸など、ブロックを分けた形での誘客促進、周遊対策の実施について提案できないかと考えているところでございます。

○副議長(山口初實君) 山本由夫議員 - 29番。
○29番(山本由夫君) 前向きにありがとうございます。ぜひ、実現していただければと思います。

それから、島原半島航路の中で、福岡県の三池港と島原港を結ぶ高速船は、福岡県と本県を45分で直接結ぶ貴重なルートなんですけれども、昨年来、福岡県の再三の緊急事態宣言など

の影響で、利用客が大幅に減少して大変苦しい状況になっています。

本県では、これまでに地域振興部の方も含めて様々な支援策をいただいておりますし、また、老朽化した島原港棧橋の改修にも取り組んでいただいています、大変感謝を申し上げます。

今後とも、早期の改修をはじめ、航路の維持・発展のための支援をどうぞよろしくお願いいたします。

次に、「第4次食育推進計画」についてですけれども、これは島原市の食育推進計画の例ですけれども、8つの基本施策について、市の部署や関係団体のどこが、どのように関わっていくのかというのが一覧にされて、大変わかりやすく紹介をされています。

また、市の食育推進会議や、内部の幹事会のもとに、若手職員による担当者会議を設置し、自由な発想で地域と連携した具体的な計画を実施しています。

デジタル化につきましても、コロナ禍でできなかった体験の代わりに、オンラインでの講習、朝食や郷土料理のレシピ本の発行やテレビでの紹介、また、アンケートにおけるICTの活用などの取組も行われています。

県内の他市町でも様々な取組が行われていると思いますので、県・市町担当者会議等があるようですので、そこで積極的な意見交換を行い、先進事例の取組を共有してレベルアップを図ってほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（山口初實君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（貞方 学君） 毎年開催しております県・市町食育推進担当者会議におきまして、各市町が実施している事業の情報を共有するとともに、市町の先進的な事業の紹介や

意見交換等を実施しております。

今後とも、県・市町、双方の食育推進のレベルアップが図られるよう、情報共有や意見交換などに取り組んでまいりたいと考えております。
○副議長（山口初實君） 山本由夫議員 - 29番。
○29番（山本由夫君） ありがとうございます。

次に、国の第4次計画では、地域における食育の推進という項目の中で、貧困等の状況にある子どもに対する食育の推進として、「子ども食堂を含むNPOなどに対して支援を行う」とされています。

そこで、今後、子ども食堂が食育推進の一つの場となっていくことが考えられますけれども、県の見解と今後の取組について、お尋ねします。
○副議長（山口初實君） 県民生活環境部長。
○県民生活環境部長（貞方 学君） 子ども食堂では、誰かと一緒に食事をするすることで、食の楽しさを実感するとともに、食事のマナーの習得などが期待できます。

また、調理の手伝いや郷土料理を食べることで、食への感謝の心や食品ロスへの意識、食文化の継承など、様々な食への関心を深める機会となることも考えられます。

県といたしましても、子ども食堂を運営するNPO等への各種支援制度の情報提供等の支援を行ってまいりたいと考えております。

○副議長（山口初實君） 山本由夫議員 - 29番。

○29番（山本由夫君） ありがとうございます。

ここで、島原市の子ども食堂の例を一つご紹介します。

こちら、島原市の子ども食堂では、食生活改善推進員の方とか、ボランティアの方、それから高齢者の方や高校生も参加をして、子どもたちと一緒に調理を行い、できたものを一緒に食

べる機会を提供しています。

食材については、地元の農家の方とか、食品業者の方も好意で提供されています。

さらに、会場については、空き家だった古民家を使っていて、この所有者の方はもちろんですけれども、改装とか、設備の設置についても地元の方の好意で設置されるという形で地域の輪がずっと広がっているというふうに感じています。

県としても、今、部長がおっしゃいました食育の観点からも、こうした各市町の子ども食堂の事例を共有して広めていただくとともに、こども政策局の方とも連携をしていただいて、状況に応じた支援のほど、よろしく願いいたします。

次に、地域包括ケアシステムについてですが、これまでの取組を進めるとともに、2025年度の完全実施に向けて、今後、新たな評価基準を設けて取り組んでいくというご答弁をいただきました。大変評価をしています。

一方で、地域包括ケアシステムが機能するためには、サービスの提供側の体制を整えるとともに、実際にサービスを利用する受け手側への情報発信と理解も重要な課題です。

先ほど、「実感」というふうな言葉を部長はおっしゃいましたけれども、地域住民の実感という意味で、そこで地域包括ケアシステムの認知度の現状と、現在、介護を必要としている高齢者、また、今後、サービスを利用することになる世代への理解促進のための取組について、お尋ねします。

○副議長（山口初實君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（寺原朋裕君） 昨年度、全市町が65歳以上の住民に対して実施した調査において、地域包括ケアシステムについて、言葉も

内容も知っているとお答えの方は、平均で3割弱にとどまっており、住民への周知が不足しているものと捉えております。

県としましては、ご自分の市町の地域包括ケアシステムの状況がわかる情報の発信を行うとともに、年齢や障害の有無を問わず利用できる多世代型の通いの場の設置を各市町に働きかけ、あらゆる世代が参画できる機会をつくるなど、県民の地域包括ケアシステムの理解促進に努めてまいります。

○副議長（山口初實君） 山本由夫議員 - 29番。

○29番（山本由夫君） ありがとうございます。

私もニーズ調査の結果を少し教えていただいたんですけれども、今おっしゃったみたいに、全く知らないという方も3割いらっしゃると、この「地域包括ケアシステムができていますか」ということに対して、「わからない」という回答が7割以上を占めているというふうな形で、やっぱり何となくあるんだけれども、いざ使おうと思った時にどういうものがあるのかというのは、なかなか体制はできているんだけれども、それが知られてないというのが、やっぱりまだ取り残されている感じがしますので、そこにつきまして、今後の計画の中で取組の方、よろしく願いいたします。

それから、ファミリーホームについてですけれども、児童養護施設などにおいて、指導員の補助者を雇いあげて、指導員の方の業務負担を軽減するとともに、人材の確保を図るための国の児童養護施設等体制強化事業というのがあるんですけれども、この対象に令和3年度からファミリーホームも加わっています。

本県としまして、先ほどご説明いただいたようなファミリーホームの現状を踏まえまして、

職員の負担軽減と受け入れ体制強化に向けた人材の確保、また、スキルアップのために、こうした国庫補助事業の活用を含めて取り組んでいただきたいというふうに思いますので、ここでは要望にとどめておきますので、よろしくお願いいたします。

次に、島原半島の県立高校についてですが、県立高校の定員充足率の向上のためには、教育委員会教育長からご答弁いただいた、やっぱり学校の魅力をまず高めること、特に、時代とか、ニーズに即した先生方のさらなるレベルアップが重要だと考えますけれども、これと併せて、私の方から3つ提案をさせていただきます。

一つ目は、生徒、保護者の理解促進のためのPRの強化についてです。

現在、各高校ではオープンスクールであったり、地域別説明会であったり、校長先生が各学校を回られたりされているというふうに聞いています。

ただ、生徒や保護者の方には、それぞれの高校の従来のイメージが残っていて、現在の高校の取組とか、実績というのが十分に伝わっていない面もあるのではないかとこのように感じています。

そこで、地域別ではなく、各中学校別の学校説明会を行って、学校の方針や実績、そして、ぜひ自分たちの高校に来てほしいという思いをもっと生徒や保護者に直接訴えかける必要があるのではないかと。さらに、3年生だけでなく、2年生とか、早い段階でもこうした説明会ができないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（山口初實君）教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君）これまでの

取組に加えまして、今後は、各高校の魅力や特色を十分に理解していただくために、中学校との情報交換をさらに充実させるとともに、市町教育委員会の協力をいただきながら、中学生や保護者に直接説明できる機会の設定に努めてまいりたいと思います。

また、中学2年生を対象とした説明会や地域の中学生を対象とした体験活動等を開催するなど、高校の魅力や特色の理解の促進を早い段階から図る取組についても、学校と一緒に考えてまいりたいと思います。

○副議長（山口初實君）山本由夫議員 - 29番。

○29番（山本由夫君）ありがとうございました。ぜひよろしくお願いいたします。

それから、二つ目は、先ほどちょっと触れられましたけれども、通学環境の改善のためのスクールバスの導入についてです。

本県では、昨年度から、通学費補助の支援が拡充されるなど、支援をいただいておりますけれども、地域によっては、例えば私立高校よりもバス代の通学費が高いということで、保護者にとって負担感が非常に強いというふうに感じています。

そこで、例えば島原市内の4校について言えば、近距離にあって、巡回することが可能な場所にありますので、民間とか、市も協力をしていただいて、共通のスクールバスを導入することで、現行の県の補助と同程度の範囲内で生徒や保護者の負担軽減を図ることができないかなど、検討できないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（山口初實君）教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君）県教育委員会といたしましても、生徒の通学にかかる負担の軽減は課題の一つだと認識をいたしております。

す。

議員から、ただいまご提案がありました共通のスクールバスの運行につきましては、生徒の通学状況やニーズ、運行の経路、他の市町への影響、事業実施主体、さらには事業の採算性といったような数多くの課題もあります。

まずは、地元の自治体の皆さん、交通事業者の皆さんの話を聞きながら、必要性や実現の可能性を探ってまいりたいというふうに考えます。

○副議長(山口初實君) 山本由夫議員 - 29番。

○29番(山本由夫君) ありがとうございます。

今、路線バスがかなり厳しい状況になっていて、路線の廃止とか、そういった流れも少しあります。そういった中で、そういう業者さんがある程度固定的、貸切的な意味合いになるかもしれないけれども、少し検討できる状況が出てきたのかなという気もしておりますので、よろしくをお願いします。

それから、三つ目ですけれども、定員割れの高校における再募集についてです。

本県以上に定員割れの学校の多い高知県では、従来は、高校入試を2月の前期と3月の後期に分けて行っていましたけれども、平成27年度から、これを3月の1回とし、その代わりセーフティネットとして、定員割れの高校について、再募集を実施しています。

そして、令和3年度は再募集で160人、令和2年度は170人が合格をしています。この制度自体は、定員割れ対策だけが目的で行われているものではなかったんですけれども、結果として160人の、あるいは170人の県立高校の定員充足につながっています。

現状、本県でこれを導入すると、入試が3回になってしまって、すぐには難しいというふうには思いますけれども、定員充足対策として検

討の余地があるんじゃないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、高知県の例ですけれども、県外からの生徒募集というのも強化をされているようです。本県でも、実績はありますし、また、離島留学制度のノウハウというのもありますので、この県外からの生徒募集の拡充も検討する余地はあるんじゃないかと思えますけれども、再募集と併せてご答弁をお願いします。

○副議長(山口初實君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(平田修三君) 入学者選抜につきましては、昨年度、改善を図ったばかりでありまして、まずは、その成果や課題について検証を行い、改善を重ねていく必要があると考えております。

再募集につきましては、全県的な影響も考えられますことから、入試制度全体のあり方を、今後、引き続き検討していく中で、他県の状況なども踏まえながら研究してまいりたいと思えます。

また、県外生徒の募集につきましては、制度上は既に可能となっておりますが、募集の充実や拡大を行うためには、離島留学制度の実態などを考えましても、何よりもまず、受け入れ体制の整備などに対します地元の自治体のご協力と、積極的なバックアップが不可欠でございますので、自治体の意向も踏まえていく必要があるというふうに考えているところでございます。

○副議長(山口初實君) 山本由夫議員 - 29番。

○29番(山本由夫君) ありがとうございます。

今おっしゃった市との連携というのがやっぱりポイントになってくるんだろうと思います。県立高校、小・中までは市の教育委員会なんですけれども、高校ということになると県という

ことで、専門系の高校というのは比較的連携ができていますが、普通系の高校というのは、なかなか市町との連携というのが、まだ十分ではないかなというふうに思っておりますので、これは市の活性化の問題にもつながってまいりますので、ぜひ連携をしていただければなと。

それから、高知県を私は申し上げましたけれども、なかなか一覧表というのはいないんですけれども、調べてみると、結構何県かあるようです。静岡県とか、三重県とか、青森県とかあったみたいですので、そういった事例をとりあえず見てみるというふうな形で、何かヒントはないかなということで探っていただければなと思いますので、よろしくお願いたします。

いずれにしても、まずは子どもたちのために、私立高校とももちろん切磋琢磨をしながら、よりよい県立高校の実現に向けてご尽力いただきますことをお願いしまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（山口初實君）本日の会議は、これにて終了いたします。

12月6日は、定刻より本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日は、ご苦労さまでした。

午後 4時 5分 散会

議 事 日 程

第 11 日 目

-
- 1 開 議

 - 2 県政一般に対する質問

 - 3 上程議案委員会付託

 - 4 請願上程、委員会付託

 - 5 散 会

令和3年12月6日（月曜日）

出席議員（45名）

1番 宮島大典君
 2番 宮本法広君
 3番 赤木幸仁君
 4番 中村泰輔君
 5番 饗庭敦子君
 6番 堤典子君
 7番 下条博文君
 8番 山下博史君
 9番 北村貴寿君
 10番 浦川基継君
 11番 久保田将誠君
 12番 坂口慎一君
 13番 千住良治君
 14番 石本政弘君
 15番 中村一三君
 16番 麻生隆君
 17番 川崎祥司君
 18番 坂本浩君
 19番 深堀ひろし君
 20番 山口初實君
 21番 近藤智昭君
 22番 宅島寿一君
 23番 松本洋介君
 24番 ごうまなみ君
 25番 山本啓介君
 26番 前田哲也君
 27番 大場博文君
 28番 山口経正君
 29番 山本由夫君
 30番 吉村洋君
 31番 中島浩介君
 欠番
 33番 堀江ひとみ君

34番 山田朋子君
 35番 西川克己君
 36番 外間雅広君
 37番 瀬川光之君
 38番 坂本智徳君
 39番 浅田ますみ君
 40番 徳永達也君
 41番 中島義君
 42番 溝口芙美雄君
 43番 中山功君
 44番 小林克敏君
 45番 田中愛国君
 46番 八江利春君

 説明のため出席した者

知事 中村法道君
 副知事 上田裕司君
 副知事 平田研君
 統括監 柿本敏晶君
 危機管理監 多田浩之君
 企画部長 浦真樹君
 総務部長 大田圭君
 地域振興部長 早稲田智仁君
 文化観光国際部長 中崎謙司君
 県民生活環境部長 貞方学君
 福祉保健部長 寺原朋裕君
 こども政策局長 田中紀久美君
 産業労働部長 廣田義美君
 水産部長 斎藤晃君
 農林部長 綾香直芳君
 土木部長 奥田秀樹君
 会計管理者 吉野ゆき子君
 交通局長 太田彰幸君
 地域振興部政策監 村山弘司君
 文化観光国際部政策監 前川謙介君

産業労働部政策監	村 田 誠 君
教育委員会教育長	平 田 修 三 君
選挙管理委員会委員	堀 江 憲 二 君
代表監査委員	濱 本 磨 毅 穂 君
人事委員会委員長	水 上 正 博 君
公安委員会委員長	山 中 勝 義 君
警察本部長	中 村 亮 君
監査事務局長	下 田 芳 之 君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	大 崎 義 郎 君
教育次長	林 田 和 喜 君
財政課長	小 林 純 君
秘書課長	石 田 智 久 君
選挙管理委員会書記長	大 塚 英 樹 君
警察本部総務課長	車 康 之 君

議会事務局職員出席者

局 長	松 尾 誠 司 君
次長兼総務課長	藤 田 昌 三 君
議事課長	川 原 孝 行 君
政務調査課長	濱 口 孝 君
議事課長補佐	永 田 貴 紀 君
議事課係長	山 脇 卓 君
議事課特別会計任用職員	天 雨 千 代 子 君

午前10時 0分 開議

○議長（坂本智徳君）皆様、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、12月3日に引き続き、一般質問を行います。

堤議員 6番。

○6番（堤典子君）（拍手）〔登壇〕おはようございます。

改革21、社会民主党、堤典子でございます。

本日は、ご多用な中、早朝より傍聴において

いただいた皆さん、ありがとうございます。

それでは、通告に従い、一問一答方式で質問に入らせていただきます。

1、被爆体験者問題の解決に向けた取り組みについて。

（1）8月、11月の厚生労働省への要請内容と回答。

長崎原爆の爆心地から半径12キロ圏内にいながら、国が定めた被爆地域の外で原爆に遭った被爆体験者は、3月末現在で5,425人、被爆者健康手帳は交付されず、医療費が原則無料の被爆者とは、支援内容に差があります。

広島「黒い雨訴訟」で国は上告を断念し、既に原告84人には被爆者健康手帳が交付されています。

長崎の被爆体験者の問題も、広島の黒い雨の問題と同じであると思います。この問題を放置するわけにはいきません。

8月に知事と長崎市長がオンラインで、11月には県と市の担当課長が上京のうえ、国に要請書を提出されたということですが、この要請書の内容と厚生労働省の回答について、お尋ねします。

以下の質問は、対面演壇席にて行います。

○議長（坂本智徳君）福祉保健部長。

○福祉保健部長（寺原朋裕君）本年7月27日、国は、広島の「黒い雨訴訟」広島高裁判決に対し、上告を断念する方針を示されるとともに、「84名の原告と同じような事情にあった方々については、認定し救済できるよう早急に対応を検討する」旨の首相談話を閣議決定されました。

一方、長崎における被爆体験者に係る訴訟については、「黒い雨訴訟」とは区別し、「裁判の行方を見守りたい」との考えを示されたこと

るです。

そのため、8月2日、厚生労働省に対し、長崎の被爆体験者等も広島黒い雨体験者と同様に認定、救済の方向で検討していただくよう強く要請するとともに、被爆者援護法第1条第3号に基づく指針改正の協議に関しては、広島県、広島市と同様に当初から長崎県、長崎市も加えるよう要請しました。

また、11月5日には、平成11年度に長崎県・市が実施した被爆未指定地域証言調査の証言を、雨や灰などの記述ごとに独自に再集計した資料を添付し、長崎の被爆体験者等についても、原告と同じような事情にある者として認定の対象とすることなどを改めて要請しました。

厚生労働省からは、「原告の84名の方々については、一審、二審を通じた事実認定を踏まえれば、一定の合理的配慮・根拠に基づいて被爆者と認定することは可能と判断した。一方、今回の判決については、過去の裁判例と整合しない点があるなど重大な法律上の問題点があることを理解いただきたい」とのことであり、具体的な回答は得られておりません。

○議長（坂本智徳君） 堤議員 6番。

○6番（堤典子君） 今回、県が長崎市と歩調を合わせて要請されたことについて、被爆体験者や支援者の皆さんは、大きな前進と高く評価されています。

しかし、黒い雨に限定した個別認定に矮小化すると、新たな線引きが生じかねないとの懸念が残ります。

長崎の被爆体験者は、黒い雨だけではなく、放射性降下物といわれる灰などが降り注いだ水や野菜を飲食したとの証言が多数あり、被爆した実態や線量が高い地域の調査結果もあります。

12キロ圏内にあって第二種とされている健

康診断特例区域をさらに区分けすることはあつてはならず、被爆体験者全体の認定を求めていると思います。

（2）一刻も早い救済に向けての知事の決意。

原子爆弾の投下という災禍を受けて76年間、健康に対する不安を抱え、様々な苦労を重ねてこられた被爆体験者の皆さんにとって、残された時間は多くありません。これまでの裁判の間にも多くの方が亡くなりました。これ以上、問題を長引かせるわけにはいきません。広島が先で、長崎はその次とならないよう、一層の努力をお願いしたいと思います。

9月定例会の一般質問で同僚議員からもありましたが、改めて、一刻も早い救済に向けての知事の決意の言葉をいただきたいと思います。

○議長（坂本智徳君） 知事。

○知事（中村法道君） 今回の「黒い雨訴訟」の広島高裁判決を受けて、県では、長崎の被爆体験者等についても、広島黒い雨体験者と同様に認定・救済の道を開いていただくよう、要望を重ねてきたところであります。

去る11月30日には、当初から協議に加えるよう要請してありました指針改正に向けた第1回協議が、本県を含めた4県・市と国との間で開催されました。

国からは、黒い雨訴訟の概要について説明がなされ、本県からは、本県の被爆体験者等についても、広島黒い雨体験者と同じような事情にあるとして、認定の対象とするよう改めて意見を述べたところであります。

今回の協議については、日程はいまだ明らかにはなっておりませんが、指針改正に関する具体的な議論がなされる予定であるとの報告を受けております。

今後とも、長崎市と連携しながら、本県の被

爆体験者等の被爆当時の状況、あるいは健康影響への強い不安を抱えている現状などをしっかりと国にお伝えし、救済の道を開いていただけるよう協議を重ねてまいりたいと考えているところであります。

○議長（坂本智徳君） 堤議員 6番。

○6番。（堤典子君） 知事は、次の選挙に出馬するか、しないか、今のところ態度を表明されていませんが、どういう決定に至っても、この被爆体験者の救済が速やかに実現するよう、県として全力で取り組んでいただくことを要望します。

2、ひきこもりへの支援策の充実について。

（1）県内のひきこもり者の状況と8050問題について。

県内にどれぐらいのひきこもり者がいるのか。

ひきこもりが長期化、高齢化して社会的に孤立し、生活が立ちゆかなくなる深刻なケースが出ていると聞いています。

親の年金で生活していたのが、親が施設に入って日常生活に支障を来したり、親が亡くなって生活が困窮したり、また、自分の年金の保険料の納付も、ひきこもりの当事者にとって大変な重荷になっているといひます。

そこで、現状、県内にどれぐらいのひきこもりの方がいると考えられているのか、お尋ねします。

○議長（坂本智徳君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（寺原朋裕君） 本県のひきこもり者の数は、内閣府が過去2回実施した、「ひきこもりに関する実態調査」での発生率に県内の人口を当てはめて推計しております。

推計で、15歳から39歳が、平成27年10月1日時点で5,074人、40歳から64歳が、平成30年10

月1日時点で6,255人となっております。

○議長（坂本智徳君） 堤議員 6番。

○6番（堤典子君） 8050問題について、県はその生活状況などを把握しているのか。特に親亡き後の単身者の支援も含めてどうか。

8050問題と呼ばれる中高年のひきこもりについて、県は、その生活状況などを把握しているのかどうか、お尋ねします。

地域包括支援センターを通じて調査を行うということでしたが、これまでにわかったことがあるのでしょうか。実態はつかめているのでしょうか。

○議長（坂本智徳君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（寺原朋裕君） 本年度、県では、8050問題への対応として、高齢者世帯を支援する地域包括支援センターや居宅介護支援事業所にご協力いただき、関わった家族の生活状況などを事例として記入いただき、「ひきこもりの長期・高齢化と8050問題に関する実態調査」を実施して、ひきこもり状態の子と同居する高齢者世帯の現状の把握に取り組んでおります。

今後、集まった事例を分析し、ひきこもり支援の中で難しいとされる介入の方法や市町等との連携のあり方等を専門部会において検討していく予定であります。

県では、これまでも地域ケア会議等において個別支援を実施してまいりましたが、今後は、実態調査の結果や専門部会での検討を踏まえ、親を支援する高齢者支援機関とも連携しながら、早期に適切な支援につながる体制の整備に努めてまいります。

○議長（坂本智徳君） 堤議員 6番。

○6番（堤典子君） まだ実態をつかむのはこれからということですが、今後、この調査結果をしっかりと分析して、ひきこもりに対する有効

な支援策につなげていただきたいと思います。

（2）不登校から抜け出すための支援。

不登校からひきこもりになるのはどれくらいいるのか。

社会的ひきこもりには、2つのケースがあると言われます。

一つは、不登校から立ち上がるうえで、適切な対応と援助、社会からの支援が受けられなくて、ひきこもり状態に移行したケース。

もう一つは、成長してから学校や職場などで自分を守らなければならない事態になって自宅に避難したが、適切な対応と援助、支援が受けられなかったケースです。

この2つの共通点は、学校や職場の中で何らかの要因によって心が深く傷つくとともに、心身が疲れ果てて生きづらさがピークに達し、これ以上我慢すると自分が自分でなくなりそうになって、自己防衛のために本能的に避難したものと捉えることができることです。

ここでは前者の方、不登校状態からひきこもりへと移行するケースがどのくらいの割合であるのか、お尋ねします。

○議長（坂本智徳君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（寺原朋裕君） 不登校からそのままひきこもりになった方が、どの程度おられたのかは把握しておりませんが、県では、平成26年度に、ひきこもりの支援を行っている保健所と民間支援団体を通して、「ひきこもり当事者、家族の実態調査」を実施し、本人及び家族に、お困りになっていることやその背景などを記入していただきました。

この調査の中では、ひきこもり者のうち約7割が、不登校の経験があったと回答されています。

○議長（坂本智徳君） 堤議員 6番。

○6番（堤 典子君） 不登校の子どもたちへの対応について、県はどのように取り組んでいるのか。

調査結果によると、ひきこもり者のうち7割が不登校の経験があったとのことですが、そうであれば不登校の段階で、そこから抜け出せるような支援が非常に重要になってくると思います。

県として、どのように対応されているのでしょうか。

○議長（坂本智徳君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） 不登校児童生徒への支援につきましては、その要因の的確な把握や、個々の状況に応じた細やかな対応が必要であるというふうに認識しております。

そのため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した教育相談体制を拡充し、組織的、計画的な支援の充実を図っているところでございます。

また、教育支援センターやフリースクールなどが、不登校児童生徒の心の居場所となるよう、各市町教育委員会とも連携を強化し取り組んでいるところでございます。

○議長（坂本智徳君） 堤議員 6番。

○6番（堤 典子君） 教育機会確保法の理念に基づく取り組みの現状と課題。

2017年、平成29年に、教育機会確保法が施行されました。義務教育を十分に受けられていない者に対し、年齢や国籍を問わず教育の機会を確保することをうたっていて、夜間中学の設置の促進にも触れています。

不登校の子どもたちについては、教育を受ける権利が十分に保障されていなかったところを、児童生徒の意思を十分に尊重して支援が行われるよう配慮すること、不登校というだけで問題

行動であると受け取られないよう配慮すること、例えば、いじめから身を守るために一定期間休むことを認めるなど、児童生徒の状況に応じた支援を行うことなどの附帯決議が付されています。

つまり、つらい時は学校を休んでも良いと休養の必要性を明記し、フリースクールなど学校外で行われる学習活動の重要性を認め、国や自治体が民間のフリースクールなどと連携して実施、支援するよう求めています。

不登校で学校に行けなくなった子どもは、まず傷ついた心を休め、心身の疲れをいやすことが先決であって、ゆっくり休養することができれば、回復までの時間には個人差があるでしょうが、やがて自分から次の一步を踏み出せるようになると思います。

しかし、本人も周囲も学校に行くことに強くこだわって十分な休養ができずにいると、本人は追い詰められ、自己否定や周りへの不信感が強くなって不登校が長期化し、本格的なひきこもりへと移行していくのではないかと思います。

この教育機会確保法の理念を十分に踏まえて対処することが重要だと考えますが、県はどう取り組んでいかれるのか、お尋ねします。

○議長（坂本智徳君）教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君）教育機会確保法におけます不登校支援の基本指針におきましては、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が進路を主体的に捉え、社会的自立を目指すことが必要であるというふうに示されています。

県教育委員会としましては、各市町が設置しております教育支援センターや民間施設等と連携した居場所の確保など、個に応じた支援を行っているところでございます。

今後、さらに効果的な不登校支援を図るため、各種支援機関や専門家、またフリースクールなどの民間団体をメンバーとします協議会を設置して、連携の強化やICTを活用した取組など、社会的自立に向けた適切な支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長（坂本智徳君）堤議員 6番。

○6番（堤典子君）まだまだ登校を促すというか、そういうところについつい意識が向いているように思いますので、まずはじっくり心身を休める、そのことを優先するような取組を進めていただきたいと思います。

（3）不登校やひきこもりの当事者、家族の居場所づくり。

地域の中での不登校やひきこもりの当事者、家族への相談対応や居場所づくりの県の支援はどうか。

先月、若者サポートステーションが主催して、平戸市で開催されたひきこもり家族の交流会に参加しました。

その中で、単発的な相談会は開催されても、日常悩みを語り合ったりする場所がない。月に1回でも2回でも集まれる場所がほしいという声を聞きました。

田舎に行けば行くほど、世間体が気になってひきこもりの家族がいることを言いづらかったり、同じ悩みを抱えた人と知り合い、つながり合うのが難しいという状況があると思います。

ひきこもりの当事者や家族からの相談対応や居場所づくりなど、県はどのような支援を行っているのか、お尋ねします。

社会的資源の少ない地域への働きかけはどうか。

県北地域のように社会的資源が少ない地域において、県はどのような支援を行っているのか、

お尋ねします。

○議長（坂本智徳君）福祉保健部長。

○福祉保健部長（寺原朋裕君）本県では、長崎こども・女性・障害者支援センター及び県立保健所に「ひきこもり地域支援センター」を設置し、ひきこもりの総合的な支援に取り組んでいるところです。

各ひきこもり地域支援センターでは、個別相談や家族教室を開催するほか、地域の相談支援体制の整備やネットワークの構築を目的とした「ひきこもり支援連絡協議会」を設置し、民間団体とも連携のうえ、当事者やご家族が身近で活用できる居場所づくりにも取り組んでいるところです。

県北地域では、ひきこもり地域支援センターである県北保健所において、家族や本人への相談対応や訪問支援、同じ悩みを持つ家族同士が集い、孤立感を和らげることを目的とした家族の集いの開催のほか、民生委員協議会や高校への出前講座等を実施し、ひきこもりの正しい理解や啓発に努めております。

また、県北保健所に設置した「ひきこもり支援連絡協議会」を中心に、地域ケア会議やNPOなど民間団体を含めた地域の連携体制づくりにも取り組んでまいりました。

この結果、佐々町や松浦市で家族の集いが始まったほか、今年4月には、佐々町に民生委員が中心となって、不登校、ひきこもり者を対象としたフリースペースが設置される等、ひきこもり者支援のための居場所が増えてきておりますが、さらなる確保に努めてまいります。

○議長（坂本智徳君）堤議員 6番。

○6番（堤典子君）（4）県北地域への思春期対応の精神科医療機関の拡大について。

県北地域は児童思春期精神科外来が少ない

が、県はこのことをどのように考え、どんな対策をしているのか。

不登校やひきこもりの支援をしている団体の方から、夏休み明けの9月に、当事者や家族から相談を受けることが多いと聞いています。

コロナ禍で、直接の面談は減っているけれども、電話相談は逆に増えているともお聞きしました。

また、家にひきこもっている当事者が、学校などへは行かないけれども、じっとしていらなくて外でうろうろしたり、夜も出て行く、大人から見れば問題行動ですが、本人も不安を抱えている。受診すれば何か病気があるかもしれないと思える若者が増えている。親も精神的にまいっている人が多いといえます。親は、子どもをどう迎え入れていいかわからない。子どもは小さいころから親に言われたこと、されたことについて不満をぶつけて恨んでいると言う、何人も同じようなケースがあるということです。

ひきこもっている本人が一番、劣等感や罪悪感にさいなまれ、自己否定して、将来に対する強い不安や孤立感、絶望感を抱いている中で、十分に心の傷や心身の疲れが回復しないまま、責められたり、登校や就労を進められたりすれば、親子関係がこじれたり、不信感が強まったりすることは容易に想像できます。

これに関して、県北地域では思春期に対応できる精神科医療機関が少ないと感じているところです。大人の精神科病棟に頼み込んで入院させたケースもあったと聞いています。

県は、このことをどのように考え、どのような対策をしているのか、お尋ねします。

○議長（坂本智徳君）福祉保健部長。

○福祉保健部長（寺原朋裕君）県では、不足する児童思春期の精神疾患を診療できる医師の養

成を目的として、平成28年度から、長崎大学病院が実施する地域連携児童精神医学講座に補助を行っております。

この結果、令和2年度までに延べ255名の医師が研修を受講し、39名が「長崎県子どもの心のサポート医」に認定され、認定されたサポート医が児童思春期の診療に当たる医療機関が11か所に増加しております。

また、児童思春期の診療医療機関のさらなる増加を目指し、今年度からサポート医に対して、実地やオンラインによるフォローアップ研修も実施されているところです。

県北地域につきましては、佐世保こども・女性・障害者支援センターに設けた臨床実地研修及び要保護児童対策地域協議会などのケース会議への参加をサポート医に促すことによって、実際に児童思春期の現場に触れていただく取組を行っており、これらの取組により、県北地域における診療体制の充実につなげていきたいと考えております。

○議長（坂本智徳君） 堤議員 6番。

○6番（堤典子君）長崎大学とともに思春期を診る精神科医師の養成を行っているということで、これからも積極的に進めていただきたいと思っております。

しかし、専門の医師を養成している間も、悩みを抱える子どもたちや対応に苦慮する家族の生活は続いていきます。児童思春期対応の精神科の医師の確保に向けて、診療実績のある医師を県外から招聘することが即効性のある対応であると考えますので、これも検討していただきたいと思っております。

3. 教員の確保と自主研修の充実について。

（1）県内出身者の教員採用状況。

県内の高校出身者の教員採用状況はどうか。

本県の教育現場は、大量退職、大量採用の時代を迎えて、教員採用試験の倍率が、特に、小学校において非常に低くなっています。

受験者を増やすための様々な手立てを講じてこられたと思いますが、本県出身者で長崎県の教員に採用されている人は、どれぐらいの割合になっているのか、お尋ねします。

○議長（坂本智徳君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君）本年度実施の教員採用試験における合格者数は、全校種合わせまして463名であり、そのうち県内高校出身者は376名で、全合格者に占める県内高校出身者の割合は約81%でございました。

○議長（坂本智徳君） 堤議員 6番。

○6番（堤典子君）（2）代替者の確保と定年延長後の新卒者の確保。

産休・育休代替者、病休代替者の確保はどうなっているのか。2023年度末から定年延長が実施されるが、新卒者の確保についてどう考えているのか。

本県の高校出身者が教員採用者の81%であるということは、もっと県外へ流出しているのではないかと感じていましたので、これは喜ばしいことだと思います。

一方、受験倍率が下がって不採用者が少なくなっているということは、講師に登録する人も減少して、産休、育休の代替者や病休の代替者が十分に確保できていないのではないかと思います。

どのように確保されるのか、質問します。

○議長（坂本智徳君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君）県教育委員会としましては、市町教育委員会とも連携しながら、教員として資質、能力がある人材を掘り起し、臨時免許状を発行して任用を行ったり、

また、退職後、再任用されていない方へ協力依頼を行ったりするなど、代替教員の確保に努めております。

また、中・長期的には、教員の志願者を増やすために、大学生だけではなく、高校生に対しても、教員の仕事に魅力ややりがいを感じてもらえるような説明会を行っております。

○議長（坂本智徳君） 堤議員 6番。

○6番（堤典子君）現場の先生からは、代わりの先生が見つからないので、教頭先生が代わって担任をしたり、学年に3クラスあるところを2つに分けて授業をしたりしているとも聞いています。

教頭職は激務ですから、大変な負担だと思えますし、一番被害を被っているのは子どもたちですから、今後とも、代わりの先生がしっかり確保できるよう取り組んでいただくことをお願いいたします。

さらに、2023年度末、令和5年度末から定年が延長されていきます。65歳定年が完結するまで、2年に1回は定年退職者がゼロという状況が続いていくこととなります。まだ制度が固まっていない段階ではありますが、新卒者の確保について、今の段階でどう考えておられるのか、お尋ねします。

年によって採用数が大きく変動し、新卒者が年によって不利益を被ることは避けなければならないと考えますが、いかがですか。

○議長（坂本智徳君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君）教員の採用につきましては、学校種ごとの児童生徒数の変動に伴う学級数の増減や退職者数を踏まえ、将来的な採用数を見込んでおります。毎年度、退職者数は変動いたしますけれども、新規採用者を平均的に確保できるよう、採用数を決定して

おります。

今後、定年延長に伴い退職者数は大きく変動することが想定されますが、新規採用者数については、年度間の偏りがないように平準化を図りながら採用数を決定するとともに、引き続き安定的な教員の人材確保に努めてまいります。

○議長（坂本智徳君） 堤議員 6番。

○6番（堤典子君） よろしく申し上げます。

（3）定年前退職の実態。

定年退職者と定年前退職者の掘合はどうなっているのか。

定年退職者と定年を待たずに退職する人との割合がどうなのかをお尋ねします。

○議長（坂本智徳君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君）平成28年度から令和2年度までの5年間におきまして、退職者総数に占める定年前退職者の割合は25.4%となっております。

年度別に見ますと、平成28年度が32.4%、その後、19.4%、22.8%、26.5%、そして昨年度が26.1%と推移している状況でございます。

○議長（坂本智徳君） 堤議員 6番。

○6番（堤典子君） 教育現場を離れた人、介護離職者などに教育現場で働いてもらうよう働きかけが必要ではないか。

教員の確保が厳しい中で、いろいろな事情があるかと思えますけれども、経験を積んだベテランの先生が定年を待たずに辞めていかれるのは、教育界にとって大きな損失であると思えます。介護離職者や、そのほか学校現場を離れた人に戻ってもらうような働きかけが必要だと思えますが、県はどのように取り組むのか、お尋ねします。

○議長（坂本智徳君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） 県教育委員

会では、介護などの理由から定年前に退職された方に対しても、再度、教育現場で働いていただくように積極的な呼びかけを行っております。

また、今年度から教員採用試験における受験資格を59歳に引き上げたことは、一旦退職をされた方にとって、復帰を考えるきっかけになったものとも考えております。

今後、採用試験への志願や臨時的任用教員への登録の呼びかけなどを丁寧に行いながら、多くの方に学校現場への復帰をお願いしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（坂本智徳君） 堤議員 6番。

○6番（堤典子君） 答弁にありましたように、採用試験の受験年齢は59歳以下に引き上げられています。教職経験者がまた現場に戻るチャンスもあるということで、そういう経験のある先生たちについては、一次試験を免除するなどの措置をお願いして、積極的に現場に戻ってきていただけるように取り組んでいただきたいと思います。

（4）教員の精神疾患の現状と要因。

教員の精神疾患について、お尋ねします。

データは古いのですが、平成24年の文部科学省初等中等教育局、メンタルヘルスの現状を見ると、一般の病気休職者は年3,000人前後で推移し横ばい状態であるけれども、精神疾患については徐々に増えて、平成14年以降は一般の病休者を上回って右肩上がりに増加し、高止まっている状況です。

今年4月に文部科学省が公表したデータによると、2019年度、令和元年度、公立学校の教職員の精神疾患による病気休職者は5,478人で、前年度から266人増加し過去最多の人数となったといえます。

全国的な状況はそういうことだと思いますが、本県の場合、教員の精神疾患の状況はどうか、その要因について、どう分析されているのか、また対策について、お尋ねします。

○議長（坂本智徳君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） 本県の公立学校教員の精神疾患による休職者は、平成14年度頃は40人前後でしたけれども、その後は50人から60人程度で推移をしており、昨年度は48人となっております。

その要因といたしましては、専門医へのメンタルヘルス相談の内容から、業務の負担や職場の人間関係などが考えられているところでございます。

対策としましては、自分のストレス状況の把握及び職場の環境改善を目的として、ストレスチェックの実施や専門医療機関等による相談窓口の設置などを行っております。

さらに、学校からの意見をもとにした業務削減や、ストレスチェックの結果を有効活用した職場全体での改善などを進めているところでございます。

○議長（坂本智徳君） 堤議員 6番。

○6番（堤典子君） （5）長期休業中の承認研修の充実。

教育公務員特例法に基づく自主研修の充実に向けた取り組み。

教育公務員特例法の第21条に、「教育公務員は、その職責を遂行するために絶えず研究と修養に努めなければならない」とあり、第22条「教育公務員には研修を受ける機会が与えられなければならない」、2項「教員は授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて勤務場所を離れて研修を受けることができる」とあります。

しかし、この「授業に支障のない限り本属長

の承認を受けて勤務場所を離れて研修を行うことができる」の部分が十分に活かされているのか、疑問に思っています。

学校現場は、過密なカリキュラムや業務量の増大で余裕がなく、夏季休業中であっても会議や研修会への出席が求められ、なかなか自主研修に取り組もうという先生も少ないのではないかと思います。私は、この授業のない夏季休業の期間に、希望する人が自主的、主体的に研修できる環境を整備するべきではないかと思っています。

授業がない時だからこそ、普段できない研修、図書館や美術館、博物館、フィールドに出て自然観察をしたり、史跡を見学したり、あるいは美術の先生であったら作品の制作に取り組んだり、コロナ禍ではかなわないものの、海外研修、語学研修、見聞を広めたり、力量をつけたり、夏休みは、様々な民間の教育団体の全国大会や研修会も開催されます。文部科学省や都道府県教委の主催でなければ研修と認めないとかではなく、幅広く研修できる環境を整えることが重要だと考えます。

教員は、常々自分の教育技術を高め、教科の専門性を高めたいと思いつつも、過密な日程の中で、毎日の教材研究にもじっくり取り組めない悩みを抱えています。

授業がない長期休業中の自主研修の充実が教員の力量を高め、教員としての幅を広げ、子どもたちに対する見方、接し方、授業やそのほかの教育活動への意欲、改善につながり、子どもたちの学ぶ喜びや学力の向上につながると確信しますが、県の見解を求めます。

○議長（坂本智徳君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） 教員が、長期休業中に多様な研修を通じて自己研さんを図

るとともに、休業明けの教育活動に備えることは、教員の資質向上及び学校教育の質を高めるうえで重要なことであると認識しております。

そのため県教育委員会では、長期休業の前には、教員の計画的な研修の実施について、各市町教育委員会及び各学校長に対して通知をしているところでございます。

なお、教員が自主的に研修を進めるに当たり、勤務地を離れて実施する必要がある場合は、研修内容や研修場所の合理性を検討したうえで校長が承認するというようにしております。

○議長（坂本智徳君） 堤議員 6番。

○6番（堤典子君） 以前はもっと承認研修がとられていましたけれども、学校週5日制になってから、どんどんそここのところが窮屈になってきたというか、なかなか承認研修が認められない状況があるということをたくさんお聞きしています。

いろいろ制約を設けるのではなく、弾力的に、しっかり本当に学びたい、もっと深めたい、あるいは自分が弱点としているところをできるようになりたい、そういう思いに応えられる研修の機会、環境の確保ということをしっかり取り組んでいただければ、本当に先生たちのモチベーションも上がって、9月から元気に子どもたちの前に立てる。そのことが学校の様々なところにプラスになっていくのではないかと思います。

教育は、未来を担う子どもたちを育てる重要なものですが、今、教職は、若者に敬遠される職業になっています。

働き方改革が叫ばれながら、その一方で、学校には人が増えないまま、次から次に新たな課題が持ち込まれていて、これでは一向に働き方改革は進まず、精神疾患も増えるばかりだと思

います。

承認研修、自主研修の充実は、財源は伴いません。しかし、これを活かすことができれば効果は大きいと思います。

先生たちが教育を司るという本務に専念できるよう、希望する人が自主研修、承認研修を取りやすい環境整備に向けて、県としてしっかり取り組んでいただくよう要望します。

4、生物多様性の保全について。

（1）公共工事等における生物多様性への配慮。

県の公共工事、河川改修や道路整備などは、長崎県生物多様性保全戦略の行動計画に基づいて取り組まれているのか。

県は、「生物多様性保全戦略」を策定し、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を実施することになっています。今年3月には、2025年まで5年間の行動計画が策定されました。

その行動計画の中で、県が進める公共事業について、「事業の構想段階から地元住民や関係機関等と調整し、計画地周辺の動植物の把握や希少種などの生息・生育環境への影響の回避、低減、在来種を活用した緑化など生物多様性への配慮を推進し、必要に応じて適切な保全措置を講じるよう努める」となっています。

県の公共工事、河川改修や道路整備などは、この行動計画に基づいて取り組まれているのか、お尋ねします。

○議長（坂本智徳君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（貞方 学君） 本年3月に策定いたしました「生物多様性保全戦略」に定める行動計画に基づきまして、県の各事業部局において、県庁環境マネジメントシステムの運用等を通じまして、それぞれの状況に応じた生物多様性に配慮した公共工事の推進に取り組

んでいるところでございます。

○議長（坂本智徳君） 堤議員 6番。

○6番（堤 典子君） 希少種の保全などが十分に組み込まれていないケースがあるのではないか。

県が行った公共工事、例えば河川改修における川床の掘削などの後、そこに生息していた希少種が確認できなかったと自然保護団体の方から幾つかお聞きしています。

保全が十分に行われていないケースがあるのではと思いますが、この件に関して見解をお尋ねします。

○議長（坂本智徳君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（貞方 学君） 県民生活環境部におきましては、これまでも公共工事实施部局に対しまして、この戦略に基づく配慮の状況について確認を行ってまいりました。

今年度におきましても同様の取組が概ね適正に実施されていることを確認するとともに、一部徹底されていないとのご意見もございましたことから、改めて生物多様性への配慮について通知をしたところです。

生物多様性への配慮につきましては、関係部局の理解促進が重要であると考えておりますので、今後予定しております「絶滅のおそれのある野生動植物種のリスト」の改訂などの機会もとらえまして、さらなる周知徹底を図ってまいります。

○議長（坂本智徳君） 堤議員 6番。

○6番（堤 典子君） 希少種の生息状況のデータ、リストをつくっているということで、今以上に希少種の生息状況のデータ収集に努めていただくことを要望します。

それから、今、ご答弁にあったように、公共工事を担当する部署は幾つかありますけれども、

工事が予定されている区域のどこに、こういった希少生物が生息しているのか、いないのかを事前に確認し、希少生物の存在が確認された場合は、保全に向けて取り組む仕組みづくりが必要ではないかと思っています。

つまり、事業区域内にどのような動植物が生息しているかを事前に調査して、保全の対象となる希少な動植物を把握する。工事の前に、専門家の指導も受けながら、それらの動植物への影響の回避、低減を考える。回避・低減ができない場合、現在の生育場からほかの場所に移動させ、生息・生育の継続を図る。ひいては保全措置を適切に行う。実施後も一定期間、モニタリングを実施、継続して効果を確認する。こういったことが必要ではないかと思っています。

そのために、現場の技術者にも参考となるように、具体的な対策、配慮、工夫、留意事項等を示すリーフレットなどを作成することが有効ではないかというふうに思っています。ぜひ、予算を確保して取り組んでいただくことを要望します。

5、ハラスメントのない職場環境づくりについて。

（1）パワハラ事案への対応。

11月5日付で県職員が、パワー・ハラスメントによって停職1か月の懲戒処分を受けた事案がありました。

このことを受けて、パワハラのない職場環境とするためにどのように対応されたのか、お尋ねします。

○議長（坂本智徳君） 総務部長。

○総務部長（大田 圭君） 県では、パワー・ハラスメントの防止に向けて、「ハラスメントの防止等に関する要綱」を策定いたしまして、職員への周知啓発のほか、県庁内の相談窓口や弁

護士による外部相談窓口を設置し、相談体制を整備するとともに、毎年、全職員を対象といたしまして「ハラスメント実態調査」を実施いたしまして、実態の把握と必要な措置を講じてまいりました。

また、管理職が自らの姿勢や行動を振り返って確認をいたします、活気あふれる職場づくりのためのチェックシートを実施するなど、相談しやすい風通しのよい職場環境づくりに取り組んできたところでございます。

今回、このような事案が発生したことを重く受け止めまして、全職員に対しまして依命通達を発出すると同時に、臨時の主管課長会議を開催し、再発防止と働きやすい職場環境づくりについて、周知徹底を図ったところでございます。

また、11月には、全職員を対象といたしまして、毎年実施するコンプライアンスに係る職場内ミーティングにおいて、「パワー・ハラスメントの防止」をテーマといたしまして、日頃を振り返り、具体的な防止策や発生した場合の対応などについて話し合い、職員の意識向上を図ったところでございます。

○議長（坂本智徳君） 堤議員 6番。

○6番（堤 典子君）（2）ハラスメントの再発防止に向けた取り組み。

この職員は、平成27年度と平成28年度にも、今回とは別の職員に対してパワー・ハラスメントを行い、3回も指導を受けたということですが、こういった何回も繰り返す職員に対する再発防止に向けた取組をどうしていくのか、お尋ねします。

○議長（坂本智徳君） 総務部長。

○総務部長（大田 圭君） 県では、パワー・ハラスメントを行った職員に対しまして、事案の発生後、翌年度まで、少なくとも2か月ごとに

面談を実施して、職員に対する指導の仕方やコミュニケーションの取り方など継続して指導するとともに、周りの職員に対しまして改善状況を確認するなど、再発防止に取り組んできたところでございます。

しかしながら、今回の事案を踏まえまして、指導等の期間を5年間に延長いたしまして、異動等により職場環境が変わった場合には速やかに状況の確認を徹底するなど、対応を強化したいというふうに考えております。

引き続き、ハラスメントのない職場環境づくりにしっかりと取り組んでまいります。

○議長（坂本智徳君） 堤議員 6番。

○6番（堤典子君） ハラスメントが発生すれば、被害者だけではなく、その職場の職員全体に委縮する雰囲気生まれ、コミュニケーションがとりにくくなって、公務の遂行に支障を来しかねません。

被害者が適応障害を起こし病休になったというのは深刻な問題であると思います。全ての職員が協力、協働して生き生きと働き続けることができるよう、ハラスメントを許さず、発生した時は速やかに適切に対処していただきたいと思っております。

6、ジェンダーの視点に立つ県政について。

（1）教育現場のジェンダー平等の推進。

県立学校のジェンダー平等にどう取り組んでいるのか。

ジェンダー平等は、今年の新語・流行語大賞のトップテンに入った言葉ですが、文部科学省が2015年、平成27年に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を発出して以降、しばらくは動きが鈍かったのですが、今、LGBTへの配慮から始まって、教育現場でのジェンダー平等に向けた取組

は大きく前進してきていると受け止めています。

県立学校において、ジェンダー平等の推進にどう取り組んでいるのか、お聞きします。

○議長（坂本智徳君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） ジェンダー平等の取組の一例として、令和2年度から全ての県立学校において、性別で分けられない名簿を使用しております。

その結果、集会時の整列や卒業式の際の氏名の読み上げなどは男女混合の順番になっているなど、学校におけるジェンダーレスやジェンダーフリーの意識が高まっていると考えております。

また、各学校におきましては、制服の選択制の導入など、生徒の意向等を踏まえた取組が進められているところでございます。

○議長（坂本智徳君） 堤議員 6番。

○6番（堤典子君） 性別で分けられない名簿が進んでいない小中学校にどう働きかけているのか。

以前は男女別名簿を使用し男女で分ける学校生活が当たり前だったのが、大きく変わってきていることは大変すばらしいと思っています。特に、性別で分けられない名簿を使用することは、名簿は、学校生活の様々な場面で基準となるものなので、ジェンダー平等の1丁目1番地であると思います。

しかし、県内の小中学校の中には、まだ男女別名簿を使用し、男子が先、女子が後の慣習を続けたり、行事の係分担にも男女で別にしたりするところがあるようです。

性別で分けられない名簿になっていない小中学校に対して、どう働きかけているのか、お尋ねします。

○議長（坂本智徳君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） 県教育委員会では、小中学校における性別で分けない名簿の使用について、これまでに通知や会議の場を通じて、市町教育委員会や学校に導入の検討を呼びかけてまいりました。

これにより、令和3年度の性別で分けない名簿の使用率は、小学校が91.5%、中学校が88.7%となっており、昨年度と比較をいたしまして、小学校で約12ポイント、中学校で約15ポイント増加しております。

今後、あらゆる機会を通じまして、全ての小中学校に導入が進むように働きかけを強めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（坂本智徳君） 堤議員 6番。

○6番（堤典子君） 数字はお示しいただきましたけれども、まだ男女別名簿を使用している学校に対する働きかけは、もう少し具体的にできないものかなと思っているんですが。

それぞれの学校で判断することかとは思いますが、ジェンダー平等を進めるのは大変大事なことでありますので、もう少し積極的な働きかけをしていただきたいと思います。

○議長（坂本智徳君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） 積極的な働きかけは行っていると私どもは考えております。その結果、こうやって年々上昇してきているところでございます。

今、議員がおっしゃいましたように、最終的には学校の判断ということになりますので、何よりも理解を求めることが必要でございます。そのきちんとした理解を求めるための働きかけは粘り強く行っていくということでございます。

○議長（坂本智徳君） 堤議員 6番。

○6番（堤典子君） 今後とも、粘り強く理解を求めて取り組んでいただきたいと思います。

学校というところは、横並び文化の最たるところだと思いますので、一番最後にはなりたくないという思いで、だんだん少なくなってきたら駆け込みで変わっていくのかなと思っていますけれども、これからもよろしく願いいたします。

ジェンダー平等の推進のために、性教育にどう取り組むのか。

社会的、文化的につくられたジェンダーによる意識、慣習を見直したり、性別に関わらずに様々な進路、職業を選択したり、家庭内で性別に関わりなく、それぞれが生活者として自立することの大切さを学んだりするジェンダー平等教育は、大変重要であると考えます。

そして、加えて性教育も大切だと考えます。

性教育について、ジェンダーとは直接に関係ないのではと思われるかもしれませんが、性に対する科学的な知識を身につけ性の自己決定権を獲得すること、性の多様性への理解、性的少数者への配慮とともに、親密な間柄において対等な人間関係をどう築くか、性の商品化や社会に氾濫する間違った性情報に対するリテラシーをどう高めていくか、といったことが大切だと思います。そういう意味では、性教育は、生き方の教育であると言えます。

男女のカップルが交際する時に、女性をリードしなければ男らしくないと思ひこんだり、つきあう中で自分が相手から束縛されても、それを愛情表現だと受け止めたり、気が進まなくても「ノー」と言えば嫌われるかもしれない、怒らせるかもしれないと「ノー」と言えなかつたりするのは、まさにジェンダーにとらわれた対等ではない関係です。

また、知的障害のある子どもたちが、人との距離の取り方がわからないために痴漢と間違われたり、性被害に遭っても、それを信頼できる大人にうまく説明できなかつたりということがないように、それぞれの発達段階、子どもたちの状況に応じて適切に判断、行動できる力を育てる性教育が必要であると考えます。

これに関しては、機会あるたびに取り上げていますが、ジェンダーの視点に立つ性教育にどう取り組まれるのか、お尋ねします。

○議長（坂本智徳君）教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君）学校におけます性に関する指導は、児童生徒の発達段階を踏まえ、正しい知識のほか、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重することや、相手を思いやり望ましい人間関係を構築することを、教科の学習内容と関連づけて実施をしております。

また、県教育委員会では、産婦人科医等を学校に派遣し、専門家の立場からの科学的な知識のほかに、ジェンダー平等に関することや望まない妊娠等について講話をする機会を設けています。

受講した生徒からは、「世界中で性別による差別がなくなることを望む」や、「お互いの心と体を尊重することが理解できた」などという感想もあっております。

今後も、ジェンダー平等の視点を含めた性に関する指導に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（坂本智徳君）堤議員 6番。

○6番（堤典子君）この教育は、本当に大事なことだと重ねて申し上げますが、私は、このところをしっかりと取り組むことによって、様々な性に関するトラブルや犯罪を抑止したり、あるいは、本当によりよく生きるためのいろん

なことを学んだりする機会があると思います。

学習指導要領で制約があって、学校で先生たちが教えるのは少しハードルが高かったり、難しいところもあるかと思うんですけれども、専門家のゲストティーチャーに来ていただいて、それを広げたり、あるいは、子どもたちは、一番そのところを知りたがっている。正しい情報をほしがっている。そのところを私たちがしっかり提供していくことが重要であると思いますので、これからもしっかり取り組んでいただきたいと思います。

（2）ジェンダーに配慮したイメージキャラクターについて。

がんば君・らんばちゃん、びわ太郎・こびわちゃんなど、キャラクター設定の際ジェンダーへの配慮が必要だったと思われる。県は、ジェンダーの視点を持った取り組みをどう進めるのか。

教育現場でジェンダー平等の教育が進んでいますけれども、では、片や知事部局の方はどうなのかということです。

知事部局でもぜひ進めていただきたいと思うんですけれども、がんば君・らんばちゃんは、ご存じのように、長崎県の鳥オシドリをモチーフとして、長崎がらんば国体・がんばらんば大会のPRを目的に誕生したキャラクターですが、国体・大会終了後も引退せず、長崎がらんば隊の旗振り役として県全体の広報活動に取り組んでいるということになっています。

以前から、このキャラクターに違和感があったのですが、体操着を着たスポーツ少年のがんば君は隊長、チアリーダー姿のらんばちゃんは副隊長、青を使ったがんば君の服と帽子、らんばちゃんの服は赤と白で赤いリボンとなっています。隊長、副隊長という設定で、男性キャラ

クターが主、女性キャラクターが従のような印象を受けること、服装の色などが男女の固定観念を助長しているように受けとめられることが、違和感の正体であると思っています。

また、9月定例会の一般質問で、県の食育推進計画が取り上げられた時に、議員席に食育推進キャラクターが描かれたクリアファイルが配られました。こういうファイルです。（ファイル掲示）

そういうキャラクターがあることは寡聞にして知らなかったのですが、びわ太郎とこびわちゃん、兄と妹の設定のようです。男性キャラクターが大きく年上、女性キャラクターが小さく年下で、頭にリボンという設定です。姉と弟とか、2つのキャラクターが対等な関係の設定とか、あるいは性別にニュートラルな一つのキャラクターであるとか、そういった設定は考えられなかったのかなと思います。

クリアファイルに描かれている「食事をつくる」のイラストは、フライパンを持つこびわちゃん、「農林漁業を体験する」では、漁船に乗って漁に出かけるびわ太郎と、陸で大根を持つこびわちゃん、この2人は、3分の2がびわ太郎のスペース、3分の1がこびわちゃんのスペースです。

こびわちゃんの「郷土料理をつくる」、「いただきますの挨拶をする」のイラストは、赤いハートマーク付きです。

ちょっとしたことですが、これでは、ジェンダーの再生産につながる、間違っただけのメッセージを発信することになるのではないのでしょうか。

既にできているキャラクターを変えるのは難しいと思いますが、今後、新しくつくるものについては、ジェンダーに敏感な視点に立ってチェックするべきではないかと思っています。

県が行う情報発信に関して、ジェンダーチェックを行う仕組みがあるのか、お尋ねします。

○議長（坂本智徳君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（貞方 学君） 近年、ジェンダーに対する社会の意識は高まっており、公的な広報やキャラクター設定には、男女共同参画の推進の観点から、ジェンダー平等への配慮が強く求められております。

行政が使う言葉や表現は、社会に与える影響が大きいことから、性別による固定的な表現をしていないか、企画段階から確認することが必要だと考えております。

このため、県民生活環境部では、情報発信を行う所管課からの依頼を受けまして、キャラクターやイラストなどをジェンダー平等の視点からチェックをし、必要に応じて助言等を行うこととしており、本年9月からは、その取組を強化するとともに、庁内各部局に周知を図ったところでございます。

今後とも、県からの情報発信が、これまで以上にジェンダー平等に配慮されたものとなるよう、しっかりと取り組んでまいります。

○議長（坂本智徳君） 堤議員 6番。

○6番（堤 典子君） SDGsであったり、ジェンダー平等であったりというのは、現代社会の中で持続可能な社会とか、あるいは人権に配慮するとか、様々な面で本当に欠かせないキーワードだと思います。

そういう意味で、県が発信する様々なものに、ちょっと間違っただけ、ジェンダーを再生産するような、よりそれを強化するようなものが含まれているというのは、これは本当に問題であると思いますので、これから様々な部署でいろいろなものをつくられる時、ぜひジェンダーの視点に立って、そういったものが問題がないかどうか

かということは進めていただきたいと思います。

国も、東京2020オリンピック・パラリンピックで、「多様性と調和」ということがコンセプトの一つでしたけれども、大会の組織委員会会長の女性蔑視発言があって辞任に追い込まれたりとか。

あるいは、公式キャラクターのミライトワとソメイティは、ミライトワがオリンピック、ソメイティがパラリンピックと役割は違います。しかし、藍色と白の市松模様のミライトワと、ピンクのソメイティについて、古臭いジェンダー的役割になっていると批判もあったと聞いています。国が進める中でも、ちょっと疑問がつかうようなところを私はいろいろ感じています。

なでしこジャパンなんて、大抵の女性はそんなネーミングはしないと思うんですね。なんで、なでしこなんだと、そういう思いもしています。

これは国の方ですけれども、今後、県民生活環境部から、イメージキャラクターの設定とか様々な情報発信の際、ジェンダーに配慮することが重要であるということを庁内にしっかりと浸透していただきたいと思いますということを要望して、質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（坂本智徳君）これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時15分から再開いたします。

午前11時 1分 休憩

午前11時15分 再開

○副議長（山口初實君）会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

宮本議員 - 2番。

○2番（宮本法広君）（拍手）〔登壇〕皆様、改めまして、おはようございます。

公明党の宮本法広でございます。

県政推進の一助となるよう、1時間にわたり全力で質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1、福祉保健行政について。

（1）健康長寿日本一の長崎県づくりについて。

平成30年度から、本県の重要施策として開始された本事業につきましては、私自身、現地視察や提案などを行い、ライフワークとして取り組んでいるところであります。

本県におかれては、約4年にわたり、各種事業を展開され、取り組まれています。

まずは、本事業における取組状況と今後の展開について、知事にお尋ねいたします。

○副議長（山口初實君）知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕宮本議員のご質問にお答えいたします。

約4年間にわたる健康長寿日本一への取組状況と今後の展開についてのお尋ねであります。

県民の皆様が、より長く、幸せに暮らしていただくために、健康長寿日本一に向けて、多くの県民の皆様に、生活習慣の改善と健診受診といった予防、健康づくりに取り組んでいただくことは、極めて重要であると考えております。

そのため、企業、団体ぐるみで健康づくりに取り組んでいただけるよう、先進的な活動や独自の工夫により、従業員の健康づくりに成果を上げている健康経営推進企業などを「ながさきヘルシーアワード」として表彰し、広く情報を共有しているところであります。

また、県民お一人おひとりが、自ら野菜摂取や運動改善、健診受診に取り組んでいただける

よう、「ながさき3MYチャレンジ」をキャッチフレーズとした普及啓発などを行ってまいりました。

今後は、3MYチャレンジに減塩や禁煙対策等を加え、リニューアルするとともに、例えばウォーキングイベントと連携してポイントを付与するような仕組みを検討するほか、自身の健康状態を手軽に把握できるアプリを開発するなど、新たな事業を展開し、県民運動としてのさらなる推進に力を注いでまいりたいと考えているところであります。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○副議長（山口初實君） 宮本議員 2番。

○2番（宮本法広君） 知事、ありがとうございました。

健康長寿日本一を目指すに当たり、県民の皆様方の意識向上に積極的に取り組んでいらっしゃる、そして、3MYチャレンジ、健康経営、様々な事業を展開されていることを確認させていただきました。

それでは、健康長寿日本一を目指すうえで、私自身が最も重要であると考えている3つの事業について、質問させていただきます。

まず、一つ目が健康経営であります。

今の知事のご答弁にもありましたが、健康経営につきましては、私自身も県内普及に向けて毎議会で取り上げさせていただいております。

その中でも、令和元年6月定例会と令和3年2月定例会において、健康経営推進企業に認定された事業所に対するインセンティブ制度の導入について、質疑をしておりました。

その後の検討結果について、改めてお尋ねをいたします。

○副議長（山口初實君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（寺原朋裕君） 健康経営につきましては、健康経営の宣言を行った事業者が健康づくりに1年間取り組んだ結果、特定健診受診率や特定保健指導の利用率などの5つの基準を満たした場合に、県と協会けんぽ長崎支部が健康経営推進企業として認定いたします。

健康経営推進企業に対しては、県の建設工事入札参加の格付において、インセンティブとして加点し、令和4年4月の格付から反映することとしております。

○副議長（山口初實君） 宮本議員 2番。

○2番（宮本法広君） 検討していただいた結果、建設業については、令和4年4月の格付から5点、認定された事業者について追加すると、付与点数が5点ということで、ご答弁いただきました。非常にうれしく思っております。ありがとうございました。

それでは、今のは令和4年4月の格付から反映されるということでありませけれども、現時点で健康経営推進企業に認定された建設業者は何社あるのか。そしてまた、インセンティブ制度を設けたことによって、効果があれば併せてお尋ねをいたします。

○副議長（山口初實君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（寺原朋裕君） 県と協会けんぽが健康経営推進企業と認定した建設業者は、令和3年11月末時点で42社となっております。

健康経営推進企業の認定は、事業者が健康経営宣言を行うことが前提ですが、健康経営宣言を行った建設業者は、令和2年度末時点で69社であったものが、本年4月のインセンティブ公表後の11月末には165社と倍増したことから、一定の効果があらわれていると考えております。

また、健康経営推進企業は、健康経営宣言を

行った事業者が、1年間、健康づくりに取り組んだ結果を評価したうえで認定しておりますので、来年度以降、増加していくものと考えております。

○副議長（山口初實君） 宮本議員 2番。

○2番（宮本法広君）先ほどもご答弁いただきましたとおり、インセンティブ制度を導入したことによって、多くの建設業者の方々が、まずは宣言をしていただいたと、1年間の取組で認定を受けなければなりませんけれども、まずは、一定の効果があつたと私も確認をさせていただきました。

先ほど、42社というご答弁もありましたが、インセンティブ導入を受けて、さらに多くの建設業者に健康経営普及啓発の必要があると考えておりますが、どのように行っていくのか、お尋ねいたします。

○副議長（山口初實君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（寺原朋裕君）健康経営は、従業員の健康増進だけでなく、企業の生産性やブランド価値の向上にもつながることをお伝えすることにより、引き続き、協会けんぽと協働で健康経営に取り組む事業所の増加を図ってまいります。

特に、建設業者に対しては、健康経営に関するパンフレットの送付と併せて、今回導入したインセンティブ制度を周知することとし、従業員が多い事業所への個別訪問を行うことにより、普及に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（山口初實君） 宮本議員 2番。

○2番（宮本法広君）より多くの建設業者の方々に、健康経営については導入していただきたいということを私自身も考えております。

建設業界は、危険と裏合わせ、本当に危険を伴う業種であると考えておりますので、より一

層、健康経営を推進していただいて、従業員の皆様方の健康管理をしっかりとさせていただく、これが重要ではないかと考えております。

先に行われました県民会議の席上でも、通販大手のジャパネットホールディングスの高田社長が、「健康経営が仕事のパフォーマンスを高め、業績アップにもつながると、成果として、残業時間や離職率が減る一方、給与や売上高、顧客満足度が向上するという好循環が生まれた」という講演もされていらっしゃいます。

より一層、県内におきましても、健康経営を推進していただくことを要望させていただきます。ありがとうございました。

そして、二つ目、私が考えている大きな柱、サポートメンバーであります。

サポートメンバーの現状と今後の活動について、お尋ねをいたします。

サポートメンバーにつきましては、健康長寿日本一の長崎県づくりを目指すうえでも重要な登録制度であると考えておりますが、令和2年度の登録者数は目標に達していませんでした。

そこで、進捗状況と今後の具体的活動について、お尋ねをいたします。

○副議長（山口初實君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（寺原朋裕君）ながさき健康長寿サポートメンバー登録数は、中学校区当たり3事業所を目安として、令和3年度に累計500事業所を目標としており、令和2年度までに216事業所、本年11月末時点で531事業所まで増加し、目標を上回る状況となっております。

サポートメンバーの具体的な活動として、企業や県民向けの健康経営セミナーや、健康イベントの開催、健康寿命に関するパンフレット配布、野菜摂取キャンペーン等を実施していただいているところです。

健康長寿日本一に向けては、行政だけでなく、サポートメンバーなど、地域に身近なボランティアの協力が重要であると考えており、今後もしっかりと連携をして、健康づくりを進めてまいります。

○副議長（山口初實君） 宮本議員 2番。

○2番（宮本法広君） 現時点では531事業所ということでお聞きいたしました。目標に達しているという状況ですね。サポートメンバーの方々につきましては、県民のための活動を自主的に実施することを目的として登録された企業・団体に対するメンバー制度であります。この方たちの活動によって、大きく左右するものと考えておりますので、引き続き、活動推進をよろしく願いたいと思います。

そして、三つ目の大きな柱と考えているのが、食生活改善推進員（以下「食改さん」と略しますけれども）の活動についてであります。

食改さんの活動につきましては、地域の健康維持、そして、食育推進の観点からも非常に重要な役割を果たしていらっしゃいます。

そこで、今年度の食生活改善推進員の方々の活動及び今後の展開について、お尋ねいたします。

○副議長（山口初實君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（寺原朋裕君） 食生活改善推進員として、本年4月時点で2,768名の皆様に食を通じた健康づくりを推進していただいております。

今年度は、家庭や職場を訪問し、野菜及び減塩に関する食生活の改善を促す活動や、減塩バランス食を普及するために料理講習会等のボランティア活動を行っていただいております。

県としましては、食生活改善推進員の地域に根差した活動を推進するため、効果的な活動事

例について情報提供するなど、研修会を通じた技術的な支援を行ってまいります。

○副議長（山口初實君） 宮本議員 2番。

○2番（宮本法広君） 県内の中小企業の方々においては、健康経営を推進していく、そして、地域においては、食改さんの活動を通して健康維持をしていく、その間にサポートメンバーがいらっしゃる、このような構図で地道な活動することによって、「健康長寿日本一の長崎県づくり」、これが構築できるものと考えておりますので、引き続き、健康経営、そしてサポートメンバー、そして、食改さんの活動については、県としてもしっかりとバックアップ、支援をしていただきたいということを要望させていただきます。

（2）がん対策について。

今回は、子宮頸がんを取り上げさせていただきます。

まずは、本県における子宮頸がん罹患者数の推移について、お尋ねいたします。

○副議長（山口初實君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（寺原朋裕君） 本県における子宮頸がんの罹患者数につきましては、長崎県がん登録及び全国がん登録のデータによると、平成15年は270人でありましたが、その後、徐々に増加し、10年後の平成25年には513人、平成26年には536人とピークを迎え、その後は500人前後で推移しております。

○副議長（山口初實君） 宮本議員 2番。

○2番（宮本法広君） 平成25年度が513名、平成26年度がピークと、今、横ばいであるということでもありますけれども、やはり増加傾向にあることは間違いはないかと考えております。

そこで、子宮頸がんについては、最も予防的なもの、これは子宮頸がんワクチンであると私

は考えております。

子宮頸がんワクチンについて、質問をいたします。

この項目につきましては、令和2年11月定例会におきまして、自由民主党のごうまなみ議員が、接種向上に向けた取組ということで、非常に重要な質問をされていらっしゃる。それから1年たって、国としても大きな動きが出てきておりますので、それについて質問をさせていただきます。

厚生労働省は、本年11月12日に、子宮頸がんワクチンの積極的な接種勧奨を決定し、同26日、各都道府県に対して、「定期接種の今後の対応について」との通知を発出しています。

HPVワクチンの定期接種については、2013年4月に開始されましたが、2か月後には副反応の懸念から中止となりました。よって、約8年ぶりに積極的な接種勧奨が再開となります。

まずは、この一連の動きを受けて、県の見解を知事にお尋ねいたします。

○副議長（山口初實君） 知事。

○知事（中村法道君） 子宮頸がんワクチンは、定期接種に位置づけられたにも関わらず、ご指摘のように平成25年6月に、厚生労働省から、積極的勧奨の中止が勧告されたところであり、

これを受け、県といたしましては、これまで国に対して、積極的勧奨の取扱いに関する今後の考え方を早急に示していただくよう要望を進めるとともに、予防接種の実施主体である市町に対しては、接種対象者がワクチン接種に関する情報を確実に入手できるよう、個別通知による情報提供を強く働きかけてきたところであります。

このたび、厚生科学審議会予防接種ワクチン

分科会等における検討結果を踏まえ、国が積極的勧奨の再開を通知したことは、県としても子宮頸がんの予防に大きな効果があるものと期待をしているところであります。

○副議長（山口初實君） 宮本議員 2番。

○2番（宮本法広君） 知事、ありがとうございました。私も全く同感であります。いろいろなエビデンスを厚生労働省も、そして国も調査をし、今回の積極的接種勧奨に至ったということも確認をさせていただいております。

このワクチン接種につきましての実施主体は各市町になりますけれども、県としては、各市町に対して、格差が出ないように、指令官としての責務を果たさなければなりません。接種をいつ再開するのか、正確な情報提供をどのように行うのか、対象世代の個別通知、そして相談窓口の設置、そしてキャッチアップ接種など、具体的な対応及び今後のスケジュールについて、お尋ねいたします。

○副議長（山口初實君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（寺原朋裕君） HPVワクチン接種の今後の対応については、11月26日の国の通知を速やかに市町へ周知するとともに、通知に基づき準備を進めるよう、要請したところであります。

市町は、遅くとも令和4年4月までに、接種対象者に対して予診票を個別に送付するなど、積極的勧奨を再開するとともに、接種を判断するために必要な情報を提供し、副反応が疑われる症状が発生した場合には、地域において適切に相談や診療等の対応を行うことが求められます。

県としては、市町がこれらの対応を適切に行うことができるよう、長崎大学病院や県医師会等と連携し、副反応と疑われる症状が発生した場合の相談及び診療体制の確保に向けた調整を

行ってまいりたいと考えております。

なお、接種機会を逃した方への対応については、今後、国が方針を決定する予定でありますので、その情報収集に努めてまいります。

○副議長（山口初實君） 宮本議員 2番。

○2番（宮本法広君）ありがとうございました。

個別通知、これは非常に大事であります。小学校6年生から高校1年生までが対象となっており、最も適正な年齢は13歳とされています。よって、いかに、いち早くこの対象の方々に通知をするか、ここは非常に大事であると考えております。

また、相談窓口の設置、先ほどもご答弁いただきましたけれども、今後、新型コロナワクチンと並行していいのか、そういったいろいろな問題も出てくるかと思しますので、こういった相談窓口の設置も早急に設置して対応していただければというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

何分、地域において格差が出ないように、県はしっかりと指令官としての責務を果たしていただきたいことを要望させていただきます。

併せて、今回のHPVワクチン接種勧奨を受けて、第4期となる次期長崎県がん対策推進計画の中に、HPVワクチン接種勧奨について盛り込むべきであると考えておりますけれども、見解をお尋ねいたします。

○副議長（山口初實君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（寺原朋裕君） 本県のがん対策の基本方針である第3期県がん対策推進計画では、がん予防を含めた県の施策の方向性を示しておりますが、HPVワクチン接種については、国の動向を踏まえ、検討していくとしております。

子宮頸がんの予防に当たっては、1次予防で

あるワクチン接種と2次予防である定期的な健診、併せて実施していくことが重要であり、今回の国の通知を踏まえ、次期計画においては、子宮頸がん対策として、ワクチン接種の積極的勧奨、1次予防、2次予防の取組を併せて推進する内容を盛り込む方向で検討してまいります。

○副議長（山口初實君） 宮本議員 2番。

○2番（宮本法広君） きちんとがん対策推進計画の中に盛り込むことによって、各市町の取組、そしてまた、県の責務も明らかになってくることは間違いありませんので、どうか計画の中に盛り込んでいただいて、子宮頸がんでお亡くなりになられる方々が少しでも減るような対策を、県としてもしっかりと取っていただきたいということを要望させていただきます。

併せて、キャッチアップ接種につきましては、今後、国の動向が出てくるものと考えておりますので、これについても、いち早く対応できる体制を準備していただきたいということを併せて要望させていただきますので、よろしくお願いいたします。

（3）てんかん地域診療連携体制整備事業について。

令和元年度から開始されている本事業につきましては、独立行政法人国立病院機構長崎医療センターを拠点医療機関として、てんかん患者及び患者家族を対象に、適切な医療や必要な支援を受けることができるよう、地域連携体制の整備が行われており、本年で3年目となります。

まずは、現在までの進捗状況について、お尋ねいたします。

○副議長（山口初實君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（寺原朋裕君） 県では、てんかん患者が専門的な診療や必要な支援に必ずしも結びついていないという状況を踏まえ、令和元

年度に、「国立病院機構長崎医療センター」をてんかん支援拠点病院に指定し、県内の医療機関との実効的な診療連携ネットワークの構築を目指して、各診療科や地域医療との連携体制の整備に取り組んできたところです。

また、「てんかん治療医療連携協議会」を設置し、各種研修会や教育現場での出前講座を通じて、医療、保健、福祉、教育との連携強化を図るとともに、てんかん啓発キャンペーンである「パープルデー」をはじめとする啓発事業に取り組んでまいりました。

今年度は、ライフステージに応じた社会生活支援の手引書となる「てんかん医療福祉ガイドブック」を作成し、関係機関へ配布することとしております。

引き続き、患者やご家族を継続的に支援する体制構築を目指して、各種事業に取り組んでまいります。

○副議長（山口初實君） 宮本議員 2番。

○2番（宮本法広君） この体制によって、どれだけ多くの長崎県内におけるてんかんを患われている患者の皆様方、そして、ご家族の方々がお助かっていらっしゃるか、それを考えると、この事業は本当に重要な事業であると考えております。

また、様々な取組を確認させていただきました。その中でも、てんかん医療連携について、今後、どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねをいたします。

○副議長（山口初實君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（寺原朋裕君） てんかん患者が、地域で適切な医療を受けることができるよう、診断や治療支援を行う中核医療機関と、初期対応や継続治療を行う連携医療機関による診療体制の構築に、引き続き取り組んでまいります。

診療体制の構築に当たっては、診療連携ネットワークに数多くの医療機関がご参加いただけるよう働きかけを行うとともに、長崎医療センターを中心として、てんかんに関する診療体制を強化してまいります。

○副議長（山口初實君） 宮本議員 2番。

○2番（宮本法広君） この医療連携ネットワークにつきましては、県が医療機関を指定、そして運営するというところがポイントであると聞いております。こういった形で、県としても、しっかりてんかん医療については、引き続き、長崎県内、そして西日本全域になるかもしれませんが、支援体制の強化をお願いしたいというふうに思っております。

2、教育行政について。

（1）夜間中学について。

夜間中学につきましては、全国的に、今、設置の動きが出てきている現状であります。

私自身も、令和3年2月定例会でも質疑を行いましたけれども、まずは、今後の具体的な取組について、お尋ねをいたします。

○副議長（山口初實君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） 今後の取組としましては、来年の1月29日に佐世保市、1月30日の長崎市におきまして、それぞれシンポジウムを開催いたす予定としております。その内容につきましては、夜間中学を舞台とした映画の上映や基調講演、また、パネルディスカッションなどを行う予定としております。多くの方々にご参加をいただきまして、夜間中学の設置意義や教育内容等について理解を深める機会としていただきたいというふうに考えております。

○副議長（山口初實君） 宮本議員 2番。

○2番（宮本法広君） 来年の1月29日と30日に

シンポジウムを佐世保市と長崎市において行うということでご答弁いただきました。

このシンポジウムにつきましては、県民、そして、市民の皆様方に夜間中学を知っていただくために、非常に大事なシンポジウムになるかと考えております。

より多くの方々に来ていただくためにも、普及啓発に努めていただきたいということを要望させていただきます。

次に、令和3年2月定例会の質疑におきましては、設置年度については、早くても令和5年度、設置場所については、「はじめての試みでもあるので、中学校夜間学級協議会の議論も踏まえて、慎重に検討していく」とご答弁をいただきました。

公立夜間中学の設置に向けて、具体的に動く時期であると考えます。

改めて、設置地域及び設置年度について、教育委員会教育長の見解をお尋ねいたします。

○副議長（山口初實君）教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君）県教育委員会のこれまでの主な取組として、昨年度は、全県的なニーズ調査を実施し、その結果を各市町教育委員会へ報告しました。

今年度は、各市町の設置の意向等についてアンケートを実施し、その回答をもとに市町と協議を行うとともに、先月、他県の先進校を視察しました。

この一連のプロセスを経て、総合的に検討いたしました結果、夜間中学では、義務教育における多様な生徒の実態に応じた特別の教育課程を編制できることや、既存の中学校に設置することで特別教室や教材、教具などが共有できることから、まずは市町立での設置を検討していただく必要があると考えております。

このような観点から、お尋ねのことにつきましては、現時点でお答えできる段階にないということについて、ご理解をいただきたいというふうに考えております。

○副議長（山口初實君）宮本議員 2番。

○2番（宮本法広君）ニーズ調査もしていただきました。そして、各市町へ、いろいろご回答もされたようです。そして、また、先進県、先進市への視察もしていただいたということもご答弁いただきました。

その中におきまして、夜間中学、中学という観点からするならば、義務教育という課程の中においては、各市町の設置、各市町立というんですかね、というのが妥当ではないかということの検討に至ったというご答弁でありました。

義務教育ということ、そして、夜間中学の中でも、例えば技術であったり、そしてまた、給食などの問題も出てくるわけであります。

そういう観点から考えると、既存の中学校での設置というのがベスト、最適なのかもかもしれません。しかしながら、非常に大事な時期にありますので、各市町、そしてまた、県教育委員会としても、ここは連携を取りながら、設置に向けて取り組んでいただきたいということを改めて要望させていただきます。

それでは、今後のスケジュールについて、お尋ねをいたします。

○副議長（山口初實君）教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君）先ほど申し上げましたような観点で、市町立での設置を検討していただくために、具体的には12月中旬ぐらいをめどとしまして、一定のニーズが確認された市町に対して、文書で夜間中学の設置について検討を依頼することというふうに考えております。

○副議長（山口初實君） 宮本議員 2番。

○2番（宮本法広君）非常に大事な時期ではあるかと考えております。

今月中旬に、ニーズ調査の結果を見たとうえで市町に文書を送るという県教育委員会のスケジュールを確認させていただきました。

これまで、私自身も、そしてまた、公明党県議会としても意見書を出したり、いろんな形で質疑をさせていただきました。

やっぱり、少なくとも県内に1校は必要であると私自身も考えております。足並みをそろえていく、これも必要でありましょうし、各市町の検討状況も必要であろうかと考えておりますので、改めてスケジュールが慎重に、そしてまた、早期に、設置地域については決定ができることを心から切に願っておりますので、教育委員会教育長、どうかよろしく願いしたいと考えております。

そしてまた、夜間中学は、社会のセーフティネットにもなり得ると考えております。

本県においても、中学校では、不登校となっている生徒は増加傾向にあります。よって、夜間中学への不登校生徒の受け入れについて、教育委員会教育長にお尋ねいたします。

○副議長（山口初實君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君）昼間の中学校で不登校となっております学齢生徒を夜間中学校で受け入れることは、制度上は可能となっております。ただし、そのためには、特別のそのための支援体制を組んで、文部科学省に不登校特例校に係る申請を行い、認可を受ける必要がありますが、現時点で、全国でこの認可を受けている学校はないという状況でございます。

○副議長（山口初實君） 宮本議員 2番。

○2番（宮本法広君）申請すれば可能であると

いうご答弁であり、今のところ、全国ではないという状況も確認をさせていただきました。

であるならば、長崎県が、いち早く、夜間中学に対しては不登校生徒も受け入れて、受け皿をしっかりとつくるという教育環境整備、これを構築していくことも大事であろうかと思えますので、今後、様々な確認をさせていただきました。スケジュール等々、そしてシンポジウム等々も確認させていただきました。各市町立の設置も検討ということでありましたので、また、そういった観点からは、各市町と連携を取っていただいて、不登校生徒の受け入れができるように、県としても推進をしていただきたいと思います。

この夜間中学につきましては、引き続き、次の議会でも取り上げさせていただきます。そして、設置できた後でも取り上げさせていただきますので、教育環境の受け入れ整備体制の充実、これについては私自身もしっかりと議論をさせていただきます。ということを考えておりますので、教育委員会教育長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

3、道路行政について。

（1）都市計画道路佐世保縦貫線について。

都市計画道路佐世保縦貫線である潮見交差点から福石町交差点までの約710メートル区間につきましては、昭和21年に、今の計画である幅員36メートルが定められていますが、未整備の状態、都市計画の見直しも継続して進められていますが、土地や建物の所有者には、長期間の建築制限が課せられたうえ、未着手のままであることから、早急な解決が必要であります。

この都市計画道路の決定権者は、県であります。現在、決定権者としてどのような取組をされているのか、お尋ねをいたします。

○副議長（山口初實君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 都市計画道路佐世保縦貫線の潮見交差点から福石町交差点までの未整備区間は、現在の4車線から6車線に拡幅する計画となっていますが、並行する西九州自動車道の4車線化が事業化され、これを考慮した将来の交通量推計では、4車線のままで交通処理が可能との判断に至り、計画の見直しが必要と考えています。

一方、路線バスの停車や交差点での右折車が多いことなどから、交通混雑も発生しており、バス停付近や交差点の局部改良は必要だと考えています。

現在、都市計画の見直しに向け、関係者にご意見をお聞きしながら、具体的な道路計画の検討を進めているところです。

11月下旬には、土地や建物所有者との意見交換会を行ったところであり、引き続き、佐世保市と連携して検討を進め、地域住民のご意見をお聞きしながら、都市計画の変更手続を進めてまいります。

○副議長（山口初實君） 宮本議員 2番。

○2番（宮本法広君） この佐世保縦貫線につきましては、これまで多くの議員の方が質疑をされています。

私も、今回取り上げさせていただきました。進捗状況を確認したいという思いと、毎年毎年、佐世保市から長崎県に対しては重要課題一つとして要望が上がってきている現状もあります。

先ほど申しましたとおり、建築制限が課せられているという状況もあるので、先ほども答弁あったとおり、説明会がやっとなされたという状況も確認をさせていただきました。引き続き、特に、地元の地権者の方々、そして、建物の所有者の方々としっかりと、密に連携を取ってい

ただいて、協議を重ねていただきたいということと併せて要望させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

4、産業振興対策について。

（1）造船産業への支援について。

令和2年の議会でも取り上げましたけれども、佐世保重工業（SSK）離職者及び協力会社の状況と支援策について、お尋ねいたします。

その後、SSK新造船撤退により、厳しい状況に置かれている協力会社や、希望退職を余儀なくされた方から苦痛の声を聞きしております。本県の経済を底支えしている造船産業に対して、影響を最小限に抑えるべく、最大の支援を行うべきであります。

そこで、SSKの希望退職者における再就職の状況と、協力会社に対する本県の支援状況について、知事にお尋ねいたします。

○副議長（山口初實君） 知事。

○知事（中村法道君） 佐世保重工業及び協力企業への支援につきましては、県や佐世保市、商工会議所、長崎労働局等の関係機関が連携して支援を行っているところであります。

佐世保重工業の希望退職者のほとんどが、これまでの経験を活かせる造船業や、成長分野であります半導体関連等の県内企業に再就職されております。

なお、再就職が決まっていない方々の多くは、本人のご意向により、慎重に再就職先を探されている状況であるとお聞きしております。

一方、協力企業につきましては、現在、国内造船業を取り巻く環境が、一時の厳しい状況から好転しつつあり、受注回復の兆しも出ておりますことから、足元の造船関連の受注獲得に向け、取引のマッチング支援を強化しているところ

るであります。

また、関連技術が使えるということで、洋上風力の関連につきましても、将来的な需要拡大を見据えながら、発電事業者等による商談会を開催するなど、今後、支援強化を図っていきたいと考えております。

引き続き、関係機関と緊密に連携しながら、適時適切に必要な支援を行ってまいりたいと考えているところであります。

○副議長（山口初實君） 宮本議員 2番。

○2番（宮本法広君） 再就職の状況について確認をさせていただきました。一定、再就職の方では決まっているという状況も確認をさせていただきました。

様々な理由によって、そしてまた、希望退職を余儀なくされた方々、たくさんいらっしゃいます。県としても、そういった方々に寄り添って、支援を再度お願いしたいということを要望させていただきます。

併せて、協力会社につきましても、先ほど知事からもご答弁がございましたが、一定、輸出船の契約が3倍と、4月から9月は、例年度の年間受注並みという、造船産業界でもちょっと兆しが出てきているという状況も確認をさせていただいているところであります。足元を強化するという観点からすれば、マッチング支援の強化、これは非常に大事だろうと考えております。

ものづくりの現場の方々におかれましては、非常に高い技術を持っていらっしゃる関連会社の方々もいらっしゃいますので、マッチング支援の強化は、非常に重要な取組であると考えております。

併せて、洋上風力につきましても、今の長崎県は非常にポテンシャルが高い地域でありますので、すぐすぐというわけにはいかないかもし

れません。ご答弁にありましたとおり、洋上風力関連の事業者に対する商談会の実施、これも情報提供をしっかりとさせていただきながら、県北の造船業界のみならず、県内の造船業界の方々にも、広く普及していただきたいということと併せて要望させていただきます。ありがとうございました。

5、住環境整備対策について。

（1）県営住宅について。

県営住宅は、公営住宅制度に基づき建設された住宅であります。時代の流れに応じて、県営住宅を取り巻く環境も大きく変化をしています。

まずは、直近の県全体の空き家率と空き家率が2割を超えている県北地域における県営住宅について、お尋ねいたします。

○副議長（山口初實君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 県営住宅は、県内に約1万2,300戸ありますが、10月末現在で、政策的なものを除き約1,500戸が空き家となっており、空き家率は12.5%です。

県北地区については、約3,500戸のうち、空き家は470戸、空き家率は13.5%であり、このうち、空き家率が2割を超える団地は、十郎原団地の29.5%、花高団地の25%、吉岡団地の22.5%となっています。

○副議長（山口初實君） 宮本議員 2番。

○2番（宮本法広君） 県内には1万2,300戸あって、そのうち1,500戸は空き状況であると、よって、空き家率は12.5%。県北地域におきましては、13.5%という空き家率を確認させていただきました。

人口減少に伴って、県営住宅においては、空き家率というのは年々上昇傾向にあるものと考えております。

また、県北地域における空き家率が高いとこ

るですね、これはどうしても設置地域によって差があることは間違いありませんけれども、やはりご答弁いただいた3つの県営住宅については、空き家率が高いという状況も確認をさせていただきました。

私自身も、県民の皆様方からいろいろなご相談をいただいております。

そのご相談を踏まえて、次の質問をさせていただきますが、県営住宅を取り巻く課題と今後の対応についてであります。

まず、承継基準、これは非常に悩ましいところではあるかもしれませんが、承継基準について、要件の緩和ができないものか、及び町内会の活動を活発に継続するためにも、若い世代の入居の促進、特に、大学生などの入居が可能とならないか、これらの提案について、県の見解をお尋ねいたします。

○副議長（山口初實君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 県営住宅は、住宅に困窮している方のために整備し、入居機会の公平性を確保するため、入居資格については適正に運用する必要があります。

このため、お尋ねの名義人の承継の取扱いについても、本県においては、国の通知に基づいて厳格に対応しているところですが、今後の社会情勢等に応じて検討してまいります。

一方で、空き住戸については、障害者の方向けのグループホームや、新規就業者向けのナガサキSTARTハウスとして提供していますが、空き住戸が多く、自治会活動などへの支障が懸念されている団地では、今後、試行的に自治会活動への参加を条件に、大学生や若年単身者の入居を認めるなど、コミュニティの活性化に資する活用についても検討してまいります。

○副議長（山口初實君） 宮本議員 2番。

○2番（宮本法広君） 部長、前向きなご答弁ありがとうございます。

入居資格、そしてまた、承継容認については、やはり国の制度に基づいてということはわかっているところではありますけれども、先ほどご答弁いただいたように、空き家率が高い県営住宅においては、非常に深刻な問題であります。よって、これが、今後、検討していくというご答弁をいただきましたので、どういう形でできるのか、これもしっかり検討していただきたいと考えております。

併せて、空き家率が年々上昇しているというふうに考えておりますので、グループホームの利用とか、これは非常に有効な手段であると考えておりますし、自治会活動についても非常にやっぱり厳しいんですね。なので、大学生、若い新規就労者の入居についても、これは早急に土木部長、検討していただだけませんか。そうすることによって、地域のコミュニティの活性化にもつながっていくことは間違いないと考えております。引き続き、この問題については、私自身も質疑をさせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

（2）住教育の推進について。

住教育につきましては、安心・安全な住生活の実現、空き家の利活用、住生活産業の活性化などのメリットがあります。

今後、古民家の再生、そして、空き家対策、防災の観点から、「長崎県住生活基本計画」の中に住教育を盛り込んで、県民に広く推進すべきと考えます。県の見解をお尋ねいたします。

○副議長（山口初實君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 県民が、快適で安心して暮らす住生活の実現のためには、住まいや住まい方などの基礎的な知識を知っていただき、

考える機会を提供する住教育が大変重要と考えます。

これまで、県では、空き家の対策や住まいのリフォームの周知について、県政出前講座や、毎年10月に開催する住宅フェアで情報提供に取り組んでおり、今後、改訂する県住生活基本計画においても、住まいに関する防災対策などについて、住教育の推進を図る予定としています。

○副議長（山口初實君） 宮本議員 2番。

○2番（宮本法広君） 今でも、出前講座であったり、いろいろな取組をされている現状ではあります。しかしながら、空き家対策、そして古民家再生、そして防災の観点から、県民に広く住教育は普及すべきであると考えておりますので、次期長崎県住生活基本計画の中に盛り込んでいただくというご答弁をいただきましたので、県としてどのような形で推進できるか、再度、検討していただきたいということを要望させていただきます。

6. 文化・スポーツの振興について。

（1）剣道について。

本県は、剣道が盛んであり、強豪県でもあります。併せて、本県には、国内でも有名な剣道防具職人、博多屋武道具店の博多屋敏昭会長がいらっしゃいます。

令和4年に長崎県知事表彰を受章、平成10年に現代の名工として剣道防具製造業界初の労働大臣表彰を受章、そして、平成23年秋の褒章では、黄綬褒章を受章されています。これも国内の剣道防具製造者では、初の受章者であります。

まず、本県が誇るべき日本固有の伝統技術と、この榮譽をどう評価されているのか、お尋ねをいたします。

○副議長（山口初實君） 産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君） 黄綬褒章や現代の名工などの技能者表彰につきましては、工業や商業等の業務に精励し、他の模範となるような技術や実績を有する方をたたえるものであります。

今回の剣道防具職人の受章者につきましては、卓越した技能を持ち、後進の指導・育成にも熱心に取り組まれ、長年にわたり業界の発展に多大な貢献をなされております。

加えまして、機能性に優れた製品は、多くの剣道家に愛用され、高い評価を受けているとお聞きしているところでございます。

県内の様々なものづくり産業は、職人の高い技術力により支えられており、優れた技能が永く伝承されることを期待するところでございます。

○副議長（山口初實君） 宮本議員 2番。

○2番（宮本法広君） 博多屋武道具店、私も何度もお伺いをさせていただきました、その製造現場も見させていただきました。一針一針、一生懸命、丹念に丹念に押し込んで、非常に高い技術を確認させていただいたところでもあります。綿花、このような厚さがある綿を、ぎゅうっと押し込んで、一針一針、丁寧に押し込んで小手とか、面布団ができて現場も確認をさせていただきました。ぼんとたたいても痛くないんだよというお話もいただいたぐらい高い技術をお持ちであります。このような方が長崎にいらっしゃる、これは本当に榮譽であるということを感じております。

この質問を踏まえて、次の質疑をさせていただきますが、令和3年3月22日の参議院財政金融委員会におきまして、公明党の秋野公造参議院議員が、日本固有の武道である剣道及び日本独

自の技術で作られている剣道防具について、改めて日本固有の文化であり、この文化を未来にわたって継承するために、剣道を文化財として、そして、防具や道具を制作する技術については、無形文化財として保護を図り、後継者育成も含めて、国として支援すべきであるという観点から質疑をしています。

先ほどの私の質疑からも明確なように、本県においては、剣道及び剣道防具製造に関しては、実績と高い技術があります。よって、剣道及び剣道防具に対して、文化財として保護すべきと考えますが、見解をお尋ねいたします。

○副議長（山口初實君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） 剣道は、全国にまたがるものでございますので、まずは、国において検討されるべきものだと考えております。

国におきましては、武道全体を対象とした包括的な調査・研究を行う中で、剣道や武道及びその道具を制作する技術についても、文化財として、どのように位置づけるかなどを、順次検討に着手していく方針とされておりまして、本県としては、こういう国の動きを注視してまいりたいと考えております。

○副議長（山口初實君） 宮本議員 2番。

○2番（宮本法広君） 令和4年4月1日から、文化財保護法の一部を改正する法律というのが施行される予定と聞いております。

その中の改正文化財保護法によりますと、一つが無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度が新設される。そして、もう一つ、地方登録制度、これも新設されるということ聞いております。

こういった観点から、令和4年4月1日、「改正文化財保護法」が改正されると同時に、県と

しても、私が先ほど言ったような高い技術がありますので、これを未来永劫にわたって保存していく、そして、後継者育成も含めて保護していくという観点から、国の動きも踏まえて順次検討していただきたいということを改めて要望させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

次に、公務員における剣道の推進について、お尋ねいたします。

武道において、柔道は、オリンピック競技となっており、様々な後押しがありますけれども、剣道におきましては、オリンピック競技となっておらず、目指すべきは世界選手権であります。

本県においても、県警職員が最高峰である世界選手権を目指すことへの後押しをすべきと考えますが、警察本部長の見解をお尋ねいたします。

○副議長（山口初實君） 警察本部長。

○警察本部長（中村 亮君） 警察では、警察官に必要とされる気力、体力、現場執行力を、剣道などの訓練を通じ習得させる術科教養を組織的に続けております。

特に、剣道、柔道に関しては、第一線の警察官に指導する指導員を育成するため、武道専門の採用試験を実施して、全国から実力のある高段者を確保するよう努めているほか、その中でも特に優れた者を「特別訓練員」に指定して、強化訓練を行い、各種大会へ参加させているところでございます。

本県警察の選手が大きな大会で活躍することは、本県における警察術科の振興、職員の士気高揚に寄与するものでありまして、大変重要であると認識しております。

私も、高いレベルで訓練に臨んでいる職員が、より高みを目指せる環境整備に努めたいと考え

ております。

なお、本県警察の特別訓練員は、毎年、国体など全国レベルの大会へ出場しておりますので、県民の皆様の期待に応えられる活躍ができるよう、引き続き取組を進めてまいります。

○副議長（山口初實君） 宮本議員 2番。

○2番（宮本法広君）長崎県警の職員の方々は、非常に高いレベルをお持ちでありますので、引き続き、後押しをしていただきたいということを要望させていただきます。

そして、剣道と警察のお話をさせていただく時に忘れてはならないのが、日本警察の父と言われていらっしゃる川路利良大警視であります。

川路大警視は、鉄砲の時代にあっても、撃剣、つまり剣道が大事であると、剣道が大事であるということを近代警察の中に取り入れた大警視でもあります。

よって、川路大警視の取組が、今の警察にも及んでいるということも少し学ばさせていただきました。

剣道に邁進することによりまして、高い技術と、そして精神力を養う、警察力と警備力を養うということは非常に重要であると考えておりますので、引き続き、邁進の後押しをしていただきたいというふうに考えております。

警察本部長、ありがとうございます。そして、日々の業務、大変にお疲れさまでございます。

併せて、剣道に取り組むジュニア選手への支援を強化すべきと考えますが、県の見解をお尋ねいたします。

○副議長（山口初實君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君）県教育委員会では、全国大会等で好成績を収めている剣道競技を特別強化競技に指定し、重点的に支援を

しているところです。

特に、ジュニア層については、競技団体が行う発掘事業や、中学生、高校生の強化合宿費等に対して支援を行うなど、一貫指導体制の充実を通して、将来、本県から全国や世界へ羽ばたく選手の強化・育成に取り組んでおります。

このような取組により、本県の剣道競技は、ジュニア期において、多くの全国トップレベルの選手を輩出し、成年選手としても、世界や全国の舞台で活躍をしているところです。

本県選手が活躍する姿は、ジュニア選手の目標と大きな励みになることから、引き続き、県剣道連盟や学校体育団体等と連携し、競技の普及・発展に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（山口初實君） 宮本議員 2番。

○2番（宮本法広君）やはり剣道人口のすそ野を広げるためにも、ジュニア選手の育成というのは大事であると私自身も考えておりますので、引き続き、様々な支援をお願いしたいと思っております。

文化・スポーツの振興という観点から、日本の伝統競技と技術である剣道及び剣道防具について、一連の質疑をさせていただきました。

さらなる普及と発展の必要性があると考えています。知事の思いをお聞かせください。

○副議長（山口初實君） 知事。

○知事（中村法道君）本県は、世界剣道選手権大会、あるいは全日本剣道選手権大会の優勝者をはじめ、多くの日本を代表する選手を輩出し、国体においても、少年男子の3連覇など、大変輝かしい成績を収めてきたところであります。

国際大会や全国大会における本県選手の活躍は、県民に誇りや喜び、また、夢や感動を与えるものであり、今後とも、競技人口の拡大や競技力の向上に力を注いでまいりたいと考えてい

るところであります。

○副議長（山口初實君） 宮本議員 2番。

○2番（宮本法広君） 剣道という観点から、いろんな形で質問させていただきましたが、議員の中にも剣道をされている方が多数いらっしゃるかと思います。私も、小学校、中学校、剣道をしておりまして、面をたたかれすぎて身長が伸びなかったという事実は、私だけあります。（笑声・発言する者あり）大学に入りまして、3か月剣道をしておりましたが、余りの訓練の厳しさにちょっと投げ出してしまいましたけれども、この質問を通して、再度、心身の鍛錬のために、また取り組もうというふうに考えておりますので、叱咤激励のほど、よろしくお願い申し上げます。（笑声・発言する者あり）

（2）スケートボード（スケボー）について。

このスケボーにつきましては、前回の議会でも取り上げさせていただきましたけれども、再度質問をさせていただきます。

まず、長崎県が誇る公営の長崎小江スケートパークについて、これはできてから18年経過しております。非常に老朽化対策が必要であると考えておりますので、まずはこの小江スケートパークにおける老朽化対策について、県の見解をお尋ねいたします。

○副議長（山口初實君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 長崎小江スケートパークは、LNG基地の誘致と併せ、地域の活性化を図るため、平成15年度にスケートボードができる施設を整備したものです。

整備後18年が経過しており、これまで安全に施設を利用していただけよう、限られた予算の中で維持管理に努めてきたところですが、利用者の立場に立てば、様々な課題があると認識

しています。

オリンピックでの日本人選手の活躍により、人気が高まる中、施設について、どのようなあり方が望ましいか、利用者や関係団体、地元、関係部署と意見交換を行いながら、今後の管理運営を含め、検討していく必要があると考えています。

○副議長（山口初實君） 宮本議員 2番。

○2番（宮本法広君） やはり、これは、老朽化対策は必須であると考えております。非常に競技人口も多いという現状です。土木部長、この小江スケートパークに行かれたことはありますでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（山口初實君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 実際行って見てまいりましたが、スケートパークの建設に当たり、どのようなセクションをつくり、どのように配置するかなど、カーブの具合や表面の仕上げ、そういったものを愛好者の方々にも協力してもらって、一つひとつ確認しながら、試行錯誤してつくりあげていったと伺っています。

全国的にも評価が高く、関係者の思いが詰まった施設だけに、現状はいささか残念な状況にありますが、何とかしなければならぬという気持ちでいっぱいです。ご指摘ありがとうございました。

○副議長（山口初實君） 宮本議員 2番。

○2番（宮本法広君） そのお気持ち、十分に拝察します。それをしっかりと実現してください。

次に、今後、交流人口の増加に寄与し、スポーツ振興に資するようなスケボーに親しむ機会の充実を望みます。県の見解をお尋ねいたします。

○副議長（山口初實君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中崎謙司君） スケートボ

ードにつきましては、その普及によりまして、県民のスポーツに親しむ機会の充実や、若者定着につながる効果が見込まれますことから、県としても、競技人口の拡大などの施策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

来年3月には、小江スケートパークにおきまして、県内のスケートボードショップや指導者等の皆様と連携しまして、新たに子ども向けの初心者講習会の開催を予定しておりますが、次年度以降も、引き続き、県内の複数の地域で実施していきたいと考えております。

また、現在、建設中であります長崎スタジアムシティなどに対しまして、スケートボードをはじめとしましたアーバンスポーツ施設の導入を働きかけるなど、多くの若者が競技を楽しむ機会が増えていきますよう、取り組んでまいります。

○副議長（山口初實君） 宮本議員 2番。

○2番（宮本法広君） やはり若者定着、交流人口の増加、そして、本県の知名度向上、こういう観点からすると、スケボーというのはやはり長崎にとっては大事な観点かと考えております。

来年3月には、子ども向けの講習会、非常にありがとうございました。こういった形で親しむ機会を増やしていくことこそが大事であろうかと思えます。一緒にマナーの講習会もしていただければと考えております。

東京2020オリンピックでスケボーが正式種目となって、10代の日本人選手が目覚ましい活躍が世界中を感動の渦に巻き込みました。

長崎から世界へ、そして、オリンピック選手を輩出できるような環境づくり、これに努めていただきたいと思いますと考えております。

私も、何とか設置が、新しいパークができないかと思ひまして、10月12日に、先ほど部長答

弁にもあったとおり、長崎スタジアムシティプロジェクト、ここの中にできないかと、リージョナルクリエイション長崎の方に要望に行きました。その際、スケボーをされている子どもさん5人、そのご家族5人、合計10人で要望に行つてまいりました。様々な意見交換もさせていただいて、一定ご理解はいただけたかなと思ひますが、何分、民間事業なので、そこは難しいところもあるのかもしれませんが、続けて要望させていただければと思ひます。

その中で、その5人行った子どもさんの中に、長崎の女の都小5年の金子 錫君がいらっしゃるんですね。金子 錫君は、先日、筑後と熊本で開催されたスケボーの九州大会で見事優勝されています。こういった選手が長崎にはいらっしゃいます。そして、佐世保にも、有名な、頑張っている選手がいらっしゃいます。こういった方々をしっかりと後押しをして、先ほど言った長崎から世界へ、オリンピック選手を目指す、これは夢ではないと私は考えておりますので、どうか文化観光国際部長におかれましては、長崎県のスケボー部長として、その任を果たさんと鋭意努力されていらっしゃることを、高く評価させていただきますので、引き続き、どうぞよろしくお願ひしたいというふうに考えております。

今回、私は、6項目におきまして質問をさせていただきました。どれも県民の皆様方からいただいた問題、課題、そして、私が今、これは取り組むべきであるというものを凝縮してさせていただきます。

今後も、長崎県におきましては、これらの課題に前向きに取り組んでいただいて、実現できるように取り組んでいただければというふうに思っておりますし、私も鋭意努力してまいりま

す。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（山口初實君）午前中の会議は、これにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

午後 零時17分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（坂本智徳君）会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

堀江議員 33番。

○33番（堀江ひとみ君）（拍手）〔登壇〕日本共産党の堀江ひとみです。

本日は、お忙しい中、議場においでいただき、またインターネット中継をご覧いただき、誠にありがとうございます。

通告に基づき質問をいたします。

1、中村県政12年間の検証について。

中村知事が就任されて12年、私は12年間、中村県政と対峙してきました。中村県政12年間で県民目線で検証したいと思います。

（1）石木ダム事業について。

10月21日、福岡高裁において、石木ダム工事差止め控訴審の判決が言い渡されました。

結果は、石木ダム建設工事の差止めを求めた訴えは棄却されましたが、裁判所が指摘した次の内容は、興味深いものでした。

1972年、今から49年前、住民が知事や川棚町長と交わした覚書、ダム建設の必要が生じた時には、改めて協議のうえ、書面による同意を受けた後、着手する等、4項目あります。

覚書について、裁判所は、このように言及しています。

住民は、長崎県知事を信頼し、川棚町長の協力を確信して覚書を取り交わしたことは事実で

ある。そうであるにもかかわらず、いまだ本件事業につき、地元関係者の理解が得られるには至っていないのであって、県は、今後も地元関係者の理解を得るよう努力することが求められると指摘しました。

つまり、第三者である裁判所は、覚書から半世紀たった今でも地元関係者の理解は得られていない、長崎県が地元関係者の理解を得られる努力をすることと指摘しているのです。

そこで質問いたします。

地元関係者の理解は得られていないとする地元関係者とは誰か、答弁を求めます。

○議長（坂本智徳君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 昭和47年に取り交わした覚書は、石木川の河川開発調査に関し、川棚町の川原郷、岩屋郷、木場郷の総代と知事で取り交わし、川棚町長を立会人としたもの、及び川棚町の川原郷、岩屋郷、木場郷の総代と川棚町長で取り交わしたものがあります。

それらの覚書によると、地元関係者とは、覚書を取り交わした3郷の総代に代表される当時の住民のことであると認識しています。

○議長（坂本智徳君） 堀江議員 33番。

○33番（堀江ひとみ君） 土木部長、私の質問を聞いていませんでしたか。覚書のことを言っているんじゃないんですよ。裁判所が、この覚書を示して、いまだ地元関係者の理解は得られていないでしょと言っている。じゃ、理解が得られていない地元関係者は誰なのかと言っているんですから、答弁を求めます。

○議長（坂本智徳君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） この裁判所の判決で用いられている地元関係者という表現ですけども、一番はじめにこの地元関係者という表現が出てくるのは、この覚書の引用部分でありま

す。先ほど堀江議員がご指摘いただいた地元関係者というのは、その後に出てくる表現ですけれども、通常、同一の文書の中で同じ用語、表現が用いられているということは、その定義するところ、範囲というものは、おのずと同じものだというふうに考えています。もし、それが異なるものであれば、用語を変えるか、あるいは、改めて、なお書きなどの注釈等で補足説明する必要があると考えています。

○議長（坂本智徳君）堀江議員 33番。

○33番（堀江ひとみ君）地元関係者の理解は得られていない。得られていると思っているの。

○議長（坂本智徳君）土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君）申し上げますけれども、ここで言う地元関係者というのは、当時の住民を指しているものと認識しております。それらの総体としての地元関係者であるという理解をしています。

○議長（坂本智徳君）堀江議員 33番。

○33番（堀江ひとみ君）先月10日に、中村知事が記者会見をしました。その時に、反対住民の方々という言葉が言われましたね。中村知事でさえも、反対住民の方がおられると記者会見で言っているんですよ。その発言を部長は取り消すの。私が質問している、地元関係者の理解は得られていないとする地元関係者は誰か、再度答弁を求めます。

○議長（坂本智徳君）土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君）当時の住民の中で、いまだに反対されている方々がいらっしゃるという認識は持っております。

○議長（坂本智徳君）堀江議員 33番。

○33番（堀江ひとみ君）いまだに反対されておられる方がおられる、ということは、今現在、川原で暮らしておられる13世帯の皆さんのこ

とを言っているのですか、答弁を求めます。

○議長（坂本智徳君）土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君）地元関係者の一部において、いまだご理解を得ず、反対されている方がいるという認識です。

○議長（坂本智徳君）堀江議員 33番。

○33番（堀江ひとみ君）一部は誰かと私は質問しているじゃないですか。当時の地元関係者で、今も反対している人がいると言ったでしょう。今も反対している一部の人は誰なのか、今現在、川原に暮らしておられる13世帯の皆さんですか。再度、答弁を求めます。

○議長（坂本智徳君）土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君）現在反対されておられる方は、13世帯の住民の方々というふうに思っております。

○議長（坂本智徳君）堀江議員 33番。

○33番（堀江ひとみ君）理解が得られていない地元関係者とは、今現在、川原に暮らしておられる13世帯の皆さんであるという答弁をいただきました。

そこで質問いたします。

中村知事は、はじめての知事選挙の時、市民団体から公開質問状を受けました。事業認定申請が許可されて、地権者の同意が得られなければ、強制収用が可能となりますが、1、強制収用を行う、2、強制収用はしない、3、わからない、中村候補は、強制収用はしないとの回答でした。しかし、強制収用を行ったのが中村知事でした。

石木ダム事業は、1962年、今から59年前が出発点に当たります。石木ダム計画を遂行したかった長崎県は、ダム建設のための予備調査をやりたかったのですが、地域の皆さんは、みんな反対しました。そして、1972年、住民の皆さん

と覚書を交わします。冒頭に、福岡高裁が指摘した覚書です。地元3地区の総代と長崎県が交わした覚書で、調査の結果、ダム建設の必要が生じた時は、改めて協議のうえ、書面による同意を受けた後、着手すると書かれています。しかし、実際は、この調査が終わったら、当時の知事は国に計画書を提出し、国もダムの全体計画を許可しました。

その後の知事は、本格的な測量調査が必要でしたから、それにも住民に反対されて、機動隊140名を導入して、抜き打ちで強制的に測量を実施しました。

そこで、この後、住民の方々は、幾ら自分たちが反対だと思っても、権力者にはかなわない。それなら、早いうちに出て行った方がいいのかなと、泣く泣く出て行った方もたくさんおられたと聞いています。

しかし、川原の13世帯の方々は残った。この方々は、どんなに脅しても、あめをぶら下げても応じてくれない。じゃ、もう土地収用法という法律を使って強制的にその土地を取得するしかないということで、前知事が事業認定を申請したのが2009年です。その後を継いだのが中村知事です。

先ほどのアンケートにあったように、中村知事は、「強制収用はしない」と回答していたにもかかわらず、結局、強制収用につながる裁決申請を行って、その結果、一昨年9月、全ての土地や家屋を強制収用してしまいました。

今現在、川原地区の土地は、全て所有権が国の方に移っています。それを管理しているのが長崎県です。明渡し期限が過ぎて丸2年、今、付替県道工事、ダム本体工事と、工事が進められています。知事が決断すれば、行政代執行で住民を追い出すことが可能になる状態です。

私が石木ダム事業の経緯について、るる述べましたのは、石木ダム事業が中村県政で具体的に進められた、このことを改めて指摘したかったからです。中村知事は、既に8割の地権者が移転したと答弁しますが、中村知事が問われていることは、事業に反対の意思表示を示している川原にお住まいの13世帯の皆さんに理解を得る努力をすることではないですか。ご理解とご協力をお願いしたい、誠心誠意対応したいというのであれば、反対住民が求める、工事を中断して話し合いをとの対応をするべきではありませんか。答弁を求めます。

○議長（坂本智徳君） 知事。

○知事（中村法道君） 石木ダム事業については、これまでもご議論いただいてきたところでありますけれども、地域住民の皆様方のご協力をいただきながら円滑に事業を進めることが最善の方法であるという考え方に変わりはないところであります。

そのため、これまでも反対住民の方々と話し合いの実現に向けて、その機会を設けていただけるよう条件協議等を重ねてまいりましたけれども、住民の方々のお話としては、工事を即時中断し、話し合いの期間中は工事を再開しないというご主張をなさっているところであります。

しかしながら、石木ダムについては、これは地域住民の方々の安全と安心を確保するうえで極めて重要な事業であり、早期事業完成を目指していかなければならない事業であり、長期にわたって話し合いが継続し、事業が進捗できないということは、これは避けなければならないと考え、条件協議についてお願いをしてきたところでありますが、お互いに合意を得ることができなかつたところであります。

しかしながら、事業を進めるに当たっての基

本的な考え方は、先ほど冒頭申し上げたとおりでありますので、今後とも、反対されている方々のご理解が得られるよう、さらに努力していかなければいけないと考えているところであります。

○議長（坂本智徳君）堀江議員 33番。

○33番（堀江ひとみ君）2010年3月24日、中村県政になってすぐ、長崎県は、付替県道工事開始日を通知するという地元との約束を破って工事をはじめました。その3日後、反対住民座り込み阻止行動がはじまっています。

今現在、寒空の中、ほぼ毎日工事現場に座り込む、座り込まなくてはならない、その苦勞を、その痛みを中村知事はわかるか、反対住民の方は訴えます。

県議会議員の仕事は、住民に代わって、そうした声を県政に届けることです。住民の声を届けます。

「私たちが工事の妨害者、とんでもない。知事こそ、私たちの妨害者ではないか。知事の妨害で、穏やかな日常の暮らしが送れない。家のことを一区切りさせて、朝8時前には座り込みの現地へ、疲れる。毎日毎日気を張って、その苦勞がわかるか。いつまでこんな生活を続けるのか、続けなければならないのか。8割の人が賛成したと言う。2割は反対している。2割の私たちは虫けらか。俺たちは立ち退かんよ。結局、知事は俺たちを説得できる自信がなかとさ。だから話し合いもしてくれん。」

中村知事、知事よりも年齢が上の方も、ほぼ毎日座り込みをしている、その痛みを心に寄せていますか。反対住民が求める、工事を中断して話し合いをの願いに応えるべきではありませんか。先ほどの知事の回答で、いろいろ条件が整わないと、即時中断をして話し合いをしてほしい

という住民の願いについては、このまま工事中断が長期にわたっては、工事を進めることができない、そういう趣旨の回答をいたしました。自信がないのですか、反対住民の方を説得される。説得される自信があれば、どうしてこのまま止まった中断が長引くと思うんですか。やってもいないことで、どうしてそう判断するのですか。住民の皆さんが、工事を止めて話し合いをしてほしいと言っているんですから、トップとしては、どんと構えて、話し合いをされたらどうですか。再度、知事の答弁を求めます。

○議長（坂本智徳君）知事。

○知事（中村法道君）実は、その前の付替県道工事に着手した前後の話ではありますが、地域の反対地権者の方々、ご高齢の方々を含めて、一緒になって反対運動を展開されておられたところでありまして、炎暑の中、毎日毎日、反対運動に参加するのは非常に健康上の影響も危惧されるというようなこともありまして、一旦、その時点で私、工事を中断して話し合いをさせていただいたことがあります。何回かお話し合いの機会をいただきましたけれども、理解を得られるには至らなかった。

そういうことを私も反対地権者の方々含めて、10回前後、直接お話をさせていただく機会をいただきましたけれども、なかなかご理解がいただけない。そういう状況を踏まえての今回の判断であります。

○議長（坂本智徳君）堀江議員 33番。

○33番（堀江ひとみ君）理解を得られない。理解を得られないから、住民の皆さんが求める、工事を中断して話し合いをとということには対応できないというふうにしかなさへせんね。そうしますと、このまま理解を得られないから、話し合いをしないで、このまま事業を進める、行政代

執行するというふうになるのですか。

私は、ぜひ反対住民の皆さんの願いに応じて、工事を中断して話し合いをしてほしい、その立場に再度立っていただきたいと思っているのですが、申し訳ないですが、再度答弁をお願いしていいですか。

○議長（坂本智徳君） 知事。

○知事（中村法道君） 理解が得られないから話し合いをしないということではありませんで、話し合いの機会をいただきたいというのは、県からお願いしたお話であります。ただし、条件がありますので、いたずらに話し合いだけ延々と続いて、工事が全部止まってしまうということでは、地域の安全・安心の確保ができませんので、話し合いの期間は、工事を止めましょうと、それ以外は工事を進めさせていただきたい、そういうお願いで条件協議をさせていただいたところがありますので、説得を放棄する、あるいは話し合いを拒否する、そういう姿勢、考え方ではありませんので、そこはぜひご理解をいただきたいと思えます。

○議長（坂本智徳君） 堀江議員 33番。

○33番（堀江ひとみ君） 私は、このままいけば、知事が県民を追い出してダムを造ると、そういうふうになっております。ぜひ、今、知事が答弁をした、では、話し合いを続けていきたいというその立場に立って、住民の願いに応える、工事を中断して話し合いに応じてほしいという、その立場で対応していただきたいということを強く求めておきたいと思っています。

このまま進めば、知事の決断で反対住民を追い出す行政代執行となります。そのことは絶対に行ってはならない。そのためにも、工事を中断し、住民との話し合いを行うよう再度強く求めて、次の質問に移ります。

（2）諫早湾干拓事業について。

2007年に干拓農地が完成し、翌年、営農が開始されました。私は、諫早湾干拓工事は、漁業者を苦しめるだけでなく、営農者も大変な苦勞をしているということをぜひ知っていただきたいと思えます。

干拓農地は、長崎県農業振興公社が国から一括して買い上げ、営農者に貸し付けています。営農者は、毎年リース料を支払っています。自分の土地ではありません。干拓農地をリース方式とすると決定したのは前知事でしたが、中村知事は、当時の農林部長でした。営農者の声を基に質問いたします。

2008年の営農開始と同時に入植したAさんは、干拓農地は優良農地ではない、優れた農地ではなかったと言います。まず、土です。干拓地の土壌は、雨が降るとべちゃべちゃになり、干拓地での農作業が一切できなくなるし、乾くと土壌がかかかちに固くなって、農作物の芽が出なくなります。そのうえ、干拓地は水はけも悪かったので、農地としては全く不向きな土地でした。そのようなできの悪い畑を、入植して10年かけて耕作を繰り返し、今の農地に仕上げました。

次に、気温と風です。

春だいこんは、毎年10月に種をまき、翌年の2月から3月に収穫します。ところが、12月から翌年1、2月にかけて、だいこんが凍ってしまい、売りものにならなくなったことが多くありました。春だいこんの収穫が終わる頃、白ねぎを作りはじめました。白ねぎの栽培は、畝を高くして、地下に可食部、食べる部分を育てる必要がありますが、夏の干拓地の気温が高過ぎるため、土の中の温度が非常に高くなって、ねぎが高熱障害で病気になり腐ってしまい、全く売りもの

になりませんでした。干拓地は、いつも強い風が吹いているので、せっかくしろねぎが成長しても、強風でしろねぎが倒れて腐ってしまい、売りものにならないことも多くありました。

干拓地で露地栽培を続ける限り、冷害、気温が低く農作物が受ける被害は避けられません。現在、干拓地でレタスを作っている農家は、ほとんどがハウス栽培でレタスを生産しています。本来、九州では、わざわざ高い費用をかけてレタスをハウス栽培することはありません。しかし、干拓地でレタスを露地栽培しようとしても、冷害や、カモに食べられるなどして収穫することができないので、ハウス栽培をするほかないのです。

以上が、Aさんのお話です。

そこで質問します。

干拓農地は優良農地ではない、優れた農地ではなかったとする営農者の声に対する見解を求めます。

○議長（坂本智徳君） 農林部長。

○農林部長（綾香直芳君） 諫早湾干拓事業により造成された平坦で大規模な672ヘクタールの農地では、調整池からの安定的な農業用水が利用され、現在、効率的で大規模な環境保全型農業が実施されております。

干拓地における気象条件への対応については、自然を相手とする農業の性質上、営農者自らが栽培管理して取り組むべきものと考えており、実際に多くの営農者が、品種や作型など、自らの工夫により、気象条件に適した栽培を行っております。

また、県と農業振興公社は、営農者自らの工夫や努力に加えまして、さらに農業振興を図る観点から、営農者に対して、栽培技術や経営面での指導、助言を行っているところでございま

す。

○議長（坂本智徳君） 堀江議員 33番。

○33番（堀江ひとみ君） 諫早の農地は、環境保全型の農地で、優れた農地だったのかということに対しては、明確な答弁は避けましたですね。それぞれ営農者が頑張っているんだということですけども、この干拓地の土、気温や風の状態について、今、私が述べました営農者であるAさんと同じことを、長崎県は既に指摘をしていますね。2008年3月に発表された353ページに及ぶ「諫早湾干拓営農技術対策の指針」、以下「指針」と呼びますが、営農が開始される前の8年間において、中央干拓地での様々な実証試験を行った調査データを集積、収集し、入植者に対する技術指導のための資料としてまとめられています。

干拓地の土について、指針の16ページには、土の粒子、水、空気の割合を示して、物理的性質を解説して、全く野菜栽培に適さない実態を述べています。併せて、客観的数値から、雨が降った後は水分が高く、干ばつ時は乾燥しやすい土壌であることを示しています。Aさんが言う、雨が降ればべちゃべちゃ、乾けばかちかちの土と重なります。

冬の露地栽培が難しいことを指針の269ページに、その原因を気候の面から説明しています。それまで、1977年4月の潮受け堤防排水門の締切り前まで、潮の干満による海洋性の気候であった地域が、現在、堤防締切り後は、極めて寒暖の差が大きい内陸性の気候へと変化している。加えて、冬は、北は多良岳、南は雲仙岳に挟まれ、その冷気が滞留する地域であり、1月から2月の最も寒い時期は、長崎海洋気象台の平均値と比較してマイナス3.5度からマイナス4度前後低いと書かれています。

干拓地の風が強いことは、指針の306ページ、野菜類に対し経営被害が起こるはじまりは風速7から8メートルと言われているが、干拓地では、12月から4月までは、最大瞬間風速10メートルを超える風が月10日以上発生と書かれています。

干拓地の土、気温や風の状態について、長崎県は、既に営農者のAさんと同じことを指摘していたと認識していますが、この認識でいいですか、見解を求めます。

○議長（坂本智徳君） 農林部長。

○農林部長（綾香直芳君） 県は、干拓地への入植が行われる前に、実際の営農を想定した営農実証試験を行い、その結果を「諫早湾干拓営農技術対策の指針」として取りまとめ、干拓地の気象、土壌等の特徴を説明したうえで、各作物の播種の時期、収穫の時期等、栽培上の留意点を示したものです。

この指針は、あくまでも営農上必要である事項について明記したものであり、それをもって「優良農地ではない」という指摘は当たらないものと考えております。

○議長（坂本智徳君） 堀江議員 33番。

○33番（堀江ひとみ君） 優良農地と解釈するか、しないかは別として、今、私がページ数を見る言いましたね。その中に、私が今見る述べた、そのことは書いてあるということは、これは認めますか。認めますというか、私が言っていることは事実ですか。

○議長（坂本智徳君） 農林部長。

○農林部長（綾香直芳君） 指針の中に書いてあることは、事実でございます。

○議長（坂本智徳君） 堀江議員 33番。

○33番（堀江ひとみ君） 干拓農地は優良農地、肥沃な土壌と宣伝されましたが、入植当時から、

土や気温や風など、野菜栽培に厳しい環境であったと言えます。

干拓農地に夢を持ち入植しても、夢がかなわず、営農開始から現在までに、13経営体が撤退しました。その中には、多額の負債を背負われた方もいます

それだけではありません。長崎県は、リース料をきちんと収めている営農者まで裁判で追い出そうとしています。リース料をきちんと収めている営農者をなぜ追い出そうとするのですか、答弁を求めます。

○議長（坂本智徳君） 農林部長。

○農林部長（綾香直芳君） 農業振興公社の係争中の内容について、具体の答弁は控えたいと思いますが、利用権の再設定に当たっては、外部有識者からなる検討委員会の意見を踏まえて策定をした「諫早湾干拓農地の利用権再設定等に係る基本方針」に基づき、公社において、再設定手続の際に必要な同意書や決算書等の提出を求めたところです。

現在係争中の相手方に対しては、当時、公社から再三の説明を行い、必要書類の提出を促したにもかかわらず、合理的な理由もなく、その必要とした同意書や決算書が提出されなかったことから、公社としては、利用権の再設定をしなかったものです。

この利用権は、平成30年3月31日で終了しているにもかかわらず、農地を占有し退去しないことから、公社は、農地の適正利用のため、農地の明渡しを求めて訴訟を提起しているところであります。

○議長（坂本智徳君） 堀江議員 33番。

○33番（堀江ひとみ君） リース料をきちんと払っていながら、なぜ裁判で追い出すのか。係争中のことであり、詳しくは述べられないと、

詳しくは述べられないと言いながら、同意書の問題を出しましたね。

長崎県農業振興公社、「公社」と略しましょう。公社が定めた同意書ではなく、別の同意書を提出したからなんですよ。同意書なるものは、1年目の入植の時も、5年目の時もなかったのに、10年目に入ろうとする時、突然出てきた。しかも、同意書は、双方が納得して作られるもの、公社が一方向的に作った同意書は、営農者に、あしなさい、こうしなさいとあっても、公社がああする、こうするとは一切ない。だから、営農者は、公社もこうしてほしいと要望内容を提出したら、認められないと、干拓農地から出ていきなさいというふうにしているではありませんか。

長崎県の求めに応じ干拓農地に入植し、営農開始から土作りに苦勞して、リース料もきちんと払ってきた営農者を、公社の言うとおりにしなかったからと裁判で追い出すとは、許されませんか。十数年苦勞して耕作してきたではありませんか。億単位の投資もしています。このまま干拓農地から追い出して、どうやって生計を立てると言うのですか。あまりにも冷たい中村県政ではありませんか。営農者が引き続き営農ができるように早急な手だてを求めて、質問を続けます。

次に、営農者が収めるリース料に関わって質問します。

営農者が収めるリース料は、長崎県農業振興公社が借入れの支払いに充てています。干拓農地は、長崎県が100%出資した公社が全額負担して国に支払いました。公社は借金をしました。3か所に借金をして支払いをするわけですが、問題は、その償還期間です。

2007年に、私は次のように指摘しました。

公社の償還期間が農林公庫に10年、資金協会に15年、長崎県に58年、つまり全て支払い終わるまでに83年もかかります。長崎県の農業金融対策で最長の返済期間はスーパーL資金と言われるもので、25年の期間です。各種資金と比べても、83年もかかる返済計画は県民の理解を得られないと指摘しました。

もともと、国営干拓農地は、営農者に直接購入していただくのが通例でしたし、当時は、購入したいとの営農者の希望もありました。しかし、長崎県は、その方法は取らず、長崎県が購入することはできませんから、公社を身代わり長崎県が干拓農地の買入れを狙ったことであり、土地改良法違反と、当時、私は指摘をしました。

そこで質問します。

公社の返済計画が一目でわかる資料を毎年議会に提出する考えはないか、答弁を求めます。

○議長（坂本智徳君） 農林部長。

○農林部長（綾香直芳君） 農業振興公社の借入金償還計画及び返済状況につきましては、公社が償還する借入れ先ごとの総償還予定金額が記載されたリース制度の概念図について、経営状況説明書に添付したいと考えております。

併せて、実際に借入れを行った金融機関への借入金の償還計画及びこれまでの償還実績について添付することとしたいと考えておりますが、県からの借入額等については、まだ確定したものではありません。農業振興公社において理事会の承認を経たものではないため、県への償還計画については除かせていただきたいと考えております。

○議長（坂本智徳君） 堀江議員 33番。

○33番（堀江ひとみ君） いろいろ答弁をしたけれども、私が言うところの、例えばイメージ

的に言うと、銀行で融資を受けた際に、では何年の融資で、その後、最終的にどうなるかということでの最後の返済計画、残高がゼロという、そういう計画を出す考えはないかということに、私が質問したことについては、済んだことは出すけれども、これからの計画は出さないというふうに言ったんですね。

そこで質問しますが、2011年、今から10年前、第三者の外部の方がチェックする包括外部監査で、会社の返済計画は公表されていますよ。167ページ、いつ支払い予定で、その時の利息は幾らで、元金は幾らで、返済があと幾ら残るか、最終的に返済額ゼロにまで記載されている。この時は協議が調っていて、今は調っていないの、どうして出せないのですか、10年前は出したのに。

質問の角度を変えます。

会社の返済計画は秘密にしないといけないものですか、議員が求めたら提出できるものですか、答弁を求めます。

○議長（坂本智徳君） 農林部長。

○農林部長（綾香直芳君） 会社の資料全てを提出できないのではないんですけども、その資料の性格によって、出せるものと、出すのが適当でないものがあると思います。今回の議員がお求めになっている将来の返済計画につきましては、まだ借入金額が定まっていないものに対する返済計画となりますので、金額の固まっていないものの返済計画を出すのは、県が県民の皆様や県議会に提出するのは適当でないというふうに考えております。

○議長（坂本智徳君） 堀江議員 33番。

○33番（堀江ひとみ君） 私がこれを議会に出しなさいと、出した方がいいんじゃないのと言うのは、さっき言ったように、八十何年とか、

長いんですよ。どんなに見繕っても五十何年、長いでしょう。議員も替わります、皆さんも替わるじゃないですか。だから、どんな返済計画になっているの、これは議会に明らかにすべきでしょう。それは出せないと言う。じゃ、何で出しているんですかって、10年前に。167ページにちゃんと出ているじゃないですか。長崎県に対しても幾ら借りて、利息が幾らで、元金が幾らで、最終的に、この年にはゼロになりますよって出ているでしょう。何でそれを、私が、包括外部監査で出したような資料を毎年出しなさいって言っているのに、何でこだわるの、議員が求めたら、じゃ、提出できるということ言っているんですか。答弁がよくわかりません。再度求めます。

○議長（坂本智徳君） 農林部長。

○農林部長（綾香直芳君） 平成23年度の包括外部監査では、将来、変動する可能性があることを前提として、仮の計画として、県の借入金額や償還計画を含めて提出したものです。

また、この時の包括外部監査の目的が、諫早湾干拓事業に係る会社の財務内容や資金計画等の内在するリスクや今後の会社の事業継続を検討することがテーマということでございましたので、求めに応じて提出したものでございます。

今回、全体の概念図と金融機関から実際に借り入れた分の償還の計画及びその実績をお示しすることといたしますが、県からの借入額等については、先ほど申したとおり、まだ確定したのではなく、提出するのは適当ではないというふうに考えております。

○議長（坂本智徳君） 堀江議員 33番。

○33番（堀江ひとみ君） 仮の計画ね。債務負担行為で変わっていくのは、その時、変えればいいじゃないの、仮の計画。利息が変わるのは

あり得ることでしょう、八十何年も返済計画があれば。その時その時、出せばいいじゃないの。だから、この時は、10年前に出したのも、こういう計画なんですよって、そうなっていますと。長く、いつ払うんだというところまで出しているじゃないですか。それが10年たったら、出せませんと、それは県のいろんな支払いがまだわからないから。支払った分は出せます。それで、どうやって議会がチェックできるんですか。私は、それを言っているんです。

そういう意味では、今の部長の答弁はつじつまが合いません。しかも、包括外部監査で出せているものは出せないという理由にはなりませんから、それは検討していただきたいと思えます。

なぜ、これを言うかということ、これだけ長く公社の返済期間があるということは、干拓営農者は、世代を超えてリース料を支払うということになるわけですよ。営農者の皆さんは、いわば土作りからはじめて、試行錯誤、苦勞しながら営農を続けておられます。こんな土地でも十数年もたてば愛着が湧く、これだけ踏ん張っても干拓農地は一粒たりとも自分のものにならないとは情けないと言います。苦勞して土作りをしている農地だからこそ、リースではなくて財産として扱いたい、自分の土地にしたいという営農者の思いをどう受け止めますか。ここは知事に答弁をお願いしていいですか。

○議長（坂本智徳君） 知事。

○知事（中村法道君） この土地の売り渡しの話でありますけれども、この諫早湾干拓事業は、土地改良法に基づく事業でありまして、法の趣旨からも、最終的には農家に売り渡しすることになるものと考えております。

平成19年に定めた諫早湾干拓地の公募基準

においては、環境保全型農業の定着状況や農地取得希望等を踏まえて将来の売り渡しを検討することとしているところであり、干拓地の営農者の方々にも、将来は農地の売り渡しが必要であるのご意見があることも承知しているところでもあります。しかしながら、現在のコロナ禍での状況等もあり、現時点では、多くの営農者の方々がリース方式を望んでおられるという状況であります。

このリース方式を続けるのかどうかということについては、こういった営農者の意向に加えて、現在、利用権再設定の基本方針の検討委員会を設置しておりますので、その提言等も踏まえて、慎重に検討してまいりたいと考えているところであります。

○議長（坂本智徳君） 堀江議員 33番。

○33番（堀江ひとみ君） 私がこの問題を取り上げるのは、確かにリース料の問題が大変であるということは、結局は、土地を自分のものできないという営農者の皆さんの表裏一体の問題として捉えるべきだというふうに思っておりますし、だからこそ償還計画もきちんと議会に報告をして、どうするかという報告もしなくてはいけないというふうに私は思っております。

いずれにしても、諫早農地の問題は、様々な問題があるということ強く申し上げて、次の質問に移りたいと思えます。

（3）乳幼児医療費助成事業について。

長崎県の補助対象年齢が就学前、小学校に入る前となっていることから、対象年齢を広げてくださるとの要望が今年度も長崎県に届けられています。長崎県社会保障推進協議会、本田孝也会長、島原市、長崎市、長崎県町村会などで

乳幼児医療費助成制度、いや、子ども医療費

助成制度が適切だと思います。子ども医療費助成制度は、子育て世代の経済的な負担軽減ができること、子どもを安心して産み、育てられる社会づくりのために不可欠な制度であることから、対象年齢を中学生まで拡大してくださいと根強い要望があります。対象年齢を拡大する考えはないか、見解を求めます。

○議長（坂本智徳君） こども政策局長。

○こども政策局長（田中紀久美君） 乳幼児医療費助成事業の対象年齢拡大につきましては、現物給付の導入による想定以上の財政負担の増加や本県の厳しい財政状況から、実施は困難と考えております。

医療につきましては、本来、どこに住んでいても同じ条件で受けられることが望ましく、国において手当てすべきものと考えており、新たな子どもの医療費助成制度創設の要望を行っております。

○議長（坂本智徳君） 堀江議員 33番。

○33番（堀江ひとみ君） 長崎県の補助対象年齢が就学前というのは、中村知事が就任の時、既に行われていました。中村知事は、1年目、それまで償還払い、一度、病院窓口で保護者が負担金を支払い、後日、手続きをして、ルールに基づき負担金が戻ってくる償還払いを現物給付、ルールに基づき、保護者の窓口払いをしないでよい現物給付に変更しました。

この理由を問われ、2010年の3月定例会で、知事は次のように答弁しています。

「乳幼児医療費助成の現物給付については、医療機関での窓口負担が軽減され、どんな時でも安心して医療の給付が受けられることから、子育て家庭をはじめ、県民の皆様から実現を望む強い声があり、あわせて市長会からの要望もあり」と答弁しました。

現物給付導入は、今、局長が言われたように、財政負担が伴います。それでも、あえて償還払いから現物給付へ中村新知事は英断をされました。それから12年、市町や県民の要望が強くて、対象年齢の拡大は行っておりません。

知事就任1年目、財政負担を承知のうえで償還払いを現物給付に変更したように、この12年間、対象年齢拡大を英断する考えはなかったのか、知事の答弁を求めます。

○議長（坂本智徳君） 知事。

○知事（中村法道君） この乳幼児医療費助成の現物給付につきましては、就任当時、助成対象であります乳幼児の医療費の支払い方法がそれぞれの市町によって異なっておりましたことから、それまでの償還払いから現物給付に統一することによって、県内どこでも同じ条件で医療機関での窓口負担を軽減し、安心して医療を受けていただけるようにしたいと考え、こうした制度を導入したところであります。

この時点で、県内の足並みは一旦そろった取扱いとなったところでありますが、その後、各市町において、再度、支給対象年齢の拡大措置等が講じられ、現在では、県内においても取扱いに再度、差が生じるような状況となっているところであります。具体的には、就学前までということでスタートした制度が、現在では、中学卒業あるいは18歳に達するまでと、各市町において対象年齢の拡充措置が講じられて今日に至っているわけでありまして。

それ以上の支援措置を県として講じるということになりますと、相当の財政負担が必要となってまいりますことから、現在の県の財政状況を考えます時に、これは困難な状況にあるものと考えているところであります。

○議長（坂本智徳君） 堀江議員 33番。

○33番（堀江ひとみ君）財政的に厳しい、これが答弁でした。財政的に厳しいといえ、全くお金がないと考えますね。しかし、この場合は違いますよね。2017年の2月定例会で、予算総括質疑で、私は、知事と次のようなやりとりをしました。

この年の長崎新幹線予算は約200億円、子ども医療費に必要な予算は約13億円、13億円あったら、県内の子どもたちは、中学校卒業まで医療費助成が可能でした。長崎新幹線の新年度予算は、単純計算で、子ども医療費15年分の予算でした。お金がないんじゃない、200億円の予算があったら、子ども医療費15年分の予算を長崎新幹線でたった1年で使ってしまう、それが知事の考えでした。

私は、長崎から博多に行くのに必ず乗り換えなくてはならない長崎だけ新幹線、時間もさほど短縮されず、料金も上がります。かもめに乗りたいたって、かもめはなくなる。長崎新幹線計画を中止して、子ども医療費に使ってほしいと言いました。知事は、それはやはり施策の選択であろうと言いました。お金がないんじゃない、予算を何に使うかの違いだと言いました。

中村知事がこの12年、子ども医療費の対象年齢を拡大しなかったのは、財政的に厳しいからでした。平たく言えば、何に使うかで、例えば、長崎新幹線に使っても、子ども医療費には使わない。施策の選択の違いという考えは、今も同じということですか。知事の答弁を求めます。

○議長（坂本智徳君）知事。

○知事（中村法道君）先ほどお答え、説明をさせていただいたとおり、一旦、足並みをそろえた後、各市町で、いわゆる支援対象年齢の拡大措置が講じられておりまして、未就学年齢層が

ら中学あるいは18歳まで、これはそれぞれの住民の方々に対する医療費助成措置というのは、もう住民に対して給付措置が講じられているわけでありまして、県として、新たな支援措置を講じるというのは、市町に対する支援になってくるわけでありまして、それがなくても市町は、もう先行して実現されているわけでありまして、そこは市町にお任せして、それぞれ県民の皆様方に喜んでいただいているのではなかろうかと考えているところであります。

○議長（坂本智徳君）堀江議員 33番。

○33番（堀江ひとみ君）子ども医療費の年齢拡大は市町に願います、つまり、これは私が言うところの施策の選択の違い、施策の選択であろうということですか。長崎県としては、そこはやらないということになりますか。

○議長（坂本智徳君）知事。

○知事（中村法道君）それは既に様々なスキームをつくって一緒に足並みそろえてやろうということであれば、その後も県に対する協議等、頂戴してきたはずでありますけれども、そうじゃなくて、個別にご判断されて、各市町が先行して拡充措置を講じられて今日に至っているわけでありまして、県民の皆様方、住民の皆様方には、それだけの拡大した支援措置が講じられているわけでありまして、そこは県の財政支援は、後追いで財政支援になってくるものと、こう考えておりますので、一定我々が県民に対するサービスが確保されていれば、それはそれでいいんじゃないかと考えているところであります。

○議長（坂本智徳君）堀江議員 33番。

○33番（堀江ひとみ君）私は、長崎県が、子ども医療費をせめて中学校卒業まで出すような長崎県であってほしい、そういう知事であって

ほしいということを求めて、次の質問に移ります。

2、気候非常事態宣言の発出について。

気候変動をもたらしているのが地球の温暖化です。熱帯から北極、南極まで差はありますが、地球の平均気温は約15度と言われています。そのことによって、地球全体で見ると、人間を含む多様な生物が存在できませんでした。

その環境を維持する役割を果たしてきたのが水蒸気、CO₂、メタンなどの温室効果ガスです。太陽から届くエネルギーが海や陸を温めて、地表面から出る赤外線を放射する、その一部を温室効果ガスが吸収し、また地表に放射することで地表を温めるという温室効果の役割を果たしています。この温室効果が全くなければ、地球の平均気温はマイナス19度になるとされています。

温室効果ガスは、多様な生物が生存するうえで必要ですが、大気中に増え続けると、逆に、温暖化が進行し、取り返しのつかない地球環境悪化を招くことになってしまいます。

このことを日本に引き寄せて考えればどうなるか。環境省が既に公表している2100年未来の天気予報です。このまま有効な対策を取らずに地球温暖化が進むと、2100年の日本はどうか。夏の最高気温は、札幌40.5度、秋田が42.5度などとなり、むしろ、沖縄・那覇の38.5度の方が低くなると予想しています。桜の開花予想は、ほぼ全国一斉に開花となるなどと予想しています。

では、世界のエビデンス（根拠）はどこにあるのか。IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）は、報告書で、人間の影響が温暖化させてきたのは、もはや疑う余地がないと断言しました。これが世界の科学者の知見です。既

に、世界の平均気温は1.1から1.2度上昇している。10年足らずの間に全世界のCO₂排出を半分近くまで削減できるかどうか、ここに人類の未来がかかっていると指摘しました。

先月、イギリス・グラスゴーで開かれた「国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）」において、国際NGO気候行動ネットワークは、日本政府に対して「化石賞」を贈りました。「化石賞」は、温暖化対策に対する姿勢が積極的でない国に贈るもので、日本は2年連続の受賞となりました。日本政府の対応が国際舞台でも厳しく批判される結果となりました。

そこで質問します。

日本が2年連続「化石賞」を受賞したことへの見解を求めます。

○議長（坂本智徳君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（貞方 学君） 今年10月末から11月半ばにかけて英国で開催された「国連気候変動枠組条約第26回締約国会議」、いわゆるCOP26におきまして、国際NGOである気候行動ネットワークから日本に対し「化石賞」が授与されたことは、報道等を通じて承知いたしております。

しかしながら、日本政府が受賞したことに対して、県の立場で見解を述べることはできないものと考えておりまして、答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（坂本智徳君） 堀江議員 33番。

○33番（堀江ひとみ君） 答弁は差し控える、見解がないということですか。あっても言えないということですか。

○議長（坂本智徳君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（貞方 学君） この授与された内容というものが、県の取組に対するものではなく、議員の言葉をお借りすれば、国の工

エネルギー施策に県だけでは対応できない問題であると、そういったふうな認識を持っておりますので、答弁は差し控えさせていただきたいと考えております。

○議長（坂本智徳君）堀江議員 33番。

○33番（堀江ひとみ君）国のエネルギー政策だから、長崎県として言うべきじゃないの。国の施策に対して、いろんな要望をやっているでしょう。知事が予算要望する、あるいは来年度の予算について、6月に長崎県として要望する、いろんな要望をやっているじゃないですか。エネルギーのこの問題についても、今、関心の問題でしょう。どうして言えないのですか。裁判で、裁判中でコメントは差し控えるというのは一定理解をいたしますよ。でも、日本政府が「化石賞」を受賞した、このことについて、長崎県として一言も言えないという理由がわかりません。

○議長（坂本智徳君）県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（貞方 学君）重ねての答弁になりますけれども、その受賞内容自体が県に向けられたものではないからでございます。

○議長（坂本智徳君）堀江議員 33番。

○33番（堀江ひとみ君）国に対してものが言えない長崎県の姿勢がよくわかりました。

今、世界でも日本でも、若い世代を先頭にした気候危機打開の運動の大きなうねりが起こっています。こうした科学的知見を自らのこととして捉え、人類の未来がかかっている問題を、タイムリミットはすぐそこ、我々はこれから生きていく世代だと、主体的に行動しています。長崎県内でも、フライデー・フォー・フューチャー長崎（FFF長崎）に代表される環境活動に取り組んでおられる方々です。FFF長崎の皆さんは、さきの9月定例会、県議会への請

願活動にも取り組みました。

学業の傍ら、請願提出のために時間をつくり、多くの県議会議員と懇談を重ね、また署名を重ねるなど、尽力された皆さんに、心から敬意を表します。

日本共産党は、既に、気候危機を打開する「2030戦略」を発表しています。一人ひとりが気候危機打開の主人公の立場で力を合わせようと呼びかけています。

そこで質問します。

気候危機と呼ぶべき危機意識と当事者意識を県民一人ひとりとどう共有するか、私は鋭く問われていると思います。請願でも要望がありました「気候非常事態宣言」を発出する考えはないか、見解を求めます。

○議長（坂本智徳君）県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（貞方 学君）気候非常事態宣言につきましては、9月定例会の常任委員会でご審議いただく中で、今年3月に県が表明した「2050年ゼロカーボンシティ表明」と趣旨、意義を同じくしていることから、県として新たに宣言するよりも、今年度から、その表明の趣旨も反映した「第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画」に基づき、具体的な対策を推進していくことが必要と説明をさせていただいたところでございます。

また、請願審査の中で課題としてご指摘のあった、県民への情報発信等が不十分であると、そういったことにつきましては、去る10月1日に、県環境保健研究センターに設置した「長崎県気候変動適応センター」により、適切な情報発信等に努めているところでございます。

具体的には、気候変動に対する危機感とともに、対策の必要性や重要性を認識してもらい、防災や熱中症対策など、県民一人ひとりが自ら

できる実践活動につなげてもらえるよう取り組んでおります。

また、10月半ばには、市町等の行政担当者研修会を開催したほか、来年度には、県民、事業者を対象としたセミナーも開催することといたしております。

県といたしましては、今申し上げたような理由から、気候非常事態宣言の発出は行わず、市町や様々な関係者の方々と連携し、県民の皆様の気候変動問題に対する理解を丁寧に醸成していきながら、引き続き、第2次実行計画の取組を着実に推進してまいりたいと考えております。

○議長（坂本智徳君）堀江議員 33番。

○33番（堀江ひとみ君）長崎県が3月にゼロカーボンシティ表明をしているから、気候非常事態宣言は、そこまでしなくてもいいという答弁なんですけど、この気候非常事態宣言そのものの意義については、これは部長、認識しているんですね。

○議長（坂本智徳君）県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（貞方 学君）請願人が提出された請願書によれば、その趣旨というのは、地球温暖化対策実行計画、本県の実行計画を着実に実行するため、それが目的の1つ目、2つ目については、脱炭素社会に向けて、市民や行政、議会が垣根を越えて一つとなり、それぞれが手を取り合って前進していくきっかけと、この2つでございますので、究極のところ、脱炭素社会の実現という大きな目標では、同じところだと認識をいたしております。

○議長（坂本智徳君）堀江議員 33番。

○33番（堀江ひとみ君）ゼロカーボンシティと目的は同じだと、私が質問しているのは、気候非常事態宣言そのものを発出することについては、意義は全然感じていないの、部長は。

○議長（坂本智徳君）県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（貞方 学君）まず、重ねての答弁になりますが、目的は、今申し上げたとおり、同じ目的であると、向かうところは同じであるということが1点、そして私どもとしては、そういったものを改めて発出する、そういったことではなくて、今、この3月で行動計画をつくっていますから、そういったものをしっかりと着実に市民の皆さん、県民の皆さん、議会の皆さん、それから関係の事業者の皆さん、そういった方々と手を取り合って進めていくことが重要ということで、そういった計画を今から推進していきたいと、そういったことで、その必要性はないものと認識をいたしております。

○議長（坂本智徳君）堀江議員 33番。

○33番（堀江ひとみ君）請願の時にも、私は請願賛成討論で述べましたけれども、そもそも気候非常事態宣言と2050ゼロカーボンシティの表明は違っているというのは、私も請願人と同じ考えです。ゼロカーボンは、脱炭素を目指すよという宣言で、危機意識とか当事者意識を駆り立てるには、ちょっと不足しているのではないかと。気候非常事態宣言ということでは、気候が非常事態なんだと、地球が火事なんだということで、危機意識と当事者意識を、ここを一番大事な部分にフォーカスするということでは、この気候非常事態宣言を出すということでは、別にいいじゃないですか、両方やっても。それで県民が、その思いにさらに達するというか、同じ思いを共有すればいいんじゃないかと思うんですけども、その点はどうですか。

○議長（坂本智徳君）県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（貞方 学君）期間を置くことなく何回も同じような趣旨の宣言をする、表明をするというのは、私としては、その必要

性はないものと考えております。それよりも、実際にもうこの10月1日には環境保健研究センター内に「長崎県気候変動適応センター」をつくって、そこからできるだけ多くの情報を適切に、わかりやすく県民に向けて情報発信していくことが重要だと考えております。

○議長（坂本智徳君）堀江議員 33番。

○33番（堀江ひとみ君）気候非常事態宣言についても、その意義の捉え方は、私は弱いというふうに思っています。だからこそ、「化石賞」に対する、日本政府に対してでも見解が述べられないのかなと改めて思いました。

そうした内容については、見直していただきたいことを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（坂本智徳君）これより、しばらく休憩をいたします。

会議は、2時45分から再開いたします。

午後 2時32分 休憩

午後 2時45分 再開

○議長（坂本智徳君）会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

宮島議員 1番。

○1番（宮島大典君）（拍手）〔登壇〕皆様、こんにちは。

佐世保市・北松浦郡選出、オールながさき、宮島大典です。

今回、令和3年11月定例会の一般質問の大トリを飾る出番を与えていただきまして、誠にありがとうございます。

傍聴席には、今日は県立大学の皆さんが県議会との交流事業の一環として傍聴にお越しです。せっかくお見えになったのに、ハズレ回に当たってしまって大変お気の毒に、また申し訳なく

と思いますが、皆さんが少しでも県政に興味を持っていただくように、精いっぱい質問をいたしますので、お聞きいただければと思います。

また、理事者の皆様方には、今日は夢と希望にあふれ、将来のふるさとを担う若者が聞いておられますので、長崎県の未来はこんなに明るいんだと伝えるためにも、前向きな答弁をよろしく願います。

それでは、通告に従い、質問をいたします。

1、新型コロナウイルス感染症関連対策について。

昨年1月、はじめて国内新型コロナウイルス感染者が確認されてから、約2年の歳月がたちました。その当時は、これほど全世界を震撼させ、これほど長期化すると想像した人は少なかったと思います。医療従事者をはじめ、長い間、最前線で昼夜を問わずご活躍をいただいた皆様に、心より感謝申し上げます。

また、知事をはじめ県庁の皆様にも、この間のご労苦に対し、深く敬意を表します。

この間、国内の累計感染者数は172万人を超え、死亡者数は1万8,000人を超えました。

県内でも、昨日までに、6,119名の方の感染が確認され、残念ながら、73名の方がお亡くなりになりました。改めて、心より哀悼の意を表します。

さて、この長期化によって、社会の疲弊は激しく、特に、経済への影響は深刻です。内閣府が先月30日に発表したところによると、昨年の5月、すなわち、全国ではじめて緊急事態宣言が出された直後が景気の谷であったとありますが、なかなか景気回復の実感は乏しい、このような感じがいたします。私の地元周辺でも、閉店や撤退、廃業といったケースも見受けられ、まだ厳しい状況が続いているといった声も多く聞きます。

地域経済の回復が急がれますが、本県の経済状況、特に、県内事業者の現状について、どのように認識をされているのか、まず、知事にお尋ねをいたします。

残余の質問につきましては、対面演壇席よりさせていただきます。

○議長（坂本智徳君） 知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 宮島議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、本県の経済状況、特に、県内事業者の現状について、どのように認識しているのかとお尋ねであります。

日銀長崎支店が10月に公表した県内金融経済概況によりますと、本県の景気は、「緩やかに持ち直しているが、感染症の影響から足踏み感が見られている」とされておりましたが、11月公表では、「感染症の影響が和らぐもとで、緩やかに持ち直している」とされ、7か月ぶりに判断が引き上げられたところであります。

一方で、飲食業、宿泊業をはじめ、交通や観光物産など幅広い事業者の皆様から、感染症の長期化の影響等により大変厳しい経営環境にあることをお聞きし、事業継続に向けた支援の要望をお受けしてきたところであり、依然として厳しい状況が続いているものと認識しております。

こうした中、国内においても新しい変異株が確認されるなど、今後の感染状況によっては、さらなる影響の長期化も懸念されるところであり、引き続き、感染症の拡大防止対策に万全を期するとともに、本県の社会経済活動の回復拡大に向け、全力を注いでまいりたいと考えているところであります。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方から

お答えをさせていただきます。

○議長（坂本智徳君） 宮島議員 1番。

○1番（宮島大典君） ありがとうございます。お話のとおり、これまで国や各市町と連携をして様々な経済対策に取り組んでいただいていることは、多としたいと思います。

一方で、先週も倒産件数などについての質疑がありましたが、閉店や撤退した件数が表にあらわれてこない部分もあります。また、景気動向指数を見ても、確かに、昨年5月以降持ち直しに転じ、一旦はコロナ禍前の水準に戻っていますが、今年の夏場になって、これは別の要因もあるんでしょうが、また下降に転じております。そういった意味でも、もう少しきめ細かく状況を分析する必要があると考えますし、また、経済支援も継続して行っていただきたいと要望を申し上げます。

ただいま知事からは、飲食業、宿泊業を中心にというお話がありましたが、確かに、この2つの業種は大変厳しい状況に置かれてきました。飲食業については様々な支援もありましたが、現在は、Go Toイート事業が行われております。飲食事業の喚起策として期待されていたのですが、その食事券の売上げがあまり伸びていないとの報道があり、十分な成果が出ていないと感じております。

そこで、国の事業であることは承知をいたしておりますが、県として、今後どのように販売促進を図っていくのか、お聞かせください。

○議長（坂本智徳君） 産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君） Go Toイート事業につきましては、飲食店等の需要喚起策として農林水産省が県内事業者に委託して実施されているところでございますが、この間の緊急事態宣言等に伴う販売停止や、利用自粛の影響も

あり、当初の販売予定額に届いていない状況にあります。

県といたしましては、飲食店等の支援策として大変有効であるとの考えから、このような状況を踏まえ、商工団体など関係機関の協力のもと、感染状況が落ち着いた10月上旬から、県庁や商店街での即売会の実施を働きかけるとともに、職員が県内事業者へ直接出向き周知を図るなどの取組を行った結果、販売額に伸びが見られてきたところでございます。

併せて、本県から国へ要望を行い、先頃、販売・利用期間の延長がなされたところであり、引き続き、受託事業者や商工団体等との連携を強化し、さらなる販売促進を図るなど、事業者の支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長（坂本智徳君） 宮島議員 1番。

○1番（宮島大典君） 国からの受託事業者が販売の任に当たっているわけでありましてけれども、国も含めて、何とかして普及しようという意識は、率直に申し上げて、薄いのではないのかなと感じています。

また、食事券が一部のコンビニでしか買えないという不便さもあります。せっかくの予算なので、効果的に使われるよう、ここは県を中心にしっかりと販売促進に努めていただきたいと、重ねてお願いをいたします。

また、観光業につきましては、先週のやりとりのように、隣県割を早急に導入していただきたい。長崎大学からは、12月中の第6波の可能性は低いとの見通しも出ていますので、ぜひこの時期に少しでも人を動かしていただく、いわゆる攻めの姿勢というものを急いでいただきたいと、このことは要望だけしておきたいと思っております。

次に、ワクチンの接種について、お伺いいた

します。

ワクチンについては、既に3回目の接種が、この1日から医療従事者の方々を皮切りにはじまりました。一般の方までの接種体制については、先週の質疑にもありましたが、私からも一点だけお尋ねをいたします。

3回目の接種については、8か月後接種の是非、オミクロン株の拡大や、それへの効果等、不透明なところはありますけれども、今後、接種スケジュールが前倒しされる場合が十分に考えられる中で、これまでのように大規模接種も準備する必要があるかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（坂本智徳君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（寺原朋裕君） 3回目の接種自体については、基本的に市町において実施いただき、県としては市町としっかりと連携し、ワクチン配分を含めて、国との細やかな調整等を行ってまいります。

市町には、モデルナ社製ワクチンを接種する集団接種会場の設置など、当該ワクチンを活用した接種体制の確保に積極的に取り組むことが求められていることから、県におけるワクチン接種センターの設置については、これらを踏まえて検討してまいりたいと考えております。

○議長（坂本智徳君） 宮島議員 1番。

○1番（宮島大典君） これからの国の方針いかに関わるのかと思いますが、そのことも十分に想定されていることかと思いますが、遅滞なきように準備をお願いしておきます。

もう一点、ワクチン接種については、11月21日現在で1回目を終えられた方が県民全体の78.8%、2回目を受けた方が76.8%と、共に全国平均を超える水準にまで上りました。当初は出遅れの感もありましたが、ここまでのレベルに

接種を進めていただいた医療従事者をはじめ関係者の皆様に、感謝を申し上げます。

一方で、集団免疫を獲得するには、人口全体の8割から9割が接種しなければならないとの説もありますし、今後、ワクチン・検査パッケージの活用の方針から、新たにワクチンを受けようというインセンティブが働くことも考えられますので、1回目、2回目の接種をまだまだ進めていくことが必要であると考えますが、その接種体制について、お聞きいたします。

○議長（坂本智徳君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（寺原朋裕君） 11月28日時点で、本県の全人口に対する2回目接種完了者の割合は77.2%となっておりますが、新たに対象年齢を迎える方や、これまで接種できなかった方などに接種を促していくことは感染拡大防止及び重症化予防の観点から非常に重要と考えております。

そのため、市町に対して、3回目接種に併せ、1回目、2回目の接種機会の確保をお願いするとともに、県ホームページ等で接種による具体的な効果、副反応の症状やその頻度、及びこれらの症状の大部分が接種後数日以内に回復していることなど、正確な情報を広く発信しているところです。

LINEやツイッターなども活用しながら、今後も初回接種が可能であることも含め、県民の皆様にはワクチンに関する情報をお伝えし、さらなる接種につなげてまいりたいと考えております。

○議長（坂本智徳君） 宮島議員 1番。

○1番（宮島大典君） こちらも今後の状況いかにいうところでしょうか、引き続きの体制維持をお願いいたします。

加えて、中和抗体薬治療の普及について、お

聞きいたします。

ほかの感染症もそうでしょうが、感染症を抑え込むためには、検査とワクチン、そして治療薬が重要かと考えます。検査体制の充実やワクチンの普及は一定進み、効果を発揮する一方で、これまでなかなか効果的な治療薬が開発できていないのが現状だと認識をいたします。

その中で、カシリビマブ、イムデビマブの中和抗体薬は、軽・中等症への有効性が確認され、今後、重症化抑制、クラスター、ひいてはパンデミック制御への重要な位置づけになる可能性があるかとされています。

その効果と課題については、先週、深堀議員の質疑で明らかになりましたが、ここで補足的にもう少し質問をいたしたいと思えます。

まず、この中和抗体薬による治療の普及促進を図る必要があると思いますが、在庫管理体制はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（坂本智徳君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（寺原朋裕君） 中和抗体薬については、製薬会社が登録センターを設置して在庫管理を行っており、医療機関が投与予定の適用患者を登録すると、おおむね翌日には配送されるシステムとなっております。

また、県が厚生労働省と調整を行うことで、投与を行う医療機関への在庫配置が認められており、本県では、33施設に136人分を在庫配置しているところであります。

なお、在庫管理体制については、各医療機関からの発注数及び未使用数等の情報を厚生労働省と製薬会社の登録センターで適宜モニタリングする仕組みとなっております。

○議長（坂本智徳君） 宮島議員 1番。

○1番（宮島大典君） それでは、もう一点お伺

いいいたしますが、今後、医療機関での中和抗体薬の投与について、外来での投与体制を構築していく必要があると考えますが、県の取組をお聞かせください。

○議長（坂本智徳君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（寺原朋裕君） 中和抗体薬は、発症から時間がたっていない軽症の方等への投与が求められていることから、入院医療機関だけでなく、外来や往診での投与体制を構築していく必要があると考えております。

現在、外来では45施設、往診では14施設から実施の意向が示されておりますが、今後、長崎大学病院、県医師会等のご協力をいただき、中和抗体薬の投与に当たって必要な病状評価や感染管理等に関する研修会を開催するなど、関係機関と連携して、外来等で対応していただく医療機関を拡充し、一人でも多くの方に投与できる体制を構築してまいりたいと考えております。

○議長（坂本智徳君） 宮島議員 1番。

○1番（宮島大典君） ありがとうございます。ただいま、長大病院や県医師会のお話もありましたが、地元の専門医師の皆様からも、この中和抗体薬に対し高い評価が論文等で言われております。また、既に勉強会なども済んでいると聞きますので、ぜひ体制の強化をよろしくお願い申し上げます。

2、企業振興について。

先日まで、県内の若者らが長崎の将来などを語り合うNEXT長崎ミーティングが4回にわたって開かれました。

総括した報道論評では、行政が唱える「若者の人口流出を食い止めるには」という言葉に、若者側は抵抗感があるとの声が挙がり、県内にとどめるよりも、転出を選択した人たちが長崎に戻りたくなくなるようなアクションが必要なので

はとの提案があったと、そう報道されています。

まさに同感であり、そのためにも、一つの効果的な手段として、魅力ある雇用の場の創出が必要であり、その中で、今日のスタートアップの創出支援強化が重要であると考えます。

そんな中、11月13日付の日本経済新聞を見ますと、本県のスタートアップへの取組が全国版の一面に掲載をされていました。

内容を少し触れれば、2021年4月から9月の新設法人数は、全国で6万6,000社、そのうち、都道府県別の増加率では、長崎県が山口県に次いで2番目、また、『長崎「出島」で異業種つなぐ』との見出しで、本県の取組についての事例が書かれています。

活発な交流がスタートアップの芽を生み出し、新産業を創出する成功事例として取り上げられていますが、これまでの県の取組に対し、評価を申し上げたいと思います。

そこで、県北地域の活性化の観点から、私の地元、佐世保市においても、スタートアップの集積を目指した取組が必要だと考えますが、佐世保市での取組について、お尋ねしたいと思います。

○議長（坂本智徳君） 産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君） 県におきましては、新たなビジネスモデルによって成長を目指すスタートアップ企業の集積を図るため、交流拠点、CO-DEJIMAを中心として、県内スタートアップ企業の支援を行っております。

佐世保市の特徴といたしましては、街としての多様性があることや、IR誘致に対する期待感も増しており、加えて、佐世保高専には、起業家精神を学ぶキャリアセンターがあるなど、スタートアップ集積の機運が高まってきている地域であると感じているところでございます。

特に、去る11月には、世界150か国以上で開催されております「スタートアップ・ウィークエンド」が県内ではじめて開催され、学生を中心に約50人が参加し、創業・起業に関する実践的な知識を学んだところであり、また、民間の交流拠点である「To Start」や「万津6区」が設置されるなど、様々な動きが出てきております。

今後とも、幅広い人材の交流を促し、アイデアや技術を高めあう場を提供するなど、スタートアップ企業の支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（坂本智徳君） 宮島議員 1番。

○1番（宮島大典君） ありがとうございます。岸田総理は、新たな成長につながる領域としてスタートアップ支援の強化を挙げておられますし、経済産業省内にスタートアップの創出支援強化のための専門部署が新設されることも明らかになりました。

この機を捉えて、本県でも、ぜひ、今後も支援強化に努めていただきたいと思います。

次に、オフィス系企業の誘致について、お尋ねいたします。

県では、これまで積極的な企業誘致に取り組み、平成28年度から令和2年度までの県の総合計画期間内において、目標を大きく上回る実績を上げてこられました。佐世保市においても、新たに整備された民間のオフィスビルにBPO関連の企業が進出して、大変喜ばしく思っております。

人口減少対策や県民所得の向上のためにも、若者や、特に、女性の雇用の受け皿となるオフィス系企業の誘致が効果的であると考えますが、近年、佐世保市におけるオフィス系企業の立地状況と、今後どのように誘致を進めていくのか、県の考えをお尋ねいたします。

○議長（坂本智徳君） 産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君） 平成28年度から令和2年度までの5年間に、佐世保市で誘致したオフィス系企業の雇用数につきましては1,070人となっており、多くの雇用が創出されているところであります。

オフィス系企業の誘致については、多様な勤務形態や働きやすい職場環境があることから、女性を中心に多くの雇用が見込まれるため、立地後の規模拡大を含め、積極的に取り組んでいるところでございます。

特に、佐世保市においては、商店街など街なかに立地しており、地域の方からは、にぎわいが生まれ、地域が活性化していると伺っております。

今後とも、地元佐世保市と連携し、人口減少対策や県民所得の向上につながるオフィス系企業の誘致を推進してまいりたいと考えております。

○議長（坂本智徳君） 宮島議員 1番。

○1番（宮島大典君） 答弁の中に、地元からの評価の話がありましたが、やはり地域に喜んでもらえる企業を誘致することは大変大事なことでと思います。今後も、規模拡大を含めたところでのオフィス系企業の誘致に頑張りたいと思います。

さて、こうした声を聞く一方で、企業誘致をしていくと、従業員が誘致企業に転職してしまって人材確保が難しくなってしまうといった悩みを一部の地元企業、とりわけ製造業の皆さんからお聞きいたします。その意味では、オフィス系企業の誘致と同様に、製造業においても、地元から喜んでもらえるような企業の誘致を進めてほしいと考えます。

そこで、改めて、製造業の誘致に対してはど

のような方針で取り組まれているのか、お考えをお聞かせてください。

○議長（坂本智徳君） 産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君） 製造業の誘致につきましては、造船業に次ぐ基幹産業の創出に向け、県内企業への波及効果が期待できる企業の誘致を推進するとともに、誘致企業と県内企業が連携した取組を支援しているところであります。

県北地域におきましては、東彼杵町に立地する航空機関連企業が、県内サプライチェーンの中核を担うとともに、県内企業との連携による受注拡大に取り組んでおります。

また、佐世保市の企業が自社の技術を活かして誘致企業と連携し、医療関連分野に新規参入する動きも出てきております。

今後とも、成長分野の企業誘致を積極的に推進し、県北地域の経済活性化につなげてまいりたいと考えております。

○議長（坂本智徳君） 宮島議員 1番。

○1番（宮島大典君） 前向きなご答弁、ありがとうございます。

今、誘致企業と地元企業との連携の話がありました。民間の努力はもとよりですが、県としてもそのマッチングにまさに手を貸してあげて、双方のウィン・ウィンの関係が広がるようにお力添えをお願いいたします。

3、IR整備推進と観光振興について。

IRにつきましては、8月に「カジノ オーストリア」を事業者として選定し、9月定例会の総務委員会において、県当局から「カジノ オーストリア」の提案内容の説明がありました。その時点では、審査委員会等からの指摘事項を踏まえて、10月末までに事業者から提出される事業基本計画の作成に向けてブラッシュアップが

なされると聞いておりました。そして、今議会では、区域整備計画の素案が示されることとなりました。

そこで質問ですが、先週も質疑がありましたが、現時点においては答弁できる内容は限られていると認識はいたしますが、「カジノ オーストリア」から提出された事業基本計画に関して、出資や協力企業の状況がどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（坂本智徳君） 企画部長。

○企画部長（浦 真樹君） 九州・長崎IRを運営するSPC（特定目的会社）への出資につきましては、「カジノ オーストリア」におきまして、国内外の企業と様々な協議、調整がなされていると伺っております。

しかしながら、その内容は、企業の機微に関わる情報でありますことから、現時点でその状況について県から申し上げることは差し控えたいと考えており、ぜひご理解を賜りたいと存じます。

また、IRを構成するMICE施設や劇場、送客施設、宿泊施設等の建設及び運営につきましては、大手ゼネコンのほか、外資系高級ホテル、MICE、エンターテインメントの運営会社、旅行代理店など、大手国内企業を中心に数十社が協力企業として名を連ねております。

なお、これらの協力企業の名称等につきましては、各企業からIRへの関与につきまして、社内での手続あるいは株主の皆様等に対し、より丁寧な説明が求められることなどから、企業ご自身が表明する前に県から公表することは避けられたいとの要請等も受けておりますので、今後、各企業との調整を行ったうえで、改めて皆様にはお示しをしたいと考えております。

○議長（坂本智徳君） 宮島議員 1番。

○1番（宮島大典君）答弁にもありましたように、資金調達、特に、出資に関しては、企業の経営判断など機微に関わる情報でありますので、現時点では言えないということは理解をいたしたいと思います。

また、先ほど、ゼネコンをはじめ、外資系ホテルブランド業や旅行代理店など、大手国内企業を中心に数十社が協力企業として参画予定であるとの答弁がありました。私は、こうした大手国内企業を中心にSPCへの出資がなされ、また、こうした企業との取引がある金融機関が、今度は融資を検討しているのではないかと、このように理解をいたしました。

いずれにいたしましても、公表できるようになった時点で、速やかに議会にも説明をいただくように、また、今時点でも、何か少し形を変えて工夫して、できるだけ情報をお出しいただくようお願いを申し上げます。

ところで、カジノ収益のうち、GGR、いわゆるカジノの粗収益の15%と入場料の6,000円のうち半分の3,000円が長崎県に納付されることとなっております。

「カジノ オーストリア」の提案では、GGRが年間225億円、入場料納入金が年間で84億円となると試算されており、合わせて300億円を超える納付金等が本県に入るとの提案がなされております。

今後は、この有効活用をどうするかが焦点になってきますが、県では様々な事業への活用を想定しておられます。IR建設に当たっては、周辺交通インフラなどの整備を行わなければなりません。当該IRの立地自治体である佐世保市が担わなければならない事業も出てきます。

そこで質問ですが、この佐世保市が行う交通インフラ整備等に伴う経費については、こうし

た財源が充当されるのか、お尋ねいたします。

○議長（坂本智徳君） 企画部長。

○企画部長（浦 真樹君） IR施設は、民間事業社が設置運営をいたします民設民営の施設であります。導入に当たりましては、道路や港湾など交通インフラの整備のほか、国際航空路線の誘致、MICE誘致支援組織の設置・運営、さらには警察機能の強化やギャンブル依存症対策など、県にも一定の費用負担が発生いたします。

また、同様に、立地市町村である佐世保市におかれましても、上下水道施設の整備、市道の改良などの費用負担が見込まれているところであります。

このため、県の収入として見込まれる納付金並びに入場料納入金につきましては、まずはこうしたIR導入のための必要経費に充当することとしておりまして、佐世保市に対しましても、区域整備計画に基づき実施する事業につきましては、これらに相当する額を配分することとしております。

○議長（坂本智徳君） 宮島議員 1番。

○1番（宮島大典君） 安堵しました。

また、GGR等の活用法については、IR整備法に定められているように、地域振興や社会福祉の増進、文化芸術の振興などに充てるようになっております。

その中で、IR事業を維持・継続していくに当たっては、新たに転入される従業員等の生活環境の整備をはじめ、様々な懸案を担う意味で、地元佐世保市が継続的に担う役割は非常に重要になってくると考えます。

そこでですが、佐世保市に十分に配慮したGGR等の配分方法が検討できないのか、県の見解をお尋ねいたします。

○議長（坂本智徳君） 企画部長。

○企画部長（浦 真樹君） 県と佐世保市では、平成26年3月に「長崎県・佐世保市 I R 推進協議会」を共同で設置して以降、関係予算を折半しながら、文字どおり一体となって I R 誘致を進めてきているところでございます。

こうした経過を踏まえ、県の収入として見込まれる納付金並びに入場料納入金のうち、I R 導入のための必要経費に充当した残額について、その一部を立地市町村である佐世保市へ配分することとしております。

また、I R 政策効果を県内に広く波及させるため、離島・半島地域を含む県内全市町への配分につきましても、併せて検討させていただいているところであります。

○議長（坂本智徳君） 宮島議員 1番。

○1番（宮島大典君） 国と県の配分については既に法律で定められていますが、県内での取り決めはありません。ぜひ、例えば、ローカルルールなどをつくっていただいて、様々な役割を担う立地自治体への財源確保を図っていただきたいと強く要望しておきたいと思っております。

現在、I R の誘致を目指しているのは、本県のほかに大阪府・市、そして和歌山県であります。国の区域認定を勝ち取るためには、いろんな中央での情報等を取りながら、優れた事業計画をつくらなければならないと考えます。

現在、この仕事を担う県の組織体制は、担当政策監を筆頭に、I R 推進課で東京駐在1名を含んで18名、また、関係ある課と兼務されている方が5名と、総勢24名でこの重要な任務に当たっていただいております。

限られたスケジュールの中で、限られた人員でよく頑張っているという評価をいただいているところでありますが、これから正念場と

いう時期を迎えるに当たって、果たして体制は十分なのか、こう心配をいたします。

そこで、本県の I R 推進体制が他地域と比較して十分なのかをお聞きいたしたいと思います。

○議長（坂本智徳君） 企画部長。

○企画部長（浦 真樹君） I R の推進体制につきましては、他県の状況であります。大阪府・市におきましては、I R 推進局といたしまして44名、それから、和歌山県では、I R 推進担当の理事以下16名で、区域認定申請に向けた準備を進められていると伺っております。

一方、本県では、先ほどお話がありましたように、I R 推進担当の政策監1名と、I R 推進課だけで18名、合わせて19名体制となっております。大阪府・市の半分弱程度、和歌山県とはおおむね同規模の体制で、現在、区域認定申請に向けた準備に努力をしているところでございます。

今後の組織体制につきましては、区域認定後に新たに発生する業務等も、将来的な業務も見据えながら、業務量に応じた適切な体制となるように、適宜検討してまいりたいと考えております。

○議長（坂本智徳君） 宮島議員 1番。

○1番（宮島大典君） 例えば、これから中央政治が主戦場になると思いますが、果たして、東京駐在が1名で妥当なのか、また、兼務する関係課はもっと増やした方がいいのではないかと。やはり今おっしゃったように、膨大な業務をつくり上げていくには、さらに人員の強化が必要ではないかと。とにかく目標は、国の区域認定を勝ち取ることです。後顧の憂いなきよう、改めて体制の強化を求めておきたいと思っております。

ここまできましたので、県議会の一員として一緒になって頑張っていきたいと思いますので、ぜひ区

域認定を勝ち取るために、最後までしっかりと整備計画をつくり上げていただきたいと思います。

さて、区域整備計画の中には、送客施設がうたわれています。送客商品として九州の様々な観光スポットが上がっているところですが、今後、I Rの事業効果を拡大していくためにも、県内での観光地の整備を図ることが必要であると考えます。

そこで、I Rからの周遊を促進するため、県内観光地の魅力をいかに高めていくのか、県の方針をお聞かせください。

○議長（坂本智徳君）文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中崎謙司君）事業者が想定しておりますI R施設への来訪者は、国内からの観光客を約7割と見込んでおるなど、海外からの富裕層だけでなく幅広い層の来訪を想定しておりますので、そうした来訪者に県内を広く周遊していただくための取組は大変重要であると認識しております。

県としましては、現在、観光地の魅力の一つである「食」に焦点を当てた仕掛けとしまして、「ながさきグルメセレクション」の県内各地の認定店を巡るポイントラリーを実施しているところでございます。

今後も引き続き、地元の食材を使ったご当地グルメの開発や、地域の観光資源の磨き上げなどを通じた魅力ある観光まちづくりの底上げに取り組むことで、より一層、I Rを契機としました県内周遊につなげてまいりたいと考えております。

○議長（坂本智徳君）宮島議員 1番。

○1番（宮島大典君）ありがとうございます。

県全体の観光の底上げを図っていくことももちろん必要であると考える一方で、幾つかの観光

地を重点的にレベルアップしていくことも重要ではないかと考えます。

例えば、国立公園を抱える雲仙や、野母崎にオープンした恐竜博物館を核とした長崎半島ならではの周遊クルージングや漁業体験コンテンツの造成、県北では、話題となった城宿なども活かした平戸観光、また、佐世保では、I R区域整備計画にも掲げている九十九島サンセットクルーズや、トレッキングプログラムの開発なども活かした俵ヶ浦半島など、幾つか目玉となる観光地を拠点化するために、重点整備を掲げて支援をすることも必要ではないかとも感じております。

I Rがうまくいけば、最短で2027年には開業するとの見通しも出ている中で、ぜひ、地域主体で進める観光まちづくりを積極的に支援していただくことを要望しておきたいと思っております。

今申しましたように、現在、佐世保市では、九十九島観光公園を拠点とした観光振興が図られており、観光公園は、この春、暫定的ですが、供用を開始しました。知事、もう行かれましたか。今度、選挙で回る時にお立ち寄りいただきたいというふうに思います。

ご覧をいただくと、九十九島の島々を一望できるだけではなく、佐世保湾側の風景も望めるというパノラマ景観の大変すばらしい絶景が楽しめるものとなっております。

この公園をきっかけとして、先ほど申し上げたトレッキングプログラムの開発や、展海峰、花の森公園、白浜海水浴場などなどを一体化した半島全体の観光公園化ができればなと思っております。

しかし、この地域の振興を図るうえで課題となってきたのが交通アクセスの問題、とりわけ県の関係では県道149号俵ヶ浦日野線の整備で

あります。

この県道の整備につきましては、県当局の尽力によりまして、赤崎町から船越町間の整備について今年度事業化がなされ、ルート選定のための道路概略設計を実施されていると伺っております。

私も、折々に議場にてこの問題を取り上げてまいりましたが、今回も、改めて本事業の進捗状況について、お尋ねいたします。

○議長（坂本智徳君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 一般県道俵ヶ浦日野線の赤崎町から船越町の整備については、昨年度から概略設計を進め、先月24日には測量及び地質調査の立入りのための地元説明会を開催し、今月から現地の測量に着手することとしています。

今後、測量や地質調査の結果を基に詳細設計を実施してまいります。

○議長（坂本智徳君） 宮島議員 1番。

○1番（宮島大典君） 順調な進捗に対し、地元の人として、改めて心より感謝を申し上げます。

佐世保市では、観光公園に動植物園の移転構想を検討しているとの話もありますし、それら事業の進み具合に連動して、県道整備も加速化していただきたいと思います。

また、今回、佐世保湾側に別道をつくるという構想でもありますし、過去にも申し上げましたが、この別道は、赤崎岸壁や米海軍赤崎貯油所、そして、船越の医療倉庫をつなぐ道路となりますので、防衛の大きな役割を担う道路ともなります。計画に当たっては、そのことも十分に念頭に置きながら進めていただきたいと思います。

4、環境政策の推進について。

ここでは、食品ロス削減推進計画の進捗について、お聞きしたいと思います。

「長崎県食品ロス削減推進計画」は、令和元年施行の「食品ロスの削減の推進に関する法律」及び本年3月に閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づいて、本県においても、大切な食料資源を無駄にしない意識の醸成と、有効活用を図るために策定されました。

この計画の基本的施策の中身は、県民への意識啓発、情報提供が掲げられていますが、具体的な取組はどのような状況であるのか、お聞かせください。

○議長（坂本智徳君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（貞方 学君） 昨年度策定いたしました「長崎県食品ロス削減推進計画」に基づきまして、食品ロス問題と、その削減の重要性につきまして、県民の皆様にはわかりやすくご理解いただくため、テレビコマーシャルの放映や県提供のテレビ番組による広報、ポスターコンテストなどを実施するとともに、「食品ロス削減月間」である10月には、「ながさき食品ロスゼロ運動in雲仙」を開催いたしました。

今後とも、引き続き食品ロスの削減に向けて、食べものを無駄にしない意識の醸成と、その定着を図ることができるよう普及啓発に取り組んでまいります。

○議長（坂本智徳君） 宮島議員 1番。

○1番（宮島大典君） 先日公表された県政世論調査を見ますと、食品ロスに関する調査も上がっております。その県民の意識は高い水準であると思いますし、県民も様々な工夫をされながら、食品ロス削減にご協力をいただいているとの結果も出ておりました。計画は緒についたばかりですが、これからはしっかりと啓発事業

等に取り組んでいただきたいと思います。

食品ロスを語る時に重要な位置を占める一つの指標が、賞味期限と消費期限であると考えます。

まずお尋ねは、この賞味期限と消費期限について、消費者等にどのように対応しているのか。お聞きしたいと思います。

○議長（坂本智徳君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（貞方 学君） おいしく食べることができる期限、いわゆる賞味期限と、期限を過ぎたら食べない方がよい期限である消費期限、このことについては、きちんとしてご理解いただけないところもございますことから、学校の家庭科や消費者講座などを通じて、期限表示の正しい理解を促進することに加え、賞味期限が過ぎてもまだ食べられる食品を廃棄することなく活用することを普及啓発いたしております。

また、買い物際には、期限が迫った商品の優先的な購入を消費者の方に促すために、食品の陳列棚にその旨を表示したシールを貼り付けてもらうといった取組も実施しているところでございます。

○議長（坂本智徳君） 宮島議員 1番。

○1番（宮島大典君） これらはもちろん食品表示法に基づいて重要な指標であります。あえて申し上げれば、この指標の呪縛が強過ぎるのではないかと感じることもございます。

私が子どものころは、食べものが食べられるかどうか、まず匂いをかいでみて判断する、そして、味見して大丈夫なら食べる。時々腹をこわして、ああ、失敗したと、このように思います。皆さんも経験がとおりかと思えます。こんなことを言いますと、時代が違くと、不衛生だと怒られそうでもありますけれども、それも一つ

の生活をしていく術であったと思います。

しかし、今は、表示を見て、期限が切れれば即捨てるという傾向もあるのではないかと、自らの感覚での判断ができない子どもたちが少し増えているのではと心配しております。

なぜ、このようなことを言うかといえば、もったいないということもありますけれども、長く続いた飽食の時代が終わりを迎えようとしているからであります。

今回、新型コロナ感染拡大によってグローバルなサプライチェーンの脆弱さが明らかになり、特に、フードチェーンは新たな対応を迫られるようになりました。国連食料システムサミットの状況などを見ましても、先行きは極めて不透明です。食料を海外依存する日本は、もっと危機意識を持たなければならないと痛感をいたしております。

その意味で、ここは食育に関わることでありましようが、子どもたちを中心に、その表示について柔軟な対応を、先ほど部長のお話のようにお願いをしたいと思います。これは、問題提起をさせていただきたいと思えます。

もう一点、計画の中には、フードバンク活動の推進が挙げられていますが、フードバンク活動の支援をどのようにされているのか、お尋ねいたします。

○議長（坂本智徳君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（貞方 学君） 生産、流通、消費などの過程で発生する未利用食品、要するに、まだまだ食べられる食品を、食品をつくる企業や農家などからの寄附を受けて、必要としている人や施設に提供する取組のことを「フードバンク活動」と申しますが、そういったフードバンクは、食品ロスの削減と資源の有効活用につながりますことから、各種イベントに合わ

せた活動のPRを行うほか、新たに創設を検討されるフードバンクに対しましては、食品提供者の発掘、紹介を行い、活動が継続的、安定的に発展するよう支援を行ってまいります。

○議長（坂本智徳君） 宮島議員 1番。

○1番（宮島大典君） ありがとうございます。ぜひ、積極的に行っていただきたいと思います。

5、教育行政について。

まず、大学進学指導について、お尋ねいたします。

過去の本県の大学進学指導につきましては、国立重視あるいは現役志向、こういった基本があったと見受けます。時代も変わって、随分その考え方も変容したように思いますが、依然として従来と変わらない指導の仕方が残っているようにも感じます。

例えば、私大の推薦入学の情報が必ずしも生徒に十分に伝わっていなかったり、私大の推薦が決まっても国立大学の受験を進めたりする。また、浪人をしてでも行きたい大学があっても、受かる学校への受験を進めたりと、まだまだ意識の中に過去の方針が残っているのではないかというようなお話をお聞きいたします。

多様性が求められ、また、社会のニーズや生徒の自主性を尊重する必要がある中で、教育委員会として大学進学指導のあり方をどのように考えていくのか、お聞かせください。

○議長（坂本智徳君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） 本県におきましては、生徒や保護者の国公立大学志向が強いことや、地域からの期待も大きいことから、国公立大学への合格を目標の一つにしている学校もあります。

しかし、時代の変化とともに、どのような目的を持って大学で学ぶのかということを生徒に

主体的に考え、選択させる指導へと転換が図られつつあるものと認識しております。

進路指導は、本来、入学試験や就職試験などに合格させるための指導に終始するのではなく、進路や進学先の選択に至るプロセスの中で、自己理解を深めさせるとともに、社会との関わりに対する意識でありますとか、職業観などの涵養を図っていくということをより重視すべきであると考えております。

そのため、地域や地元企業などと連携した課題探求型の学習や、大学等と連携した講座、進路講演会など、自らの生き方を考える様々な取組を推進することで、生徒が将来の展望や大学で学ぶ目的を持ち、主体的な進路選択につながるような指導の一層の充実を図ってまいります。

○議長（坂本智徳君） 宮島議員 1番。

○1番（宮島大典君） 前向きなご答弁に意を強くしました。

ここで一つ提案ですが、各校の独自性は認める一方で、進学指導の先生方を対象に、指導の方針についての研修等を行って、一定の指導方針を身につけてもらうのはいかがでしょうか。また、現在の大学合格者数の発表のあり方、これも見直して、実際に進学をした入学者数のみを公表する、こういったやり方はどうでしょうか。

いろいろと方法はあろうかと思いますが、平田教育委員会教育長であれば、きっといろいろ見直しをやっていただけると思いますので、よろしく願いいたします。

もう一つは、安全・安心の通学路の確保について、お尋ねいたします。

今年6月に起こった千葉県八街市における通学路での事故は、児童死傷者5名が出る大変痛ましい事故でした。

当時の菅総理は、交通安全対策に関する関係閣僚会議を開き、通学路を総点検し、交通安全対策を強化するように指示され、その後、文部科学省、国土交通省及び警察庁の三省庁により、各自治体に対して合同点検等を行うよう依頼がなされたと聞き及んでおります。

このような痛ましい事故が二度と起こらないよう、本県としても適切な対策を進めるべきと考えますが、現時点で合同点検の結果、対策が必要とされた通学路について、各部局が講じている安全対策とその進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（坂本智徳君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（平田修三君） 本年6月に起きました千葉県八街市の交通事故を受けまして、文部科学省、国土交通省、警察庁から、「通学路における合同点検」について依頼があり、教育委員会、各道路管理者、警察が合同で通学路の点検を実施しました。

その結果、10月31日時点で、県内の危険箇所は873か所あり、関係部局が対策等を協議のうえそれぞれ対応しており、複数の部局で対応を実施している箇所もございます。

このうち、教育委員会による対策が必要な箇所は538か所で、主な対策は、通学路の変更やボランティアによる見守り活動、安全教育などであり、346か所については既に対応済みでございます。

残りの箇所についても、今後、市町や関係機関と連携を強化し、児童生徒が安心して登下校できる環境が早期に実現できるように取り組んでまいります。

○議長（坂本智徳君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 通学路合同点検の結果、国、県、市の各道路管理者で対策が必要な

箇所は、10月31日時点で全体で570か所あり、このうち、県管理の国道、県道では135か所あります。主な対策は、歩道整備、防護柵の設置、路側帯のカラー舗装などです。

このうち7か所の対策が完了し、さらに、今年度中には27か所の対策を完了する予定です。残る101か所についても、用地取得を伴う歩道整備などを除き、令和4年度中にはおおむね対策を完了する予定です。

なお、歩道整備等については、全箇所、既に着手しており、早期に通学路の安全確保が図られるよう進めてまいります。

○議長（坂本智徳君） 警察本部長。

○警察本部長（中村 亮君） 通学路合同点検の結果、警察による対策が必要な箇所は、横断歩道の新設等交通安全施設に関する対策など106か所あり、このうち39か所は既に対策を実施済みであります。

また、残り67か所のうち46か所は、令和3年度中对策を完了させることとしているなど、引き続き、関係部局と連携し、未実施箇所の対策を迅速に実施して、通学路の安全を確保してまいりたいと考えております。

○議長（坂本智徳君） 宮島議員 1番。

○1番（宮島大典君） それぞれの部局がしっかりと取り組んでいただいております、少し安堵いたしました。

ただ、ご説明のとおり、まだ、完遂までにはもうしばらく時間がかかるとのこと。二度と起こらないようにといっても、この種の事故は全国で繰り返しのようになってきました。取り返しのつかないことにならないように、予算を含め、政策投資を重点的に行っていただいで、一日も早く完遂させ、子どもたちの安全と安心を確保していただきたいと強く要望いたし

ます。

6、知事の政治姿勢について。

最後にとは、大変失礼かと存じますが、中村知事3期目、任期の最後の最後の質問、あまり最後と言うなと思いますけれども、最後の質問となりますので、よろしくご了承をいただきたいと思います。

知事は、先週の質疑の中で、進退について、今議会中の態度表明をおっしゃいました。知事、週末も挟んで、少しお考えも進んだのではないかと思います。ここでご決断していただいてもよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（坂本智徳君） 知事。

○知事（中村法道君） 先のご質問に際しても、いま少し、次の選挙への対応については熟慮の時間をいただきたいと願っているところであり、今、本会議で様々なご議論をいただいたところであり、これから、いま少し考えさせていただければと考えているところであります。

○議長（坂本智徳君） 宮島議員 1番。

○1番（宮島大典君） ですね、会期末までもうしばらく時間もありますので、じっくりお考えをいただきたいと思います。

先日は、3期目、この4年間の総括のお話もありましたが、この間、うれしかったこと、達成感のあったこと、一方で、残念だったこと、悲しかったこと、それぞれいろいろおありになったことではないかと思えます。

一政治家として、4年間を振り返って、率直な感想をお述べいただければとお願いをいたします。

○議長（坂本智徳君） 知事。

○知事（中村法道君） 3期目のこの4年間につきましては、ちょうどその前に2つの世界遺産の登録が実現をし、そしてまた、西九州新幹線

の開業、あるいはIRの誘致に向けたプロジェクトも進みつつある中で、ぜひ、今後は観光客の受入体制の整備を図り、交流人口の拡大に力を注いでいくべき時期であろうと考えてきたところであります。

ちょうど、そうした中、アジア関連諸国においては、海外に旅行者が数多く出かけられるという時期を迎えていたところであります。そのために、そうした需要を県内経済に取り込んでいきたいと考えまして、誘客対策に力を注いだ結果、おかげをもちまして、クルーズ船の入港数は大幅に伸びてまいりましたし、また、国際定期航空路線についても、香港線あるいは上海線の増便が実現されたところであります。

一方、また基幹産業である造船業が非常に厳しい状況にある中で、次なる基幹産業の誘致・育成に全力を注いでいかなければいけないと考えてきたところでありますけれども、これまた、職員皆さん方のご努力もありまして、情報関連企業の研究開発拠点の集積が進む、そしてまた、半導体関連では新たな投資も進んでまいりました。

一方、航空機関連産業においても、最先端の工場が整備されるなど、基幹産業に向けた具体的な動きも見え始めたところであります。

もっともっと県内経済・産業の活性化のために力を注ぎたいと思っていた矢先に、この新型コロナウイルス感染症が生じたところであります。これによりまして、様々な企業活動も制約を受け、県民の皆様方の生活様式にも大きな影響が生じたところであります。

特に、新たな誘致案件等について、対面でもってお話をする機会が失われたというのは非常に残念なことであったと思っているところであります。

なお、また、変異株が国内でも確認されたということで、この後も若干影響が懸念されるところでありますけれども、こうした状況を一刻も早く脱して、県内の活性化に、さらに残された期間、全力を注いでいかなければいけないと考えているところであります。

○議長（坂本智徳君） 宮島議員 1番。

○1番（宮島大典君） 改めて、この4年間、また12年間のご功績に、心より敬意と感謝を申し上げます。

もう時間もありませんので、一点だけ、3期目の節目としてお願いしたいことがあります。それは石木ダムであります。

先ほども議論がありました。多くは申し上げませんが、要は、このままの状況をこれ以上、本当に長引かせていいかということであります。知事、3期目の区切りとして、一定の判断を下していただきたいと、このことをお願いして質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（坂本智徳君） 以上で、県政一般に対する質問を終了いたします。

次に、先に上程いたしました第127号議案乃至第142号議案及び報告第24号、報告第25号につきましては、お手元の議案付託表のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

次に、第2号請願「ゆきとどいた教育を求める請願」ほか1件が提出されておりますので、これを一括して上程いたします。

ただいま上程いたしました請願につきましては、お手元の請願付託表のとおり、文教厚生委員会及び総務委員会に付託いたします。

次に、各委員会は、お手元の日程表のとおり、それぞれ開催されますようお願いいたします。

以上で、本日の会議を終了いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

— 午後 3時48分 散会 —

議 事 日 程

第 14 日 目

-
- 1 開 議

 - 2 議席の指定及び一部変更

 - 3 常任委員会委員の選任の件

 - 4 特別委員会委員の選任の件

 - 5 散 会

令和3年12月9日（木曜日）

出席議員（45名）

1番 宮本 法 広 君
 2番 赤木 幸 仁 君
 3番 中村 泰 輔 君
 4番 饗庭 敦 子 君
 5番 堤 典 子 君
 6番 清川 久 義 君
 7番 下条 博 文 君
 9番 北村 貴 寿 君
 10番 浦川 基 継 君
 11番 久保田 将 誠 君
 12番 坂口 慎 一 君
 13番 千住 良 治 君
 14番 石本 政 弘 君
 15番 中村 一 三 君
 16番 宮島 大 典 君
 17番 麻生 隆 君
 18番 川崎 祥 司 君
 19番 坂本 浩 君
 20番 深堀 ひろし 君
 21番 近藤 智 昭 君
 22番 宅島 寿 一 君
 23番 松本 洋 介 君
 24番 ごう まなみ 君
 25番 山本 啓 介 君
 26番 前田 哲 也 君
 27番 大場 博 文 君
 28番 山口 経 正 君
 29番 山本 由 夫 君
 30番 吉村 洋 君
 31番 中島 浩 介 君
 32番 堀江 ひとみ 君
 33番 山口 初 實 君
 34番 山田 朋 子 君

35番 西川 克 己 君
 36番 外間 雅 広 君
 37番 瀬川 光 之 君
 38番 坂本 智 徳 君
 39番 浅田 ますみ 君
 40番 徳永 達 也 君
 41番 中島 義 君
 42番 溝口 芙美雄 君
 43番 中山 功 君
 44番 小林 克 敏 君
 45番 田中 愛 国 君
 46番 八江 利 春 君

欠席議員（1名）

8番 山下 博 史 君

説明のため出席した者

知 事 中村 法 道 君
 副 知 事 上田 裕 司 君
 副 知 事 平田 研 君
 統 括 監 柿本 敏 晶 君
 危 機 管 理 監 多田 浩 之 君
 企 画 部 長 浦 真 樹 君
 総 務 部 長 大田 圭 君
 地 域 振 興 部 長 早稲田 智 仁 君
 文 化 観 光 国 際 部 長 中崎 謙 司 君
 県 民 生 活 環 境 部 長 貞 方 学 君
 福 祉 保 健 部 長 寺原 朋 裕 君
 こ だ も 政 策 局 長 田中 紀久美 君
 産 業 労 働 部 長 廣田 義 美 君
 水 産 部 長 斎藤 晃 君
 農 林 部 長 綾香 直 芳 君
 土 木 部 長 奥田 秀 樹 君
 会 計 管 理 者 吉野 ゆき子 君
 交 通 局 長 太田 彰 幸 君

地域振興部政策監 村山弘司君
 文化観光国際部政策監 前川謙介君
 産業労働部政策監 村田誠君
 教育委員会教育長 平田修三君
 選挙管理委員会委員長 蒼本昭晴君
 代表監査委員 濱本磨毅穂君
 人事委員会委員長 水上正博君
 公安委員会委員 山中勝義君
 警察本部長 中村亮君
 監査事務局長 下田芳之君
 人事委員会事務局長
 (労働委員会事務局長併任) 大崎義郎君
 教育次長 林田和喜君
 財政課長 小林純君
 秘書課長 石田智久君
 選挙管理委員会書記長 大塚英樹君
 警察本部総務課長 車康之君

次に、議席の指定及び一部変更を行います。
 議席の指定及び一部変更につきましては、お手元の議席表のとおり決定いたします。

次に、観光生活建設委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

同委員会委員に、清川久義議員を選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本智徳君）ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり選任することに決定されました。

次に、予算決算委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

同委員会委員に、清川久義議員を選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本智徳君）ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり選任することに決定されました。

次に、新型コロナウイルス感染症・経済対策特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

同委員会委員に、清川久義議員を選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本智徳君）ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり選任することに決定されました。

本日の会議は、これにて終了いたします。

明日から12月20日までは、議案調査等のため本会議は休会、12月21日は、定刻より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時 2分 散会

 議会事務局職員出席者

局長 松尾誠司君
 次長兼総務課長 藤田昌三君
 議事課長 川原孝行君
 政務調査課長 濱口孝君
 議事課長補佐 永田貴紀君
 議事課係長 山脇卓君
 議事課特別会計任用職員 天雨千代子君

 午前10時 0分 開議

○議長（坂本智徳君）皆様、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

この際、先般行われました県議会議員補欠選挙において、めでたくご当選されました議員をご紹介します。

五島市選挙区において、ご当選されました清川久義議員でございます。（拍手）

議 事 日 程

第 26 日 目

-
- 1 開 議
 - 2 第144号議案上程
 - 3 知事議案説明
 - 4 第144号議案委員会付託
 - 5 委員長審査結果報告、質疑・討論、採決
 - 6 意見書上程、質疑・討論、採決
 - 7 議員派遣第87号上程、採決
 - 8 議会閉会中委員会付託事件の採決
 - 9 閉 会

令和3年12月21日（火曜日）

出席議員（46名）

1番 宮本法広君
 2番 赤木幸仁君
 3番 中村泰輔君
 4番 饗庭敦子君
 5番 堤典子君
 6番 清川久義君
 7番 下条博文君
 8番 山下博史君
 9番 北村貴寿君
 10番 浦川基継君
 11番 久保田将誠君
 12番 坂口慎一君
 13番 千住良治君
 14番 石本政弘君
 15番 中村一三君
 16番 宮島大典君
 17番 麻生隆君
 18番 川崎祥司君
 19番 坂本浩君
 20番 深堀ひろし君
 21番 近藤智昭君
 22番 宅島寿一君
 23番 松本洋介君
 24番 ごうまなみ君
 25番 山本啓介君
 26番 前田哲也君
 27番 大場博文君
 28番 山口経正君
 29番 山本由夫君
 30番 吉村洋君
 31番 中島浩介君
 32番 堀江ひとみ君
 33番 山口初實君

34番 山田朋子君
 35番 西川克己君
 36番 外間雅広君
 37番 瀬川光之君
 38番 坂本智徳君
 39番 浅田ますみ君
 40番 徳永達也君
 41番 中島義君
 42番 溝口芙美雄君
 43番 中山功君
 44番 小林克敏君
 45番 田中愛国君
 46番 八江利春君

説明のため出席した者

知事 中村法道君
 副知事 上田裕司君
 副知事 平田研君
 統括監 柿本敏晶君
 危機管理監 多田浩之君
 企画部長 浦真樹君
 総務部長 大田圭君
 地域振興部長 早稲田智仁君
 文化観光国際部長 中崎謙司君
 県民生活環境部長 貞方学君
 福祉保健部長 寺原朋裕君
 こども政策局長 田中紀久美君
 産業労働部長 廣田義美君
 水産部長 斎藤晃君
 農林部長 綾香直芳君
 土木部長 奥田秀樹君
 会計管理者 吉野ゆき子君
 交通局長 太田彰幸君
 地域振興部政策監 村山弘司君
 文化観光国際部政策監 前川謙介君

産業労働部政策監	村田誠君
教育委員会教育長	平田修三君
選挙管理委員会委員長	蒼本昭晴君
代表監査委員	濱本磨毅穂君
人事委員会委員	本田哲士君
公安委員会委員	瀬戸牧子君
警察本部長	中村亮君
監査事務局長	下田芳之君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	大崎義郎君
教育次長	林田和喜君
財政課長	小林純君
秘書課長	石田智久君
選挙管理委員会書記長	大塚英樹君
警察本部総務課長	車康之君

議会事務局職員出席者

局長	松尾誠司君
次長兼総務課長	藤田昌三君
議事課長	川原孝行君
政務調査課長	濱口孝君
議事課長補佐	永田貴紀君
議事課係長	山脇卓君
議事課特別会計任用職員	天雨千代子君

午前10時 0分 開議

○議長（坂本智徳君）皆様、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

この際、知事より、第144号議案の送付がありましたので、これを上程いたします。

ただいま上程いたしました議案について、知事の説明を求めます 知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕本日、提出いたしました追加議案について、ご説明いたします。

第144号議案「令和3年度長崎県一般会計補正

予算（第17号）」は、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に伴う国の補正予算に早急に対応するため、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費について計上し、一般会計32億2,669万円の増額補正をしております。

これを現計予算及び既に提案いたしております11月補正予算と合算いたしますと、一般会計8,205億506万2,000円となります。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明を終わります。

何とぞ、適正なるご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂本智徳君）次に、ただいま上程いたしました第144号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第17号）」につきましては、お手元の議案付託表のとおり予算決算委員会に付託いたします。

予算決算委員会での審査が終了するまでの間、しばらく休憩することにいたします。

午前10時 3分 休憩

午後 3時30分 再開

○議長（坂本智徳君）これより、会議を再開いたします。

これより、さきに各委員会に付託して審査をお願いいたしておりました案件について、審議することにいたします。

まず、総務委員長の報告を求めます。

大場委員長 27番。

○総務委員長（大場博文君）（拍手）〔登壇〕総務委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第130号議案「長崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例」ほか6件及び請願1件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり可決、承認すべきものと決定されました。

また、第3号請願「長崎県へのIR誘致と区域認定申請の中止を求める請願」につきましては、起立採決の結果、不採択とすべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、第134号議案「長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例」に関し、クロスボウについては、所持を許可制とする法改正が今年6月に行われ、全国では9月15日時点で950本が警察により回収されたと報道されているが、長崎県警ではどれくらい回収したのか。また、不法所持とならないような対策を今後どのようにしていくのかとの質問に対し、11月末時点で19本回収している。法改正により、許可申請をせずに持っていれば不法所持となることを理解いただき、申請をしていただくことが大事であり、広報をしっかりと行っていきたいとの答弁がありました。

さらに、インターネットによる売買を止めるための対策はあるのか、不法に売買しているのを見つけた場合はどういう措置を取るのかとの質問に対し、法改正後、販売業者は、買う人の所持許可証を確認するようになっている。インターネット上の不法販売については、サイバーパトロールなどをしっかりやっていきたい。違法性の疑いのある場合は捜査を行い、不法所持であれば検挙することになるとの答弁がありました。

次に、議案外の所管事務一般で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、警察本部の所管事項について、県警本

部と海上保安庁との連携に関し、海上での犯罪についてはどのように連携しているのか、船の中で犯罪が起きた場合、どちらが捜査をするのかとの質問に対し、昭和46年に、警察庁と海上保安庁で犯罪捜査に関する協定が締結されており、海上での犯罪をどちらが認知しても互いに通報し、協力していくこととしている。

通常は、船の中での犯罪も警察が対応するが、その後、海上保安庁の方が事件処理をするのに都合がよいと判断されれば、海上保安庁が捜査を行うこととなるとの答弁がありました。

次に、企画部の所管事項について、九州・長崎IRに関し、インフラ整備等に関して事業者が負担する147億円は、県が示したもののかとの質問に対し、県が募集要項の中で示したものであり、主な内訳としては、道路関係に約31億円、港湾関係に約26億円、水道・生活関係に約42億円、MICE誘致支援組織や国際航空路線誘致等の事業に約30億円を想定しているとの答弁がありました。

また、区域整備計画素案に盛り込まれている有害な影響の排除に向けた施策に要する経費として、どれくらいの額を見込んでいるのかとの質問に対し、ギャンブル依存症対策や青少年の健全育成、治安維持対策に要する経費については、関係部署と調整中であり、具体的な予算規模についても今後精査してまいりたいとの答弁がありました。

さらに、区域認定の獲得に向けて、事業者の資金調達が必要であるが、その計画はいつ公表するのかとの質問に対し、資金調達については、国へ提出する区域整備計画の様式に具体的な計画を記載することとなっており、2月中にも開催する公聴会において、県民の皆様へお示ししたいと考えている。議会に対しては、それに先

立ち、しっかりと説明したいとの答弁がありました。

次に、地域振興部の所管事項について、投票機会の公平性の確保に関し、介護保険における要介護5の方が在宅で投票できる郵便投票の利用者は、長崎市では対象者の0.4%と低く、周知不足と考えられるが、どのように認識しているのかとの質問に対し、介護度が重い場合は、不在者投票ができる施設の指定を受けた特別養護老人ホーム等へ入所しているケースや、認知症の方など意思表示が困難で郵便投票に至らない場合などがあり、利用者が少ない要因であると考えられる。

周知不足もあると思われるため、県選管のホームページで周知するとともに、市町に対しても機会を捉えて周知を図ってまいりたいとの答弁がありました。

これに対し、各市町においては、福祉部門と選管が連携を図るよう強く要望していただきたいとの意見がありました。

次に、危機管理監の所管事項について、地域防災力の充実強化に関し、防災推進員、防災士の役割はどのようなものか、消防団とどのように連携しているのかとの質問に対し、地域防災力を高めるために結成される自主防災組織において、核となって活動いただく人材であり、消防団と連携した取組に力を入れるなど、活躍の場を充実させるためフォローアップしていきたいとの答弁がありました。

さらに、消防団活動は、事業者の協力がなく活動しづらいが、建設業以外の事業者に対するインセンティブ付与をどう進めていくのかとの質問に対し、企業の社会貢献評価の事例を調査のうえ、現在、有識者を入れた会議においてインセンティブ向上対策を検討中であり、他事

業分野へ広げることができないか、引き続き検討していきたいとの答弁がありました。

次に、総務部の所管事項について、行政のDXに関し、県庁の様々な業務がデジタル化されているが、今後、行政組織としてどのようにDXに対応していくのか、また、デジタルに対応する人材の育成・確保をどのようにしていくのかとの質問に対し、2年前に次世代情報化推進室を設置し、情報システム課とともに業務の見直しや各施策についてデジタル化を推進しているが、今後、さらにデジタル改革を進めていくためにどういった組織体制がいいのか検討していく。

人材の育成・確保については、しっかりとした体系に立った、役割に応じた育成方針を作成するほか、専門業者の支援や民間人材の配置など、どのような取組が必要かを検討していきたいとの答弁がありました。

以上のほか、一、ストーカー・DV・薬物対策について、一、九州新幹線西九州ルートについて、一、特定地域づくり事業協同組合について、一、長崎空港の活性化について、一、避難所の整備についてなど、総務行政全般にわたり活発な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、総務委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（坂本智徳君）これより、第3号請願「長崎県へのIR誘致と区域認定申請の中止を求める請願」について、質疑・討論に入ります。

堀江議員 32番。

○32番（堀江ひとみ君）〔登壇〕日本共産党の堀江ひとみです。

ただいま議題となりました請願第3号「長崎

県へのIR誘致と区域認定申請の中止を求める請願」、賛成理由を申し上げます。

本請願は、カジノを中心とする統合型リゾート、IR誘致をやめてください。刑法で処罰の対象となっている賭博を、長崎県は認めてくださいと申請することを中止していただきたいと要望しています。

カジノの施設面積は、IR全体からすると一部かもしれませんが、どの国のIRもコロナ禍の前は、収益全体の7割から8割をカジノが稼ぎ出しています。

そもそもカジノにホテルを併設するのは、客を24時間、ギャンブル漬けにするためです。IRに家族連れを対象にしたショッピングセンターや娯楽施設をつくるのも、親を施設内のカジノに誘い込み、子どもたちにはカジノの存在に慣れさせ、将来の客にするためです。

IR内の施設は、全てカジノに人を呼び込むための集客装置としてつくられており、カジノのための複合施設にほかなりません。

全てがカジノのための複合施設にすぎないものを、「IR」という言葉で、何か特別の魅力のある観光施設であるかのように幻想を振りまき、国民、県民のカジノ批判を和らげようとしているだけです。

しかし、いくら言葉でごまかそうとしても、賭博は賭博です。賭博が刑法で禁止されている理由について、1950年、昭和25年11月22日、最高裁判所大法廷判決は述べています。つまり、賭博は、人々をギャンブル依存にし、仕事を怠けさせ、賭けるお金ほしさに犯罪まで誘発し、国民経済に重大な悪影響を与えるということであり、賭博の有害性は、何か対策を取れば防げるといったレベルの問題ではなく、行為そのものを禁じるしかない、そういう判断があったか

らこそ、刑法で禁止されてきたのです。依存症対策を取ればよいなどという軽い話ではないのです。

長崎IRは、経済波及効果3,200億円、雇用誘発効果3万人といますが、カジノで雇われた人の何倍もの人の人生が、ギャンブル依存症、借金苦、自己破産、離婚、家庭崩壊、犯罪などで壊されることを考えるべきです。

県民の不幸を前提とするIR事業は、住民の福祉の向上を目的とする自治体がすべきことではありません。

コロナ禍によるデジタル決済の普及、オンラインカジノへの転換の中で、これまでのIRのモデルは成り立ちません。

請願人へ寄せられた県民の声では、「ハウステンボスが家族揃って楽しめるテーマパークではなくなる」、「その昔、唯一、外国に向けて開かれた長崎には、いろいろな国の文化が根づき、私たちの日常の暮らしに溶け込んでいる。これら先人から受け継いだ歴史と文化の資産を活かしたまちづくりを今こそ考えてほしい」、「美しい自然と豊かな産物、歴史、そして平和、それらを長崎県の宝として、笑顔で胸を張って子や孫に残していきたい」などです。

IR誘致に頼らない長崎県の観光振興、地域活性化を求めて、請願、賛成討論いたします。

○議長（坂本智徳君） 山下議員 8番。

○8番（山下博史君）（拍手）〔登壇〕 自由民主党の山下博史でございます。

会派を代表いたしまして、「長崎県へのIR誘致と区域認定申請の中止を求める請願」について、反対の立場で意見を申し述べ、議員各位のご賛同を得たいと存じます。

我が国におけるIR導入の意義は、世界中から観光客を集め、来訪客を国内各地へ送り出す

ことで、国際競争力の高い、魅力ある滞在型観光を実現することであり、アフターコロナにおける観光活性化を図るうえでも、大きな役割を果たすことが期待されているところであります。

また、IRは、建設時の工事発注や運営時の各種調達、さらには広域周遊による観光消費など、関連する業種が多岐にわたる裾野が広い産業であります。

海外の事例では、施設内で提供される食材や飲食物、施設を美しく保つための清掃や園芸サービス、リネン類のクリーニング、安全安心を支える保安・警備など、多種多様な物品やサービスが地元企業に発注されているところであり、九州・長崎IRの実現は、本県のみならず、九州の経済活性化の起爆剤となるものであります。

こうしたことから、九州・長崎IRの推進母体として、本年4月、九州の経済界や行政、議会が一体となった「九州IR推進協議会」が立ち上げられたところであり、IR実現に向けた機運の醸成に加え、IR事業者からの多様な発注の受け皿づくりや事業者間のマッチング、九州・長崎IRを拠点とした広域周遊観光の構築に向けた準備が進められておるところであります。

また、九州地方知事会、九州各県議会議長会並びに九州商工会議所連合会においても、九州・長崎IRの区域認定を決める決議が、これまでも繰り返し行われるなど、「オール九州」によるIR誘致活動が展開されているところであります。

加えて、本年8月には、IRを契機として九州各県が連携し、ギャンブル等依存症をはじめ様々な依存症対策の強化を図るため、「九州地方依存症対策ネットワーク協議会」が、本県を事務局として発足したところであります。

各県の担当部局や医療機関、相談機関が協力し、効果的な依存症対策に関わる情報共有のほか、eラーニングによる人材育成プログラムの作成に着手されるなど、広域連携による依存症対策も進められているところであります。

九州・長崎IRは、本県のみならず九州の地方創生、ひいては我が国の発展にも貢献をするものであります。

また、こうした高い政策効果を背景として、九州官民が一丸となって推進をするものであり、その実現は本県のみならず、九州地域全体の悲願であることから、請願には反対を表明するものであります。

議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）
○議長（坂本智徳君） 質疑・討論をとどめて、採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、不採択とすべきものであります。

よって、本請願は、採択することの賛否について、表決ボタンをお押し願います。

間もなく、表決を終了いたします。

これにて、表決を終了いたします。

賛成少数。

よって、第3号請願は、不採択とすることに決定されました。

お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本智徳君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第132号議案「ながさき森林環境税条例の一部を改正する条例」について、採決いた

します。

本議案は、委員長報告のとおり決することの賛否について、表決ボタンをお押し願います。

間もなく、表決を終了いたします。

これにて、表決を終了いたします。

賛成多数。

よって、第132号議案は、原案のとおり、可決されました。

次に、その他の議案について、一括して採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本智徳君）ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決、承認されました。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

浦川委員長 10番。

○文教厚生委員長（浦川基継君）（拍手）〔登壇〕文教厚生委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第139号議案「公の施設の指定管理者の指定について」、及び請願1件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

また、第2号請願「ゆきとどいた教育を求める請願」につきましては、起立採決の結果、不採択とすべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告申し上げます。

まず、総務部の所管事項について、「新規学卒就職者の離職対策」に関し、高校生の県内就職率が、公立・私立含めて69.9%と過去最高と

なっているが、離職率が44%となっており、全国平均よりも5ポイントほど高くなっている。せっかく県内に就職していただいても、3年以内に約半数の人が離職して県外に流出しているようである。県内に就職された方々、離職された方々の実情をきちんと把握して、県の人口減少対策の政策に活かしていただきたいがどうかとの質問に対し、離職者の追跡は非常に難しいところもあるが、しっかりと対策ができている高校もあると思うので、そういった事例も参考にしながら、全体として離職率が低くなるように取り組んでいきたいとの答弁がありました。

これに関し、長崎県の最重要課題は、人口減少をいかに止めるかにかかっている。県内に就職された方たちにいかに残っていただくかで決まると思うので、今後の政策に期待するとの意見がありました。

次に、教育委員会関係について、「GIGAスクール構想」の実現のための人材育成等に係る陳情に関し、ICT支援員や、GIGAスクールサポーターの配置に係る財政支援の継続について要望がなされているが、どのように対応しているのかとの質問に対し、ICT支援員は、各学校4校に1名当たりの交付税措置がなされている。市町に関しては、その活用を進めていただくことをお願いしている。

また、県としても、全国都道府県教育長協議会等を通じて国に要望を行っているとの答弁がありました。

これに関連し、県主導による先生方へのICT研修のより一層の充実も求められているが、現状どのような研修を重点的に行っているのかとの質問に対し、教員の研修については、今年度、県内22会場において、導入した機器の基本的な操作内容について研修を行っている。

また、併せて、簡単な操作方法がわかる動画等も提供させていただいている。来年1月までには、クラウド上で教材を共有し、県内全ての教員が、そのコンテンツを活用できるような推進サイトを構築したいとの答弁がありました。

次に、福祉保健部の所管事項について、民生委員費に関し、「適正配置について、市町と継続して検討・協議していく」とあるが、現状、具体的にどこまで進んでいるのかとの質問に対し、現在、来年12月1日の一斉改選に向けて、市町や民生委員・児童委員協議会の意見をお伺いしており、地理的条件や世帯構成など地域の実情を踏まえたうえで、来年5月頃までには、市町ごとの定数を決定したいと考えているとの答弁がありました。

これに関連し、民生委員は、地域で重要な役割を担っており、しっかり確保してもらいたいとの意見がありました。

次に、介護ロボット・ICT普及促進事業について、介護事業所への導入支援について、小規模事業所への導入が遅れているが、今後どのように取り組んでいくのかとの質問に対し、特に、小規模事業所はコスト面が課題となっており、来年度以降も予算を確保し、介護事業所の業務効率化や職員の負担軽減を図り、介護人材の確保を支援していきたいとの答弁がありました。

最後に、別途、本委員会から、「保育人材の確保及び処遇改善等について」、及び「出産育児一時金の増額について」の意見書提出方の動議を提出しておりますので、併せてよろしくお願いたします。

以上のほか、一、離島留学の里親制度について、一、看護職員の育成・確保について、一、ジェネリック医薬品の供給不足についてなど、

教育及び福祉・保健行政全般にわたり熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、文教厚生委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。（拍手）

○議長（坂本智徳君）お諮りいたします。

各案件は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本智徳君）ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第2号請願「ゆきとどいた教育を求める請願」について、採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、不採択とすべきものであります。

よって、本請願は、採択することの賛否について、表決ボタンをお押し願います。

間もなく、表決を終了いたします。

これにて、表決を終了いたします。

賛成少数。

よって、第2号請願は、不採択とすることに決定されました。

次に、第139号議案について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本智徳君）ご異議なしと認めます。

よって、第139号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、観光生活建設委員長の報告を求めます。

中村一三委員長 15番。

○観光生活建設委員長（中村一三君）（拍手）

〔登壇〕観光生活建設委員会の審査の結果並び

に経過の概要について、ご報告いたします。

今回、本委員会に付託されました案件は、第135号議案「長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例」ほか1件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、土木部の所管事項について、空き家対策に関し、長崎県住生活基本計画の基本目標に「急増する空き家の適正管理と利活用の推進」が掲げられているが、移住者向け住宅確保加速化支援事業における空き家バンクと移住者とのマッチングについての実績と今後の対策をどのように考えるのかとの質問に対し、空き家バンクの利用実績は目標の130件に対し、172件と大きく上回り、空き家活用が図られている状況である。令和4年度以降は、民間企業が持つ空き社宅や空き県職員住宅等の利活用について、民間企業と連携し、事業化に向けた検討を行っており、引き続き、空き家の適正管理と利活用の推進を図っていくとの答弁がありました。

また、測量設計業務における不調不落の現状に関し、測量設計業務の不調不落についてはどのような状況か、また、測量設計分野の担い手対策についてはどのように考えているのかとの質問に対し、令和3年度の測量設計業務における不調不落は、全体発注件数に対し、1%程度にとどまっている状況である。

また、建設業と同様に測量、地質調査、設計に関わる建設関連業の担い手確保も必要であると考えており、求人活動の強化、技術習得の支援、就労環境の改善などの取組を行っているとの答弁がありました。

次に、文化観光国際部関係の所管事項について、観光関係事業の成果に関し、これまでコロナ対策として約117億円の予算を活用し、県内の観光産業への支援を行ってきたが、そのうち、観光地受入態勢ステップアップ事業による雇用の維持、宿泊施設の感染防止対策への取組、宿泊キャンペーンによる誘客促進の成果について、どのように受け止めているかとの質問に対し、ステップアップ事業では、約5,400名の雇用の維持が図られたものと認識している。また、宿泊施設の感染防止対策の申請件数は約810件となるなど、多くの事業者に積極的に取り組んでいただけた。

さらに、宿泊キャンペーンについては、65万人泊分の利用があり、これによる観光消費額は推定168億円となり、一定の成果を上げることができたのではないかと考えているとの答弁がありました。

次に、「日本橋 長崎館」に関し、昨年度までの5年間の成果及び今後5年間のさらなる取組について、どのように考えるかとの質問に対し、本年3月までの5年間で、244万人の方々にご来館いただき、約9億4,000万円を売り上げた。

今後の新たな取組として、消費者のニーズをキャッチして、商品改良へつなげるためのフィードバック機能を強化する取組を考えていると同時に、長崎館を最大限活かした本県とつながりのある料理人による食の魅力の情報発信なども行っていきたいとの答弁がありました。

また、本明川下流域の整備に関し、本明川下流域においてスポーツフェスタが開催されたが、アクセス等の課題が残る現在の右岸地域ではなく、左岸地域を整備する計画はないのかとの質問に対し、整備に向けては、費用対効果を考慮する必要もあるため、誘致大会の規模や整備費

用等について地元自治体とも時間をかけて検討していききたいとの答弁がありました。

さらに、国際交流に関し、本県は、姉妹都市・友好都市を多く有しているが、コロナ禍における交流状況はどうかとの質問に対し、人の往来ができない状況においても、オンラインの活用をはじめ、様々な交流事業を行っており、歴史ある友好関係を絶やさぬよう、引き続き取組を行っていくとの答弁がありました。

次に、県民生活環境部の所管事項について、地球温暖化対策の推進に関し、さらなる危機意識啓発活動の一環として、市町の協力が必要ではないか、また、県全体として、今後どのような取組を考えているのか、現在、県内4市2町がゼロカーボンシティを表明しているが、県の認識はどうかとの質問に対し、今後は、各市町のモニターなどを活用した、映像による情報発信についても議論を重ねていきたい。

また、省エネセミナーの開催や電気自動車導入促進キャンペーンなどのさらなる拡充を行うとともに、ゼロカーボンシティ未表明市町への働きかけを行っていききたいとの答弁がありました。

次に、動物愛護管理行政に関し、大村市のアニマルポート長崎は、昭和51年に建設され、老朽化が進んでいるが、施設のリニューアルについてはどのように検討されているのかとの質問に対し、当該施設は、動物愛護の観点を取り入れながら、犬猫の譲渡用施設や、不妊化手術設備の増設等の機能拡充を図ってきたところであり、今後は動物愛護ボランティアの方々が活動できる場としての機能も含め、引き続き、県央地区において施設の充実を検討したいとの答弁がありました。

次に、交通局関係の所管事項について、長崎

市域の路線再編に関し、令和4年4月からのサービス開始に向けて、長崎バスと具体的な路線再編に取り組んでいるとのことであるが、それにより、どれくらいの経営改善効果が見込めるのかとの質問に対し、今回の路線再編により、退職者不補充による人件費削減や、バス車両投資の抑制等が図られ、15年間で約30億円の経営改善効果を見込んでいる。

今後も、地域に根づいて必要とされるバス事業となるよう取り組んでいきたいとの答弁がありました。

以上のほか、観光生活建設行政全般にわたり熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、観光生活建設委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますようお願いいたします。（拍手）

○議長（坂本智徳君）お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本智徳君）ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本智徳君）ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、農水経済委員長の報告を求めます。

久保田委員長 11番。

○農水経済委員長（久保田将誠君）（拍手）〔登壇〕農水経済委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第136号議案「長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の一部を改正する条例」ほか3件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告申し上げます。

まず、第136号議案「長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の一部を改正する条例」に関し、今回、卸売市場西棟現場詰所・事務室使用料の区分名称の変更のみを行うとのことだが、その必要性和手数料の増額はしないかとの質問に対し、既に施設整備された西棟のほか、新たに東棟及び魚函保管庫の供用を開始するため、卸売市場現場詰所全体の使用料へと統一し、また、詰所を空調設備の有・無により区分することで、使用者がよりわかりやすくすることとした。

なお、手数料については、採算が取れているため変更は行わないとの答弁がありました。

次に、第141号議案「公の施設の指定管理者の指定について」に関し、佐世保情報産業プラザにおいては、10年以上にわたり、県が運営を行ってきたが、佐世保市には、類似施設として佐世保市産業支援センターがある、両施設のすみ分けや連携状況はどうなっているのかとの質問に対し、佐世保市産業支援センターが、入居できる企業の業種を限定しないのに対し、県の佐世保情報産業プラザは、情報関連産業の集積を目的としていることから、情報関連企業等であることを条件としている。

しかしながら、創業を目指す方々の支援を行っている点では両者共通しているため、市の創業支援ネットワーク会議を通じて定期的な情報

交換などを実施しているところであり、引き続き連携のうえ、創業者の支援に努めてまいりたいとの答弁がありました。

次に、議案外の所管事務一般で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、農林部関係について、鳥インフルエンザ対策の強化に関し、11月10日に国内で鳥インフルエンザが発生して以降、九州内を含め各地で発生しているが、県としてどのような対策を講じているのかとの質問に対し、九州内での発生を受け、本県独自で県下一斉の緊急消毒を行うために消石灰を配布した。

鳥インフルエンザウイルスは、海外から保菌した渡り鳥が直接鶏舎に侵入する場合や、小動物がその糞を体につけたまま鶏舎に侵入すること等により発生するため、農家の方々に、消石灰の散布や小動物の侵入を防ぐための鶏舎等の隙間の補修及び網の設置、車や従業員の長靴等の消毒の徹底などを指導しているとの答弁がありました。

それに関連し、県において消石灰配布などの取組を進めているとのことだが、鳥インフルエンザが発生すれば大打撃である。引き続き、農家の方が消石灰等の定期的な補充をしなければならないことから、経費もかかるため、国費による対応など行政の支援について検討できないかとの質問に対し、昨年は全国的な広まりもあり、国が主導し、国費活用による消石灰の配布を行って、一斉消毒が行われたが、今後も発生状況を注視し、必要に応じて国費による実施を要望してまいりたいとの答弁がありました。

次に、水産部関係について、燃油価格の高騰対策に関し、漁業用燃油の高騰について、操業範囲を狭める等、9割の漁協から燃油高騰の影響があるとのアンケート結果が出ていると聞いて

ているが、県としてどのような対策を考えているのかとの質問に対し、基本の対策としては、原油価格が一定の基準を超えて上昇した場合に補填される漁業経営セーフティーネット構築事業への加入促進に、県漁連と連携し取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

さらに、漁業者は、深刻な困窮の状態との話もあっており、水産業から離れることは、人口の流出にもつながりかねない、長崎県は水産県であることから、水産業を維持していくためにも、県としてほかに何か支援策を講じられないかとの質問に対し、今回の燃油高騰は、コロナ禍における魚価の低迷の中で起きており、経営等への影響も大きく、漁業者の操業意欲を喚起できるような対策を現在部内で検討をしているとの答弁がありました。

また、別途、本委員会から、「国営諫早湾干拓事業潮受堤防排水門を開門しないの方針を堅持した上で真の有明海再生を目指すことについて」の意見書提出方の動議を提出しておりますので、併せてよろしくお願ひいたします。

以上のほか、一、企業誘致の推進について、一、有機農業の現状について、一、長崎魚市場事業経営戦略についてなど、農水経済行政全般にわたり熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、農水経済委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願ひいたします。（拍手）

○議長（坂本智徳君）お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本智徳君）ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本智徳君）ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、予算決算委員長の報告を求めます。

山本由夫委員長 29番。

○予算決算委員長（山本由夫君）（拍手）〔登壇〕予算決算委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第127号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第16号）」ほか4件でございます。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり可決、承認すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、総務分科会では、警察本部関係の警察管理費に関し、職員給与費に係る既定予算の過不足調整が約3億2,000万円の減額となっているが、何が原因なのかとの質問に対し、給与費の予算は、職員全体の人数で計算しているが、職員に中途退職した者や育児休業を取得した者などが出たことにより、不用額が生じ、今回、減額を行ったものであるとの答弁がありました。

次に、文教厚生分科会では、私立の中・高等学校において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、予定していた修学旅行を急遽中止したことで発生したキャンセル料の負担を補助する経費に関し、高等学校で480万円、中学校で20万円の補助ということであるが、対象となる学校数はどれくらいあり、補助の条件はあ

るのかとの質問に対し、高等学校については21校、中学校については5校を予定している。

新型コロナウイルスの影響で、クラスターが発生し、急遽中止になった場合等、旅行の実施期間に応じて生じるキャンセル料を補助することとしているとの答弁がありました。

また、ワクチン・検査パッケージ等に関するPCR等検査無料化事業費に関し、県内のどこでも検査を受けることができるのかとの質問に対し、県内8つの医療圏のそれぞれで年内に開始できるよう調整しているところであり、県のホームページや薬局の窓口等で情報を提供していきたいとの答弁がありました。

次に、観光生活建設分科会では、土木部関係の繰越明許費に関し、人材不足で受注ができないことから、繰越せざるを得ないのではないか、人材確保への取組は行っているのかとの質問に対し、本県建設業従事者の半数が50代以上であるという現状を踏まえると、将来的に深刻な人材不足に直面する恐れがあるため、今のうちから将来の担い手確保の取組が必要と考えている。

このため、産学官の協議会を立ち上げ、平成27年度から求人活動の強化、技術習得の支援、就労環境の改善などの取組を行っているとの答弁がありました。

次に、農水経済分科会では、災害関連緊急治山費に関し、雲仙市小浜町小地獄地区の大雨災害においては、早急な復旧工事が急務と考えるが、今後、どのような対策を進めていくのかとの質問に対し、応急対策として、土砂が流れ出さないための大型土のうの設置等を既に完了している。

また、避難体制の整備について、異常が発生した場合は、早急な避難ができるように、メールと警報機で、地域住民や下方の宿泊施設、県・

市へ自動で情報が届くよう、避難・連絡体制を強化している。

また、復旧工事については、現在、測量設計を行っており、今年度内に着手できるよう努めたいとの答弁がありました。

以上のほか、補正予算に関し、熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、予算決算委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。（拍手）

○議長（坂本智徳君）お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本智徳君）ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本智徳君）ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決、承認されました。

次に、お手元に配付いたしております「動議件名一覧表」のとおり、各委員会から、政府・国会あて、意見書提出の動議が提出されておりますので、これを一括して議題といたします。

これより、農水経済委員会提出の「国営諫早湾干拓事業潮受堤防排水門を開門しないの方針を堅持した上で真の有明海再生を目指すことについて」、質疑・討論に入ります。

堀江議員 32番。

○32番（堀江ひとみ君）〔登壇〕ただいま議題となりました意見書「国営諫早湾干拓事業潮受堤防排水門を開門しないの方針を堅持した

上で真の有明海再生を目指すことについて」は、以下の理由で反対いたします。

本意見書は、国の開門によらない基金による和解を目指すことを良しとして、国に対し、潮受堤防排水門を開門しない方針を堅持するよう求めた内容です。

しかし、今、国に求められていることは、今年4月28日、福岡高等裁判所が提案した和解協議に関する考え方の立場に立ち、基金案に固執せず、開門調査の実施を含めた話し合いをすることです。

先月20日、佐賀県佐賀市において、金子農林水産大臣と開門請求訴訟原告並びに弁護団ほかとの意見交換会が行われ、私も参加いたしました。

この席で、漁業者からは、「漁をして50年、堤防締め切りでタイラギができなくなった。子どもたちが漁師になると言ってくれた時はうれしかった。現状では、後継者はできない。一日も早い開門を、もう待ったなしだ」と発言がありました。

1997年4月に、諫早湾干拓潮受堤防排水門が締め切られて、ほぼ25年が経過します。佐賀地方裁判所に堤防工事差止め請求訴訟が提訴されてから、既に18年が経過しました。

この間、排水門の開門等をめぐる司法判断は、各裁判所から確定判決等を含め複数の判断が示されており、これらによって国は、実質的には相反する義務を負うことになりました。

国の開門、非開門の義務は、いずれも確定判決に基づく義務ですから、国が勝手にどちらかを選択することはできません。しかし、開門が実現していない現状は、あたかも国が非開門を選択している状態になっています。

4月28日、福岡高等裁判所は、和解協議に関

する考え方を示しました。判決だけでは紛争全体の解決にならないとして、和解協議を提案し、国に対しては、解決に向けた努力を促しました。開門を求める漁業者は、福岡高裁の考え方に全面的に賛成するとして、裁判外においても、福岡高裁の考え方は、積極的に受け止められ、反響を呼んでいるとしています。

9月17日、佐賀県議会は、有明海の再生のために開門調査を含む有明海の環境変化の原因究明が必要だという思いは変わっていない中で、「早期の再生を実現するには、関係するもの全ての理解と協力が必要であり、話し合いによる解決が最良であると考え」と、有明海再生に向け、和解協議関係者の努力を求める意見書が採択されました。

しかし、国は、開門を残した和解協議の席に着くことはできないため、協議にはもはや応じることができないとして、今月1日、協議は事実上、打ち切りとなりました。

真の有明海再生を目指すために、国に対し、福岡高裁の示す和解協議に関する考え方に基づいた協議を重ね、問題解決に向け、努力することを求めます。

国が、開門、非開門の矛盾する義務から解放されるためにも、和解協議を推し進めることは、避けて通れないと指摘をいたします。

以上、意見書、反対討論といたします。

○議長（坂本智徳君） 千住議員 13番。

○13番（千住良治君）（拍手）〔登壇〕 自由民主党・県民会議、諫早市選出の千住良治でございます。

会派を代表いたしまして、「国営諫早湾干拓事業潮受堤防排水門を開門しないとの方針を堅持した上で真の有明海再生を目指すこと」を求める意見書案につきまして、賛成の立場で意見

を申し述べ、議員各位のご賛同を得たいと存じます。

国営諫早湾干拓事業は、昭和32年7月、539名の犠牲者を出しました諫早大水害をはじめ、多くの自然災害を経験された地元の方々の悲願として、高潮や洪水、低平地の排水不良に対する防災機能の強化を目的の一つとして進められた事業で、事業完成後は、防災機能が十分に発揮され、地元の方々から、「安心安全な生活を手に入れることができた」と大変評価されているところであります。

私も、地元の元消防団員として、潮受堤防の十分な防災機能を実感いたしているところでございます。

実際、昨年7月及び今年8月におきましても、以前であれば水害が発生してもおかしくないほどの豪雨となりましたが、いずれも、大きな被害とは至りませんでした。

国営諫早湾干拓事業で造成された、平坦で、大規模な農地におきましては、調整池からの安定した農業用水を利用して、環境保全型農業が精力的に推進されており、さらに背後地におきましても、塩害や潮風害の心配がなくなり、畑作の営農規模が拡大するなど、多様な営農が可能となっております。

諫早湾におきましては、潮受堤防の締め切り以降、漁業環境の変化に対応して、地元の漁業関係者による懸命な努力が重ねられた結果、今日では、カキやアサリの養殖事業が精力的に展開されております。

また、国営諫早湾干拓事業で創出された調整池や干陸地は、新しい地域資源となっており、本明川下流域にある調整池では、競技用ボートの練習場として、日本代表チームの強化合宿が行われるなど、積極的な利活用が始まっており

ます。

こうした状況において、これまで排水門の開門問題をめぐる訴訟におきましては、平成22年12月の福岡高裁開門確定判決以後、開門しない方向での司法判断が重ねられており、令和元年6月には、最高裁から開門を認めないとの方向性が示され、開門差止めを認めた平成29年4月の長崎地裁判決及び開門を認めないとした平成27年9月の福岡高裁判決を確定させたところでございます。

国においても、平成29年4月に農林水産大臣談話で、開門しないとの方針を明確にして、問題解決に臨むと表明されており、金子農林水産大臣も先月、諫早湾干拓地を視察された際に、「開門によらない基金による和解を目指すことが最良の方策である。そのことに変わりはなく、今後も有明海再生に向けて積極的に取り組んでいく」との見解を示されております。

これにより、地元の方々は、ようやく開門の不安がなくなろうとしているところでございます。

こうした中、請求異議訴訟の差し戻し審において、来年3月に判決が言い渡されることになったと伺っております。

開門は絶対にすべきではありません。

我々県議会は、地元の方々の生命や財産、生活を守っていかねばなりません。

諫早地域の防災、諫早湾干拓地や背後地の営農、諫早湾の漁業を守るためには、国が開門しないとの方針を堅持したうえで、真の有明海再生を目指すことが必要であると考えており、私は、この意見書に賛成するものであります。

以上、賛成意見を申し述べ、議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたしまして、賛成討論といたします。（拍手）

○議長（坂本智徳君） 質疑・討論をとどめて、採決いたします。

本動議は、可決することの賛否について、表決ボタンをお押し願います。

間もなく、表決を終了いたします。

これにて、表決を終了いたします。

賛成多数。

よって、本動議は、可決されました。

お諮りいたします。

その他の動議は、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本智徳君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

各動議は、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本智徳君） ご異議なしと認めます。

よって、動議は、それぞれ可決されました。

次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしております議員派遣第87号のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本智徳君） ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定されました。

次に、各委員会から議会閉会中の付託事件として、お手元の一覧表のとおり申し出がっておりますので、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本智徳君） ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されまし

た案件の審議は、終了いたしました。

この際、知事より、ご挨拶があります 知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 11月定例県議会の閉会に当たり、一言、ご挨拶を申し上げます。

まず、はじめに、この場をお借りしまして、私自身の出处進退について、ご説明を申し上げたいと存じます。

私は、平成22年3月の知事就任以来、3期12年にわたり、県政のかじ取りを務める重責を担わせていただき、県勢の発展と県民生活の向上を図るため、強い思いを持って諸課題に向きあい、各界各層の皆様方のご協力をいただきながら、日々努力してまいりました。

知事就任当時から、本県は、リーマンショックに端を発した景気の停滞に加え、長年にわたる人口減少や県民所得の低迷、地域活力の低下が憂慮される状況にあったことから、私は、人口減少対策や県民所得向上対策を県政の最重要課題と位置づけ、具体的な数値目標を掲げ、積極的な施策を推進してまいりました。

その結果、若者の県内就職率の向上や移住者数の増加、企業誘致に伴う雇用拡大等により、人口社会減の抑制が図られるとともに、製造業や農林水産業において県民所得が向上するなど、徐々に成果もあらわれつつあります。

また、2つの世界遺産登録等を契機として、観光客数やクルーズ客船入港数が過去最高となり、新幹線の整備や関連したまちづくり、IR誘致など、今後の県勢浮揚につながる重要プロジェクトも、それぞれ進捗が見られるに至っております。

しかしながら、昨年から今年にかけては、新型コロナウイルス感染症の度重なる感染拡大に見舞われ、県民生活や社会経済活動に重大な支

障が生じるとともに、県政の施策推進にも多大の影響を被ってまいりました。

この間、医療関係者をはじめ幅広い県民の皆様方のご理解とご協力を得て、感染防止対策や医療提供体制の強化に努め、現在は新たな変異株への留意が求められるものの、一定落ち着きを取り戻している状況にあります。こうした状況の中で、来年の知事選挙を迎えようとしております。

次期選挙は、私にとって4期目となりますことから、自らに慣れや緩み、おごりが無いが、県民の皆様や職員の皆さんの期待に存分に応えられるかどうか、自らに問いかけ、これまで以上に慎重に判断する必要があると考えてまいりました。

また、今日、県内では大小様々なプロジェクトやまちづくりが進展し、まちの機能や産業構造も変わり、新たなステップへと踏み出す時期を迎えており、加えてAI、IoTなどの新技術を駆使したSociety5.0の実現や、社会経済のデジタル化、グリーン化に向けた流れは、今後さらに加速し、時代は大きな変革期に差しかわるうとしているものと認識しております。

変革の時代に当たり、県勢の発展を持続的なものとするためには、時代の潮流を的確に捉え、先進的な技術や発想を積極的に取り込み、施策に反映し、産学官の連携・協力のもと、新たな価値や魅力を創造していくことが重要となってまいりますが、私の次期選挙への出馬が県政や県民の皆様にとって、よりよい選択であるのか、自問自答を繰り返してきたところであります。

そのような中、先般来、関係団体等の皆様方から、「県政には新幹線の整備や石木ダム建設、IRの誘致、産業振興やまちづくり、各種基盤整備をはじめ様々な課題が残されており、

いまだ道半ばであることから、いま一度、諸課題の解決に向けて全力を尽くすべきである」とのご意見を頂戴してまいりました。

また、IR誘致については、これを九州全体のプロジェクトと位置づけ、九州内の経済界や行政、議会の皆様の協力を得て推進中であり、区域認定に向けた重要な時期を迎えていることから、最後まで継続して取り組むべきであるとしてご要請もいただいたところであります。

これまで県政推進のパートナーとしてご協力を賜ってきた多くの皆様からのこうしたご要請については、真摯に受け止める必要があると考え、さらに熟慮を重ねてきたところであります。

そうした熟慮の結果、今般、私は、時代の大きな変革期を迎えるに当たり、改めて初心に立ち返り、県民の皆様方と思いを共有しつつ、県勢発展のために新たな課題や、残された課題に全力で挑戦し、これまで育んできた芽をしっかりと咲かせ、県民の皆様にご具体的な成果としてお返しすることが、私の責務であると考えてに至り、来るべき知事選挙に再出馬することを決意いたしました。

私の力だけで足らざる部分については、専門家の知見等を積極的に活用するとともに、関係団体や県民の皆様との幅広い連携・協働体制を構築し、適切に対応してまいりたいと考えております。

これからも議員の皆様や市町の皆様、県民の皆様のご知恵と力をお借りしながら、県勢発展のために全力で邁進してまいります。

県議会をはじめ、県民の皆様方には、どうか県勢発展に向けた私の思いをご理解いただき、今後とも、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、このたびの議会は、去る11月26日から

本日までの26日間にわたり開かれましたが、議員の皆様方には、本会議及び委員会を通して、終始熱心にご審議いただくとともに、それぞれ適正なご決定を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症への対応に際し、県議会におかれましては、議会運営等について格別のご高配を賜り、重ねて感謝申し上げます。

この際、議会中の主な動きについて、ご報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策。

本県における新型コロナウイルス感染症の発生状況については、11月以降、新規感染者が確認されない日が多く、落ち着きを保っている状況が続いているものと考えております。

こうした中、去る11月29日に、国の基本的対処方針の見直しや本県におけるこれまでの対策の課題等を踏まえ、第6波に向けた本県の新型コロナウイルス感染症対策を発表したところであります。

このうち、まず医療提供体制については、これまで以上に感染力が強い変異株等による感染拡大に備え、「保健医療提供体制確保計画」を策定し、取りまとめしており、入院が必要とされる患者を確実に入院へとつなげるための病床を確保するとともに、軽症者等を受け入れる宿泊療養施設の拡充や、自宅における療養体制の強化を図っております。

また、新型コロナウイルスワクチンについては、今月から3回目の追加接種が開始されたところであり、県としても交互相種を含めた追加接種の効果等の周知に努めるほか、市町と連携しながら、未接種者に対する接種機会を設けるなど、接種を希望される県民の皆様が円滑に接種できるよう積極的に取り組んでまいります。

こうした一方、ワクチン接種の進展や治療薬の普及、医療提供体制の強化等を踏まえ、今後は感染拡大期においても、飲食店の第三者認証制度やイベントにおける感染防止安全計画、ワクチン検査パッケージなど、感染リスクを低減させるための方策を講ずることにより、日常生活や社会経済活動を継続できるよう、行動制限緩和に係る本県の方針についても、併せてお示ししたところであります。

さらに、本県が独自に策定した「新型コロナウイルス感染段階とその対応の目安」について、国に順次、従来の新規感染者数を中心とした感染段階の判断から、医療の逼迫状況をより重視した内容へ改定することといたしました。

このほか、12月15日からは、県民限定としていた県内観光キャンペーン「ふるさとで“心呼吸”の旅」について、九州全域で感染状況が落ち着いていること等を踏まえ、隣県である福岡県、佐賀県、熊本県を新たに対象に追加したところであり、引き続き、観光関連産業の回復に向けて力を注いでまいります。

県としては、世界で感染拡大している新たな変異株オミクロン株を含めた感染状況等を見極めながら、これから人の移動や飲食の機会が多くなる年末年始を迎えるに当たり、感染の再拡大を招くことがないように、感染予防・拡大防止対策に万全を期すとともに、国の経済対策への対応をはじめ、社会経済活動の回復拡大対策に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

特定複合観光施設（IR）区域整備の推進。

IR区域の整備については、本定例会において、来年4月が期限となっている区域認定申請に向け、設置運営事業予定者と共同で作成した「区域整備計画素案」をお示しし、ご議論をいただいたところであります。

また、計画素案に関しては、県民の皆様をはじめ多くの方々からご意見をいただくため、本日から意見公募を実施することとしております。

こうした中、昨日、福岡市において、九州IR推進協議会の主催により、九州並びに本県の経済界、行政、議会から多くの皆様のご臨席のもと、「九州IRシンポジウム」が開催されました。

シンポジウムにおいては、協議会の代表である九州経済連合会の倉富会長から、「IR誘致を契機として、世界のMICE需要やインバウンドを九州に呼び込み、九州経済のさらなる発展へつなげたい」との心強いお言葉をいただくとともに、パネル討議でも非常に前向きな意見が表明されたところであります。

今後とも、県議会や県民の皆様のご意見をお伺いしながら、九州各県や経済界との連携を深めつつ、本県のみならず九州の観光並びに地域経済の活性化に寄与し、我が国の発展にも貢献する九州・長崎IRの実現を目指して、力を注いでまいります。

離島の振興。

去る12月10日、令和5年3月末で期限を迎える離島振興法の改正延長について、県離島振興協議会会長である五島市の野口市長とともに、本県選出国會議員の皆様をはじめ、関係省庁等に対する要望活動を実施いたしました。

当日は、これからの離島振興に向けて、本県離島の特性を活かしながら、デジタル化、DX等の情報通信基盤の整備のほか、関係人口の創出やスマートアイランドの実現、再生可能エネルギーの活用など、次の時代に合った施策を積極的に講じていただくよう要請を行ったところであります。

今後とも、本県の施策提案が新たな離島振興

政策に数多く盛り込まれるよう、様々な機会を捉えて、国に対して強く訴えてまいりたいと考えております。

内閣府特命担当大臣の来県。

去る12月2日、野田内閣府特命担当大臣が本県を訪問され、DV被害者の支援機関である長崎こども・女性・障害者支援センター等を視察されるとともに、DV被害経験者をはじめ、被害者支援等を行う民間団体など、本県関係者との意見交換が実施されました。

大臣からは、今回の視察等を通して、民間団体とも連携し、ハード・ソフト両面から被害者支援を行う「長崎モデル」を高く評価していただくとともに、関係者からの様々な意見について、配偶者暴力防止法の見直しに反映させていきたいとの考えが示されたところであります。

県としては、引き続き、DV被害者の自立支援や若い世代に対する教育の充実・強化など、DV対策に力を注いでまいります。

このほか、会期中、皆様からお寄せいただきました数々の貴重なご意見、ご提言などについては、今後の県政に積極的に反映させてまいりたいと存じます。

本年も残すところ、あとわずかとなりました。日々寒さが厳しくなる中、皆様方には何かとご多忙のことと存じますが、どうかくれぐれもご自愛のうえ、ご健勝にて輝かしい新年をお迎えになり、ますますご活躍いただきますよう心からお祈り申し上げます。

終わりに、報道関係の方々には、会期中、終始、県議会の広報について、ご協力を賜りましたことにお礼を申し上げますとともに、県民の皆様には、希望に満ちた新年を迎えられますよう心からお祈り申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。（拍手）

○議長（坂本智徳君） 令和3年11月定例会の閉会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

さて、去る11月26日に開会いたしました本定例会も、全ての案件の審議を終了し、本日閉会の運びとなりました。

この定例会中は、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、特定複合観光施設（IR）の推進、九州新幹線西九州ルート整備促進、石木ダム整備、県庁舎跡地の活用、災害対策、観光振興対策、農林水産業振興対策、教育行政、土木行政など当面する県政の重要課題について、終始熱心にご論議いただきました。

この間の議員各位のご努力と知事をはじめ、理事者の皆様並びに報道関係の皆様のご協力に対しまして、心から厚く御礼を申し上げます。

さて、この一年を振り返りますと、幾度となく新型コロナウイルス感染症の拡大の波が押し寄せ、本県におきましては、7月から9月にかけて、最も感染状況が拡大したものの、ワクチン接種の取組や県民お一人おひとりの感染防止対策により、現在は落ち着いた状況が続いております。

こうした中、本県経済のさらなる回復・拡大と、第6波に備えた感染防止対策などの各種取組を後押しするとともに、引き続き、事態の推移を見極めながら、理事者や関係団体と連携し、必要な対策に取り組んでまいりたいと存じます。

さて、本年もいよいよ残すところ2週間足らずとなりました。

年の瀬を迎え、何かとご多忙のことと存じますが、皆様方にはくれぐれもご自愛のうえ、ご健勝にて輝かしい新年をお迎えになりますよう心からお祈りを申し上げます、閉会に当たってのご挨拶といたします。

ありがとうございました。

これをもちまして、令和3年11月定例会を閉会いたします。

午後 4時53分 閉会

議	長	坂	本	智	徳		
副	議	長	山	口	初	實	
署	名	議	員	中	山	功	
署	名	議	員	宮	本	法	広

(速記者)

(有)長崎速記センター

令和2年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算並びに各公営企業会計決算に係る審査報告書

予算決算委員会

審 査 報 告 書

本委員会に付託された認定第1号「令和2年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について」、認定第2号「令和2年度長崎県港湾整備事業会計決算の認定について」、認定第3号「令和2年度長崎県交通事業会計決算の認定について」及び認定第4号「令和2年度長崎県流域下水道事業会計決算の認定について」を審査した結果、次のとおり決定したので報告する。

令和3年11月26日

予算決算委員会 委員長 山本 由夫

議長 坂本 智徳 様

審査結果

議案番号	議案名	審査結果
認定第1号	令和2年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について	認定
認定第2号	令和2年度長崎県港湾整備事業会計決算の認定について	認定
認定第3号	令和2年度長崎県交通事業会計決算の認定について	認定
認定第4号	令和2年度長崎県流域下水道事業会計決算の認定について	認定

審査意見

1 総括的意見

- (1) 本委員会は、去る10月15日から10月26日までの期間中、6日間にわたり開催し、予算が議決の趣旨及び目的に沿って適正かつ効率的に執行されたか、また、事業の実施効果が十分であったかを検証するとともに、今後の財政運営及び事業の実施に当たって改善すべき事項に着目し、監査委員の監査結果及び決算関係資料を基に、理事者からの説明を受け慎重に審査を実施した。
- (2) その結果、令和2年度長崎県一般会計及び各特別会計並びに各公営企業会計の決算については、これを認定することと決定した。
- (3) 本県は、県税などの自主財源に乏しく、歳入の多くを地方交付税や国庫支出金に依存せざるを得ない財政構造となっている。

このため、持続可能かつ安定的な財政運営を目指して、平成28年度から令和2年度まで長崎県行財政改革推進プラン等に基づいて、徹底した経費の節減と効率的な事業執行に努め、総額約516億円の収支改善を図ったところであるが、令和2年度の決算では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響等により、財源調整のための基金は約11億円減少しており、依然として厳しい財政状況となっている。

一方、去る9月10日に公表された中期財政見通しでは、令和3年度から令和6年度までの間は、国の地方財政措置や公債費の減少等により、財源不足は発生せず、基金を取り崩さないことが見込まれている。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症に係る本県財政への影響は不透明であり、予断を許さない状況であること、また、社会保障関係経費の増加に加え、令和7年度以降は、公債費の増加もあり、再び財源不足に陥ることが見込まれるなど、厳しい財政状況が続くことから、引き続き、効率的な事業の執行、事業の重点化及び徹底した経費の節減に取り組んでいく必要がある。

(4) そこで、今後の予算執行に当たり、特に重要な事項について次のとおり指摘するので、格段の努力と改善を図るよう強く求めるものである。

2 指摘事項

(1) 収入未済の縮減について

一般会計及び特別会計を合わせた収入未済の総額は、約29億7千7百万円と、前年度と比較して約5千2百万円減少しているが、いまだ多額の債権が回収されていない状況にある。

この債権のうち、税外の未収金については、債権放棄分も含め、約1億1千8百万円減少しているが、県税については、約6千5百万円増加している。

県税では、個人県民税は、約7千6百万円減少したが、新型コロナウイルス感染症対策に係る徴収猶予の特例の適用等により、法人事業税、不動産取得税、法人県民税等で収入未済額が増加し、収入未済の残高は約13億9千8百万円と、収入未済額全体の約47%を占めている。今後も新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な場合は、徴収緩和策の適用等の対応を行うことが必要であるが、引き続き、長崎県地方税回収機構の活用による市町と連携・協働した取組等により、収入未済の縮減に努めること。

次に、税外の未収金については、関係部局で構成する「未収金対策検討会議」において、現状分析や課題整理、情報共有等を行うとともに、債権管理室と関係部局が連携し、債務者の個々の状況に配慮したきめ細かい対応を行うことにより、一層の縮減に努めること。

(2) 予算繰越の縮減について

令和2年度の繰越額は約1千61億7千万円と、経済対策補正予算及び新型コロナウイルス感染症対策予算に係る繰越もあり、前年度と比較して約427億4千万円増加している。

繰越発生の主な理由は、「国の計画決定が遅れたもの」、「地元との調整等に不測の日時を要したもの」である。県では、本庁及び地方機関に繰越縮減のための推進員を配置するとともに、ゼロ県債などの活用により早期の事業執行に取り組んでいるところであるが、繰越が常態化することがないように、より一層、計画的・効率的な事業執行を行い、繰越の縮減に努めること。

(3) 未利用地の有効活用について

未利用地については、部局横断的組織である「県有財産管理運用本部会議」において、有効活用策や処分方針等を決定しているところであるが、引き続き、市町等とも連携のうえ、有効活用の促進を図ること。

また、売却可能な未利用地については、県ホームページや新聞広告における情報発信等により、売却を進めているところであるが、更なる収支改善のため、積極的な売却に努めること。

(4) 内部統制について

内部統制制度については、行政が事務上のリスクを評価・コントロールし、適正な執行を確保する体制を整備・運用するものであり、令和2年度から新たに導入された制度であるが、令和2年度の評価報告において、運用上の重大な不備が確認されており、再発防止等に十分な対策を講じること。

1 審査日程

(参考)

年 月 日	曜日	内 容	場 所
3 . 1 0 . 1 5	金	委 員 会 (総 括 質 疑)	本 会 議 場
3 . 1 0 . 1 8	月	総 務 分 科 会 文 教 厚 生 分 科 会 観 光 生 活 建 設 分 科 会 農 水 経 済 分 科 会	委 員 会 室 1 委 員 会 室 2 委 員 会 室 3 委 員 会 室 4
3 . 1 0 . 2 0	水	総 務 分 科 会 文 教 厚 生 分 科 会 観 光 生 活 建 設 分 科 会 農 水 経 済 分 科 会	委 員 会 室 1 委 員 会 室 2 委 員 会 室 3 委 員 会 室 4
3 . 1 0 . 2 1	木	総 務 分 科 会 文 教 厚 生 分 科 会 観 光 生 活 建 設 分 科 会 農 水 経 済 分 科 会	委 員 会 室 1 委 員 会 室 2 委 員 会 室 3 委 員 会 室 4
3 . 1 0 . 2 2	金	総 務 分 科 会	委 員 会 室 1
3 . 1 0 . 2 6	火	委 員 会 (分 科 会 長 報 告 、 採 決)	本 会 議 場

2 出席した委員の氏名

委員長	山本 由夫		
副委員長	ごう まなみ		
委員	八江 利春	田中 愛国	小林 克敏
	中山 功	溝口 芙美雄	瀬川 光之
	中島 義	徳永 達也	山田 博司
	外間 雅広	堀江ひとみ	山田 朋子
	浅田ますみ	西川 克己	山口 初實
	川崎 祥司	前田 哲也	深堀ひろし
	中島 浩介	山本 啓介	松本 洋介
	吉村 洋	宅島 寿一	麻生 隆
	山口 経正	近藤 智昭	坂本 浩
	宮島 大典	大場 博文	宮本 法広
	中村 一三	石本 政弘	堤 典子
	饗庭 敦子	久保田将誠	浦川 基継
	北村 貴寿	山下 博史	下条 博文
	中村 泰輔	赤木 幸仁	千住 良治
	坂口 慎一		

動議件名一覧表(参考掲載)

1. 委員会等提出

区分	提出先	件名	委員会名	可否	掲載ページ
意見書	知事	新型コロナウイルス感染症・経済対策について	新型コロナウイルス感染症・経済対策特別委員会	可決	付録 5ページ

重 力		言 義
提 出 者	新型コロナウイルス感染症・経済対策特別委員会	
提 出 年 月 日	令和3年11月26日	
種 類	意 見 書	
件 名	新型コロナウイルス感染症・経済対策について	
要 旨	<p>新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の拡大防止を図るため、県民や事業者の方々に対しては、不要不急の外出自粛や飲食店等に対する営業時間の短縮等を幾度となく要請し、その協力を得てきたところであるが、一方で、新型コロナの拡大による影響を受け、本県の経済・雇用情勢は依然として厳しい状況が続いている。</p> <p>こうした中、県におかれては、本県経済の回復・拡大を図るとともに、新型コロナの収束後を見据えた経済構造の転換と地域経済の好循環を実現するため、各種施策を講じてきたところであるが、新型コロナの拡大を契機として、世界は大きく急激なスピードで変化していることから、その潮流に乗り遅れることがないように、社会環境の変化や事業者等のニーズを的確に捉えた施策を適時適切に講じていくことが極めて重要である。</p> <p>また、県議会においては、「新型コロナウイルス感染症感染者等に対する人権配慮等に関する決議」を全会一致で可決し、新型コロナへの感染に係る誹謗中傷、差別及び偏見等の防止を県に対して求めており、これらの対策をはじめとして、事業継続や生活に支障をきたしているの方々への支援など、県民生活の安全・安心を確保するための施策を講じていくことも当然に求められている。</p> <p>なお、これらの施策の立案等に当たっては、庁内における連携体制を構築し、部局間の情報共有を綿密に行うなど、全庁一丸となって取り組むことが肝要であることは言うまでもない。</p> <p>よって、県に対して、下記の事項について、積極的かつ真摯に取り組まれるよう、強く要望するものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 経済活性化対策について</p> <p>(1) 新型コロナの拡大に伴う影響は産業や事業形態等によって多種多様であることから、それぞれの影響度合いについて、適切な調査等により把握するとともに、当該情報をしっかりと勘案したうえで、県民の納得感と公平性が確保された適切できめ細かな支援がくまなく県下全域の事業者に行き届く支援策の立案に努めること。</p> <p>(2) 新型コロナ関連の支援については、国、県、市町及び関係機関等において、様々な施策が講じられていることから、効率的かつ効果的で迅速な対応を行うため、綿密な連携及び調整を図るとともに、国等の支援策を待つことなく、本県の状況に応じた取組について積極的な推進を図る</p>	

こと。

- (3) 新型コロナの影響による解雇が発生していることに鑑み、失業者対策については、既存の支援策のさらなる活用促進をはじめとして、そのフォローアップに注力すること。
- (4) 観光庁の地域観光事業支援については、その有効活用を図るため、より柔軟な運用を国に強く申し入れること。
- (5) 経済活性化を図るためのPCR検査をはじめとした各種検査及びワクチン接種証明の活用のあり方については、国の検討状況や費用対効果等を勘案したうえで検討すること。なお、検討にあたっては、差別等への助長につながるようなことがないよう、特に配慮すること。
- (6) 福祉施設における安定した運営並びに利用者の安全・安心を確保するため、施設職員等に対する検査については必要な支援を行い、引き続き万全を期すこと。
- (7) ポストコロナを見据えた事業展開を広く促進するため、特定の産業に限らず幅広い産業を対象とした事業の構築を図ること。なお、小規模事業者等については、経営基盤が脆弱であるため、新型コロナによる経済活動への影響を受けやすく、休業或いは廃業に至ることが懸念されることから、その状況を注視するとともに、特に必要な配慮を行うこと。

2 生活安全対策について

- (1) 新型コロナ関連の誹謗中傷等対策については、以下の検討を行うこと。
 - ・ ネットパトロールで把握した情報に係る法務局や警察と連携した能動的対応
 - ・ 受付時間の拡大など相談しやすい体制の構築
- (2) 営業時間の短縮要請に際しては、要請範囲及び要請業種に留まらず広範囲で影響が生じている実情に鑑み、売上等への影響把握に努めるとともに、その影響を可能な限り軽減するため、支援制度の構築にあたっては、柔軟な制度設計を行うなど必要な工夫を図ること。
- (3) 妊産婦の不安を取り除くための各種支援策については、妊産婦や事業者等に対して確実に周知を行うとともに、各市町における取組に一部差異が認められることから、地域格差の解消に向け、事業推進を図ること。
- (4) 自殺対策の強化にあたっては、本県における新型コロナ関連の自殺者数の把握が重要な指標となる。ただし、自殺に至る動機や背景の分析には難しさがあることから、まずは状況の把握に向けた検討を行うこと。

3 感染防止対策及び医療体制維持対策について

- (1) 新型コロナに係る感染予防・拡大防止対策及び医療提供体制については、これまでも、感染状況やワクチン開発等の環境変化に応じて、様々な対策を講じてきた結果、県民一人一人の協力等もあり、本県の感染者数は全国的にも低い水準で推移している。引き続き、適時適切な対策を講じること。
- (2) 新型コロナに係る医療の安定的な提供を図るため、感染症専門医等の

	<p>人材確保について必要な検討を行うこと。</p> <p>(3) 高齢者の介護予防に資するサロン等については、感染防止対策を適切に示すなど現状に即した対応を行い、可能な限り開催できるよう必要な支援を行うこと。</p> <p>なお、文案の作成及び提出の諸手続については、議長に一任する。</p>
提出先	知事

審 査 報 告 書

予 算 決 算 委 員 会 審 査 結 果 報 告 書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和3年11月29日

予算決算委員会委員長 山本 由夫

議長 坂本 智徳 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第126号議案	令和3年度長崎県一般会計補正予算(第15号)	原案可決

上程議案件名表

議案番号	件名
第126号議案	令和3年度長崎県一般会計補正予算(第15号)
第127号議案	令和3年度長崎県一般会計補正予算(第16号)
第128号議案	令和3年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算(第2号)
第129号議案	令和3年度長崎県流域下水道事業会計補正予算(第1号)
第130号議案	長崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例
第131号議案	長崎県税条例の一部を改正する条例
第132号議案	ながさき森林環境税条例の一部を改正する条例
第133号議案	長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
第134号議案	長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
第135号議案	長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例
第136号議案	長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の一部を改正する条例
第137号議案	長崎県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
第138号議案	当せん金付証券の発売について
第139号議案	公の施設の指定管理者の指定について
第140号議案	契約の締結について
第141号議案	公の施設の指定管理者の指定について
第142号議案	公の施設の指定管理者の指定について
第143号議案	長崎県公安委員会の委員の任命について議会の同意を求めることについて
第144号議案	令和3年度長崎県一般会計補正予算(第17号)
報告第24号	令和3年度長崎県一般会計補正予算(第14号)
報告第25号	和解及び損害賠償の額の決定について
認定第1号	令和2年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について
認定第2号	令和2年度長崎県港湾施設整備事業会計決算の認定について
認定第3号	令和2年度長崎県交通事業会計決算の認定について
認定第4号	令和2年度長崎県流域下水道事業会計決算の認定について
議員派遣 第87号	議員派遣の件

請 願 付 託 表

委員会名	請願番号	件 名	提 出 者	紹介議員
文教厚生 委員会	第2号	ゆきとどいた教育を求める請願	長崎のゆたかな高校教育をめざす会 会長 大橋 由紀子	堀江 ひとみ
総務 委員会	第3号	長崎県へのIR誘致と区域認定 申請の中止を求める請願	ストップカジノ！県民ネットワーク 代表 篠崎 正人	堀江 ひとみ

(計2件)

委員会開催日程表

月日	曜日	開会時刻	委員会名	場所
12月9日	木	10:00	総務委員会	委員会室 1
			文教厚生委員会	委員会室 2
			観光生活建設委員会	委員会室 3
			農水経済委員会	委員会室 4
12月10日	金	10:00	総務委員会	委員会室 1
			文教厚生委員会	委員会室 2
			観光生活建設委員会	委員会室 3
			農水経済委員会	委員会室 4
12月13日	月	10:00	総務委員会	委員会室 1
			文教厚生委員会	委員会室 2
			観光生活建設委員会	委員会室 3
			農水経済委員会	委員会室 4
12月14日	火	10:00	総務委員会	委員会室 1
			文教厚生委員会	委員会室 2
			観光生活建設委員会	委員会室 3
			農水経済委員会	委員会室 4
12月15日 (予備日)	水	10:00	総務委員会	委員会室 1
			文教厚生委員会	委員会室 2
			観光生活建設委員会	委員会室 3
			農水経済委員会	委員会室 4
12月17日	金	11:00	予算決算委員会 (分科会長報告、採決)	議 場

議 席 表

32	33	34
堀 江	山 口 (初)	

35	36	37	38

39	40	41	42

43	44	45	46

16	17	18
宮 島	麻 生	川 崎

19	20	21	22
坂 本 (浩)	深 堀		

23	24	25	26

27	28	29	30	31

1	2	3
宮 本	赤 木	中 村 (泰)

4	5	6	7
饗 庭	堤	清 川	

8	9	10	11

12	13	14	15

動議件名一覧表(参考掲載)

1. 委員会等提出

区分	提出先	件名	委員会名	可否	掲載ページ
意見書	政 府 国 会	保育人材の確保及び処遇改善等について	文教厚生委員会	可決	付録 9 ページ
意見書	政 府 国 会	出産育児一時金の増額について	文教厚生委員会	可決	付録 10 ページ
意見書	政 府 国 会	国営諫早湾干拓事業潮受堤防排水門を開門しないとの方針を堅持した上で真の有明海再生を目指すことについて	農水経済委員会	可決	付録 10 ページ

2. その他

区 分	件 名	可否	掲載ページ
議員派遣 第87号	議員派遣の件	可決	付録 13 ページ

重 力		言 義	
提 出 者 提 出 年 月 日		文 教 厚 生 委 員 会 令 和 3 年 1 2 月 1 4 日	
種 類	意 見 書		
件 名	保育人材の確保及び処遇改善等について		
要 旨	<p>近年、我が国は少子化の進行や共働き世帯の増加に加え、地域のつながりが希薄化する中で、子育てに不安や孤立感を感じる方々も増加するなど、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化している。</p> <p>そのような状況の下、子どもと子育て家庭を支援し、国の未来を担う子ども達を心身ともに健全に育てていくためには、人格形成の基礎となる乳幼児期の教育・保育を担う人材の確保は喫緊の課題である。</p> <p>これまで「子ども・子育て支援新制度」に代表される国の子育て支援政策の下、地域の各施設や自治体は、保育人材の確保や処遇改善などに取り組んできたが、いまだ十分とはいえない。</p> <p>現在も保育の現場では、国が定めた配置基準以上に保育士を配置せざるを得ない状況が解消されていないため、保育士一人当たりの支給額が低く抑えられており、保育士等の給与改善が進まない一因となっている。</p> <p>また、保育所においては、年度途中に入所する児童が多く、児童数に応じて支給される給付費に時期による増減が発生し、保育士の継続雇用が難しくなる実態もある。</p> <p>よって、国に対して、保育人材の確保及び処遇改善のため、下記の項目を早急に実施するよう要望するものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保育所・幼稚園・認定こども園において、子どもの安全確保、職員の勤務実態・継続雇用の観点から、基準以上に職員を配置せざるを得ない保育現場の実情や、人口減少地域の小規模な施設の実情を踏まえ、職員配置基準や公定価格の見直しを行うこと。 2. 保育士等を志す若者の希望を叶えるため、現在行われている修学資金の貸付事業等について、更なる貸付枠の拡大や事業期間を延長し、十分な予算の確保を行うこと。 <p>なお、文案の作成並びに提出の諸手続きについては、議長に一任する。</p>		
提 出 先	政 府 ・ 国 会		

重 力		言 義	
提 出 者 提 出 年 月 日		文 教 厚 生 委 員 会 令 和 3 年 1 2 月 1 4 日	
種 類	意 見 書		
件 名	出産育児一時金の増額について		
要 旨	<p>我が国の少子化の進行は深刻さを増している。厚生労働省が発表した2020年の出生数は84万835人となり、過去最少となった。</p> <p>厚生労働省によると2019年度の出産費用が正常分娩の場合、全国平均額は約46万円で、室料差額等を含む費用の全国平均額は約52万4千円となっている。出産にかかる費用は年々増加し、費用が高い都市部では現在の42万円の出産育児一時金の支給額では賸えない状況になっており、平均額が約62万円と最も高い東京都では、現状、分娩費用だけで約20万円を持ち出している計算となる。</p> <p>最近の動きでは、国は、2022年1月以降の分娩から産科医療補償制度掛金を1万2千円に引き下げ、本人の受取額を4千円増やすとともに、医療機関から費用の詳しいデータを収集し実態を把握した上で増額に向けて検討することとしている。</p> <p>少子化対策は国としての「未来への投資」と捉えるべきで、そうであるならば現在の分娩費用を基としての一時金を算定しての増額に留まらず、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるために大幅な増額を行い、成育基本法の理念に基づき、子どもの成長に応じたきめ細かい支援こそが有効な少子化対策と考えるところである。</p> <p>折しもコロナ禍のなか婚姻件数及び妊娠届け出数に減少傾向がみられ、本年の出生数は80万人を割り込む可能性も指摘されており、コロナ禍での情勢を国難と考えれば非常時の思い切った対応が望まれる。</p> <p>よって、国に対して、出産育児一時金を引き上げることを強く求めるものである。</p> <p>なお、文案の作成並びに提出の諸手続きについては、議長に一任する。</p>		
提 出 先	政 府 ・ 国 会		

重 力		言 義
提 出 者 提 出 年 月 日		農 水 経 済 委 員 会 令 和 3 年 1 2 月 1 0 日
種 類	意 見 書	
件 名	国営諫早湾干拓事業潮受堤防排水門を開門しないとの方針を堅持した上で真の有明海再生を目指すことについて	
要 旨	<p>国営諫早湾干拓事業は、諫早大水害をはじめ、多くの自然災害を経験した地元の方々にとって、その事業完成後は防災効果が十分に発揮され、昨年7月及び本年8月の豪雨時も大きな被害はなく、ようやく高潮や洪水の危険から解放されて、安全・安心な生活を手に入れることができた、大変評価されている事業である。</p> <p>また、国営諫早湾干拓事業潮受堤防排水門の開門問題を巡る訴訟においては、平成22年12月の福岡高裁開門確定判決の後、開門しない方向での司法判断が重ねられており、令和元年6月には、最高裁から「開門を認めない」との方向性が示されたところである。</p> <p>国においても、平成29年4月に、農林水産大臣談話で「開門しないとの方針」を明確にして問題解決に臨むと表明され、今回の請求異議訴訟の差戻審においても、開門によらない基金による和解を目指すことが最良の方策であることに変わりはないとされている。</p> <p>長崎県議会においては、これまでも、国に対して、地元へ重大な影響・被害が及ぶことの決してないよう、開門することなく開門問題を早期に解決し、真の有明海再生を目指すよう求めてきたところである。</p> <p>よって、国に対して、これまでの経緯を踏まえて出された令和元年6月の最高裁決定を十分尊重するとともに、地元の意向を踏まえ、開門しないとの方針を堅持した上で、真の有明海再生を目指すことを強く要望するものである。</p> <p>なお、文案の作成並びに提出の諸手続きについては、議長に一任する。</p>	
提 出 先	政 府 ・ 国 会	

総務委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和3年12月14日

総務委員会委員長 大場 博文

議長 坂本 智徳 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 130 号 議 案	長崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例	原案可決
第 131 号 議 案	長崎県税条例の一部を改正する条例	原案可決
第 132 号 議 案	ながさき森林環境税条例の一部を改正する条例	原案可決
第 133 号 議 案	長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 134 号 議 案	長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第 138 号 議 案	当せん金付証券の発売について	原案可決
報 告 第 25 号	和解及び損害賠償の額の決定について	承 認

計 7 件 (原案可決 6 件、承認 1 件)

2 請 願

番 号	件 名	審査結果
第 3 号	長崎県への I R 誘致と区域認定申請の中止を求める請願	不 採 択

計 1 件 (不採択 1 件)

議員派遣の件（案）

下記のとおり議員を派遣する。

令和3年12月21日

記

九州各県議会議員交流セミナー

- 1 目的 九州各県議会議員が一堂に会し、共通する政策課題等についての情報や意見の交換を行うことにより、政策提案能力その他議会機能の充実に努めるとともに、議員間の親睦を深め、ともに九州の一体的な発展と地方主権の確立を目指す
- 2 期 日 令和4年2月3日（木）から
令和4年2月4日（金）まで (2日間)
- 3 派遣先 佐賀県
- 4 派遣議員名 深堀ひろし 中島 浩介 坂本 浩 宮本 法広
石本 政弘 浦川 基継 北村 貴寿 千住 良治
坂口 慎一 清川 久義

令和3年11月定例会議会閉会中 委員会付託申出一覧表

委 員 会 名	付 託 事 件
総 務	<p>委員会、現地調査及び要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理、防災、消防、危険物の規制等に関する事項について ・重要施策の企画及び総合調整に関する事項について ・特定複合観光施設（ＩＲ）に関する事項について ・職員の人事、勤務条件、給与、福利厚生等に関する事項について ・行政改革、情報公開等県の行政一般に関する事項について ・県の予算、財政、県税その他の財務に関する事項について ・政策評価に関する事項について ・公有財産に関する事項について ・秘書、広報及び広聴に関する事項について ・地域・行政情報化その他他部の主管に属しない事項について ・離島・半島及び地域の振興に関する事項について ・県内市町の行政、財政、選挙に関する事項について ・土地対策に関する事項について ・交通運輸に関する事項について ・県庁舎の跡地活用に関する事項について ・出納及び物品調達に関する事項について ・議会事務局に関する事項について ・監査事務に関する事項について ・人事委員会に関する事項について ・労働委員会に関する事項について ・警察の組織及び運営に関する事項について ・交通安全、防犯対策の推進に関する事項について ・公安委員会に関する事項について
文 教 厚 生	<p>委員会、現地調査及び要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校及び県立大学（公立大学法人）に関する事項について ・福祉保健行政の企画及び総合調整に関する事項について ・社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査に関する事項について ・医療政策に関する事項について ・医療人材の確保等に関する事項について ・薬務行政に関する事項について ・国民健康保険等に関する事項について ・高齢者施策の推進に関する事項について ・障害者施策の推進に関する事項について ・原爆被爆者対策等の推進に関する事項について ・子どもに関する総合的な施策及び調整に関する事項について ・教育委員会に関する事項について ・教職員の定数、勤務条件及び福利厚生等に関する事項について ・県立学校の施設及び設備に関する事項について ・義務教育及び高校教育に関する事項について ・特別支援教育に関する事項について ・生涯学習に関する事項について ・学芸文化に関する事項について ・保健体育に関する事項について ・競技力の向上に関する事項について

委 員 会 名	付 託 事 件
観 光 生 活 建 設	委員会、現地調査及び要望活動 <ul style="list-style-type: none"> ・文化振興に関する事項について ・世界遺産に関する事項について ・観光振興に関する事項について ・物産流通振興に関する事項について ・国際関連施策の推進に関する事項について ・スポーツ振興に関する事項について ・県民生活及び環境に関する施策の企画及び総合調整に関する事項について ・県民との協働推進等に関する事項について ・人権・同和問題に関する事項について ・男女共同参画に関する事項について ・交通安全の企画、交通安全運動等に関する事項について ・統計に関する事項について ・生活衛生に関する事項について ・食の安全・安心及び消費者行政に関する事項について ・環境保全等に関する事項について ・生活排水対策及び水資源政策に関する事項について ・廃棄物対策に関する事項について ・自然環境に関する事項について ・道路及び河川に関する事項について ・まちづくりに関する事項について ・土砂災害対策に関する事項について ・住宅及び建築に関する事項について ・県土地開発公社に関する事項について ・県住宅供給公社に関する事項について ・県道路公社に関する事項について ・港湾、空港その他土木に関する事項について ・県営交通事業に関する事項について
農 水 経 済	委員会、現地調査及び要望活動 <ul style="list-style-type: none"> ・産業の振興に関する事項について ・労働に関する事項について ・産業技術の振興に関する事項について ・水産業に関する事項について ・漁港漁場に関する事項について ・農業に関する事項について ・林業に関する事項について
予 算 決 算	委員会、要望活動 <ul style="list-style-type: none"> ・一般会計、特別会計及び企業会計予算並びに決算について
議 会 運 営	委員会、現地調査及び要望活動 <ul style="list-style-type: none"> ・議会の運営に関する事項について ・議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について ・議長の諮問に関する事項について
離 島 ・ 半 島 地 域 振 興 特 別	委員会、現地調査及び要望活動 <ul style="list-style-type: none"> ・離島・半島地域振興対策 ・有人国境離島法対策 ・離島地域航路・航空路対策 ・再生可能エネルギー振興対策
観 光 ・ I R ・ 新 幹 線 対 策 特 別	委員会、現地調査及び要望活動 <ul style="list-style-type: none"> ・I R 対策 ・新幹線対策 ・観光振興対策 ・国際戦略
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 ・ 経 済 対 策 特 別	委員会、現地調査及び要望活動 <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策 ・医療体制維持対策 ・経済活性化対策 ・生活安全対策
県 議 会 議 員 定 数 等 調 査 特 別	委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・県議会議員の定数、選挙区及び各選挙区別議員数に関する調査